

# **令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会**

## **会 期 日 程**



令和7年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和7年9月9日開会～9月19日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	9	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告（議長の動静） (2) 行政報告（町長） ○報告 3件（報告～補足説明～質疑～終結） ○質問 1件（提案理由説明～答申） ○議案 7件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○認定 6件（提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託）	
〃	10	水	本会議	○一般質問（杉山議員、清議員、美島議員 3名）	
〃	11	木	本会議	○一般質問（福留議員、牧本議員、井上議員 3名）	
〃	12	金	特別委員会	○令和6年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (現地調査)	
〃	13	㊁	休 会		
〃	14	㊂	休 会		
〃	15	㊃	休 会		
〃	16	火	特別委員会	○令和6年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内審査)	
〃	17	水	特別委員会	○令和6年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内審査)	
〃	18	木	休 会	委員長報告作成	

			全員協議会	○全員協議会	
9	19	金	本会議	○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

# 令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 9 月 9 日



令和7年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第4号 令和6年度健全化判断比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第5 報告第5号 令和6年度資金不足比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第6 報告第6号 令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告書（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第7 質問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めるについて（提案理由説明～答申）
- 日程第8 議案第40号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第41号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第42号 令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第43号 令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第44号 令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第45号 令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第46号 令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 認定第1号 令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第16 認定第2号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

- 日程第17 認定第3号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第18 認定第4号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第19 認定第5号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第20 認定第6号 令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記實 夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町原本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

## △開会（開議） 午前10時00分

○議長（前徹志議員）

ただいまから令和7年第3回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

## △日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、美島盛秀議員、井上和代議員、予備署名議員に久保量議員、大河善市議員を指名します。

## △日程第2 会期の決定

○議長（前徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月9日から9月19日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月9日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしております日程表のとおりであります。

## △日程第3 諸報告

○議長（前徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和7年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしておりますとおりであります。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和7年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（伊田正則君）

町民の皆様、おはようございます。本日、ここに伊仙町議会定例会の開催に当たり、町民の皆様

が日頃より町の運営に参画されていることに感謝申し上げます。また、議員の皆様におかれましても、お忙しい中、本日の会議にお繰り合わせ出席いただきましたことに対し感謝申し上げます。本定例会が町民の声に耳を傾け、実りある定例会となりますよう期待しております。

さて、6月30日、トカラ列島近海を震源とする地震や7月以降、大雨、台風、突風による自然災害が起き、多くの方々が犠牲になられました。被災された方や亡くなられた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、被災した方々や被災地域におかれましては、一刻も早い復旧・復興を目指し、日常生活が戻ってくることをお祈り申し上げます。

それでは、行政報告に移らせていただきます。

行政報告につきましては、配付しております資料等を参考にしていただきたいと思いますが、主なところだけ報告させていただきます。

まず、6月18日、健康・美・長寿推進協議会第1回シンポジウム in 京丹後市というのがあります。全国の13自治体が選ばれてパネルディスカッションということで、それぞれの地域の地区のPR等をさせていただきましたけど、全国1,718市町村、合計してある中で、この13の自治体の中に伊仙町が選ばれたということは、本当に光栄なことだと思っています。この伊仙町のすばらしさ、魅力等をこのシンポジウムでも世界に向けて発信できたかなと思っております。

それから次に、6月22日、伊仙町地域女性連総会ミニミニ運動会がありました。地域女性連の活動が、より活発になり、充実した取組を見ることができました。

それから、6月29日、下のほうですが、第38回2025トライアスロンIN徳之島大会が行われました。これも、女性連または中高生、それから地域の方々のボランティア、それから役場職員の協力の下で実りある大会ができたと思っております。

次に、7月4日、大阪観光局溝畑氏のラジオ番組電話出演というがあります。東京、関東を中心に放送しているラジオ番組に伊仙町だけが選ばれて、ラジオでの伊仙町のPRという時間をいただきました。短い時間でしたけど、この放送によって伊仙町が関東一円に、聞いている人たちは聞けたのではないかと思っています。

それから、7月7日月曜日、サツマイモ流通に係る打合せ、関係機関等の訪問と、那霸市とありますが、ジャガイモが終わった後の間作物、または連作物をどうするかということで、徳之島の農作物を沖縄に輸出するための連携に、どういう課題を解決すれば実現していくかというような話合いがなされました。

それから、7月18日、ディスカバー徳之島夏の商談会というがありますけど、これも徳之島の農産物、食材の活用、販路拡大等の狙いで、ホテルオークラでバイヤーさんたちに徳之島の農産物、食材等のPRをさせていただきました。すごくいい感触で、徳之島の特に伊仙町のサンゴが隆起したところで育った野菜、それから、それを食べている牛、豚等のPRが積極的にできたかなと思っております。

それから、7月30日、奄美群島振興開発の推進に関する要望活動意見交換会というのがありま

たけど、ここは国土交通省を中心に、また農林水産省とか、いろんな省庁を回らせていただきまして、国土交通省では、奄美と沖縄の連携、それから航路・航空路の運賃助成及び改善、それから農産物の輸送運賃の軽減、農産物の輸入輸出の連携、それから人的交流の連携というような話が中心になったと思っています。

それから、次の8月6日、中野国土交通大臣の奄美大島視察に伴う意見交換会がありました。前回の要望活動に合わせて、すぐ奄美入りをしてくれたということが、中野国土交通大臣の本気度を感じることができました。この中では、直行便、航路・航空路の運賃、それと準住民と呼ばれる学生さんや、また、介護等を必要とする方たちの補助等の話しもなされました。

それから、8月19日、中野国土交通大臣が、今度は徳之島入りをしていただきましたので、徳之島では、伊仙町としては、面縄港の建設についてと農作物連携についての話をさせていただきました。その後、次の日には、なくさみ館、犬田布岬と一緒に視察することができました。

それから、下のほうに飛びまして8月25日、8月27日、伊仙町合同中学校野球準優勝の表敬訪問、それから、離島甲子園徳之島選抜準優勝の表敬訪問というのがありました。子どもたちが島から離れて外の世界でいろいろ体験をすることが、本人たちの自信やまた自己肯定感、これから必要であろうとする主体性の能力を高めるために大いに役立ったかなと思っています。

また、伊仙町合同につきましては、11月にあります九州大会の出場権も得ていますので、この後の活躍をさらに期待したいなと思っております。

最後に、9月3日、沖縄振興調査会それから奄美振興特別委員会合同会議、または奄美振興特別委員会の単独の会議がありましたけど、この会合も今までなくて、異例の初めて開催された会議だということで、2026年の奄美振興関係の当初予算について、これをどう実現に向かっていくかということで意見交換がありました。昨年度より大幅にアップされた事業予算案に対して、どのような取組をすることによって実現が図られるかということで話がありました。

以上、ここで報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 報告第4号 令和6年度健全化判断比率

△ 日程第5 報告第5号 令和6年度資金不足比率

○議長（前 徹志議員）

日程第4 報告第4号、令和6年度健全化判断比率、日程第5 報告第5号、令和6年度資金不足比率について、2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

報告第4号及び報告第5号は、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率につきまして、地

方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率9.8%、将来負担比率87.6%となりました。

公営企業会計においては、資金不足比率がなかったことを報告いたします。以上で、報告を終わります。

○議長（前　徹志議員）

報告第4号、令和6年度健全化判断比率について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永　英樹君）

それでは、報告第4号、令和6年度健全化判断比率について説明いたします。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

令和6年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをご参照ください。

左側の表に一般会計等として、一般会計等の実質収支額が380万5,000円で黒字となっております。一般会計以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計において、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支額も黒字であるため、成果説明書3ページの実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書5ページをお開きください。

実質公債費比率の状況を示してございます。上段の①から⑯の指数により実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと令和6年度は9.54134となり、令和5年度においては10.03354、令和4年度においては9.90257となっており、この3年間の平均した数値9.8が実質公債費比率ということになります。

次に、成果説明書6ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高89億9,143万5,000円、債務負担行為に基づく支出予定額2億9,296万9,000円、公営企業等への繰入見込額12億8,746万1,000円、一部事務組合等への負担見込額6,842万8,000円の合計が下段の将来負担額Aの106億4,029万3,000円であります。

充当可能財源等として、基金19億6,219万3,000円、家賃収入等の特定財源6億5,648万6,000円、交付税で算定される基準財政需要額の算入見込額49億6,680万6,000円の合計が下段の充当可能財源額等Bの75億8,548万5,000円となっております。

将来負担額Aから充当可能財源等Bを差し引いた金額は30億5,480万8,000円であります。

標準財政規模Cから先ほど実質公債費比率の状況の表の中、⑨、⑩、⑪の算入公債費等の額Dを差し引いた金額が34億8,688万2,000円となります。

表中AマイナスB30億5,480万8,000円から、CマイナスD34億8,688万2,000円を除した数値が将

来負担比率となるため、令和6年度決算における将来負担比率は87.6%となり、令和5年度より1.6ポイントの比率減となりました。

令和6年度監査意見書の9ページをお開きください。

下段中央部からであります、「早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるように、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、将来負担比率が増加しないように健全なる財政計画を進めるよう要望する」との意見に鑑み、健全なる財政計画を推進してまいりたいと考えております。以上で、報告を終わります。

○議長（前　徹志議員）

報告第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号、令和6年度健全化判断比率については、これで終結します。

報告第5号、令和6年度資金不足比率について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永　英樹君）

続きまして、報告第5号、令和6年度資金不足比率について説明いたします。

成果説明書4ページをご参照ください。

右側の表に伊仙町上水道事業会計における剰余金を示しており、資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査意見書の23ページをお開きください。

5、結びとして、「事業計画に基づき、計画的な老朽施設の更新とダム・ため池以外の原水を確保し、水質を向上させておいしい水を供給し町民の健康を守ることと、未収金の徴収に努力し、今後も引き続き公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることを要望するものである」との意見に鑑み、対策に努めてまいりたいと思います。以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

報告第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号、令和6年度資金不足比率については、これで終結します。

△　日程第6　報告第6号　令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告書

○議長（前 徹志議員）

日程第6 報告第6号、令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

報告第6号につきまして、令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課より説明させていただきます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第6号、令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告書について、補足説明があればこれを許します。

○教委総務課長（町本 勝也君）

令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告について補足説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会活動の点検評価を行っております。中身といたしましては、2回の外部評価を交え、委員の方々から各事業について評価いただき、各事業ごとの意見をしたためたものを報告書に記載しております。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第6号について質疑を行います。

○3番（大河 善市議員）

令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告について質問したいんですが、ページ数が28ページ、体育スポーツ活動の促進ということで、担当課による評価の現状ということで、当局が町民体育祭について世代別の人団減少が見られ、競技別参加者の減少傾向が見られる。対策として競技種目の見直しを行い、町民参加の開催を目指し取り組んでいるという記載があることについて伺いますが、少子高齢化が進んでいる中で、現状、伊仙町の体育祭のプログラムを見てみると、校区対抗でプログラム集で20競技がありますが、このうち走る競技がおおむね12競技というふうな中で競技運営がなされている現状ですが、競技種目の見直しをして町民参加を目指して取り組んでいるということありますが、現状どのような取組を行っているかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

大河議員の質問にお答えいたします。

現状の取組といたしましては、町民体育祭の準備委員会の中におきまして、委員の皆さんと協議を重ねております。その中で現状の取組としまして、40歳代の方が出場するプログラムが少ないということで、今年度におきましては玉入れを40歳以上に変更したところでございます。

あと、町民の意見といたしまして、参加型のプログラムが少ないということで、こちらのほうも準備委員会の中において委員の皆さんに、そういった競技もしていただけるように事務局として進

めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

この問題について、先日、新聞等の報道もありましたが、宇検村のほうでは、現在の競う競技から全ての町民がしやすいスポーツイベント型の競技に変更をしているという記事もありましたが、やっぱり現状を見てみると、参加者が少ないと、高齢者の競技をもうちょっと増やしたりして、現在、義名山グラウンドを使っているグラウンドゴルフ等をなされている方の競技が非常に盛んに行われていますが、このような方々の高齢者の皆さんへの参加を増やす工夫とかなされて、走る競技をもうちょっと少なくしたり、今、一番元気があるグラウンドゴルフをされている方等の競技を行ってはいますが、他にこのような方々が参加をする対策等も必要じゃないかと思っておりますが、この辺についてどう考えるかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、現在、高齢者が参加できるプログラムというのが少なくて、走る競技がメインとなっておりまして、対抗型から参加型に変えていくには時間がかかると思います。議員がおっしゃったとおり、たしか瀬戸内町だったと思いますけど、参加型のスポーツフェスティバルに変更しております。そういう形で変更していくのは、いきなり変更というのは難しいと思いますので、事務局のほうとしましては、準備委員会のほうで委員の皆さんにそういった協議も働きかけて進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、改革等をして多くの方が参加できる体制づくりを要望したいと思います。

次に、令和5年から徳之島3町で離島甲子園に参加をしていらっしゃいますが、先ほど町長の報告でもありましたが、令和7年度に宮古島大会で徳之島3町の合同チームが準優勝の成績を收めておりますが、離島甲子園の徳之島開催について、事務局が伊仙町にあるということを伺っておりますが、そういう徳之島に誘致をする考え等がないかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

事務局が伊仙町ということではなくて、今年度、3町の実行委員会が3町の持ち回りで事務局として今動いているところですけど、令和5年度が天城町、令和6年度が徳之島町、今年度が伊仙町の事務局でございました。

3町で誘致ということになりますと、3町全体で、徳之島全体で事務局を引き受けないといけないと考えております。その中で、3町の実行委員会の中で協議は進めているところですが、当初は令和8年度、来年度誘致に向けて協議を始めたところですが、財政面や準備等、宿泊場なり交通手段の関係上、まだ準備のほうができるないということで今、協議している段階では、令和9年度誘致できないかというふうなところで進めているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、伊仙町においては、義名山グラウンドを野球場として整備をなされていますが、整備をなされている中で、今おっしゃった次回の大会等で義名山の野球場について、この大会等が、催し等ができるのか、あの球場で伊仙町にも野球競技ができるかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

野球の競技自体は、義名山のグラウンドのほうを整備いたしましたので、競技はできると考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、義名山グラウンドについては、今年の町民運動会において多くの町民の皆様が利用して、グラウンドが新しくなったということでできますが、先ほどもありましたが、郡民体育大会で青年のほうの野球チームが準優勝というすばらしい成績を収めておりますので、ああいう立派な野球場ができておりますので、ぜひオープニング的なものを、社会人野球もいい成績も收めたりしておりますので、せっかくこういう球場等もできておりますので、そういう考え方等がないか伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

離島甲子園におきましても、町の伊仙町合同チームの中学生野球にしましても、いい成績を収めておりまして、社会人のほうにおきましても、大島地区大会において準優勝といいい成績を收めております。

その中でまだ整備ができていない段階での大会出場でいい成績を収めておりますので、また、これから整備が終わりましたので、よりよい成績が出せるように活用していただきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、基本方針に向けた環境ということでお尋ねをしたいと思います。

スポーツ活動を通じ町民全体の健康増進を図るため、施設整備及び島外大会出場の旅費等の軽減を行い、スポーツ活動の振興に努めるようという記載がありますが、これについて伺いたいと思います。

島外大会出場についての全ての方に旅費等が支給されるのか、また対象外のものもあるのかどうかをまず伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

全ての大会というわけではございませんが、スポーツ少年団におきましては、勝ち上がりの大会におきましては、県大会、九州大会、全国大会に対して助成をいたしております。地区大会に関しましては、交歓大会などに関しましては町のスポーツ少年団のほうから助成しており、一般の地区大会に関しましては、体育協会のほうから7割程度の助成をさせていただいております。

○3番（大河 善市議員）

令和7年度にこのような大会で島外の大会に出た中で、旅費等が支払いができないような競技等があったのかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

旅費等の支払いができなかつたということはないと思います。こちら申請制度になっておりますので、申請をいただいた団体に対しましては全て助成をいたしているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。

最後に、令和7年度に義名山公園一帯の整備事業について一般質問等もしましたが、公共トイレの整備及び休憩所整備事業の現在の進捗状況等について、最後伺って終わりたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

現在の進捗状況ですが、今年度、公園横のトイレの新設と休憩所の新設を予定しておりますが、現段階で設計まで完了したところでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○11番（福留 達也議員）

今の1ページから2ページにかけて、去年の決算議会か、おととしの決算議会でも聞かれていたと思うんですけども、この学力の状況調査、小学校に関しては全ての科目において県平均以上だと、これが中学になると、とんと下がって全ての教科に関してその平均以下になると。この原因は何かと言われたときに、以前もあったと思うんですけども、小学校においては指導力がきちんとされていると、中学校に関しては、今回の現状にも書かれておりますけれども、指導方法の改善が急務だと同じようなことだと思うんですけども、教育委員会として毎年こういったのが出てくると思うんですけど、原因は何だと思っておりますか。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

この学力向上につきましては本町の大きな課題でもあります、小学校においてはこれまで指導

法改善の結果が成果として現れているものと捉えているところです。

ただいまありました中学校におきましては、指導法改善等が急務であると。具体的に教科間であったり、校種間の格差、そういうものの是正については、今後も課題であると考えているところです。教育委員会といたしましても、各学校において学力向上を見据えて研修会等の充実を図っているところでございます。

また、実際、生徒・子どもを見てみると、中には学習に対する意欲がちょっと低いのではないかという傾向も見られます。ですから、そういう子どもたちに向けて進路指導の充実であったり、また、キャリア教育の充実を図りながら子どもたちに将来を見据えた目標、そういうものをしっかりと持たせることによって、そのことが学習する意欲につながっていくのではないかなどと考えております。そのこと自体が町全体としての中学校の学力向上にもつながっていくのではないかなどと考えているところです。今後、充実した取組を進めてまいりたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

確かに今、教育長がおっしゃった、そういうことだと思いながら聞いておりました。以前、一般質問でもしたことがあるんですけれども、例えば、この伊仙中学校、ものすごい風紀が乱れていると。一生懸命勉強したいと思ったって授業中にがやがやして、そういう生徒指導がないんだけども、本当に学びたいという子が学べる環境にないと。これ一般質問でもしましたし、また全協でも話題になったことがあって、こういった学校が乱れるというのは、全国はあちこちいろんな事例が恐らくあるだろうと、ある議員からも指摘されておりましたけれども、この風紀の乱れに対して、本当にいろんなことを調べて、いろんな全国の事例を調べて改善していく、そういう取組は行われておりますか。

#### ○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

以前からご質問のとおり学校の問題がございましたが、現在、中学校のほうでも別室での授業であったり、教育委員会としても支援員さんを2学期から1名増員しております。そういう方々を活用して生徒が落ち着いた環境で学習が取り組めるようにということで、2学期からは新しいやり方というところで学校のほうも対応している状況でございます。

#### ○11番（福留 達也議員）

ぜひ真剣に考えて、早急に取り組んで授業を受けたいという子に授業を受けられない、そういう環境というのは改善していかなければいけない大問題だと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

最後に、小学校は県平均より全ていい、中学校は全て悪いと言うんですけども、これ町内の中学校なり小学校などの学校間の格差というのはやはりあるんですか。平均して小学校はよい、中学校は平均してちょっと県より落ちる、そういうことですか、これ。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

今、学校間の格差といったご質問でございましたが、小学校につきまして結果等を見てみると、さほど格差があるといったような状況ではないと捉えております。中学校間におきましては、やや、ただいまありました生徒指導上の課題を抱えている学校等については、十分にその成果が出ていないといったような結果等は若干見られる傾向がありますが、そういったところを払拭して相互に、伊仙町全体としてお互いに連携を取ったり、情報を共有しながらということで、学校独自の取組ではなくて伊仙町としての取組ということで、今、校長会等で連携を図って取り組んでいるところでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

今の質問と関連します。同じ質問になるかと思いますが、この表を見てみると、先ほど福留議員のほうからもありましたが、小学校では県平均並みの示しているということで、中学校で若干落ちているということですが、このことについて、これは伊仙町のみこういう傾向なのか、徳之島あと2町もこういうような状況なのか、お分かりであれば教えていただきたいと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

他町、他地区につきましては、十分に把握していないところでございます。先ほどののは、伊仙町の現状ということでございます。

○6番（佐田 元議員）

これが、他の町は分からぬということですが、伊仙町の現状はこういうことであるということですが、私が思うのは、小学校ではいい成績でして、がたと中学校に入った途端に学力が落ちる、この原因をやっぱり追求していかなければいけないんじゃないかなという思いがします。

これは実施したのが4月実施ですかね。約1年足らずでこんなにまで差が出るのかなという思いがしてなりません。それと、令和5年度として数字的に横ばいなのか、向上しているのか、お伺いいたしたいと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

令和5年度のデータについては、こちらのほうに手持ちはございませんが、中学校と小学校といったところでは、小中連携という形で、小学校は小学校、中学校は中学校という形ではなくて、お互いに情報連携をしながら学習指導なり、他の活動であったり進めているところでございます。ですから、小学校がというような捉え方では、そういうふうには思ってございませんので、連携しながら進めているということでご理解いただければと思います。

○6番（佐田 元議員）

令和5年度の状況、小学校6年、中3の国語、算数の正答率等を、ちょっと去年のを引き出しますと若干、国語も0.何%なんですが、若干、算数も上がっているようです。中学校が国語が86で去年は84.3ということで、若干上がっているようでございますが、このようにして若干上がっているのは数字に見ておりますが、そこでお伺いしたいのは、今後の展望としてこれ書かれていることが去年も同じようなことを書いてあるんですよね。管理研修会をはじめ、各種研修会等を通じて指導や協議の時間を設定し、教職員の資質向上の技術を図っていくとか、また地区公開研究会では町内外の教職員と授業を通じた研修会を実施すると。去年も同じようなことを書いてありますが、これは実施した、何回ぐらいこのような研修会をしたのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

全て学力向上に関する研修、様々ございますが、その中で表記しているものとしては5ページのほうをお開けください。

前年度の実績等書かれていますが、5ページの中段のほうに事業実績成果ということで、学力向上推進協議会、また町校長研修会や町教頭研修会、そして地区の公開研究会、また国の事業を活用した研修会を含めて回数が記載しております。

こういった協議会を含め、研修会を定期的に年度ごとに開催しておりますので、記載してあるとおり、各種研修会を通じて教職員の先生方の指導力向上に努めていければというふうに考えております。

○6番（佐田 元議員）

ありがとうございました。

このようにいろいろ学力向上するために、教職員、また教育委員会はじめ、努力していることが分かるような気がいたします。ぜひ、このような研修会等を回数多く持ち、そしてまた伊仙町の子どもたちの学力が少しでも向上するように願いまして質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

6ページ、教育のICT化を行い児童生徒及び教職員の資質向上を図る。2、校務のDX化を行い、学校教育委員会職員及び教職員の校務負担軽減を図るとあります。その下のほうで、事業コストあるいは事業実績を見てみると、令和4年度、5年度は190万、180万と出ている、令和6年度は75万4,000円と少なくなっているんですが、これは何か原因があるんですかね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

令和5年度までには学校が活用している校務支援システムSee-Smileといったシステム

であったり、スズキ校務、そういうものの整備が令和5年度まで行われておりました。そこは導入が完了しておりますので、令和6年度につきましては、そういう経費も下がっているということになります。

○7番（清 平二議員）

5年度でそういう事業が完成したということですけども、その下の事業実績を見ると、やはり4年、5年、6年と1回しかやっていないんですけども、これはこの5年で終わりなんですか。私は続けていかないといけないと思うんですけども、なぜこれが続けられなかつたのか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

システムの導入当初、やはり学校の先生方も操作方法であったり、使い方、といったところの知識がありませんでしたので、このシステム導入当初、導入前については研修会を行いまして、操作方法であったり、その活用方法を教職員の先生方に周知をしているところであります。

令和6年度につきましては、一定程度、前年度以前の知識がございますので、研修会については年度当初の1回、それで十分学校の現場のほうでは対応ができるというふうに認識しております。

○7番（清 平二議員）

学校においては転入転出、そういう方々がいらっしゃると思いますので、やはり転入してきた先生方にも、こういう研修会を通じて伊仙町のICT研修会とかそういうものをやらなくてもいいのか。転入してきた先生方は、もう前任校でそういう研修が十分されていると思っているのかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

鹿児島県下においても、この校務支援システムの活用というところは、ある程度統一化されてきているかと思いますが、清議員のおっしゃるとおり、市町村によっては若干やり方が異なる方式を取っているところもございますので、転入してきた先生方には、改めてこういった研修は必要であると考えております。担当者のほうからもこのS e e — S m i l e 等を活用してシステムの使い方であったり、また、随時、先生方から質問があるときには丁寧にお答えをしている状況でありますので、議員のおっしゃるように、転入してきた先生方も困らないような形で支援を行っていきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

その事業の方向性というところもありますけども、やはり人材確保、こういうものをして、ぜひ予算の減額は教育行政においては、私はあまり減額するのは望まないんですよ。やはり前年度と同じぐらいの予算は確保して、こういう事業が進められるように、ぜひしてほしいと思います。

それから、8ページの基礎学力向上あるいは教職員の資質向上とありますけども、やはりこの基礎学力の向上、特に中学生が先ほどから学力が落ちているということを言っていますので、こういうことに教育委員会としても人材を確保して、その中学校の生徒が、せめて県下で最下位じゃなく

て、やっぱり95点あたりまで行くように努力してほしいと思いますので、この基礎学力の向上とか教職員の資質向上とかいう点において何か目標があれば教えていただきたいです。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

何といっても、やはり子どもたちに基礎学力をきちんと身につけさせるというのは教職員の責務でもあると捉えているところでございますが、そうしたところで教職員の資質向上につきましては、県下どこでも同じかと思いますが、毎年、先ほど研修会の回数等にも話題に上がりましたが、それぞれ学力向上推進委員会であったり、そういうところを繰り返し研修会を積むことによって職員相互の資質も向上しますし、また、町として教育講演会等の全体でそういう講演会等も実施して、お互いの資質向上に寄与しているんじゃないのかなと捉えているところです。

○7番（清 平二議員）

10ページ、学力向上プログラムとありますけども、タブレットを1人1台は持っていると思うんですけども、これは家庭に持ち帰りはしているのかどうか、学校だけで使っているのかどうかお尋ねします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

学校によっては持ち帰りを行っていたところもございますし、町内の学校を統一して全て持ち帰りをしているという状況ではございません。

○7番（清 平二議員）

やっぱり今、情報化の時代ですので、教育委員会として統一して、今の子どもたちはこういうタブレットとか非常に使うのが上手であり、私たちも見習わなくてはいけない点がありますので、ぜひ持ち帰りをして学習させ、また、その保護者や私たち、なかなかならないあれですので、子どもたちから習うということができますので、ぜひタブレットは持ち帰りをさせて、その学力向上に寄与されることをお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号、令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告書については、これで終結します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時15分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△　日程第7　諮問第1号　人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めるについて

○議長（前　徹志議員）

日程第7　諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田　正則君）

諮問第1号について提案理由の説明をいたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者として、中村洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。

中村氏の経歴等につきましては、別紙記載のとおりであります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩　午前11時18分

---

再開　午前11時19分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諮問第1号についてお諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めるについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

△　日程第8　議案第40号　伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

△　日程第9　議案第41号　伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（前　徹志議員）

日程第8　議案第40号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9　議案第41号、伊仙町肉用牛特別導入事

業基金条例の一部を改正する条例について、2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第40号から議案第41号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第40号は、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

議案第41号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例です。これにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第40号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、仕事と育児のさらなる両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員がこの年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう部分休業の見直しを行い、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定める条例改正となっております。

主な改正内容としましては、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例においては育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等の条文化、伊仙町職員の育児休業等に関する条例においては、部分休業の取得形態の見直しとなっております。施行期日は令和7年10月1日であります。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第41号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（橋口　智旭君）

議案第41号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

条例中、第2条第1項中、7,881万7,000円を7,884万2,000円に改めるものでございます。

基金の額の変動要因としては、利子の収入によるものです。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第41号について質疑を行います。

○14番（美島　盛秀議員）

質疑というよりもお願いなんですけども、これは利子に関する金額の補正ということなんですけども、条例ということなんんですけども、これ、条例の内容がつけられていないんですけども、次からその条例の内容も付け加えて分かりやすいようにしていただきたいと思うんですけども、どうですか。条例が分かりやすいように。

○総務課長（寶永　英樹君）

お答えいたします。

先ほどの育児休業等の条例改正もそうなんですが、条例改正の議案を上程する際には、改め文形式としてこのような形で条例改正案を上程しております。条例全文につきましては、それぞれ例規集等に掲載されておりますので、添付はしてございません。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○14番（美島　盛秀議員）

この第2条第1項中とありますので、この第2条1項中というのを附則としてつけてもらえば見やすいと、理解しやすいということですので、ぜひそういう議会に理解しやすいような、分かりやすいような方向で提出していただきたいと思います。

○総務課長（寶永　英樹君）

お答えいたします。

条例改正等の上程の方法につきましては、また今後検討していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第41号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △　日程第10　議案第42号　令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）
- △　日程第11　議案第43号　令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- △　日程第12　議案第44号　令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △　日程第13　議案第45号　令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △　日程第14　議案第46号　令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

○議長（前　徹志議員）

日程第10　議案第42号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、日程第11　議案第43号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第12　議案第44号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13　議案第45号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第14　議案第46号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、5件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を5件一括して求めます。

○町長（伊田　正則君）

議案第42号は令和7年度伊仙町一般会計、議案第43号は令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計、

議案第44号は令和7年度伊仙町介護保険特別会計、議案第45号は令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第46号は令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じましたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第42号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永　英樹君）

それでは、議案第42号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額74億1,621万1,000円に、歳入歳出それぞれ3億8,583万円を増額し、歳入歳出予算の総額を78億204万1,000円とするものであります。

予算書8ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。また、歳入の詳細については10ページから13ページをご参照ください。

1款町税、補正前の額3億6,404万8,000円に1項1目1節現年課税分872万1,000円を増額し、補正後の額を3億7,276万9,000円とするものであります。

9款地方特例交付金、補正前の額72万3,000円に住宅借入金等特別税額控除減収補填分として91万2,000円を増額し、補正後の額を163万5,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額34億3,713万6,000円に普通交付税の額の確定に伴い1億4,979万7,000円を増額し、補正後の額を35億8,693万3,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,637万8,000円に畜産資材導入委託料農家負担金52万8,000円を増額し、補正後の額を3,690万6,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,338万8,000円に公営住宅使用料滞納繰越分300万円を増額し、補正後の額を8,638万8,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額11億8,471万9,000円に2,223万3,000円を増額し、補正後の額を12億695万2,000円とするものであります。

主な要因として、2項1目1節総務費国庫補助金において重点支援地方創生臨時交付金3,174万4,000円の増額、2目3節児童福祉費補助金において地域診療情報連携推進費補助金103万4,000円の増額、4節地方改善施設整備費補助金1,100万円の減額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億5,922万3,000円から137万7,000円を増額し、補正後の額を5億6,060万円とするものであります。

主な要因として、2項2目3節児童福祉費補助金において子ども医療費補助金31万円の増額、4目5節水産業費補助金において離島漁業再生支援事業補助金19万5,000円の増額、3項4目1節

農業費委託金において奄美群島移動規制害虫特別防除事業113万4,000円の増額等によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,124万6,000円に1項2目1節利子及び配当金において肉用牛基金利子3万5,000円を増額し、補正後の額を1,128万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額4億1,549万6,000円に1項1目1節後期高齢者保険医療特別会計繰入金254万3,000円の増額、2項1目1節財政調整基金繰入金3億90万9,000円の減額、2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金においてきばらでえ伊仙応援基金繰入金活用事業130万3,000円の増額等、合計2億9,706万3,000円を減額し、補正後の額を1億1,843万3,000円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に令和6年度からの繰越金180万4,000円を増額し、補正後の額を180万5,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億9,702万8,000円に3項1目1節総務管理費雜入において退職手当組合調整還付負担金4億7,985万1,000円の増額、3目1節農業費雜入において直売所百菜売上げ収入633万5,000円の増額等、合計4億8,618万6,000円を増額し、補正後の額を6億8,321万4,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額7億3,300万円から830万円を増額し、補正後の額を7億4,130万円とするものであります。

主な要因として、1項1目2節民生債においてシルバーセンター運営補助事業過疎ソフト320万円の減額、地方改善施設整備事業債800万円の減額、子ども医療給付事業過疎ソフト170万円の増額等合計950万円の減額、2目1節土木債において社会資本整備総合交付金事業費130万円の増額、7目1節教育債において鹿浦小学校建設事業費1,120万円の増額、13目1節土木債において町道災害対策整備事業130万円の増額、2節農林水産業債において農地災害対策整備事業180万円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額74億1,621万1,000円に3億8,583万円を増額し、補正後の額を78億204万1,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は9ページでございます。また、歳出の詳細については、14ページから35ページをご参照ください。

なお、各款項目における1節報酬から4節共済費に係る補正については、8月1日復職を含めた人件費に合わせたものとなりますので、ご了承ください。

1款議会費、補正前の額8,376万4,000円に18節負担金補助及び交付金16万円を減額し、補正後の額を8,360万4,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額11億4,588万1,000円に4,209万5,000円を増額し、補正後の額を11億8,797万6,000円とするものであります。

主な要因として、1項1目総務管理費8節旅費において特別職旅費100万円の増額、15ページ、

2目財産管理費24節積立金において公共施設総合管理基金積立金4,115万9,000円の増額、3目交通安全対策費13節使用料及び賃借料、15節原材料費において交通安全施設整備に伴う経費合計100万円の増額、16ページ、8目企画費12節委託料において地方創生映画制作委託料200万円の増額、18ページ、23目健康自然交流が織りなす地方創生ワーケーション事業12節委託料において企画デザイン委託料150万円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億7,635万6,000円に1,695万7,000円を増額し、補正後の額を16億9,331万3,000円とするものであります。

主な要因として、19ページ、1項1目社会福祉費18節負担金補助及び交付金においてシルバー人材センター運営補助金320万円の減額、2目社会福祉施設費19節扶助費において医療介護障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業費618万2,000円の増額、21ページ、17目地方改善施設整備費14節工事請負費において1,900万円の減額、18目給付定額減税一体支援枠事業19節扶助費において定額減税補足給付金2,337万円の増額、22ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金においてシステム改修負担金206万8,000円の増額、5目子ども医療費19節扶助費において子ども医療給付事業200万円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億9,314万1,000円から1億5,173万3,000円を増額し、補正後の額を8億4,487万4,000円とするものであります。

主な要因として、1項保健衛生費4目予防費12節委託料において予防接種委託料232万円の増額、23ページ、2項清掃費1目清掃総務費24節積立金において一般廃棄物処理施設整備等基金積立金1億5,000万円の増額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額7億9,222万4,000円に3,914万3,000円を増額し、補正後の額を8億3,136万7,000円とするものであります。

主な要因として、24ページ、1項農業費4目農業総務費10節需用費において修繕料等654万9,000円の増額、5目特殊病害虫防除対策費10節需用費において消耗品費113万4,000円の増額、6目糖業振興費7節報償費において裁判謝金51万7,000円の増額、9目畜産振興費12節委託料において畜産資材導入委託料105万6,000円の増額、25ページ、17目農業支援センター運営費18節負担金補助及び交付金において新規就農研修支援事業費補助金112万2,000円の増額、24目直売所百菜運営事業費10節需用費において生産物購入費等2,426万5,000円の増額、2項農地費1目農地総務費14節工事請負費において185万円の増額、2目特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業10節需用費において修繕料131万円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額6,208万4,000円に23万7,000円を増額し、補正後の額を6,232万1,000円とするものであります。

主な要因として、1項商工費2目観光費10節需用費において修繕料52万2,000円の増額、27ページ、6目世界自然遺産保全事業18節負担金補助及び交付金において大阪・関西万博負担金20万円の減額等によるものであります。

8款土木費、補正前の額7億102万4,000円に1億986万4,000円を増額し、補正後の額を8億1,088万8,000円とするものであります。

主な要因として、28ページ、2項道路橋梁費2目道路維持費11節役務費において登記手数料300万円の増額、14節工事請負費において130万円の増額、4目社会資本整備交付金事業費16節公有財産購入費において用地購入費132万円の増額、29ページ、3項港湾費2目港湾整備事業費24節積立金において面縄港整備等積立基金積立金1億円の増額、4項住宅費1目住宅管理費10節需用費において修繕料107万円の増額、2目公営住宅建設事業費11節役務費において登記手数料150万円、16節公有財産購入費において用地購入費100万円の増額等によるものであります。

10款教育費、補正前の額12億6,885万2,000円から2,200万4,000円を増額し、補正後の額を12億9,085万6,000円とするものであります。

主な要因として、31ページ、1項教育総務費5目学力向上プログラム17節備品購入費35万円の増額、32ページ、2項小学校費11目学校建築費14節工事請負費において解体工事費1,500万円の増額、34ページ、7項保健体育費2目給食センター運営費10節需用費において修繕料等101万6,000円の増額、19節扶助費において学校給食用物資代450万円の増額等によるものであります。

歳出合計補正前の額74億1,621万1,000円に3億8,583万円を増額し、補正後の額を78億204万1,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。鹿浦小学校建築の継続費に変更が生じましたので、第2表継続費補正について説明いたします。

10款教育費、2項小学校費事業名鹿浦小学校建築費、補正前総額6億6,553万5,000円、年割額令和7年度4億8,190万5,000円、令和8年度1億8,363万円を補正後総額7億7,925万9,000円、年割額令和7年度5億3,570万5,000円、令和8年度2億4,355万4,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。第3表債務負担行為補正についてご説明いたします。

次項、定住促進住宅のリース料阿権団地2期、期間令和8年度から令和32年度まで変更前限度額1億8,300万円を変更後限度額2億130万円とするものであります。

続いて予算書7ページをお開きください。第4表地方債の補正についてご説明いたします。

1過疎対策事業債、限度額2億9,520万円を2億8,790万円に改めるものであります。

2辺地対策事業債、限度額4,480万円を4,610万円に改めるものであります。

7学校教育施設等整備事業債、限度額2億9,700万円を3億820万円に改めるものであります。

13緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,780万円を2,090万円に改めるものであります。

起債の補正前限度額合計7億3,300万円を補正後限度額7億4,130万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号について質疑を行います。

○3番（大河 善市議員）

それでは、令和7年度一般会計補正予算について再質、15ページ、款2総務費、目3交通安全対策節13重機借上料60万円、15交通安全施設作製資材費40万円について伺います。

これについてはガードレールの設置だと思われますが、当初予算ではなかった案件であります、新たに要望等が出て新たに設置するのか、また場所、どのぐらいの、100万円の金額でありますので、どのぐらいの距離の設置かを教えていただきたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

3目交通安全対策費の重機借上げ及び原材料費につきましては、おっしゃるとおり交通安全対策補助施設に係る経費であります。具体的にはカーブミラー2か所分、ガードレールが1か所分というふうに計上してございます。

○3番（大河 善市議員）

当初予算では500万円ほど計上されておりますが、令和7年度にガードレール設置及びカーブミラーの、集落からの要望また希望等で、どのぐらいの要望等があつて現在設置はどのぐらい行われているかを伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

令和7年度予算について、ガードレールやカーブミラーの設置については、区長会また、先般の子ども議会のほうでも交通安全対策ということで要望等はございます。

今、設置箇所についてはちょっと数については把握していないんですけれども、予算の範囲内において設置できる新規の設置箇所については新規で設置、または向きの調整などについてはその都度要望に基づいて行っているところであります。

今般、補正予算で計上してございますガードレール及びカーブミラーの重機借上げ、原材料費については、新たに新設として設置をする予定にしているものでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、29ページ、款8土木費、この間全協でも説明がありましたが節12委託料、町営住宅滞納家賃等回収業務委託についてですが、全協では滞納が4,000万ほどあるという答弁でしたが、その中で、今回このうち、この家賃等回収業務委託に委託する件数はこの4,000万全てを対象としているのかどうかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の委託料の増額につきましては、町営住宅の滞納家賃等を回収していただく業務委託になります。

令和6年度家賃徴収率97.3%を実施して、滞納額も222万円ほど減少したところでございます。昭和58年度から現在まで滞納されている額が約3,000万円以上残っている現状があります。

この回収業務委託につきましては、担当職員の負担軽減、あと高額滞納者など悪質な滞納者からの回収を目的としております。その目標回収額を、現在300万円という形で定めさせていただいております。

回収委託の報酬につきましては、滞納回収額の22%プラス消費税が成功報酬になります。成功報酬になりますので、徴収できなかった場合は報酬はないものとしております。

契約期間につきましては、令和7年9月から令和8年3月を予定しているところでございます。今年度以降も継続して契約していく予定しております。

○3番（大河 善市議員）

今、説明がありましたが、長期で固定化債権を回収するわけですので、この業務委託をする業者さんはどういうあれば裁判等を起こしたり、いろんな手続があると思いますが、どういう作業を行うのかをお聞きしたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

業務内容としましては架電督促及び書面督促、電話等を相手に電話で督促するとか書面で督促する業務になります。あと債権回収の期日管理、あと住民調査、月次報告等になっております。

ここで支払いをいただけない場合は、うちの顧問弁護士等と相談しながら調停等を行ってまいりと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、おっしゃったような業務委託をして回収をするわけですが、固定化している方が、この業務委託をして回収でも回収ができない場合は次の段階、裁判等も考えているのかどうか再度伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

そういう形で考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が答弁では、この業務委託をして回収率等が上がれば次年度もこういう契約等を結んで、固定化債権等も引き続きこういう体制を取っていくのか、再度伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

この業務はうちの職員の負担軽減等にもなりますので、今後とも続けていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

最後に総務課長に、こういう今業務委託をするという体制を取っていますが、町の他の部署でも固定化債権等はあると思いますが、こういう業務委託等をして実績等が上がれば他の業務等でもこういう体制を取っていくのか、最後に伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

滞納の分の徴収業務委託ということでございますが、それぞれ職員も他自治体に出向いて研修を受けてきたとかそういった形で滞納を減らす、徴収率を上げるというところで研修を受けてきているところでございます。

また、この委託業務をすることによって滞納が減るというところにつながるものであれば、住宅使用料のみならず各種税においても、検討していく余地はあると考えています。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和7年度一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

まず23ページ、款4衛生費、項2清掃費の目清掃総務費の中で、節24の積立金について詳細な説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

本積立金は伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例に基づく基金積立となっております。金額については財務と協議の上、決定しております。

○6番（佐田 元議員）

この処理施設はどこですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

処理施設というのは、現在クリーンセンターのほうが基幹改良工事をしておりまして来月10月に完了予定なんですが、完了後10年間、現クリーンセンターのほうで稼働して、令和18年に今のクリーンセンターが移設するという予定となっております。

○6番（佐田 元議員）

施設はクリーンセンターのほうのようですが、この1億5,000万円、これは3町同額ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

この積立金に関しましては、各町の財政状況によって積み立てますので、各町それぞれ財政状況によって積立金は異なってきます。

○6番（佐田 元議員）

それでは、25ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、節20の直売所百菜運営事業費の節10需用費の生産物購入費が2,406万5,000円、あと修繕費が20万円ほど計上されておりますが、これについての説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらの増額についてでございますが、令和6年度の決算、また令和7年度の上半期分、また令和7年度の下半期の予測、こういったものを基に積算し、これだけの金額が不足するだろうという数字で予算計上しております。

○6番（佐田 元議員）

ということは生産物の購入費となっておりますが、今のところ、どういうあれを購入する予定なのかお分かりですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

どういうものを購入するかというよりは、町内で様々な農産物作られておりでそういうものを購入しますし、今年度につきましてはパッションフルーツ、マンゴー等が昨年度より出てきたということで、量も多く購入しております。

そういうところから予算が不足するだろうということで、増額計上させていただいております。

○6番（佐田 元議員）

従来、今まで農家さんのはうから販売してもらうように、百菜のはうに依頼して持ってきて販売しておったんじゃないかなという思いがしますが、今後はこれを農家さんのはうから買い取るという、買い取って販売するということになるのですかね。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在も、農家さんのはうから持込みのはうで農産物は持ってこられるわけですが、その買取りにつきましては生産物購入費で買い取らせていただく。そこにものの状態によって何%という上乗せをして、お客様に今、お売りしているという状況です。ですので、農家さんからは買い取らせててい

ただいているということです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

令和7年度一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

まず5ページ、第2表継続費補正についてお尋ねをいたします。

補正前の額が令和7年度4億8,190万5,000円、令和8年度1億8,363万円と補正後の額、この2つの額が違うんですけれども、補正後に7億7,929万5,000円、この差額が1億1,372万4,000円になっているんですけれども、この差額について規模あるいは設計等などの差額の分の説明をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

まず、令和7年度の補正後のはうですが、こちらの増額理由につきましては、まず解体工事費、昨日全員協議会でもお話をしましたが、コンクリートの量が想定より多かったということ、それに加えましてアスベストの処理に関する費用も増えているということで、増えている状況でございます。

また、令和8年度のはうにつきましても、今、本体の実施設計が上がっておりますが積算確認をしまして、また単価の改定見直しもあったということで、それに対応するため不足分については令和7年度と8年度増額をして、不足額が生じないように対応している状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。

それで、1億1,372万4,000円もプラスになっているんですけども、一昨年、喜念小学校を解体して新校舎建設したんですけれども、その喜念小学校の規模と今の鹿浦小学校の規模が比較して、どれくらいの差額あるいは当時の喜念小の差額等が分かっていればお尋ねをしたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

喜念小学校と比較しますと、解体工事費だけで見てみるとやはり鹿浦小学校のはうが費用が高くなっています。その原因として、やはり建屋のコンクリートが量が多いこと、また、建築関係につきましても物価高騰等の影響がございますし、また、造成の規模とかそういったところも含めますと、やはり鹿浦小学校のはうが費用としては大分増えているという状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

今の説明で物価高騰とかあるいは解体工事の増加とか言っているんですけども、やはりこれ鹿浦小学校よりも規模的には喜念小学校、私は生徒数も多いし規模的に学校も大きかったと思うんですけども、どれくらいの差が、当時の喜念小学校の予算が6,000万円足りずぐらいだったと思うんですけども、1億円ちょっとぐらい違うと思うんですよね。

それが物価高騰とかコンクリートの量が多いということにつながっていると思うんですけども、やっぱりこの工事、こういう建設に当たっては前もって検討しながら小規模校の建設、何年度に建設をするというふうに決まっていますので、しっかりとそういうところを精査をして早め早めに進めていかないと、非常に厳しい財政の中、高騰が繰り返すと財政に影響するという懸念しますので、こらあたりはしっかりと検討しながら今後進めていただきたいと思います。

6ページ、債務負担行為の補正なんんですけども、変更前と変更後の差額、これは消費税を見逃してあったと、忘れていたということなんんですけども、その設計をした変更前の額率、その消費税、どのようにしてこういう軽率な数字を出したのか、どういうことがあったのか、その事情を説明していただきたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この件につきましては事前に三者見積りを徴収しており、その見積書にも本見積書には消費税を含んでおりませんという文言が入っております。これは建設課内で気づくべきものであり、私の確認の甘さを痛感しているところであります。

今後このようなことがないよう、チェック体制などの見直しや見積書を税込みでいただきなど課内会議においても取り上げ、対策を取っていきたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。

○14番（美島 盛秀議員）

これ6月議会で予算での質疑もあったんですけども、阿権地区のPTAとかあるいは学校関係、非常に期待をしておりました。7月には工事が発注できるという答弁でしたのでいろんな人から聞かれまして、まだねまだねというお話等も聞かれておりまして、今、結婚留学で生徒数が増える可能性もあるという話等も出ております。

そこらあたりのこと等を考えてみると、なるべく早くの建設は進めていただきたいんですけども、そこらあたりの件で、結婚留学の件に鑑みてまたお尋ねしたいんですけども、生徒数が、子どもたちが4人増えると、来年度から増えるというふうに聞いております。その子どもたちが来たときに生活する住宅、これを早急に考えていかなければならないと思うんですけども、そういう検討はされているのかどうか、これをお答えいただきたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

阿権小の校長先生からもご相談をいただいておりまし、学校とまた地域の方々と、この新規で来られる方の対応については協議をしているところであります。

教育委員会としても物件の確保については検討を行っておりますので、こちらのほうは円滑に進めていけるよう、また、引き続き注力していきたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

この住宅の件に関しては、小学校の教員住宅があるんですよ。今、空きになっています。これは

10年はたってないんですけども、増改築をして広く間取りも取った住宅です。そこにすぐでも入れるような状況だと思うんですけども、その管理状況、入れるのかどうか確認をしたいと思いますが、お願ひします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

おっしゃるとおり、今、教職員住宅、そちらのほうは空いております。トイレのほうが水洗化されていませんので、そちらは水洗に変える形で今、修繕を行う予定になっています。

また、償却期間等を調べて、教職員の住宅として国の補助が入っているかどうかも含めて確認をして、その償却期間が過ぎているようであれば、その結い結い留学の対象者に貸し出すというところも、検討の余地があるかなというふうに考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、この定住促進住宅のリースなんですけども、民間資金活力で、以前は現在建ってる住宅、これについては大和ハウスの大和リースで現在4棟建っているんですけども、この契約等の話は進んでいるのでしょうか。お尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今後の予定としましては、本会議において第2号補正予算承認後に直ちに随意契約を締結したいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

早急に民間資金の活力を利用して、いつ頃契約ができていつ頃実施できるのか、分かっていたらお答えください。

○建設課長（高橋 雄三君）

業者間では既に取決めができていますので、あと契約書を交わすのみとなっていますので、この承認が受ければ直ちに実行、締結したいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今の件では当分時間がかかりそうなんですけども、そこらを考えてみて早めに住める住宅、空いているところがありますから、そこに住めるように早急に整備をしていただきたいと思います。

10ページ、項1の使用料、目4土木使用料の公営住宅使用料、昨日全員協議会の中での説明はありましたけども、この滞納分について100万円単位、一番多い滞納者で300万円近くもあるということをあつたんですけども、なぜこれだけの滞納を残してそれを徴収する努力をしなかったのか。これは昭和58年だったですかね。昭和58年と何十年も以前からのこういう、もう普通習慣的なことじやないかなと私は考えましたけれども、こういう滞納の徴収、これを今後どうすればいいか、お尋ねをいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こういう高額滞納者にも徴収を行っていないわけではなくて、現在も定期的に徴収に伺っているところでございます。それでもちょっと取れない状況でありますので、今回のような業務委託を締結させていただいて、民間の力を借りるという形で徴収をしていきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

そこで町長にお尋ねしますけども、就任3か月、これも昭和58年といいますともう50年ぐらい、何年もたっていますけれども、そういうつけを町長がどう考えているのか、以前の滞納問題、こういうことをどう考えているのか、今後そういう滞納金をどのようにして収納させるようなアイデアがあるのか、そこらあたりの考えがありましたら、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

今、建設課長からもありましたけど、やっぱり努力は続けているということなんですね。その努力を続けた結果、なかなかそこが前に進めないという状況で、民間に委託するという方法を選んでいると。

やっぱり役場職員で徴収ができたら一番それに越したことはないんですけど、なかなか難しい部分があつて民間に委託するという形を取っている。これをやっぱり進めていって、少しでも滞納者を減らすことができればなと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ここに滞納分の徴収員の話なども説明がありましたけれども、そういう徴収員等を使って夜間徴収とかあるいは普段の徴収等もやっていると思うんですけども、それ以前にもずっとやられていることなんです。

そこで改めて、こういう徴収政策の一環としてこういう特別委員会みたいなものを、関係あるいは識者を含めてつくってどう解決していくかということを設置していただきたいと。

そしてさらには、以前は法的手続で差押えなどがありました。私の知っている人もテレビとかあるいは家財道具を差押えしたこと等もあるんですけども、そういうこと等は考えられないのか、お尋ねいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、建設課内でも家賃徴収計画という計画を策定して、それに基づいて徴収を行っているところでございます。今回の業務委託で、それでも支払いしてくれない滞納者に関しては、そういう形で調停等を進めていきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ努力して、今までできなかつたことに取り組んで、そして決断していくのも町長の力量だと考えられますので、ぜひ進めていただきたいと。そして、滞納者が少なくなる、滞納額が少なくなる、そして、財政健全化に向かっていい町政ができるという方向性を見いだしていただきたいと思います。

次の11ページ、県支出金の目4農林水産事業費の県助成金なんですけども、どういうような再生支援事業に取り組んでいるのか、説明を求めます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

活動内容ですか、活動内容。今年度におきましてはサメ駆除でしたり密漁監視、また魚教室などによる魚食文化の普及、こういったものに取り組んでいく予定としております。

○14番（美島 盛秀議員）

今、国の計画等でも農山漁村プロジェクト推進事業に十分計画を立て取り組んでいるということ等が、農業新聞あたりにもよく載っています。こういうような海に囲まれた島、伊仙町でありますのでこういう事業を伸ばしていく、漁業を伸ばしていくということは大切ではないかと思いますので、一般財源あたり、また町の財源等も使ってもっと漁業関係者の収益が上げられるような、そういう努力をしていただきたいと思いますけども。

町長、この件に関して今後、漁業関係についての事業の取組についてもっと努力する必要があると思うんですけども、どういう考え方等がお持ちなのかお尋ねしたいんですが、お願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

徳之島漁協の組合長さんだったりとかいろいろ要望を受ける中で最近多いのが、漁に出ている間にプロペラにロープが絡まってしまうという部分があるので、そういった部分のプロペラにカッターをつける装置があるんですが、そういったものの導入助成だったり、また漁師さんと話をするときはやはり価格帯のいい根魚、クエ系、アラ系、こういったものが捕れるように底物の漁礁を設置してほしいといった要望がありますので、現在検討を進めているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

地元の魚を売っているお店あるいは亀津の漁協が運営しているところに行ったら、地元の魚、あるいは食事ができる、あるいは地元の伊仙町の魚を捕ってきて売っているお店、安くで地元に還元しているところがあるんですよね。そういうことをもっともっと推進していくば、もっと漁業も増えて、また、さっき言っていましたけども、百菜のほうでも販売すれば百菜のほうも売上げも上がってくる。いろいろ考えられますので、ぜひこの漁業関係には予算をつけて地元産をおいしく食べられるような努力をしていただきたい。

また、今、答弁があった海洋の問題等もありますし、また各漁港を行きますと古い船がまだまだ何隻か放置されております。こういう環境整備等も私はやっていただきたいと。そうすれば、今、世界自然遺産で注目を浴びておりますので、いろいろ観光客も増えてくるんじゃないかなと。

こういう地に着いた、そういう地元に根差したこういう事業等を、今後予算づけをして努力をしていただきたいと思います。

12ページ、項3の雑入で節のほうで退職手当組合調整負担金とありますけれども、これは退職金

でありますのでちょっとお尋ねしたいんですけれども、町長が4月に退職しました。町長の退職金が幾ら支払われたのかお尋ねをしたいんですが、よろしくお願ひします。

○総務課長（寶永 英樹君）

町長の退職金につきましては、今手持ちがございませんので、また後持つてという形にさせていただきますが、この退職手当組合調整還付負担金について少しご説明させていただきます。

本還付負担金につきましては、平成27年度から令和6年度までの10年間、本町から退職手当組合に支出した平成27年から令和6年度までの10年間、本町から退職手当組合に支出した退職手当負担金の額と、実際に職員が退職して支払われた退職手当の額の差額の調整ということで、今回10年分の調整額として4億7,985万1,000円が還付されている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

町長の退職金は別のほう、説明が難しいと思うんですけども、町長の退職金とは関係がないと受け止めてよろしいですね。

○総務課長（寶永 英樹君）

この退職手当の支給対象者については、一般職の対象者になると思われます。

○14番（美島 盛秀議員）

13ページ、町債のほうで説明でシルバーセンター運営補助金が減額、320万円減額されているんですけども、これ5月31日付で閉鎖されました。6月議会のほうでも、この後に何か雇用創出ができるような案はないかということをお尋ねしたんですけども、その後検討されたのかどうか。

今、非常に外国人就労制度が広まっておりまして、伊仙町にも何人か入っております。私もこれを利用させていただきました。地元の雇用を考えてみると、なかなか探せないと、老齢化が進んで探せないと。あるいは人材不足ということなどがあって、今、非常に苦労をいたしております。

そこらあたりを6月議会以降検討されたのかどうか、そういうこと等について、今後また取り組める余裕があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

シルバーリングセンターの補助金、シルバーリングセンターの閉鎖についての質問の中で、高齢者雇用についてのことだと思われるんですが、まずシルバーリングセンターのほうでも高齢者雇用の確保、会員の確保ができない、厳しいということで、今年度4月25日の社員総会をもって5月31日で業務の停止、昨月8月30日の社員総会において全ての決算額、承認が出て、今、法人の解散手続に入っているところです。

今回補正で下げている320万円なんですが、昨年当初予算で予算計上させていただいた1年間の運営費の補助金として530万円、うち4月に社員総会のほうで今年度の5月31日をもって運営をストップするということで、その清算に当たる部分の210万円の金額を補助として出しております。その残額の320万円を、今回もう支出の見込みがないということで減額しております。

今、議員から質問であった高齢者雇用の今後についてなんですが、確かにこの閉鎖をするという後に、1名から自分がやりたいというような問合せの電話があったので、まず、そういう法人格を立ち上げられる状況なのか、細かい説明が必要になるのでということで、電話での問合せだったので来庁してくださいという連絡を取りたいということで、連絡を何遍か入れたんですけど、電話に出なかつたり来庁もされていない状態です。

○14番（美島 盛秀議員）

内容的には今、理解ができましたけれども、いかんせん労働力が足りない。私も含めてなんですが、そういう人たちの労力を補助できる、そういうことを町が取り組んでやれば、私は可能だと。今、残りの分の清算をやっているということなんですが、そういうこと等を今後、町の単独でも補助制度をつくって個人的にもできる人には補助してあげると。

私も今まで、そういうシルバー人材センターに籍を置いていた人をお願いして仕事をしたこともあります。しかし、個人的にすると保険をかけたり、あるいはもしけがをしたりした場合補償がきかない。あるいは賃金がちょっとその分高くなってくるという、いろんな個人的なつじつまの合わない結果を招きますので、ぜひ、町でそういう関係の計画があれば、十分私は個人でやってもできるのではないかなど。町が関わりを持つということは必要なことかと思いますので、そこらあたりを研究、検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

13ページ、同じく13ページの目2の辺地対策事業債社会資本整備総合交付金事業、私はこの事業で行われている中山馬根線、今、通れるようになっておりますので、通る機会がありまして見たんですけども、旧馬根ダムから登ってきて旧登り口とそれから水源地、伊仙中部の水源地のあるタンクのあるあの手前、馬根寄り側のあそこのカーブが残ったままで、工事はその谷間を埋めて延ばすような計画じゃないかと思うんですけども、その工事関係についてどういう設計がされて、どういう見通しを立てているのか。

私が考えるには、無駄な予算が使われるのではないかなど。古いあの道路を拡張すれば便利で、その残った山が1つありますけれども、そこら辺りの整備をしたりすれば今後の見通しもよくなります。あるいは今後のいろんな災害等の被害にも対応できること、見ながら考えたんですけども、あの計画について今後どう進めるのかお尋ねをいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

設計につきましては地元説明会でも説明しまして、比較検討等をして決めたルートになります。馬根のダムから行って右側も土地改良区になっていますので、ちょっと触れない部分等もありますので、なるべくあのカーブを解消した形、通りやすい道路環境を整備したいと考え、今の設計になっているところでございます。

多分完成すれば非常に通りやすい、カーブの少ない道になると思います。

○14番（美島 盛秀議員）

もうちょっと設計段階できちんとした計画を立てて、見直すべきところは見直してほしかったという思いがするんですけども、あのままあの土手を残すと私は非常に危険度も高まるし、また今後の道路の環境にも影響すると。

さらには今、埋め立てるあの谷間、あそこに運んでくる土砂、埋立て用の土砂、砂利、そういう材料費、こちらあたりも相当の額が設計段階で見積もられているのではないかなど。無駄な予算が使われているのじやないかなと。

この社会资本整備交付金事業については補助率も高いし、いろいろ便利性があるということで私は考えられたのではないかなと思うんですけども、今後、ああいう事業等においてはしっかりと前もって設計どおり、あるいは検討していく考えはあるのかどうか、町長お尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

設計段階で何通りか路線を比較検討しながら、それを地元説明会のほうで説明して了承を得て、工事に入っているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

地元の人は、町民の皆さんには、便利な道が広く幅広くいい道ができれば納得しますよ。私たち議会というのは、どう、いかにしていい工事をして、安くて、そして町民に負担をかけない、そこらあたりを見るのが私たち議会の務めだと思いますので、私はそういう質問をしたんですけども、今後、ぜひさつき言ったようなことに努力をして、町長、お願いしたいと思います。

17ページ、目2の地域おこし協力隊員について、2万4,000円補正減額なんですけども、このことについてお尋ねをします。

今現在、地域協力隊員何人いるのか。そして、この減額は何人分で減額されたのか、お尋ねいたします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この補正予算に関しましては、お一人が6月で任務が完了いたしましたので、その分の減額分になります。また、地域おこし協力隊の方に関しましては、今現在2人務めていらっしゃいます。

○14番（美島 盛秀議員）

この地域協力隊員2人ということなんですけども、以前は5人いた時期もあったと思うんですけども、なぜ2人になったのか、他に希望する人がいたのかどうか、また募集等しているのかどうかお尋ねいたします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在募集に関しては行っていないところなんですけれども、理由といたしましては本庁において

どういった業務でどういった方に来てほしいかという整理が今、なかなかできておらず、そういうところが整い次第、改めてホームページ等で公募していきたいと考えております。

また、現在今、お二人の方に関しましては、自らこういったスキルがあるので伊仙町でぜひ働いてみたいということでお声がけをいただきまして、我々としても地域おこし協力隊として来ていただけの人物ということで、現在こちらで勤めていただいているところあります。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

この地域協力隊員については、非常によそから来た人が多いと思います。よそから来る人が見る目というのは伊仙町のよさを見るために、あるいは自分たちが今まで培ってきた知識をこの島で生かしてみたいという人たちが、地域協力隊員として希望したり要望してくるわけですよね。

そこで、もっともっと私はこの地域協力隊員は増やしてほしい。今各庁舎外からいろんな機関に出身させたりやっておりますけれども、その出身させることと同時に地域協力隊員ももっと増えてくれれば、もっともっと伊仙町の活性化につながると思います。

その地域協力隊員の報酬、これは町の予算で出るのか国からの補助金で出ているのか、お尋ねいたします。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの費用に関しましては、国の交付税措置をされております。全額交付税措置となっておりますので、町の手出しじゃない状況になっております。

また、現在お務めしていただいているお二人の地域おこし協力隊の方に関しましても、お一人はDX推進という形でこちらに来ていただいておりまして、もともとデジタル関係でいろいろ会社で働いていらっしゃいましたので、この1年2年の間に町のほうにいろんな貢献をしていただいているところあります。

また、7月から赴任されている地域おこし協力隊の方も、情報発信という形で、移住者目線で今SNS使って情報発信をしていただいておりますので、今後我々としても協力できるところは積極的に協力していきながら、町の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

この地域協力隊員は3年間ですよね。その3年間が過ぎたらさらに3年間延長して雇用ができるのか、また、その雇用する方法について、これからもっともっと増やしていく予定等は考えているのかどうか、お尋ねします。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には3年間で終わりなんですけれども、こちらで起業していただく際には起業支援金として100万円お支払いすることが可能となっております。そちらに関しても審査会等を開催する必要があるんですけれども、我々としてはそういったものも積極的に活用していきたいなど考えており

ます。

また、今後の地域おこし協力隊の活動に関しましても、本当に町として必要な人材、スキルというものをしっかりと整理しながら、こちらに来ていただける方とマッチングしながら、地域おこし協力隊の数というのを増やしていきたいなというふうに考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今、地方創生の時代であります。国のはうでも地方創生についてはいろんな予算化をして、地方の活性化に努めてもらっております。そこら辺りをうまく活用して地域協力隊等も増やしていただいて、伊仙町の活性化につなげたらと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

25ページ、その前に24ページ、目6の糖業振興会費の報償費裁判謝金として51万7,000円ありますけれども、この説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらは糖業振興会の訴訟に係る弁護士に対する成功報酬となっております。

令和7年8月19日に一部入金があり、475万4,213円の入金がございました。その1割プラス消費税という形で成功報酬として計上しております。

○14番（美島 盛秀議員）

この謝金については今、糖業振興会の使途不明金問題の裁判だと思いますけれども、その弁護士さんと言いましょうかね、その謝金として町の顧問弁護士を雇っているのか、また別の弁護士を、弁護士料を謝金を払っているのかお尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらの弁護士につきましては、本町の顧問弁護士となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

これは顧問弁護士だとしますと、年間の委託料というんですか、契約料というんですかね、裁判費用というんですかね。これ年間幾らと決められていたというような気もしますけれども、月6万円とかですね。これ、月の定額の別に、またこれだけ支払いをしているということですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

美島議員がおっしゃっているのは毎月の顧問弁護士の委託料でございまして、この成功報酬につきましては、本案件で訴訟を提起したものに対する成功分の報酬となっております。一案件に対する報酬となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりましたけれども、こういう裁判費用等、こういう費用等に使われる財源も町の一つの費用ですので、町民に負担がかからないようなスムーズな裁判を進めていただきたいと、こういうこと

も予防しながら裁判を進めれば、早く、日数的に短くなったり費用が少額になる可能性もあると思いますけれども、そこらあたり等も今後は検討をしていただきたいと思います。

25ページ、目17農業支援センター運営費の節18新規就農研修支援事業費補助金なんですが、今何人で、新規就農資金制度、1人年間150万円ですかね、だったと思いますけども、その制度について説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

まず、先ほどの糖業振興会の件ですが、こちら訴訟は確定、結審されておりますので訴訟に係る今後の経費の支出というものはございません。ご承知おきください。

また、質問のありました新規就農研修支援事業費補助金でございますが、こちらは議員のおっしゃる新規就農者制度とは別で、我々の研修支援センターで研修している方々に対する補助金でございます。

これまで日額4,500円という価格でしたが、県内の自治体を参考にさせていただいて、1年間で150万円程度は補助金として支出できるようにしたいということで、増額計上させていただきました。

要因としましては、昨今の物価高騰等を鑑みまして増額しております。

○14番（美島 盛秀議員）

その4,500円を支払って就農を支援する人が2人、ちょっと理解しなかった、聞き取りにくかつたんですけども。もう一遍お願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

現在の農業支援センターで研修されている方2名に対する補助金でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

112万2,000円なんですが、これ1人幾らの計算になっていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本予算成立後は要綱等を改正し、日額5,800円としたいと考えております。8月1日から研修を開始しております。3月31日までの日数として158日間ということで、予算計上しております。

○14番（美島 盛秀議員）

前の説明で、1人4,500円でしたよね。今までね。

今でも4,500円ということですか。それに今の5,800円上げていくということ、ちょっと僕には頭が理解できないんですけども、よろしいです。後でまた個人的に聞きます。

ぜひ、この新規就農研修支援、これについては一々支援金を上げてでも、島の農業を後継者として育てられるような形で支援をしていただきたい。

ただ、私が見ていると農業センターで、支援センターで働いてもきちんと継続して島で働いている人がひょっとすると少ないのではないかなどと。努力をしている人がいないのではないかなどと思

ますけれども、ぜひこの補助金を出して、払って就農研修させるわけですので、お金をもらいながら研修をしているわけですので、ぜひ地元で地元の後継者として就農可能な人たちを育てていただきたいと思いますので、努力をしていただきたいと思います。

26ページ、目5の地籍調査事業費、私もいろいろ個人的な仕事を農業関係で、農地の手伝いをやるんですけども、非常にトラブルが多いです。境のことあるいは名義のこと、苦情をしそう聞いております。

ですから、この苦情を処理をするためにはどういうような取組をこの地籍調査に当たってやっているのか、その地籍調査の進め方、こういう専門的な方を雇ってやっているのかどうか、そしてそのトラブルのある人たちが理解できるような説明ができたと思っておるのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地籍調査事業は平成9年度から国土調査法に基づいて、地目、地番等所有者を調べて、その境界及び面積を地籍図と地籍簿にまとめる地籍調査事業を実施しております。今現在、町全体面積が62.71km<sup>2</sup>、国有林野等を除外した57.17km<sup>2</sup>になります。

進捗につきましては、現在、6年度末で24.59%になっています。この事業は主に測量業者等に委託しております。その業者の方で、地籍調査管理技術者という方がいる業者にお願いしているところでございます。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

この地籍調査においては大島郡でも、一番、伊仙町は調査が進んでいないということ等も新聞記事に載るんですけども、永良部、与論辺りではもう90%台地籍が進んでいる。そういう町にとれば、非常に農業生産額も上がってくる、トラブル等も少ないとだと思うんですけども。

私がこの地籍調査が進まないのは、そういう畠総事業等があつたりするとなかなか地籍のトラブルがあつたりして、また、畠総事業で進めた中での地籍がきちんと進んでいないのではないかなどということ等も懸念するわけなんですけども。

ここら辺は専門家を雇ってやっているということなんんですけども、そういう専門的な調査をしたりする人がうまい具合にトラブルを収めるあるいは説明ができる、そういうことが今まで例がありますか。私はちょっとそういう指導的なことが不足しているんじゃないかなという思いがするんですけども、今後どういうふうに考えられるのですかお尋ねします。

#### ○建設課長（高橋 雄三君）

先ほども申したんですが、地籍調査管理技術者という方が専門的に勉強して取り組んでいただいていると思います。もちろん、建設課の地籍調査室のほうも日々努力して勉強しておりますので、その対応等に当たっているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

トラブルが起きたときには、地籍の関係で遅れているがためにいろいろトラブルが出ていると私は考えるんですけども、そういうときにはやっぱりきちんとした説明をしていただきたいと思います。

私なんか、もうあんたは議員でしょ、町民の声を聞く責任がある、電話で何回も受けたり、もううるさいぐらい受けるんですよ。他の議員さん、どうか分かりませんけれども。私にそういう苦情等が、言ったら文句ですよね。

そこまで議員は責任を負わなければならないのかという思いますけども、ぜひ今後、この地籍についてはトラブル等が起きないような十分な地籍を、調査を進めていただきたいと。今、伊仙町、大島郡内でも県下でも一番遅れている状況ですので財源を増やして、ぜひ、調査を進めていただきたいと思います。

27ページ、地域文化情報発信施設について、ドーム闘牛場の件かと思いますけれども、使用料やあるいは出店店舗の料金、あるいは広告料金等こういうことがきちんと実施できて、また、闘牛協会との連携が、町としてきちんと条約等をつくって、決まり等をつくってできているのかどうかお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

闘牛の開催につきましては闘牛連合会の開催許可の下、本町のなくさみ館のほうに申請依頼が来て闘牛を開催しているところです。また、出店等の料金等についても現在こちらのほうでは聞いていない、主催者の方に出店料等、また、出店の許可等を得ているという状況でございます。

また、闘牛協会のほうとしましても、闘牛の散歩のルールでしたりとか公共施設での闘牛の歩かし方のルール等、また、総会等でこちらから再度要望したりして連携を図っているところでございます。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時33分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほどの地域文化情報発信施設についてなんですが、闘牛協会との連携、このことについては、協議事項でいろいろ取決めをしていると。そういう協議事項等の会議録等があれば、後もって資料としてでももらってみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、8月に子ども議会がありました。子ども議会でいろいろ子どもたちが環境問題を質問していたんですけども、私はこの地域文化発信施設ということで、この施設は闘牛を、文化を発信する施設が主じやないかなと。他の県はあまり見受けられませんけれども、年7、8回、10回程度の闘牛大会を主体にやっている施設だと思いますけれども、そこで8月の子ども議会を見ていて、そういう文化に対する関心がなかったのかなと。闘牛についての質問がちょっとなかったような気がするんですけども、こういう町長も政策に上げております文化歴史を推進していくということ等、載っておりましたので、この闘牛文化というだけは、非常に私も関心もありますし、また、今後いい方向でこの闘牛が発信、闘牛ができればなという考えがありますので、子ども議会で出なかったものですから、子どもたちにはこの闘牛場、ドームというのが関心がないのかな、この子ども議会に出た、質疑をした子どもたちの中には、闘牛にあまり関心がないのかなとも思ったんですけども、しかし、今の島の闘牛文化において、非常に問題等もカモフラージュされております。ですから、この地域発信の施設については、この闘牛文化のこと、もうちょっと闘牛協会あたりとの連携を取り組んでいただきたいというふうに考えます。

また、8月には3町の民謡大会もありました。ここで前原口説という島唄が披露されました。私は非常に感動しました。そういう施設を利用して、そういう闘牛にちなんだ、そういう文化を発信できないか。こういうこと等を伝承していくのが、私は歴史文化の伝承じゃないかなと考えておりますので、ぜひ闘牛だけでなく施設をうまく活用できるような文化発信基地にしていただきたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

その下の目7の徳之島希少野生動物保護事業についてなんですが、節の12、外来種駆除防除委託事業、これ20万円減額されているんですけども、非常に外来種、木、雑種、こういうのを見たときにギンネムという、これ外来種と思うんですけども、以前、このギンネム、これを駆除するために経済課だったですかね、建設課だったですかね、一斉に駆除していたことがあります。もう10年近くなると思う、10年以上たつんじゃないですかね。徐々に駆除されるのかなと思ったんですけども、最近は畠の周囲、これ種が落ちて畠にも入ってくるような非常に繁殖の激しい外来種だと思います。

もうこれ非常に処理するのに農家の皆さんも困っているだろうと思います。皆さんも気づいている点があると思います。一概に馬根のダムの周辺を生い茂っておりますし、阿三の小学校手前の右手の広い空き地の土地、そこはもうギンネムでいっぱい将来的にはもう森になるぐらい、このギンネムで徳之島はじめ伊仙町はなるんじゃないかなと、雑草地帯になるんじゃないかなという懸念をしますけれども、このギンネムの処理、ここら辺りをしっかり考えていただきたいんですけども、どういう取組をしているのか、この雑種の取組、そこら辺りの今後の取組についてお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

本町にはいろんな外来種が多くて、特に、現在、昨年度から特定外来種に指定されているシロアゴガエルのほうに集中して取り組んでいるところでございます。

また、植物等も特定外来種に指定されている種等ありますので、また、環境省並びに自然保護の団体等、協議しながら外来種の根絶に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

カエルとかネズミとかそういう希少植物・動物という観点からじゃなくても、私が言っているこの雑草、外来種、ここももっと中心に取り組んでいただきたいという要望なんですけども、この辺りは畠の周囲にないところはないと思います。

ですから、私は、例えば町発注の公共事業等が出ます、そうしたら執行残を残してその事業さんにお願いをして、その周辺の雑種の処理をしてもらうと。だから、業者や町民、町執行部が一体となった取組をみんなで考えていかないと、私はこのギンネムの駆除はできないのではないかなど、相当な労力、費用もかかると思います。

早急にそういうことを考えていかないと、私は取り返しのつかない島になってくると、環境汚染にもつながってくるというふうに考えますので、町長、ぜひ業者の皆さんとも相談して、この間も業者のこと出ていましたけれども、99%とか高い率で落札していますので、その一部でもいいですからその工事の近くの雑草の処理、そういうことを協力してもらえるような取組ができればなという思いがあるんですけども、そういう取り計らいは考えられると思うんですけど、町長どうですかね。

○町長（伊田 正則君）

建設業者の方々にお願いするというのも一つの方法ですし、私たちが農地を開拓というか、農地の荒れた地を春植えができるような状況に持っていく、または夏植えができるような状況を持っていくときに、畠の周りにやっぱりそれがギンネムというんですか、ネムの木のことですかね、私たちが言っているネムの木のことだと思いますけど、その木はやっぱりありますよね。その木は、やっぱり畠を耕すときに重機等が農地の主の方が入れた場合には、そこも一緒になって取り組んでいくと。

また、建設業者も建設業者が工事をしているところの近くにそういう外来種があった場合には、そこも協力してもらうと、いろんな方法で外来種を駆除するという方法は取っていかないと、簡単には前に進めないだろうと思っていますので、機会があったらそういう協力も求めていきたいなと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ありがとうございます。

ぜひ農業推進のためにも、農家の皆さんが高い機械を買ってやるとか、あるいは費用が、それに農業の所得がそういうのに余計なものにつぎ込まれて生活が苦しくなるとか、そういうことにもつながりますので、ぜひ前向きな姿勢で農業振興、あるいは地域の活性化あたりにも取り組んでいた

だけるように努力をしていただきたいということをお願いして、質疑を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

令和7年度一般会計補正予算書（第2号）について質疑をいたします。

21ページ、款3民生費、項1、目19の補助費について、ご説明をお願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、昨年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じた方に追加で支給をする事業となっております。

○7番（清 平二議員）

見てみますと、ほとんど国・県の補助金となっているみたいですけれども、これは定額給付金の補助金ですよね。私は前もお願いしたことがありますけども、定額給付金、国から来た金額そのままじゃなくて、やっぱり町民に、町の一般財源も含めてしていただけないかなということをお願いしたんですけども、今、非常に物価高騰が続いている、低額者が非常に生活に苦しんでいますので、町の一般財源等を使ってでも給付する姿勢はあるのかどうかお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃる定額減税補足給付金に一般財源を投入してということでございますが、今後の財政状況も考慮しながら、一般財源を投入できる財政状況であればそこも検討していかなければならないというふうには考えます。

○7番（清 平二議員）

この予算書の中でも何か所か基金積立てをしていますので、やはりこういうのは定額給付金、町民が非常に困っている方々、こういう方々に給付をして基金積立てをちょっと考えていただきたいなというのがありますので、そのようなところはぜひ考えていただきたいと思います。

それと29ページ、款8、項3港湾整備事業の積立金1億ですね。これについて何か詳しいことが分かれば教えていただきたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

港湾整備事業費積立金につきましては、今後、想定される業務等に対する積立金になっております。

○7番（清 平二議員）

これは、目標額はどのぐらいを想定していますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

想定工事費というのが約200億想定しております。そのうち町の手出しどとするのが40億円ほど必要になってくると思います。そこら辺で財務とも相談しながら計画的に積み立てていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

この港湾整備費、現在のところ200億ということで設計とかそういうのをしていると思うんですけども、これはあと10年後でできるかどうか、非常に私は心配しているんですけども、何年後を目標にしているんでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

港湾整備というのは、相当時間がかかる工事になりますので、15年とかかってくるものと考えております。

○7番（清 平二議員）

15年ということで、今1億円の積立てをしてやっているわけですけども、やっぱりさっき私が言ったように現在の足元を見ながらやっていていただきたいと。積立金1億、これが15年したら15億、15年後にできるかどうか分からぬような夢のような話でありますので、やっぱり町民にもうちょっと優しい、さっき言った定額交付金ですか。こういうものも、やっぱりもうちょっと町民、低所得者の方々をできたらなと思いますけども。

今後また国からこういうのが出てくると思いますけども、ぜひ総務課長、今後こういう交付金等があれば、町の基金を崩してでもやろうという考えはあるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

面縄港整備等積立金1億円に関しては、今後、本町としましても面縄港整備推進していくために基金条例に基づいて、今回積立てを行う予定にしている1億円でございます。

また、今後、国のほうからいろいろな交付金とか、もしくは今回のような還付金等が発生した場合には、そのときの財政状況を考慮しながら、目的基金に積み立てるべきものは積み立て、また、町民に還元する部分は還元してというような予算組みに取り組んでまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

ページ戻りまして、12ページ、退職手当組合調整交付・還付交付金4億7,985万1,000円というのがありますけども、これは10年間ということだったんですけども、職員で10年間払い過ぎた分が町に返ってくるということですけども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども少し触れましたが、平成27年度から令和6年度までの10年間、本町から退職手当組合へ

の代替負担金として支払った額と、実際に退職された方に退職手当として支給された額の差額分を調整して、今回還付金として入ってきているということでございます。

○7番（清 平二議員）

10年間で4億7,000万、単年度で考えると大体毎年4,700万返ってくるような計算になりますけども、この間に退職した方々が払った金額なのか、町が払った金額なのか、事業所負担なのか、個人負担も入っているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本負担金、町が退職手当組合のほうに支出する負担金に関しては、4月1日給与を基準に退職手当組合が定める負担金率に応じて負担金として退職手当組合に支出しているということでございます。

○7番（清 平二議員）

これがどのぐらいの基準額か分からないんですけども、この10年間で退職した方々、現在もそうですけども、やっぱり職員のラスパイレスは県下最下位であります。そういう中で4億7,900万円余りも出す。何を基準にしているのかなと思って、私はOBとしても思いますが、やっぱりこの辺、これは町が退職金、町負担が毎年4,700万余りも出しているということ、その辺もきちっとしていくないと、町の財政、大変大きな金額ですよね、毎年4,700万余り県に負担金として出しているから。それを毎年4,700万余り職員の退職金として出していく、職員が退職したときは、この辺のこともしっかりと調べていただきたいと思いますが、詳しい、それ以上の説明があれば。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時56分

---

再開 午後 3時01分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員ご指摘の面もあるかとは思いますが、退職手当組合のほうに加入している団体全てにおいて、負担金率に基づいて、退手負担金を各団体から退手組合のほうに支出してございます。この負担金率についても、退手組合のほうで年々見直しが図られていますので、今後、議員ご指摘のような多く支払ったとかというような、ちょっと言葉は違うかと思いますが、そういった部分は大分少なくなってくるのかというふうには考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、そのようなところも改善というか、退手組合にもちゃんと伝えることは伝えて、そしてこの財源、きっと見ても年間に換算すると4,700万、財源圧迫しているわけですので、その辺のとこ、きちっと整理して退手組合にも支払いするようにお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

補正予算（第2号）について質疑をいたします。

ページ10、土木使用料、公営住宅使用料300万とありますが、これは今から督促業者に依頼して取ってくる300万ということでよろしいですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

そのとおりでございます。滞納回収業務委託の目標額を今3,000万円に設定しているところでございます。300万円です、ごめんなさい。

○8番（岡林 剛也議員）

300万円を超えた分の22%が成功報酬として支払われるということですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

実際やってみないと分からないんですが、300万円に満たないかもしれないこともあります。一応目標額を300万として、そのうちの集めた額の22%プラス消費税が成功報酬になります。

○8番（岡林 剛也議員）

11ページの4、地方改善施設整備費補助金1,100万、これ歳出では21ページになっていますけど、全部で1,900万減額されております。最初は3,400万で半分以上の1,900万が減額されていますが、これはどうしてでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地方改善施設整備費の減額につきましては、国費の交付内示額の減額により工事請負費において1,900万円減額しているところでございます。

この事業は50%の補助率になっていますので、歳入のほうは1,100万の減額をしているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

残りの分はちゃんと確保できているということですか。はい、分かりました。

続きまして、12ページ、基金繰入金、財政調整基金繰入金、3億円余り減額されていますが、これの理由をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

歳入予算増加に伴い、繰入不用額として減額しております。

○8番（岡林 剛也議員）

クリーンセンターの基金とか、先ほどの面縄港の基金とか鹿浦小学校の増額とか、そういうたものですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

歳入予算増加等に伴い繰入不用額とご説明いたしましたが、普通交付税の確定であるとか、あと先ほども説明しました退手組合の調整還付金、還付負担金等々により繰入れが不用になったということでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

3億円減額したら残りは幾らになりますか、財調。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今2号補正を反映させての数字となります、財政調整基金残高は10億6,055万3,647円というふうになります。

○8番（岡林 剛也議員）

10億。

○総務課長（寶永 英樹君）

ちょっと聞き取りづらかったようで申し訳ありません。

再度、残高を申し上げます。10億6,055万3,647円でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

その下、農林水産業費、雑入の直売所「百菜」売上収入633万5,000円、これはどういったものでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちら佐田議員の質問の際にも説明いたしましたが、令和6年度の決算確定、また上半期の実績、下半期の予測を基に積算し、これだけの収入が見込まれるであろうという金額を計上しております。

○8番（岡林 剛也議員）

9月から3月までの予想ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えします。

当初予算にプラスして633万5,000円の収入が見込まれるだろうという数字でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

歳出16ページ、委託料、地方創生映画制作委託料200万、この説明をお願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問に対して説明をいたします。

こちらに関しましては、前回「闘牛の島」という映画を作成したんですけれども、その際も3町で負担金を出し合いながら制作いたしました。これにつきましても、3町で補助を出しながら、また、地方創生映画、徳之島にまつわる映画をつくる予定をしております。

○8番（岡林 剛也議員）

3町とも同じ金額でしょうか。そして、これ主な撮影地はどこになる予定ですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

撮影箇所ですかとか内容につきましては、今から協議をして決めていく予定をしております。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、伊仙町が主役になるような映画を撮っていただきたいと思います。

29ページ、公営住宅建設事業費、用地購入費100万とありますけども、これはどこの集落に造る予定でしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公有財産購入費の増額につきましては、大久保団地取付道路分における用地購入費になります。

測量業務時に地権者の了解を得ているため、長引かせるのは賢明ではないと判断し、早期に用地取得を実施して分筆登記とあと所有権登記を実施するものであります。

○8番（岡林 剛也議員）

取付道路は県道から入っていく道路でしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

はい、そのとおりであります。

○8番（岡林 剛也議員）

その上の登記手数料150万ありますけども、これはこの大久保団地の登記手数料でしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

その登記手数料も大久保団地取付道路分における用地取得に伴う分筆登記手数料になります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第42号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第43号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額10億3,039万3,000円から歳入歳出それぞれ990万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を10億4,029万6,000円とするものです。

5ページをお開きください。

5款国庫支出金1項2目システム整備費補助金、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う周知・広報費用として15万1,000円新たに計上するものです。

同款同項5目子ども・子育て支援事業費補助金、こちらも新たな制度開設に伴うシステム改修費として113万3,000円を新たに計上するものです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、1節普通交付金において高額介護合算療養費の支出見込額の増加に伴い2万8,000円増額するものです。2節特別交付金は、保健指導事業費として看護師の人事費を計上していたものを7月からの採用に伴い6月までの人事費139万9,000円減額するものです。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金、国保運営協議会での出張旅費、航空運賃の高騰分を増額するものです。

11款繰越金1項1目前年度繰越金については、決算剰余金998万円を繰越金として増額するものです。

次に、6ページ歳出について説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、歳入の1款国庫支出金で説明したマイナ一体化に係る周知・広報費及び子ども・子育て支援制度システム改修費として、それぞれ15万1,000円と113万3,000円新たに計上するものです。

同款3項1目運営協議会費、協議会での出張旅費高騰分1万円を増額し、補正後の額を16万8,000円とするものです。

2款保険給付費2項3目一般被保険者高額介護合算療養費は、現在の執行状況から2万8,000円増額し、補正後の額を16万8,000円とするものです。

6款保健事業費1項2目保健指導事業費、歳入の6款1項1目2節特別交付金において説明した7月からの採用した看護師の人事費の不在期間分を減額するもので、歳入と同じく139万9,000円減額するものです。

次のページ、7款基金積立金1項1目準備基金積立金は、国民健康保険特別会計内の差額調整として998万円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第43号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第43号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稻田　大輝君）

議案第44号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億1,086万3,000円に歳入歳出それぞれ668万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億1,754万5,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金現年度分は、保険者機能推進交付金及び努力支援交付金の内示額の決定により歳入過多となるため、246万円の減額、2款2項5目介護保険機能強化推進交付金は内示額の決定により72万円増額し、補正後の額を72万1,000円とするものです。

2款2項6目介護保険努力支援交付金は、内示額の決定により174万円増額し、補正後の額を174万1,000円とするものです。

こちらが2款2項1目1節調整交付金限度額の減額分の合計になります。

6款諸収入2項2目雑入は、令和6年度の過年度精算金として144万4,000円増額し、補正後の額を228万6,000円とするものです。

7款繰越金1項1目繰越金、令和6年度決算に伴う繰越金523万8,000円を増額し、補正後の額を523万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は6ページから7ページになります。

2款保険給付費4項高額介護サービス費、高額サービス等諸費1目高額介護サービス費は、2目高額介護予防サービス費への組替えで3万8,000円減額、2目高額介護予防サービス費については、年間見込額の増額に伴い3万8,000円増額するものです。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス費事業費、2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業費、任意事業費は財源の組替えになります。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、令和6年度の決算に伴う繰越分と介護給付費の過年度精算金の合計214万6,000円を増額し、補正後の額を214万7,000円とするものです。

5款諸支出金2目償還金は、令和6年度の事業実績決算に伴う償還金として地域支援事業が407万円、介護給付費が46万6,000円、合計453万6,000円増額し、補正後の額を504万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第44号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第44号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山　拳君）

議案第45号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億1,581万3,000円に歳入歳出それぞれ307万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億1,888万4,000円とするものです。

5ページをお開きください。

4款繰越金1項1目繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金として254万3,000円増額するものです。

6款国庫支出金1項1目子ども・子育て支援事業費補助金、国保特別会計同様に、新たに制定された子ども・子育て支援事業によるシステム改修の歳入52万8,000円を新たに計上するものです。

次に、歳出について予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費、今、説明した新たな制度によるシステム改修費として、支出52万8,000円を新たに計上するものです。

3款保健事業費2項1目予防重視一体事業、当該事業活動において必要となる口唇閉鎖力測定器などを購入する予算として組替えを行うもので、予算の増減はございません。

4款諸支出金2項1目一般会計繰出金、令和6年度決算剰余金254万3,000円を一般会計に繰り出すものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第45号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第45号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第46号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山　拳君）

議案第46号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,862万8,000円に歳入歳出それぞれ38万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,824万1,000円とするものです。

5ページをお開きください。

2款繰入金1項1目繰入金は、歳出の減額に伴い、ほーらい館運営費の一般会計からの繰入金を42万9,000円減額し、補正後の額を7,276万5,000円とするものです。

4款諸収入1項1目雑入は、7月末から4日間開催された短期水泳教室の個人負担金の歳入となっております。当初想定よりも多くの方に参加いただいたことにより4万2,000円増額し、補正後の額を852万5,000円とするものです。

予算書6ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、補正前の額1億3,798万4,000円に38万7,000円減額し、補正後の額を1億3,759万7,000円とするものです。主なものとして、1節から8節の雇用に係る人件費として29万円の減額、12節委託料や17節備品購入費など執行残を減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第46号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第46号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △　日程第15　認定第1号　令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △　日程第16　認定第2号　令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △　日程第17　認定第3号　令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △　日程第18　認定第4号　令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △　日程第19　認定第5号　令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △　日程第20　認定第6号　令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前　徹志議員）

日程第15　認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第16　認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第17　認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第18　認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第19　認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第20　認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田　正則君）

認定第1号から認定第6号までは、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に提案のあった6件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○8番（岡林　剛也議員）

令和6年度歳入歳出決算について質問いたします。

成果説明書の104ページ、地球温暖化対策について事業費1,361万8,000円の内容の詳細な説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

お答えいたします。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であり、温暖化を防止することは人類共通の課題であります。国・県も2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指しており、本町におきましても2050年にカーボンゼロとなる持続可能な計画を策定いたしました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として位置づけられるとともに、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画と位置づけられ、補助事業等を活用する際の基礎資料となります。

○議長（前　徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後　3時37分

再開 午後 3時38分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に杉山 肇議員、副委員長に清 平二議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月10日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時39分

# 令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 9 月 10 日



令和7年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水曜日）午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（杉山 肇議員、清 平二議員、美島盛秀議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記實 夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町原本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

令和7年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	杉山 肇 (議席番号4)	1. 役場新庁舎建設について 2. 住民サービスの向上について	現在の状況と今後の見通しについて問う。 ①DX推進の取組みとして、現在本町ではどのような取組みが行われているのか問う。 ②複数の手続きが必要な場合にワンストップで完結する仕組み「ワンストップ窓口」や「書かない窓口」が全国的に広がってきているが、本町において導入に向けた考えはあるのか問う。	町長
2	清 平二 (議席番号7)	1. 介護保険制度について 2. 国民健康保険制度について 3. ふるさと納税について 4. 近年の出生者について	①施設への入所待機者について問う。 ②仙寿の里における通所介護（デイサービス）は、行われているのか問う。 ③福祉用具、住宅改修費の支払い状況について問う。 ①現在、国民健康保険制度は鹿児島県で一括されていると思うが、メリット、デメリットについて問う。 ②国・県の特別調整金、徴収率等についてペナルティー等があるのか問う。 ③マイナンバーカード登録状況及び健康保険証の紐づけ状況について問う。 ①納税者へ対し、寄附金の活用状況や会計報告等はどうに行っているのか問う。 ②ふるさと納税を利用して予防医療、介護予防等に利用できないか問う。 ①出生率の向上対策に関し、どのように取り組んでいく考えがあるのか問う。 ②保育料（3歳児未満）の完全無償化は、いつ頃から実施するのか問う。	町長 町長 町長 町長

3	美島 盛秀 (議席番号14)	<p>1. 伊田正則町長の町政全般について</p> <p>大久保前町長の後継者として町政を引き継ぎ、3ヶ月が経過したが、前町政の懸案事項等にどのように取り組むのか下記事項について問う。</p> <p>1. 大久保前町長が任期途中で辞職し、後継者として当選したが、選挙についてどのように認識し、政策実現ができるのか問う。</p> <p>2. 町民主体のまちづくり（派閥解消）で子や孫に誇れるまちづくりを訴え当選したが、今後の具体策を問う。</p> <p>3. 文化歴史の継承にどのように取り組んでいくのか問う。</p> <p>4. 伊仙町建設業協会の実態と指名入札について問う。</p> <p>5. 副町長人事について問う。</p> <p>6. 農業政策について</p> <p>①糖業振興会における使途不明金に関する裁判結果について時系列での説明を求める。</p> <p>②堆肥センターにおける使途不明金について、現在の状況と解決ができるのか問う。</p> <p>③漁業集落の活動状況はどうなっているのか問う。</p>	町 長
4	福留 達也 (議席番号11)	<p>1. 結い結い留学の現状について</p> <p>①制度開始以降の留学児童の推移について問う。</p> <p>②今後の課題や方向性について問う。</p> <p>2. ハブやカミキリムシ、イノシシ等の買取り価格について</p> <p>①それぞれの買取り価格について問う。</p> <p>②価格の改定について問う。</p> <p>3. 奄振予算について</p> <p>①奄振計画は5年ごとに見直しが行われ更新されているが、ソフト事業、ハード事業それぞれについて来年度以降の予算額について問う。</p> <p>②獲得された予算の配分割合が奄美群島全体において公平に分配されているのか問う。</p> <p>4. 議会のあり方について</p> <p>①堆肥センターのペレット化事業、役場新庁舎2期工事の否決、このことをどう捉えているのか。そして否決に伴い伊仙町の損失、負担増はどれくらいになると試算されているのかそれについて問う。</p>	教 育 長 町 長 町 長 町 長

4	福留 達也 (議席番号11)		②今後の派閥解消への取組みを問う。	町長
5	牧本 和英 (議席番号5)	1. 先般の町長選挙を振り返り、伊田町長の心理について	①町長は教職員時代、生徒に選挙権の授業等を行ったことがあるのか問う。 ②前町長の任期は令和7年10月までであったが、任期満了を待たず、5月に前倒し選挙が執行された。理由として「過熱する選挙を防ぐため」「派閥解消」とのことであったが、このことをどのように思っていたか問う。	町長
		2. 教職員住宅の入居状況について	入居者からの要望等の有無について、どのような要望があり、その対応について問う。	町教育長
		3. 教育行政・教育環境について	①教職員より学校施設や設備、教材等について要望等はないのか問う。 ②特別支援学級について、児童に応じた支援体制や教材等の対応がなされているのか問う。	町教育長
6	井上 和代 (議席番号1)	1. 総合体育館の施設整備について	①総合体育館の役割をどのように捉えているのか問う。 ②夏場(7~10月)における各種イベントやスポーツ大会等の開催状況について問う。 ③避難所の役割として十分な環境であるのか問う。 ④総合体育館の空調設備設置の取組みについて問う。	町教育長
		2. 子どもたちの遊び場について	①学校、公園の遊具設置について問う。 ②親子での活動環境は十分に整備されているのか問う。 ③温暖化の影響を考慮した環境整備はなされているのか問う。	町教育長

## △開会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

### △ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、杉山 肇議員の一般質問を許します。

○4番（杉山 肇議員）

町民の皆様、おはようございます。議席番号4番、杉山 肇です。令和7年第3回定例議会において、議長より一般質問の許可が出ましたので、冒頭、所見を述べさせていただき、質問に入っていきます。

日頃より、住民の皆様の暮らしを支えるため、献身的にご尽力いただいている町長をはじめ職員の皆様に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

近年、人口減少や少子高齢化など、町が直面する課題は多岐にわたっています。これらの課題にデジタル技術をどう活用していくべきかを問いたいと思います。DXの推進は住民サービスの向上だけでなく、職員の皆様の業務負担軽減にもつながる重要な取組です。本日は、このデジタルトランスフォーメーションについて当局のご見解を伺います。

DXとは、大まかに3つの大事なポイントがありますんで、共通認識していただくために少し説明させていただきます。

1つ目、デジタルは手段です。単にパソコンを使ったり、新しいアプリを入れたりすることではありません。目的は、デジタル技術を道具として、今までのやり方や仕組みを根本から変えることです。

2番目に、目的は変革です。例えば、今まで紙でやっていた手続きを、スマートフォンでいつでもどこでもできるようにする。今までできなかった新しいサービスや効率的な働き方を生み出す。これがDXの目指す変革です。

3番目、主役は人です。DXは単なるIT導入プロジェクトではありません。みんなでどうすればもっとよくなるかを考え、挑戦し、新しい価値を生み出すための取組です。だからこそ、みんなで協力することが必要不可欠なのです。単にパソコンを使うことではなく、デジタルを道具として、今のやり方をよりよいものに変えていく。そして、重要なことは、この取組の主役は私たち一人一人ということです。

1番目、2番目の質問に共通させているのが、全員でどうすればもっとよくなるかを考え挑戦していくことで、より豊かで便利な町をつくれるということです。

自席にて質問に入らせていただきます。

○町長（伊田 正則君）

町民の皆さん、おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、DX、住民サービスについての、町民を豊かにする取組についてのご質問だったと思います。この中では、私たちが直面している労働力不足を解消するためにも、またこれからの未来に夢のあるような生活を築いていくためにも、このDXの活用については避けては通れない問題だとうふうに考えています。

今、役場のほうでは、教育委員会またはその他の部署でこのDXの推進を進めているところであります。先進的に瀬戸内町が取り組んでいるDX等も参考にしながら、私たちの伊仙町にふさわしいDXの道を探っていきたいなというふうに考えています。そこで、近く研修に行って、そこで学ぶと、そして先進的なところの技術を私たち伊仙町にも活用するというようなところも、今取り組んでいるところであります。

また詳しいところは自席で答えさせていただきますけど、私の分からぬところについては、担当課長にもまた答えていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

役場新庁舎建設について、現在の状況と今後の見通しについて問うという質問にお答えいたします。

現在の状況として、令和5年10月末に1期工事分の行政棟部分が供用開始となり、令和5年10月末から令和6年2月末において旧庁舎解体工事が行われ、同月上旬から6月上旬にかけて新庁舎2期工事部分の地盤改良工事が行われました。

その他の2期工事においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ戦争などの世界情勢に端を発したと思われる物価・資材高騰の影響を受け、令和6年4月、6月、12月に行われた入札においては不調、令和7年4月に行われた入札においては落札者決定後、議会に上程、否決となっている状況でございます。

今後の見通しにつきましては、11月中旬までに再積算、修正の取りまとめを行い、工事費増が想定されるため、第4回定例会において補正予算を計上したいと考えております。補正予算が可決された際には速やかに工事発注を行い、12月末から令和8年1月末までを閲覧期間、その後開札を行い、契約議案の上程を行ってまいりたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

次の工事発注形態に関して伺いたいんですが、次の2期工事の発注においては、前回は町内業者が1社も入っていなかったんですが、町内業者も参入できるのか、それも参加させるあれなのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在のところ、過去の発注形態と同様のところを検討はしているところでございますが、特定建

設業許可の資格を有することはもちろん、今後、建築工事一式、土木工事一式の県の格付等を参考にしながら検討を行ってまいりたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

新庁舎2期工事は資材の高騰などの影響により不調に終わり、令和7年度第2回定例会においては契約締結議案が上程されたものの、契約締結を可決するのは時期尚早との反対意見があり否決という結果になり、新庁舎2期工事にさらに遅れが生じている状況ですが、今後、新たに工事費の積算を実施し、工事費増が見込まれるため、補正予算を計上し、議会に再度提案していくという答弁を頂いたんですが。この新庁舎は、昭和37年に完成した旧庁舎から、熊本地震を発端とする大規模災害時の使用不能という教訓を踏まえ、国の補助事業なども活用して建設が進められてきました。単なる行政機能の拠点にとどまらず、町のシンボルとして、また利便性が高く、効率的で、多くの町民が集える場所となることが期待されています。

2期工事建設が遅れることは物価・資材高騰の影響を受け続けることとなり、庁舎建設事業に対して活用している市町村役場機能緊急保全事業債を活用したとしても、事業費が増額されれば伊仙町の将来負担の増額を招く要因となります。町民の皆様の生活の質の向上と、今後の伊仙町の発展に貢献するため、新庁舎2期工事の早期完成を心より願い、本件に関する質問を終わります。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

杉山議員のDXについての質問に対してお答えいたします。

冒頭で杉山議員が申し上げたとおり、DXに関しましては、確かに手段でしかないというところは我々も認識しております、手段が目的化してはいけないなというところは改めて感じているところであります。

この最終的な目的といたしましては、先ほど杉山議員が申し上げたとおりのところなんですけれども、我々といたしましても、日進月歩進んでいるDX、デジタル技術の恩恵を、いかに町民に還元していくかというところを重きに置いております。例えば、DX推進における行政サービスの充実、これが町民生活をいかに豊かにしていくかというところは常々頭に入れて、DXを推進していきたいと考えております。

また現在、伊仙町のDX推進の取組といたしましては、公式LINEアカウントにて各種イベントや防災情報、生活に役立つ情報を発信しております。機能を徐々にアップデートしておりまして、マップ上でAEDの設置場所や、ごみステーションの位置の確認できる機能も新たに追加しております。ぜひ町民の皆様に登録して活用していただければと考えております。

また、住民向けではございませんが、庁舎内でも業務効率化を図るため、職員の勤怠管理システムやAIを活用した議事録システムも導入しているところであります。

○町長（伊田 正則君）

私も、先ほどの質問の中で庁舎建築の部分についてちょっと触れていましたので追加してお答えしたいと思いますが。

新庁舎の2期工事も、このDXも、全て住民サービスにつながる、町民の生活を豊かにする一部だというふうに思っています。そこで、新庁舎工事については先ほどもありましたけど、既に2期工事の、地中の中に地盤工事というのがもう既に終わっていて、その後、地盤工事の後に建物を建てるという作業が、これから事業が残っているというふうに認識していますが、前回の2回目の定例会ではなく、その前の会議等でも、議会の中でも外観が問題だと。県道を通ったときに、県道から見る新庁舎の壁の汚れについては、都会から帰ってきた人たちが残念に思うだろうというような指摘もあって、やっぱり早期の実現を希望しているという声がよく聞こえてきました。

それと、プラス、旧庁舎の中では叶實統さんの記念碑等もありました。今、この叶實統さんの記念碑等も放置されたまんま、横に置いたまんま、隅っこに置いたまんまになっています。これも、このまんまでずっと放置していくのかどうか。伊仙町の名誉町民となった叶實統さんの記念碑を、これからもやっぱり私たちは大事にしながら、先人たちの頑張りを子孫に伝えていくという役目があると思いますけど、その中でこういうようなことがあっていいのかどうかというのもありますので、やっぱり新庁舎については早期実現が町民にとっては望んでいる声ではないかなと私は認識しています。以上です。

○4番（杉山 肇議員）

すみません、ちょっと前後してしまいましたけど、実は町長がよく言われている派閥解消というのも、この新庁舎が一つの鍵になるんじゃないかなと思っているんで、なるべく早期に実現できるように努力してください。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

---

再開 午前10時17分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（杉山 肇議員）

庁舎内のセミナーとかはあるってことをお伺いしているんですが、町民向けのセミナーとか開催する予定など、計画など立てておられますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度の計画といたしましては、9月に町民の方たち向けや職員向けの生成AI活用セミナーを計画しております、また、10月からはNTTドコモ様と連携しまして、スマート教室を開催する予定となっております。こちらに関しましては広報誌等で案内を予定しております、参加費も無料となっておりますので、議員の皆様も含めて、町民の皆様にご参加していただければと考えております。

ます。

○4番（杉山 肇議員）

生成AIの、例えばスマートフォンに入っている生成AIで電波のキャリアが同じ機種、例えばNTTドコモとNTTドコモだったら、生成AIが覚え込んでしまうらしいんです。新しい生成AIというのが頭が回らずに、ずっとそこに固着した答えしか返ってこないというのが今実験されていて、それも実証されているような感じなんです。なるべく町民のセミナーを開くときは、携帯キャリアをちゃんと確認するようにしたほうがいいと思います。

他に具体的なDXに関連する事業は、現在の取組はないということでおろしいでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その他の取組といたしましては、住民サービスの向上といたしまして、国の交付金を活用した公共施設利用ワンストップ化システム構築事業を取り組んでございます。こちらはオンラインによる施設予約、キャッシュレス決済、スマートロック等による入退室管理、クラウドカメラによる利用状況把握などを一体的に導入する予定をしております。こちらに関しましては、住民の利便性向上及び業務の効率化を図ることを目的としております。

○4番（杉山 肇議員）

今おっしゃられたキャッシュレス決済、スマートロック、クラウドカメラ、これはもう既にできますよね。例えば、DXのセミナーとかも開かずに、例えば課長会議でこういうことをしたいんですがという話合いをすれば、個人個人の今持っている知識でできるはずなんですよ。ちょっと難しいですかね。

例えば、クラウドカメラにしたら、現地に行ってカメラさえ設置したら、それでカメラ見れるということです。キャッシュレス決済も、自分の端末で他人の振込ができたりということですね。今言われたやつは、全て、既にもうそれぞれがその知識を持っているということなんですよ。課長会議とかでも一回そういう話を上げて、現時点どの辺まで来ているかというのを段階的に、ちょっと一回検証を入れたほうがいいと思います。

令和6年度と7年度にDX人材育成のための予算を計上されていますが、詳細についてお伺いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど杉山議員がおっしゃられたように、それぞれの端末でキャッシュレス決済等は確かにできるかなと思っておりますので、そういった部分も共有しながら、DX推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、今質問がありましたDX人材育成のための予算計上につきましては、令和6年度、庁舎内のDXを推進するためにDX人材育成方針を策定いたしました。また、令和7年度におきましては、

その方針を基に各課からDX推進リーダーを選出し、その方たちを中心に研修を行っていく予定となっております。将来的には、その方たちを中心に連携しながらDXを推進していくことを現在検討しているところでございます。

また、職員の皆様にも継続的に研修やセミナーを案内させていただいているところですので、役場全体でDXを推進していきたいなというふうに考えております。

○4番（杉山 肇議員）

全ての課から1人リーダーを決めて出てくるということなんですね。これ、特別に部署の部屋があつたりはするんですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

特段、部屋等は設けていないんですけども、各課からいろんなアンケート等を取りながら選出しておりますので、研修をする機会ですとか、様々なタイミングで集まつていただきながら研修等を進めていきたいなというふうに考えております。

○4番（杉山 肇議員）

仮に部屋を一つ設けられるんだったら、今の各課がしている机を並べて、アイランド型というんですけど、そういうやつじやなしに、アドレスフリーなスタイルで一つ部屋をつくってみても、今から先に使えるような実験にはなるんじゃないかなと思いますが、そういうことは可能なんでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かにアドレスフリーな環境というのは業務を推進していく上で非常に有効な手段かなと感じているんですけども、行政である以上、専用回線を引いていたりですとか、アドレスフリーに必要なWi-Fi化するには、かなりハードルが高いところがございます。しかしながら、他の自治体でも取り組んでいる事例はございますので、その辺を参考にしながら、また財政状況も踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

②の複数の手続が必要な場合にワンストップで完結できる仕組みが多くの自治体において広がっているが、本町においても導入に向けた考えがあるのか問うというところに対して回答いたします。

今年の10月に鹿児島県のDX推進先進地視察研修がございまして、未来創生課DX推進担当、くらし支援課の窓口担当、そして町長と参加する予定となっております。視察場所は町長からも先ほどありました、瀬戸内町を予定しております、こちらにつきましては総務省のモデル事業であります瀬戸内町総合デジタル化住民サービス向上事業を推進してございまして、こちらのかんたん窓口というシステム等を視察する予定としております。

また、今年の2月にも、先ほど説明しましたDX推進リーダーの方々を瀬戸内町に視察に行く予定をしてございます。

すみません、この、書かない窓口ですとかワンストップ窓口につきましては、町民の利便性や業務改善を図るために近隣自治体の情報収集や検討を行っておりますが、現在のところ導入の予定はございません。

○4番（杉山 肇議員）

他の自治体ではどのくらいの数が導入されているかというのは分かるんですか。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

全国1,741自治体のうち304自治体で導入されております。率にすると17.5%となっております。

奄美群島では奄美市、喜界町、瀬戸内町、天城町、知名町となっております。

○4番（杉山 肇議員）

先ほど、導入の予定がないということだったんですが、何か理由があれば教えていただけますか。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

1つ目は、マイナンバーカードの普及によって情報連携がなされているため、申請書を書くことが減ってきているということ。それから、2つ目は、機械操作に不慣れな方は、結局、手書きの申請書を書くということで、導入コスト、ランニングコストなどと比較すると効果が薄いということが挙げられます。

○4番（杉山 肇議員）

導入の予定がないということだったんですが、現在、デジタル技術の進展により、デジタル化というのがかなり進んできていますよね。そこで、導入の予定がないからということで、そこでもう断念するんじゃなしに、なるべくだったら行政の手続における住民の負担軽減や、職員の業務負担の軽減の両立を目指してもらいたいですので自治体窓口DXを進めてほしいんですが、これは自治体窓口という補助金か何かがついているやつなんですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

DX推進に関しましては、国の補助金等、様々出ておりますので、そういった補助金を活用することは可能だというふうに考えております。

○4番（杉山 肇議員）

質問はこれで終わるんですが、別件でちょっと一つ言いたい。議長、大丈夫ですか。ちょっと別なことを一つ言いたいことがあります。

○議長（前 徹志議員）

どうぞ。

○4番（杉山 肇議員）

鹿浦小学校の仮設校舎、旧農高に今造られているんですけど、そこによく行く機会がありまして、

総務課長は分かっていると思うんですが、職員さんが1人ずっと、5時を回ってから、役場の仕事を終わって、そこの片づけをしたり、土日に来て、ちょっとしたごみを出したりしていたんですね。町長はそれ、知っていました。それ、僕はずっと見ていましたんですけど、えらい頑張りようだったので。一生懸命頑張っている人をむげにしていてもかわいそうなんで、ぜひ町長、その人を、総務課長に聞いたら名前は分かると思いますんで、その人に直接ありがとうございますと言っておいてもらいたいです。ずっと頑張っていましたので。以上です。

○議長（前　徹志議員）

これで、杉山　肇議員の一般質問を終了します。

次に、清　平二議員の一般質問を許します。

○7番（清　平二議員）

町民の皆さん、おはようございます。7番の清　平二です。令和7年9月定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

まず、介護保険制度ですけども、介護保険制度の主なポイントは以下のとおりです。開始時期が2000年4月1日に施行され、被保険者40歳以上の国民が対象となり、保険料を徴収する仕組みです。この制度は高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、核家族化の進行により家庭内での介護が困難になった状況に対応するため、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。

私も、1999年4月から介護保険の担当者として経験しました。各集落で、介護保険料は年金から徴収しますと説明したら、高齢者の方々は「あなた方は人の財布からお金を取るのと一緒にですよ」と言われたり、その当時は誰も彼も、健康な方もデイサービスを楽しんでいましたが、今後は介護認定を受けて認定された人しか利用できませんと説明したら、「おまえらは私たちの楽しみを取るのか」と怒られたり批判されたことを、お叱りを受けたことを思い出されます。

介護保険制度が実施され25年が経過しますが、現在の介護保険制度に質問しますので、分かりやすく答弁していただきます。

1、介護保険制度について。

①施設の入所待機者について問う。

②仙寿の里における通所介護（デイサービス）は行われているのかを問う。

③福祉用具、住宅改修費の支払い状況について問う。

2、国民健康保険制度について。

①現在、国民健康保険制度は鹿児島県で一括というか、制度を鹿児島県で財政的に運用されていると思いますが、このメリット・デメリットを伺います。

②国や県の特別調整交付金というのがありました。その中で、徴収率が上がると交付金が出てき、徴収率が低くなれば特別調整交付金で減額されるというペナルティーがありましたが、今の状況はどうなのかお伺いします。

③マイナンバーカード登録状況及び健康保険証のひもづけ状態についてを問います。

3、ふるさと納税について。

①納税者へ対し、寄附金の活用状況や会計報告はどのように行っているのかを問います。

②ふるさと納税を利用して、予防医療、介護予防等にできないかを問います。

4、近年の出生者について。

①近年の出生者は減少傾向にありますが、出生率の向上対策に関し、どのように取り組んでいるのかを問います。

②保育料（3歳未満）の完全無償化はいつ頃から行うかを問います。

あとの質問は自席にて行いますので、よろしくお願ひします。

○町長（伊田 正則君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように介護保険制度は、高齢化が進む中で家族に対する負担が大きくなってくるということで、これに対しては私たち社会全体が支えていくというシステムをさらに向上させるためにも必要な制度だというふうに感じています。

それから、国民保険制度についても、疾病とか負傷等を全ての国民が平等に治療に専念できるという観点からも、社会保険の向上、また国民保険の向上が必要であるというふうに認識しております。

また、出生率の向上についても、これは伊仙町だけではなくて国全体の問題で、なかなか前進しない大きな課題だというふうに感じています。伊仙町のよさを最大限に利用しながら、活用しながら、出生率が向上できるような施策は何なのかということを検討して進めていければと思います。

詳細については、また担当課のほうで答えていただきますが、次回からの質問については自席でお答えします。よろしくお願ひします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

清議員の質問にお答えします。

1番、介護保険制度について。議員からもあったように、2000年に制度設立以来24年を経過し、今現在25年目に入っています。全国で65歳以上の被保険者数が約1.7倍に増加する中で、サービス利用者は3.6倍に増加し、高齢者の介護になくてはならないものとなっております。

伊仙町においても65歳以上が人口の約40%、7年の3月31日現在ですが、約2,420名です。その中で介護認定を受けている方が415名、比率として17%の方が認定を受けております。その中で介護保険担当、地域包括支援センターの職員を中心に各事業所と連携を取りながら、様々な介護保険サービスを行っています。これは、国が示す介護が必要な人や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要となっても住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送れるように努めていくことを目標としております。

その中で、質問の①介護保険制度の施設への入居待機者について問うにお答えします。

介護保険施設の待機者は、島内6施設で25名おります。

○7番（清 平二議員）

今、町内に介護施設が何か所ありますか。そして、その、何名まで入所できるかという、何か所あって、何名まで入所できるかというのをお尋ねします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

町内の介護施設ということでしたが、先ほど介護保険制度での施設の説明しかしなかったので追加で。介護保険制度の施設が6施設、島内で25名です。あと、地域密着型サービス事業所が6事業所で15名、介護保険制度ではないんですけど、老人福祉施設として42名おります。

町内の事業所なんですが、介護施設が特別養護老人ホーム仙寿の里、あと地域密着型サービス事業所として有料老人ホームさみどり苑、グループホームみさきになります。

○7番（清 平二議員）

今、徳寿園、仙寿の里、さみどり苑、みさき、それぞれの入居者の定数は何名ですか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

すみません、今手元の資料で町内の事業所、今お答えした、まず特別養護老人ホーム仙寿の里が定数50名です。地域密着型サービス事業所さみどり苑が定数29名、グループホームみさきが定数18名になります。

○7番（清 平二議員）

この定数は全部満床で、そして待機者が25名ということですけども、今25名。本当に家族の方が、なるべくなら伊仙町内に入所したいんだけどもできない。徳之島町、天城町にお願いしたりして、大変苦労していると思うんですけども。やはり待機者をどうしたら少なくできるか、もしそのような対策があるのであれば教えていただきたいと思います。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに、今質問にあった満床なのかということに関しては、さみどり苑さん、グループホームみさきさんは現在満床です。仙寿の里に関しては、8月に複数名退所された方がいるので、その分の空きがあるんですけど、そちらに関しても速やかに判定会を行い、入所に向けていく、今、段取りをしているという報告は受けております。

議員からの質問もあったように、待機者がなるべくスムーズに入れるように、どのような対策、どのような手法を取っているかということに関しては担当と話をしながら、申請があった中で順位であったり、また介護保険施設と、それから先ほど言った老人福祉施設の中での介護度のある方を住み替えという形で移送して空けて、老人ホーム等の入居ができるようにできないかというような話はしております。

○7番（清 平二議員）

やはり待機者が25名ということですが、なるべく早く入所させる、あるいはまた、自宅で居宅介

護ができるような制度等もしていただきたいと思います。後に自宅待機している方々の住宅改修事業とか、こういうのがいろいろありますので、こういうのについても、またお尋ねしていきたいと思います。

次に、2番目に仙寿の里における通所介護（デイサービス）は行われているのかを問います。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

停止してから、現在まだ再開はしておりません。現在、町内事業所が委託契約し、再開する予定ですが、通所介護（デイサービス）を行うための有資格者の人員が確保できず、まだ再開ができておりません。人口減少等に伴い、働く人の減少で各職場での有資格者の人員不足等が、これはこの事業所だけでなく、各事業所で人員不足が起きているのが大きな問題点です。また、現在も事業所のほうで募集中で、人員が確保でき次第、再開していく予定にしております。

○7番（清 平二議員）

令和6年度の成果説明書を見てみると、障がいデイサービス事業は実施しているようですが、一般の方々とどう違うのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前11時07分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

障がい福祉サービスにおける仙寿の里でのデイサービスも、現在は再開しておりません。成果説明書のほうにも記載しておりますが、今後のニーズに応じて再開等を検討していく予定です。

介護サービスと障がい福祉サービスのデイサービスは異なる制度でのサービスになります。目的としては、自立、社会参加の促進をする、日常生活の支援を行うこととして、介護保険及び障がいサービスとも同じようなことではあるが、サービスを受けれる対象者等が異なります。

○7番（清 平二議員）

3番、お願いします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

それでは、③福祉用具、住宅改修費の支払い状況について問うにお答えいたします。

福祉用具の支払いについて、令和6年度の実績で32件、94万5,446円の支払いがありました。住宅改修費は26件、153万7,943円の支払いがありました。

○7番（清 平二議員）

今、介護保険を利用したら1割で利用できるわけです。これ、1割で利用しているのかどうか。福祉用具並びに住宅改修費について、1割負担で利用されているのかどうかお伺いします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

福祉用具が介護保険1人10万円、住宅改修費は20万円までの限度額になります。現在、1割負担で運用されているかという質問に対しては、自己負担額は1割、また課税状況においては変わることはあるとは思いますが、1割でやっています。ただし、全額支払いをして、申請書、領収書を提出してもらって、自己負担額の1割を引いた残りを給付して返している形になります。

○7番（清 平二議員）

介護保険を使っている方々、福祉用具は1人10万、住宅改修は1人20万ということですけども、これを一時的に個人が負担をして、後で支払いをした領収書を持ってきたら9割返すというようになっているんですけども、この高齢者の方々を見てみると、普通に考えれば、私は国民年金、月に8万ぐらいしかもらっていないと思うんですよ。その方々に10万を出して福祉用具を購入して、あと9割は返しますのでという方法じゃなくて、やはり介護保険制度というのは1割が原則ですので、1割負担して利用してもらいたいと思います。

例えば、住宅改修限度額20万です。この住宅改修20万だけれども、いろいろやってみたら、あれもしたいこれもしたい、そして見積り取って終わったら23万かかるか分からん、25万かかるか分からん。その場合、20万が限度額ですので、20万を超える分は保険者負担になります。そしたら、例えば23万見積りが出てきたら、3万と、あと20万の1割負担で2万、5万円出せば住宅改修ができるわけですよ。これを、この利用する方々に20万出して、後で9割は返しますと言っても、なかなか住宅改修は進まないと思うんです。それを、ぜひ1割負担にしていただきたい。

この見積りを取るためには、この中にケアマネも入るでしょう、業者さんも入るわけでしょう、そして保険者本人の立会い、業者の立会い、4者の立会いでして、納得して支払いしますので、ぜひ、役場のほうとしては個人負担を1割、限度額20万超えるんだったら2万を負担してもらい、残りは役場から直接、業者に18万支払いする方法を取っていただいたら、この高齢者の方々、在宅にいる方々は利用できるのが多くなると思いますが、その辺のところは改善する余地があるのかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

議員からもあったように、限度額が20万円なので希望の改修等ができず、超過分は介護保険の対象外になっていくというところももちろんあります。今現在、全部支払っていただいて、申請書と領収書を提出してもらって9割を返すという形にはなっているんですが、他の市町村も確認したところ、受領委任払い、業者の方々に受領の委任をするという形で、本人は1割の支払い、残りは業

者のはうからの行政への請求になる要綱を定めて運用している市町村もありますので、こちらのはうでも、また町民からの要望が多ければ、そちらのはうも検討し、確かに年金生活で住宅改修等の支払いが生活していくための圧迫になるのであれば、受領の方法等も考えて検討していきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

この住民からの、多かったらやるとかあるんですけども、私はこれを聞いていますよ、今の制度を。だから、もう少し、この介護保険を使っている方々に優しいまちづくりができるのかなと。この方々に20万出しておいて、後で立替払い、18万は返ってくると、ちょっとできないということですけども、町長はこれに対してどう考えているでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

今の課長の答弁を聞いていますと、他の市町村でこれを実施しているところもあるということで、伊仙町としてもそこの活用方法を学習して、そして取り入れることができないかどうか検討しますというような答弁だったと思っています。その方向で、やはり議員がおっしゃるような使いやすい方法を探っていくないと、使いたくても使えない、利用したくても利用できない方たちがいるということに対しては改善する余地があるかなと思います。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、これは1割負担でして、高齢者の方々、介護をしている方々、住宅改修をするということは、介護度を予防する点からも、これはしなければいけないんですよ。今のようなやり方で伊仙町でやっていると、20万円分の限度額はあるんだけど、金がないから10万円分しかできないからとかじやなくて、限度額いっぱい使っていただいて、業者間のやり取り、役場とのやり取り、ケアマネジャーとのやり取り、こういうことを改善していただきたいと思いますけども、総務課長、これでよろしいですか、改善の方向に向かっていくということでおよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

すみません、先ほど自分の言葉の中からも要望が多ければという、ちょっと表現の仕方が悪かった部分もあるので、議員から言われたように、議員のはうにも要望が出ている。そういう方々が役場のはうにもちゃんと相談していただいて、その方々と前向きに検討をしていき、その弱者と呼ばれる方々、それから高齢者の方々がいろいろなものを利用していく上で、行政のはうからも制度の説明、運用の仕方を伝えていきながら、今言われたように、先ほどから1割負担でと言葉が出ているんですけど、後払いの中でも、実際、負担額は1割負担なので、1割以上の負担をもらっているというものはないので、まずその支払いの方法に関しても本人の生活状況、いろんなものがあると思われますが、前向きに検討して進めていきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

介護者が意見が多かったらということありますので、やはり私に来ているということは、他にもいっぱい来ていると思うんですよ。だから、私はその人たちの代表として質問しているつもりで

すので、ぜひ、その1割負担にして、在宅介護者が住みよいまちづくり、優しい伊仙町のまちづくりをしていただきたいと思いますので、ぜひ、これを検討じゃなくて実行していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、2番目のほうにお願いします。大きい2番目。

○健康増進課長（大山 拳君）

清議員の国民健康保険制度について、①現在、保険制度は鹿児島県で一括されていると思うが、メリット・デメリットについて問うということについて答弁します。

冒頭、清議員のほうからもあったんですけれども、県での一括ということに関しては、今現在進行中、最中でございますので、県下で統一されているものは給付費のみでございます。

そして、メリット・デメリット。こちらも以前、議会のほうで答弁をしたんですけども、事務の負担緩和ということでのメリットはございますが、デメリットということは担当のほうからも報告は来ておりません。

○7番（清 平二議員）

伊仙町で国保が大分圧迫されているのがあると思うんですけども、今、私が資料請求した中で、国保に加入している方が、人工透析をしている方が9名いると思います。この9名の方、人工透析をすると大体1人、月幾らぐらいかかるのか、分かれば教えていただきたいです。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

月額、およそ40万ほどかかるというふうに認識しております。

○7番（清 平二議員）

40万、ひょっとしたら桁が間違っているんじゃないかなと思うんだけども、40万で正しいですか。私がインターネットで調べてみたら、月、大体400万から500万かかるということが出てきたんですけども。

○健康増進課長（大山 拳君）

400、500万かかるのは年間です。月額ですと40万ほどになります。

○7番（清 平二議員）

月40万、9名やると月360万、やはり年間にすると4,000万近くかかるはずですけども、こういう方々をなるべく減少させる。この9名を半分にするとなると、非常に財政的にもよくなると思うんですけども、そういう対策等はどうやったら取れるのか、また伊仙町はどうやって取っているのかをお伺いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

全国的にも人工透析を受けている患者さんというのは増えているというふうなデータがございます。鹿児島県においても、漏れなく増えている状況です。この方は重度化される前に予防の段階で

の対応が必要となりますので、そのためにも受診を促すということでの対策を町としては講じているところでございます。

○7番（清 平二議員）

これをやっぱり少なくするために、保健福祉課で糖尿病の方々を訪問をして、保健師あるいはまた看護師、こういうものを訪問をして、なるべく少なくというか、本人も大変なんですよね、人工透析になると、そういう対策は取っているのかどうかお伺いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

人工透析の患者さん、罹患されている方のみならず、健診結果で指導が必要ということであれば、その他の疾病についても指導、訪問を行っているところでございます。

○7番（清 平二議員）

これは健診を受けている方々だけという話がありますけども、特定健診あるいは各種がん検診、この受診率が今どうなっているか分からんんだけども、この受診率、分かれば答えていただけたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

令和6年度、現在、まだ暫定値ですが、51.8%となっております。

○7番（清 平二議員）

これは特定健診だけですか。他の、大まかにまとめてがん検診あるいは婦人検診、このパーセントが分かれば。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

今現在、特定健診のみならず、各種病院でかかった方ということも健診としてみなされるように、みなし健診というふうになっております。その数字も含めて、現時点での51.8%ということでございます。

○7番（清 平二議員）

だから、それは特定健診の話をしていると思うんですけども、各種がん検診も含めて51.8%ですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

先ほどもお答えしているんですけども、特定健診のみならず、各種医療機関における健診等も含めた数字でございます。

○7番（清 平二議員）

私は予防が大切だと思いますけども。

今現在行われている個人負担金、これは幾らぐらい、個人が負担しているんでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

今、500円程度を個人負担とさせていただいております。

○7番（清 平二議員）

500円、これは特定健診だけじゃないですか。他の検診料を含めて。私、決算書で見たんだけど、それもなかなか私は見えなかつたんだけども、この個人負担、決算書でもよろしいです。幾ら個人負担しているのか、分かれば教えていただきたいです。

○健康増進課長（大山 拳君）

決算審査で答弁したいと思います。

○7番（清 平二議員）

私は前に見たのですけども、全体で200万ぐらいだったかなと思います、個人負担しているのが。決算審査で決算書も見たんだけども、私にちょっと探しなくて、あるいは成果説明書も見たんだけれども、ちょっと探し切らなかつたんですけども。この辺のところも、もうちょっと分かりやすい決算書であつてほしいなというぐあいに思います。

次に、以前は特別調整交付金というのがあったんだけども、この中に、今やっている特定健診をしたら、60%をいつたら幾らぐらい交付金が上がりますよ、それが下がつたらペナルティーがありますよ、あるいはまた徴収率、こういうものもありましたけれども、現在はこういうのがあるのかどうかお伺いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

こちらも、以前同様の質問を頂いております。令和6年第3回臨時会において、清議員から質問を受けております。その際も同様に答えているんですけれども、国・県の特別調整交付金、現在もございます。そしてペナルティーはございません。

○7番（清 平二議員）

それと訪問指導についてお尋ねします。国保の中では重複受診、それから頻繁に多剤服薬者というのがあつたりすると思いますけれども、成果説明書を見たら重複受診などは、対象者は85名ということが出ています。重複受診、多剤服薬者は、はがきで6件ということはありますけども、これは訪問して何人ぐらい実績は上がっているのか、85名の対象者に対して、まだこれをやっているのかやっていないのか、お尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

訪問による指導とはまた別の形になるんですけども、重複・頻回受診、多剤服薬等については、レセプトに確認をして案内を流すというふうな手法を取っております。

○7番（清 平二議員）

案内を流すということは、はがきで出して案内だけですか。じゃなくて、やっぱり人と人との関わりですので、ちゃんと行って指導していただきたいんですよね。これは、なぜできないのか。保健師が足りないのかどうか。これははがきじゃなくて、やっぱりこれは私は訪問してやつたらと思うんですけども、その辺のところは原因は何ですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

案内、こちらはもちろん電話等でも催促等を行っているところなんですけども、都度レセプトで確認をするため、重複・頻回については、都度都度判断していくものでございます。そして、それを年間レセプト、毎月、レセプトが上がってくるんですけども、そのレセプトを確認して、町のほうで認定をするという形になります。

先ほど訪問指導ということもありましたけども、本人の健康のために看護師そして保健師が指導するということはもちろんやっております。

○7番（清 平二議員）

この成果説明書を見たら対象者が85名というだけ出ていますので、何回訪問したのかということを書いていただきたいと思います。

また、多剤服薬者、はがき6件と出ていますけども、この辺のところもやっぱり、対象者は6件だけでも、年間どのぐらい行って指導したのかというのを出していただきたいと思います。成果説明書の中身を見ただけではちょっと分からなかったので、これは、ぜひ次からはそういう具合にしていただきたいと思います。

その次に3番目。

○くらし支援課長（上木 博之君）

3番目のマイナンバーカードの登録状況ですが、現在5,201枚交付しております。割合は84.82%となっております。

○7番（清 平二議員）

これは、現在、健康保険証とのひもづけになっていると思いますけど、これ全部、健康保険証とひもづけになっていますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

くらし支援課長においてはマイナンバーの登録数ということで報告が今あったと思うんですけども、健康保険証ひもづけ登録率は59.6%というふうになっております。

○7番（清 平二議員）

これは国のはうによると、今年の12月あたりで紙の保険証はなくなるような情報を聞いているんですけども、60%、残り40%がまだ結びつけがされていない。これはどのようにして、今後結びつ

けをしていく対策を講じているのかお尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

今後、ひもづける登録率というのは上がるというふうに認識しております。というのも、スタートの時点においては行政で登録、ひもづけをしていたんですけども、現在、医療機関においても登録ができるようになつてるので、マイナンバーの加入者数が増えると同時に登録率も上がっていくものだというふうな認識をしております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、これを登録をして、保険証を持っていかなくても、各医療機関でマイナンバーを出せば医療機関を受ける状況ですので、ぜひ、これを増やしていただき、町民によりよいサービスができるような政策を取っていただきたいと思います。

次、3、ふるさと納税についてお尋ねします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

清議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の活用状況につきましては、個人版及び企業版について、現在、ホームページ及び広報誌にて、毎年公表をさせていただいているところでございます。

その他、ふるさと納税を活用した子育て支援金事業につきましては、子育て支援課において贈呈式を開催し、ふるさと納税活用事業ということで広報誌及びSNS等で発信をしてもらっているところであります。

また、ふるさと納税を充当して事業を行っている課においても、ふるさと納税活用をPR、ふるさと納税事業としてホームページ、公式LINE等を活用し、積極的に広報していただくよう依頼をさせていただいているところであります。

また、企業版ふるさと納税の使い道につきましても、なるべく経営の方に直接お伺いをして、使い道ですか事業の効果などを説明させていただいているところであります。

○7番（清 平二議員）

私の資料によりますと、令和6年度のふるさと納税の残額が1億9,295万2,756円残高があるということですけども、この今後、その使用と、何か大きなあれが使えるのがあるのかどうか。これをずっと積み続けていくだけなのか。また、町民に還元するのがあれば、どうにかして予算化して還元できるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、ふるさと納税を活用した大きな事業というのは検討しているところはございませんが、基本的にふるさと納税の活用に関しましては、各課において事業を申請していただき、こちらで審査をして、実際に活用していただいているところであります。

また、各課におかれましては、まずは補助金等を活用していただく、それが難しければ、ふるさと納税を使って事業を申請していただくという流れになっておりますので、そういう点を踏まえて、今後活用を検討していきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

先ほども、私、各種保険、個人負担金の話をしましたけども、こういうのがふるさと納税で対応してできるのかどうか。あるいはまた高齢者元気度アップ・ポイントの事業はありますけども、今現在、高齢者がグラウンドゴルフやゲートボール等をやって、介護予防のポイント制につなげていると思いますけども、こういうのにも利用できたらなと思いますけども。こういうのに利用できる可能性があるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

ただいまの質問は、②番に関連してのご質問だと思いますが、医療費等に関する歳入歳出については特別会計となっておりますので、ふるさと納税の繰入れは困難だということで理解をしております。

ただし、医療費削減につながる事業は可能だと認識していることから、ふるさと納税を活用した農福連携及び健康に関する事業として、今年度から農業、園芸による健康効果に関する研究事業に取り組んでいるところであります。

○7番（清 平二議員）

やはり非常に伊仙町は所得も低いですので、1億9,000万、1億9,200万、やがて1億9,300万までのこういう残額はありますので、こういうのを町民にどうにかして還元して、そうすることによって医療費の抑制ができる、また介護予防ができる、こういうものにつながっていくと思いますので、できるだけこういうものを利用して町民に還元していただきたい。

さらに、この中で青少年育成、スポーツ関係のところに出ていますけども、近年、非常に子どもたちが活躍して、各種スポーツ大会、県大会に出ているようですので、やはりこういうのを活用して子どもたちのために、そして子育て世代の保護者のために少し考えていただきたいと思いますけども。社会教育課長、この辺のところはもうちょっと予算を、要望を大きくしてできるのかどうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、社会教育課ではスポーツ大会出場補助金を助成しているところですが、申請があれば、その都度助成しているところでございます。当初予算に達したときには補正予算を計上して、その都度、承認を頂いて助成しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、このふるさと納税でも活用できると思いますので、そういうのを活用して子育て世代の方々を応援していただきたいと思います。

次に4番目、お願ひします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

清議員の4番の①出生率の向上対策についてお答えいたします。

出生率の向上対策としまして、子育て中の親子の精神的・身体的負担を少しでも取り除くため、親子教室・子育て支援事業を継続し、交流や育児の相談する場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図っているところでございます。

また、令和6年度より増額、拡充しました子育て支援金の贈呈式についても継続して実施し、ホームページ、SNS等で発信しているところでございます。

母子保健事業においても新生児全戸訪問や産後ケア、各種健診及びベビー教室等を実施し、また、SNSを活用した相談しやすい体制を整え、不安感や困り感をなくすことで、第2子、第3子の出産につながるよう取り組んでいるところでございます。

保育事業に関しては、保育士の確保、保育士のキャリアアップ研修を実施し、人材育成など、保育サービスの充実に取り組んでいるところでございます。

また、保育料の軽減については財源確保等の協議を重ね、今検討しているところでございます。

また、放課後児童クラブにおいては保護者のニーズに応え、令和6年度より1か所新設し、さらなる充実に取り組んでいるところでございます。

子ども医療費給付については、年齢拡充と窓口負担をなくすことで子育て世帯の負担軽減、疾病的早期発見・早期治療を促進しているところでございます。また、島外の医療機関での治療が必要である世帯については、対象者及び付添者の旅費を助成することにより、子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

結婚支援については、かごしま出会い系サポートセンターの情報やイベントを広報誌、そしてSNS等で発信していくところでございます。

以上のように切れ目のない支援を実施し、若い年代、子育て世代の方たちが伊仙町に定着するよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

いろいろ子育て、出生率の向上対策を考えていると思いますけども、今、各保育所の定員数が分かれば教えていただきたいです。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

幸徳保育園が45名、わかば50名、いせん保育園50名、木ららさんが20名で、おもなわこども園が40名となっています。

○7番（清 平二議員）

定数が今205名、そして平成2年から6年までの出生数の資料を頂いたんですけども、204名、非常に近年少なくなってきて、各保育所も運営が厳しくなっていると思います。やはりどうしても子

どもたちを増やしていくかないと保育所も成り立っていかない、学校も成り立っていかない現状です。

この定数に、今まで幸徳保育園なんかは、定数がたしか60名だったと思います。わかばも60名だったような気がします。いせんも60名ぐらいかな。これをずっと定数を減にして今運営をしている状況ですので、この保育所関係の運営状況、今後の指導とか、そういうのが分かれば教えていただきたいんですけども。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

保育園の定数について今お答えして、入所者についても、今待機児童はいない状況ですので、また今後、お子さんの出生が増えてくれば、またそれに対応していくようになってくるとは思います。

○7番（清 平二議員）

この年度別の出生数を見てみると非常に厳しいものがあるかなと思います。

この出生数と関係しているといえば関係しているんですけども、小学校の就学予定者数を見てみると、小規模校の就学予定者数、鹿浦小が令和13年度であったら24名、馬根小が5名、阿権小が4名、糸木名小が7名、非常に小規模校の子どもたちが少なくなっていますが、これに対しては教育委員会としてはどのような方法があるのかお尋ねします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

出生数につきましては、先ほどから議員と支援課長のほうで議論されていましたが、教育委員会としては、令和5年度から進めています結い結い留学のほうで島外からの児童生徒を受け入れる。そういったところで、この児童数の維持については努めていく必要があると考えております。

○7番（清 平二議員）

やはり各学校の保護者、こういう方々も含めて、今後の学校の在り方、こういうもの等を問う必要があると思うんですけども。

町長は、小規模校は存続させると言っていますけども、今のような状況で存続したらどういう結果になるとか、メリット・デメリット、町長が把握している間でもいいんですけど教えていただきたいです。

○町長（伊田 正則君）

議員のご質問にお答えします。

小規模校は、前回の質問も同じような質問がありましたが、小規模校については、学力については先生方が近くにいるということで、寄り添いながら授業を進めていく、それで学力は高くなっていると。また、地域の方々も、地域に身近にいる大人たちが子どもたちに声かけをしたりとか、また行事等に参加したりとか、いろんな体験活動を保証してくれるという観点から、地域に誇りを持つような子どもたちが育っているんじゃないかなと思っています。

こういうような状況が、本当にいつまでも続くような状況を考えていきたいと。これがいつまで、それができるかどうかというのは難しい課題も出てくるだろうと思っていますけど、今のところは、

これも前回話をしましたけど、西阿木名小中学校がやっている義務教育による小中一貫校。これは小学校の先生と中学校の先生が行き来をして学校を運営するということで、職員もそれに対して増になるというふうに認識しています。

そこで、伊仙町の中では、今の中学校の校区内で施設分離型の小中一貫校ができないかなと、これも同じ義務教育学校ですけど。その中で先生方の行き来や子どもたちの交流とか、また、少ない学校はお互いに連携を取りながらやっていくと、運営していくと、こういう形は取れないかというのも、次の段階として考える必要があるかなと思っています。そこで、基本的には小規模校を存続させるために何ができるかということを中心に、今は取り組んでいるという状況です。

#### ○7番（清 平二議員）

ぜひ、教育委員会と、そして各学校の保護者として、今後どうするのかを考えていただければなと思います。

中学校にしても、今、犬田布中学校で見てみると、野球をするのに面縄中学校まで親が連れて行っているんですよね。非常に少ないので、親の負担が多くなっている。各中学校でスポーツ大会ができないで、伊仙町合同チームとして面縄まで連れて行っている。このような状況がいつまで続くのか。保護者に負担をかけて、これで伊仙町はいいのかどうか。私は、もうちょっと考えて保護者負担を少なくしてほしいなと思いますけども、その辺の対策などあるかどうか。今ほとんど、犬田布中の状況を見ていたら、保護者が犬田布まで連れて行っている、こういう状況です。

小学校にても、バレーをしていたら、私たち糸木名小の場合は犬田布に保護者が連れて行ったりしてやっているわけですので、この辺のところも、やっぱり教育委員会と町当局が一体として、どうすればいいか、検討していただきたいと思います。

次に、出生者、保育料、3歳未満の保育料、これについてお伺いします。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

②の保育料の無償化についてお答えいたします。

こちらは、令和6年度の議会でも大河議員のほうから何回か質問があつて答弁しているところでございますけど、3歳未満の保育料の完全無償化については財務のほうとも何回か協議を行っております。やはり、その中で財源の確保が厳しいということで、今後も引き続き協議を重ねて、財源確保、早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○7番（清 平二議員）

財源が厳しいということは分かりますけども、徳之島でも保育料を完全無償化している町があるんですよね。若い方々はそういうのを見て、保育料が安いからということで、そこに行っているのかなと思われたりしています。これも人口減少の一つだなと思いますので、財源が厳しいということは、どこか改革をして、財源を見つけて、この子育て世代の方、若い人たちを伊仙町にどうやって引っ張ってこれるのか、この政策をぜひ進めてほしいと思います。

国が盛り上がって完全無償化ということを出すけども、国の無償化を出す前に、伊仙町も早々と

若い人たちを伊仙町に連れてこれるような制度。はっきり言って、若い方々はその市町村に転出をしている方が多いと聞いていますので、やはり伊仙町も、若い人も住みやすく、高齢者も住みやすい、そして優しい町であるということをアピールしていただき、私の一般質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

これで、清　平二議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前1時57分

---

再開　午後　1時00分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島　盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。伊仙町議会、14番の美島盛秀でございます。第3回定例会において一般質問を通告してございますので、通告順に従って執行部の答弁を求めていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議会は民主主義であります。民主主義は、議会14名の皆さんの総意の下で成り立っておりますので、それぞの賛成あるいは反対、これは総意の下で議決がされるわけでありまして、総意の下でこれから議会を運営されることを望んで、お願いをしたいと思います。

大久保前町長の後継者として町政を引継ぎ3か月が経過しましたが、前町長の懸案事項などどのように取り組んでいくのか、通告してある下の6項目についてお尋ねをいたします。

その前に、議会の皆さんやあるいは執行部の皆さん、町民の皆さんにご紹介したいと思いますけれども、6月2日に南日本新聞に載りました記事でありますけれども、一部を読みます。「大久保氏は、辞職を町長選の過熱を防ぐために一刻も早く選挙をするのが重要と考えた」と表明をいたしております。それについての識者の記事が載っております。「今回のような理由は、あまり聞いたことがない。首長は、この人に4年間を託すという意味を持つ選挙で選ばれている。その重要性を軽視しており、有権者の負託に応えない行為だ。任期を全うしてほしいという思いをないがしろにしてはいけない」ちょっと飛んで、「今回の伊仙町長選のケースは、法に触れないと思うが、前例になると辞職のタイミングが選挙騒動の手段として悪用されるリスクがある。まねる事態が起きないか危惧する」という記事が載っております。多くのさんは、これは見られたことだろうと思いますけれども。

それに、5月16日の南日本新聞の広場というのが載っておりました。これは一般の人からの投書でありますけれども、「伊仙町政を実現するためには、言葉だけでなく行動でも融和と法制への意欲を示してほしいと思います。分断からするためには、言葉だけでなく行動でも示してほしいと思

います。分断から融和へ新町長の実効力と寛容さが今こそ問われています」こういう意見等を読んでみまして、私も非常にこの記事に興味を持ったところがありました。

その前に、私がふだん、日頃から一般質問したり質疑をしたりしている中で、大久保町長の答弁があります。これは、私が去年の6月議会で質疑をした内容でありますけれども、それに対しての答弁です。一部を読みます。「私も本当のことを言います。これを、今言った生活の大変だというのは、本当の話でございます。これを借金してまで、町長を続けてどういう意味があるかなと、本当に思っております。ですから、1つはそういう生活苦であります。誰も信じないと思いますが、これは現実です」こういう答弁等を頂いて、今考えたときに、本当にかわいそうな気をして、同情したい気持ちもございます。

なぜ、町長選に出ればこのように生活が苦しくなるのか。そこらあたりはお互いの議会も理解をし、そして町民の皆さんも、今後深く理解をしながら町政に前向きに取り組んでいかなければならぬかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1番目の、大久保前町長が任期途中で辞職し後継者として当選したが、選挙についてどのように認識し政策を実現ができるのかお尋ねをいたします。

2番目に、町民主体のまちづくりで、派閥解消ということですけれども、「子や孫に誇れるまちづくり」を訴え当選しました。今後の具体策をお尋ねいたします。

このことに対しては、私は町長のチラシを見て、あと「チュッキバリ」子や孫のためにというチラシを見て、非常に感銘したところがありました。私も小さい頃から親によく言われました。「チュッキバリシカラ、ウギチュウマルキフヤチカラ、アチャヌ1第ヤミチュンダネ」とか、いろいろ。これを私は自分の糧として、農業にもあるいは自分の仕事にも従事した思いがあります。非常に感銘した言葉で、最近の若い人たちはこういうことを知らない人たちが多いのではないか、こういうこと等を、歴史や文化を伝えていく、これが今、一番大事に問われている伊仙町の課題ではないかという気がしてなりません。

そういう意味を含めて、2番目の答弁をお願いしたいと思います。

3番目に、文化歴史の継承にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

文化歴史といいますと、やはり、伊仙町の古いしきたりやあるいは歴史、こういうこと等を引き継いでいかなければいけないと思うわけでありますけれども、まず、私の阿権小学校においては、島っ子ガイドというのを、今、10年近くになりますかね、やっておりまして、観光客が来たりあるいはよその人から来たりすると、子どもたちが阿権の歴史を語り、阿権のよさを語り、非常に頑張っております。そういうことを聞いた塩田知事が、去年来て見学をされました。今年、県知事の表彰を頂いたところであります。

ですから、子どもたちの能力というのはどこまで伸びていくか計り知れないところがありますので、これから教育についてはしっかりと取り組んでほしい、こういうことを考えながら、私の答弁に答えていただきたいと思います。

4番目に、伊仙町建設業協会の実態と指名について問うことでありますけれども、指名委員長は、今、副町長がいないために総務課長が担っております。総務課長は、役場にいる職員と同じ一職員であります。その公務員の総務課長が、どれだけ同じ仲間の課長や職員を指導できるかということは、私はそういうところにも疑問を感じているところであります。6月議会でも質問をしましたけれども、建設業協会はないと、任意団体であるからないということで、内容は分からぬという答弁がありましたけども、後もって資料について質問したいと思いますけれども、この実態について、どういう現状なのか、過去にはどういうことがあったのかなどをお尋ねしたいと思います。

次に、5番目の副町長人事であります。これは、4番目とこれとの関連性もあると思いますので、副町長人事についてお尋ねをいたします。

6番目の農業政策について。まず、糖業振興会における使途不明金に関する裁判結果について、時系列に説明を求めるということですけれども、資料を頂いておりますけども、なかなかこの資料を見ても素人には分かりづらい、解釈のできない部分があります。そこらあたりを簡単明瞭に説明していただければと思っております。

2番目の堆肥センターにおける使途不明金について、現在の状況と解決ができるのかお尋ねをいたします。この堆肥センターについては、もう20年以上経過をいたしております。今後の徴収の問題等々どうするのか。やはり、この農業政策における糖業振興会や堆肥センターあるいは他の、いろいろありますけれども、長期化をして解決のできないものを、どこでどう落としどころをつくって解決をするのか。私たちの議会も来年2月には任期が来ます。いつまでも、こういう汚名を残して議会が終わるということは、伊仙町議会の不名誉であると私は考えておりますので、ぜひ一緒にやってこの解決策、対策等に取り組んでいってほしいということで、分かりやすいような説明が頂ければ幸いと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3番目の漁業集落の活動状況はどうなっているかということですけれども、これは昨日の予算の中でも質疑をいたしました。この漁業問題あるいは漁業集落の問題等を含めて、漁業の活性化等をお尋ねしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、通告しておりますので、執行部の皆さん、明快なる分かりやすい説明をお願いをして、自席で質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○町長（伊田 正則君）

ただいまの議員の質問にお答えします。

前町長の辞職に伴う決断の質問等もありましたが、この部分については、私の私見を述べることは控えます。

私の政策については、マニフェストに示したとおり、時間がかかるものについては時間をかけながらも、また短時間で実施できるものについては、短時間で早急に対応していきたいと思っています。少しずつでも、町民の皆さんのが町当局に要望したことは、一歩ずつ前に進めるようなそういう政策を進めていきたいというふうに考えております。

昨日も少し触れましたが、町民の方々が町運営に参画できるような環境をどうつくり出していくかと。そのためには、情報の開示または情報の共有または地域からの情報が入りやすいような環境を整えていくと。いろんな課題等もあると思いますが、町民の方々が、町運営に参画できるような環境を持っていくために、どういうことを改善していけばいいかということを、地域の方々に寄り添ったりとか、または役場職員に寄り添ったりとかしながら、課題の把握に努めて、子どもや孫に誇れるような伊仙町、将来、こんな伊仙町に住んでよかったなと思えるような伊仙町につくり上げていきたいなと思っています。

そして、昨日もちょっと話をしましたが、今からの子どもたちに大事なことは、学校の中では課題解決型能力ということをよく使っています。今までみたいに、与えられたものを素直に実行できる能力だけではなくて、自分から地域の課題を見つけたりとか、また自分の生き方に対して課題をつくり出したりとか、そういうところを見つけ出す能力、気づく能力プラスそれを解決していく能力、それを育てていかないと、これから子どもたちが来る30年後の社会では、豊かな生活を築くのに困難を来していくということもよく言われていますので、そういう能力を育てるためにも、この文化的な活動についても気をつけていきたいなというふうに思っています。

詳しいまたいろんな質問等が来ると思いますので、その質問に対しては、自席でこれから答えさせていただきたいと思っています。また、私の分からないところについては、担当課長のほうにも答えていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○14番（美島　盛秀議員）

今、町長の答弁を聞きまして、前町長のことには答弁はしにくいだろうと思っております。私も理解をいたしております。6月議会の同僚議員の質問に対しての答弁等もありますので、すばらしいスタートが切れているのではないかという思いをしておるところであります。

今ありました町民の総参加とそして情報の開示ということを答弁頂きましたけれども、最も必要な項目じゃないかと、課題じゃないかと私は思っております。

そういうこと等を、過去の前町長が取り組んだこと等に、私はそういうことがあったのかなというようなことで、度々対峙したこともありますけれども、そういうこと等を、議会と執行部というのはやはり立場が対等であります。執行部を守る立場じゃない、攻める立場じゃない。一步下がって二歩下がらずという議会の言葉があります。こういうこと等を考えたときに、やはり執行部と議会が一体になるときは一体となる、あるいは議論を交わすときには強烈な議論も交わさなければいけない。これが、町民から受けた議会としてのあるいは町長としての信託を受けた任務じゃないか、責務じゃないかなということで、私、新聞等とかあるいは前町長の答弁等も紹介したわけありますけれども、先ほどのあるいは6月議会の答弁の中で、町長のスタートはすばらしいスタートができるのではないかというふうに思っているところであります。

そういう町長の認識等が確認できたと。そしてまた、政策実現のためには、子どもたちの課題解決、こういうことができるような子どもたちを育てていかなければいけない。やはり基本的なこと

だと思っております。私も高校の教師を10年勤めた経験もあります。町長は30年余りも教職に就いております。教育長まで任務責任を持ってやりました。そういうところで、すばらしい今後の教育ができるのではないかなど、基本的なことを、未来の将来を、この伊仙町を背負っていく子どもたちの教育の指導の仕方、この子どもたちがすばらしく育って、あと10年、20年後の伊仙町がすばらしく変わっていくことを期待もしているところでございます。

そういうことを、町長の結果が出せるように、今後、政策を実現していただきたいと思っております。

この1番については、お互い理解し合えたのではないかと思っております。

次に、2番目の町民主体のまちづくりで、子や孫に誇れるまちづくりを訴え当選したが、今後の、これは1番の答弁とも似たようなわけじゃないかと思うんですけれども、町長の言っている、私、先ほども言いました、あと「チュッキバリ」こういうような政策、子や孫に誇れるまちづくり、こういうこととどういうような政策で具体的にどういうことで進めていくのかお尋ねをいたします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

あと「チュッキバリ」という言葉は、私が両親からずっと小さいときから生活の中で使っていて、そこを私の中の、議員もおっしゃっていましたけど、生きる糧として今持っていると。この「チュッキバリ」という言葉の私の解釈は、今日できるところを終わらせておくと、明日のスタートがすばらしいスタートが切れる。

例えば、学校で言うと、子どもたちが宿題が終わった後、自分なりの勉強をあと1問解くとかあとちょこっと学習することによって、次の日の授業を楽しみにできると。そして、そこでまた違う世界が見えてくる。このあと少しの頑張りが、次の日、また次の機会に夢を抱くような世界が待っているはずなんだと。こういうことを、あと「チュッキバリ」の精神の中には、私はあると思っています。

そこで伊仙町にそれを置き換えたときにどう考えるかというと、やっぱり伊仙町民が明日の伊仙町のためにとか、未来の伊仙町のために夢を持って生活していく。そういうためには、何を私たちは改善していくかなくちゃいけないかと。何が夢が持てないような環境になってしまっているのかどうかとか、そう考えたときに、やっぱりいろんな情報をお互いに行き来して、そして改善してほしいところは、こういうところを改善してほしいんだよとか、また、この改善があったからこそ伊仙町は住みよい伊仙町に変わってきてるねとか、そういう、今の伊仙町よりもさらに高めていく、伊仙町のためにはお互いの情報の交換が必要だと思っています。小さなことですけど、道路のアスファルト穴ぼこが空いてるよとか、これを役場に連絡していただいたら役場のほうですぐそこに出かけて改善するとか。また、道路の草が登下校の子どもたちの邪魔になっているよと言ったら、そこに連絡を受けてすぐ改善していくとか。こういうような、少しずつ小さなことからでもそういう情報が入ってきて、その情報に対して、役場が改善できるところ、行政が改善できるところは改善し

ていくと。こういうことを通じて積み重ねていくことが、夢のある世界、夢のある伊仙町に変わっていくかなと思っていますので、そういう意味で、町民が総参加して町の運営に参画できる、そういうような環境をつくり出していく、そういうところをまず考えていきたいと思っています。

○14番（美島 盛秀議員）

さすがに、子どもたちに教えてきた町長だなというふうに感銘をいたしております。

そのことに関して、非常に、今の子どもたちは、あまり農業を知らない。畑仕事とかあるいは手伝いというものはあまり知らない。というのは、スポーツに励むとかあるいは塾に行くとかあるいは進学を目指しているとかいうことで、苦労というものをあまり知らないのではないかなど。そういう、大人たちがやってきたそういうことを、私は、子どもにも伝えられる、そういう総参加ということが必要ではないかなと思います。

そこで、この前の子ども議会のちょっと話をしたんですけども、子ども議会の中で、環境問題とかあるいは公園の整備とかいろいろ出ていました。ところが、闘牛のことが全然出ない。こんなに盛んな闘牛のことが一つも出てこなかった。子どもたちは闘牛に関心があるのかなと思って聞いておったんですけども、「闘牛には」という言葉が出てこなかった。その中で、町長が闘牛場の環境の整備、掃除をするというようなことをちょっと触れましたけれども、やはり、この闘牛文化を広めていくということは、私はこの島の発展につながっていくというふうにも考えております。闘牛の好きとか嫌いとかあるとは思いますけれども、今、非常に問題視、学校教育にも影響を与えているのは、この闘牛ではないかと私も心配をいたしております。

私も非常に闘牛が好きです。好きな闘牛が教育に悪い影響を与えてるということを聞かれると、非常に心配をすることありますけれども、高校生を持つ父兄の話等を聞くと、「大変ですよ」と、「もう勉強はしない。牛のことばかりやって、その後には授業料を使い込んでしまう。そしてトラブルが出てくる」、そういう、聞いてはならないような、やってはならないようなことがどんどん聞こえてくる。これらあたりを、私は闘牛のことに関して教育をする必要があるなという思いがしてなりません。

町長の地元である崎原は、一番闘牛の盛んなところです。そこらあたりは、十分町長も分かっていることだと思いますけれども。私も生まれたときからこの闘牛には愛着を持っておりまして、若い頃は勢子もしました。「カマチャンネイグリヤ、キュウドウヤー、チュッキバリダウネー」、こうして足踏みを踏んで、自分の牛を闘争心を仰いだこと等もあります。だから、私はその「チュッキバリ」だという言葉は、どこでどう生かせば子どもたちが頑張る、あるいは大人たちが頑張る、闘牛ファンの皆さんのが頑張るか、そして伊仙町の発展のために総参加ができるのか。そういうことを、私は今後政策の中に入れてやってほしいと思いますけれども、そういうことを、町長はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

私見というか、私の勝手な思い込みの部分も結構あるかなと思っていますけど、闘牛の中で、私が感じている闘牛は、先ほども少し触れましたけど、闘牛牛が目の前の相手に対して簡単に背を向けない姿、これが私にとってみたら、簡単に夢を諦めない子どもの姿に映ってくると。簡単にその場から逃げるような、夢を諦めるような、かっこ悪い生き方ではなくて、自分の目標に対してきちんと、目を背けない、背を向けないような生き方を闘牛の中で学んでほしいとか、それこそ、先ほどお話をした「チュッキバリ」というのは、あと5分この牛が頑張っていたら勝利の手前があったはずなのに、そこで手を抜いてしまったなど、残念でならないとか、こういうことがありますけど、周りを感動させるためには、あと「チュッキバリ」の精神とかまたは夢を諦めない頑張る姿勢とか、こういうのが周りに感動を与えていたりとか、自分の進路を切り開いていくことに対して、とても大切だと思っています。

そして、先ほど議員がおっしゃった負の部分については、私の勝手ないい方向で考えると、夢を追う姿勢がその負の部分にももしかしたら影響しているのかなと思っています。

夢追い人が多いこの伊仙町の文化の中で、この夢を追う姿勢、環境、考え方が、もしかしたら、汗をかかないで夢を追う、難儀をしないでも夢を追えるという勘違いがそこに生まれてしまっているのかなと思っています。夢を実現するためには、きちんと汗をかいて、難儀をして、その先に夢があるんだと、夢の実現があるんだということを、私たち大人が子どもたちにきちんと伝えていくといけないのかなと。ただ表面的な部分で、子どもたちの前で話をしたりとか、そういうことが、勘違いするような子どもたちもできてしまったりしているのかなと思うことがあります。

そういうところで、闘牛に対するいい文化をきちんと伝えていく、今言われている先ほど議員がおっしゃったような負の部分については、そこは間違っているんだということをきちんと教えてあげると。そこには、難儀と汗と努力があっての夢実現だということを、やっぱりきちんと教えていく必要があるかなと思っています。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

今、町長の答弁では、本当にこれからの中学生たちを育てていく上で大切な指導じゃないかなと思っております。

私も、子どもが中学時代に剣道をやっておりまして、名瀬で剣道が優勝するとか、非常に強いときがありました。そのときに、なぜ強くなったのと言われました。監督から言われまして、「島には闘牛というのがある。一遍みんな行って闘牛を見てください」ということで、4人だったですね、監督を含めて闘牛を見に来たことがあります。そして、帰るときには、本当に必死に戦っている闘牛の姿を見て、子どもたちも、この姿はどうして出てくるのか、そこら辺りを教えてあげなければいけない。剣道も1対1ですので、牛も1対1でやりますので、こういう姿を大島の子どもたちにも見せてあげたいという話になって、私の子どものいる奄剣と言いますけれども、その人たちを公民館に連れてきて、伊仙の剣道クラブの皆さんと合宿練習自体をしたときもあります。その富山君がいますけれども、あれの息子さんなんかもいた時代です。

そういうふうにして、やはりこの闘牛というのはすばらしいところがある反面、またいろんなギャンブル等々の話等も出てくる。これをどう解決していくのかというのは、我々大人社会の問題でもあると考えておりますので、ぜひきゅらまち観光課の方で闘牛連合会あたりと密接な連携をとって、これから島の闘牛文化の発展のために努力をしていただきたい、みんなが楽しめるような闘牛文化を継承していただきたい、ということをお願いしたいと思っております。

きゅらまち観光の担当の今後の方針等があればお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

確かに、負の部分も闘牛にはありますが、今後とも闘牛連合会と密接に協議しながら、そういうイメージを払拭するような文化をつないでいきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、闘牛場の運営を任せられている職員だけでなく、町長のほうもぜひ出向いていって、連合会の皆さんとこういう話等をして、前に進める闘牛文化、伊仙町の発展につなげる徳之島の発展につなげる闘牛文化を、すばらしい文化にしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、3番目の文化継承にどのように取り組んでいくかということありますけれども、今の闘牛文化等々もありますけれども、私は、以前にも教育長時代にもお願いをしたことがあると思うんですけれども、やはり先人や先輩に学ぶ、これが一番大事じゃないかなと思っておりまして、昔のいい話、格言、これには深い意味が込められている。こういうこと等を今いる大人たち、こういう人たちが学んでいける、学んでいって、そして子どもや孫たちに教えていく、これが、私は、伊仙町の今後の発展にもつながっていけるのではないかという思いがいたしております。

そこで、20年、30年前になると思いますけども、格言のカレンダー、これ、教育委員会が発したと思いますけれども、私はそのカレンダーを今でも持っていて、トイレに下げて毎日めくって、その文章を目を通します。そういうふうにすれば、子どもも父兄もお年寄りもみんなできると、そういうことが自然に身についてくるという思いがするんですけども、そういうカレンダー等、今、学校教育等で教育関係で取り組んでいるのかどうかお尋ねをいたします。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

現在、各小中学校においては、郷土学習という形で地元の歴史やらまたそういう行事等に詳しい方を招聘をして、子どもたちが学習する機会を設けているところでございます。やはり郷土への理解、自分たちの住んでいる集落等の理解を深めることによって、自分たちの町を誇りに思う児童生徒を育てることが文化歴史の継承にもつながるのではないかと考えているところです。

先ほど議員のほうから島っ子ガイドについてありました、この島っ子ガイドについては、ご承知のように広く町内外に知れているところでございます。子どもたちも、島の身近な集落の様子を

方言で話をしたり、そういうことで大変好評を博していると聞いているところでございます。

そういったところから、やはり歴史文化であったりそういったものの継承にもつながっていくのではないかなど考えております。

また、今、教育委員会ではオンライン英会話ということで、市内の小中学校で実施しているところでございますが、これは、子どもたちに英会話の力をつけさせるということはもちろんですが、将来的には、この島っ子ガイドにしても、外国からの観光客、そういった方々に英語で地域の様子を説明することができるようといったようなことも目指しているところです。

ですから、一緒に成果が現れるかといえばそこまではいかないのかもしれません、地道な取組をしていくことによって、やはり永続的に伝承につながっていくのではないかと考えているところです。

#### ○町長（伊田 正則君）

私もちょっと付け加えさせていただきたいと思いますけど。今日のテレビの中で、犬中の生徒さんが、島唄の紹介というのが朝の全国ニュースがありました。この中で、安住アナウンサーが、「私も、徳之島行ってみたいです」というようなコメントがありました。その中でそう思わせるような子どもたちの頑張りというか、子どもたちのそこの語りがあったと思っています。島唄を愛して、島を誇りを思いながら生きていると、そういうのをテレビを通して全国にPRできたと。これは、本当に私も、これを見ながら、私は、京丹後市で世界に向けて発信するよりも、または、ラジオ、テレビの生番組でPRするよりも、どれだけ、私の表現と比べて、どれだけ今日のほうが世界にPRするのに役立ったのかと思うような、見ながらそう思いました。

それで、本当にこの島唄についても、昨日、沖縄との連携がありましたけど、スポーツでは離島甲子園とか合同チームが九州大会に出るとかいうのがありますけど、この文化交流についても、沖縄との連携を通して、やっぱり島唄の交流会とか何かそういうようなところもできないかなと私の中では思っています。中央公民館の担当者を中心に、ピアノの鹿児島での祭典に対する旅費等の補助とか、または島唄の祭典に対する補助とか、こういうのも今出ていますけど、これをスポーツだけではなくて文化面にも広げていける、そういうのがやっぱり文化継承のほうにつながっていくかなと思っています。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

今、教育長の答弁で、そういう歴史的なことは大事だという話は理解できます。

そこで、さっき言いましたいき、格言のカレンダー、これはぜひ各小中学校、あるいはPTA、あるいは町の予算でも各一軒一軒配れるような、そしてみんなが愛用できるようなことで、配布などができる幸いかなと思いますので、ぜひ努力をして、昔を思い出させるような、そういうすばらしい文化につなげていっていただきたいと思います。

それから、各中学校、小学校で、先輩やあるいは地域の皆さんが学校へ行つていろいろ教育学習をやっているということを聞いておりました。私も犬田布中学校でやっている先輩の話をよく聞き

ます。年に1回必ず行くということなんすけれども、主な中学校、伊仙中学校あるいは各小学校で、そういうこと等が実施されているのかどうかお尋ねいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

奄美群島の復帰記念を機に、伊仙町のほうでも、町内の小中学校に、戦後当時の状況がどうであったかというところを語り部さんの経験をもとに派遣を行いまして、学校のほうで実施をしている状況でございます。

本年度も、各学校で語り部さんの派遣を行って、この事業を継続して実施をしている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、郷土学習で時間を持つて、カリキュラムの中にきちんと入れて、継続してできるようそういう体制を構築していただきたいと思っています。

それと、町長の答弁の中に、芳村さんのテレビのことが出ましたけれども、やはり民謡というのは本当にすばらしいことだと、島の心そのものだと私は考えております。三町民謡大会のときにも前原口説の歌が出ました。前のナレーション、あれを聞いていたときに、昔を思い出しながら感動したんですけども、やはりこの民謡を伝承していくということは非常に大切なことだと。各小中学校でも三味線教室とかいろいろやっているところなんすけれども、これもいろいろ予算的にもありましょうし、阿権小学校においても、一般の人が寄附で三味線を10個だったですかね、寄附されたこともあります。しかし、その三味線も今どうなっているか分かりませんけれども、そういうこと等とか、あるいは阿権の出身者の隅野先生といって、三味線のテープをCDをつくって島の民謡等を吹き込んだ、そういうすばらしい民謡の方、木之香の内山さんだったですかね、職員にいるんじゃないですかね、レコードと一緒に隅野先生と作った、CDを。そういう大事な職員を今後生かして、こういう民謡文化の継承等を引き継いで職員の皆さんも年に一度ぐらい、月に一遍ぐらいは、そういう民謡を聞く機会もいいんじゃないですかね。どうか、職員の皆さんも今後努力をして、心の癒しにできると思いますので、取り組んでいただきたいと思いますのでお願ひいたします。

それと、阿権の前里屋敷、あそこの流れについて、私、十分承知をしているところでありますけれども、あそこに関連して、民間の土地を阿権の八幡神社の周囲の、1町歩以上ありますけれども、土地を寄附してもらった経緯がありまして、今町有地が空いております。あそこを何とかして活用できないか、その歴史文化を伝えていくような活用ができないのか。そういうこと等も公園化の整備とか、子ども議会も出ておりましたけれども、そういうところをしっかりと町民の声を聞いて、そしてそれが実現できるようなこと等が可能であれば、また前に進める町政ができると、私は考えておりますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、4番目の伊仙町建設業協会の実態と指名入札についてお尋ねをいたしたいと思います。

このことについては、6月議会だったですかね、総務課長の答弁等で、任意の団体との関わり等

は詳しく分からぬという説明補足があったと思うんですけれども、実は、執行部からの資料ももらって見ました。そして、私の個人での資料ももらって持っております、これ、夏祭りについての、ほーらい祭りについての寄附についてのお願いなんですけれども、指名願届出事業者各位ということで文書が出ております。

これは以前の大久保町長も一緒ですけれども、この件に関して、以前は、寄附をした額の領収書に伊仙町建設業協会事務局という名前で提出されております、領収書が。そして、今年はほーらい祭り実行委員会のこれ口座ではないかなと思いますけれども、そこらあたりの区別、どういうふうな区別があったのか。

そして、私の持っているこの資料については、今年7月、8月に入札された資料に町外業者が入っている。そして、町内業者が取った事業を、町外業者が下請をしているというような資料があります。町内業者育成のために、県の格付だとかいろいろ言われましたけれども、そのあたりの区別、本当に伊仙町の建設業協会というのはあったのかなかつたのか。そして、給付をもらって受注額の何%を寄附しなさいとまで言われているそうです。そうしたら、その夏祭りに使われたお金は、この資料を見てみると、建設業協会から200万というふうに載っております。そして、この入札の結果等見てみると、今年3月から出た事業でも1億7,000万近くあります。それから、この資料は全部目を通すのはできなかつたんですけども、恐らく10億ぐらい、1年間であるのではないかなと思います。その中の何%を寄附しなさいと言われているんじやないかなと。そこらあたりの指名委員長としての役割をどう果たしてきたのかお尋ねいたします。

#### ○町長（伊田 正則君）

先ほどの最初の質問の中で、議員のほうから、建設業協会についてないと答弁したというのがありましたけど、私が記憶している限りは、あるのかないのかさえも分からないという答弁をしたような気がしますけど、それでよろしかったでしょうか。私が反対に質問しますけど。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

伊仙町建設業協会の実態と指名について問うという質問にお答えをいたします。

建設業協会につきましては、インフラ整備や災害時の応急対応などの建設業協会の役割に応じて活動されるのと認識しております。

ご指摘の伊仙町建設業協会に関してですが、会長他役員の方々がいらっしゃるということは把握いたしましたが、名簿等の提出を受けているわけではございませんので、町内のどの業者が加盟している、または何業者加盟しているというところについては、把握はできていないというのが実情です。

先ほどございましたほーらい祭りなどに対しての寄附というところも確認はいたしまして、伊仙町建設業協会ということで寄附を受けているというところは確認をいたした次第でございます。

その後、指名入札について問うということでございますが、指名競争入札については、特定の資格や実績を有する事業者を対象としているため、迅速な契約締結、専門性の高い業務に適している

とされております。

本町では、これまで指名競争入札を行ってきた背景には、施工能力または実績等を考慮し、品質確保と円滑な工事進行を重視した運用が求められてきたためだと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

なぜ、私こういうことを聞くかというと、ずっと私これ言ってきたことなんですよね、議会でも。業者と建設業界と執行部、あるいは今、国会でも政治と金の問題が非常に不透明性があるということ等が言われて、今、石破首相も辞表を出されました。

こういうようなこと等にならないように、私はずっと質疑もしてまいりました。そして我々の先輩議員たちは、伊仙町はもうミニ永田町だからねと言って冗談めいて言って、それを平気で、業者とあるいは執行部との癒着関係をおわすようなことを話すんですけれども。そういう透明性を持たせると、さつき町長言いました。そして、オール伊仙町と言いました。そこでこの私の持っている資料を見てみると、町外業者が入っているということでさっき言いました。これに、私たちは5業者だったですかね、指名を入れてくださいと、平等にしてくださいというお願いを、申入れをすることもあります。この業者は1件も入っておりません。なぜそういうことができるのか。これこそ、伊田町長の言っている透明性を持たせるオール伊仙町と総参加のまちづくり、これに反する答弁だと私は考えます。

それができるのかどうか、再度お尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指名委員会の内容については、公表しないこととなっておりますが、入札参加資格申請書を提出いただき、その登録された名簿の業者の中から、建設業種、施工能力、技術者の有無等々を勘案して指名委員会にかけているところであります。

先ほど議員がご指摘になられた業者との癒着であるとかというところに関しては、もちろん、今までないものと認識しておりますし、これからもないものと思っております。

そういう疑いを持たれることがないように、我々職員も襟を正して、先ほど冒頭で美島議員のほうから指名委員長総務課長としての指導力不足という面の指摘もございましたが、そういった面も真摯に受け止め、これからも襟を正して、疑われることのないように業務を進めていきたいと思っております。

○町長（伊田 正則君）

入札制度についての私の理解がまだまだ不足していますが、先ほども、マニフェストの実現について、時間がかかるものについては、時間をかけながらでもゆっくりゆっくり前進していくような方向を考えていきたいと、短時間でできるものについては、早急に実施できる方向でやっていきたいというような話がありましたけど、この部分について、どういうような改善方法が望ましいのかということを、きちんと、総務課長等とも話をしながら、学習を進めていきたいなと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

今、指名委員長である総務課長のほうから話がありましたけれども、さっきも、6月議会でも言っていました県のランク付、あるいは業者の資格の問題等々も言っていました。恐らく、私がさっき言った何業者か、県のランクは伊仙町にいる業者より以上の資格のある業者もいると思います。県のランクに入って、県の仕事もしている人たちですから。そういうような人たちのランクは認めないで、ただ町内業者を優先する、一部の人を優先すると。これは、建設業協会、ないとは言いましたけれども、架空の建設業界が私はあると思うんですけれども、そういう建設業協会からの圧力等があって、そして、過去にもいろいろなしがらみのある行政が続けられてきたのではないか、私はそう考えております。ですから、こういうことをなくして、透明性のある、こういう入札関係も開示できる、そして、地元の公共工事を請け負っておる人たちは、自助能力、協働の精神、心、そういうことと思ってお互いが取り組めば、すばらしい町に進んでいくと私は考えますけれども、今後、戒めに願いの出ている業者、こういうこと等が入札に参加させることができるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

まず、伊仙町建設業協会はないということではなくて、名簿等の提出を受けてございませんので、町内のどの業者が加盟している、何団体加盟しているかというところは、町としては把握していないというところで認識のほうをよろしくお願いします。

それと、指名入札についてですが、先ほども申しましたように、指名願が提出された業者の中から、施工能力、実績、技術者の有無、手持ち工事等を勘案して指名を指名委員会に諮ってまいりたいと思いますし、今後もそういった形で指名委員会を開催していくものと認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

私がこの資料を見てみると、同じ業者さんが2件も3件も取っているのに、さっき言った何業者かは指名にさえ入れてもらえない。なぜそういう事態が起きているのか。私は業者でも何でもありません。だから、平等にできるような町政、こういうこと等を考えたときには、これからも、そういうことができなかつたらいろんな問題に発展していく可能性はあると私は思っておりますので、ぜひ、町長の新たなスタートですので強い決断の下で、平等に入札等にも入れて参加されるようにお願いをしたいと思いますが、この決意等をもう一度、再度お尋ねいたします。町長からお願ひします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指名委員会については、入札参加資格申請書を提出いただいた業者の中から、平等、公平、透明性を保ち、あらぬ疑いや疑惑を持たれるようなことがないように、指名委員会としては、これまでもそのようにしてきたつもりではありますが、今後もそのように進めていきたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、今答弁したようなことが実現できるように、しっかりと、また町長も今聞かれたと思いま  
すので、指導していただきたいと思います。

こういうことをいろいろ申し上げましたけれども、以前は、指名委員会で決まったことが、町長  
の下で指名がひっくり返されたという問題があったんですよ。そして、そこからいろんな問題が発  
展してきた。それは、町長には権力があります。その権力を持った町長は何でもできる、そういう  
ような考え方の町長にはなってほしくない。こういうこと等は、本当に、途中で入札を入れ替えると  
か、これがあれば本当に町長は越権行為ばかりしてきたと、以前はやっておったんだなというこ  
とが分かりますし、おのずと、町民の皆さんには、口には出さなくても言えるわけなんです。分かっ  
ていてるんです。理解しているんです。で、私は町民の代弁者として、こういうことを言って、伊仙町  
をしっかりと見守っていかなければいけないという思いがありますので、今後ともこういうことを  
執行部とは議論を重ねながら、前に進める町政にしていきたいと考えております。

先ほどの件で、ちょっと質問漏れがありましたので、再度お尋ねをいたしますけれども。1番目  
の件に対して、先日、町長は人権擁護委員を推薦されました。その途中で私、質疑ということを言  
って手間取ったんですけども、その人権擁護委員の活動例というのがありますて、これは、私、  
先日目を通すのを忘れていました、目を通さなかつたんですけども、昨日帰ってこれ目を通して  
みたら、人権擁護委員とは、いろいろこう書いてありますけれども、まず、学校等における人権教  
室の開催、小学生対象の活動が多いと。その他にも、中学生、高校生、幼稚園、保育園、社会福祉  
施設職員及び利用者、大人対象の活動もある。ということで、この人権擁護委員の名簿等も見て、  
あ、なるほど、学校の先生をしている人たちは、こういうことを子どもたちにも教えているんだな  
ということ等が理解できたんですけども。

その中で、人権とは、人権の指導とはどういうことをやるのか。私は、この人権というのは非常  
に選挙に関わる問題だと思っております。この人権教育において、選挙の在り方とあるいは政治の  
こと等を、今、教育委員会あるいは町長の教育長時代、学校の教員時代、そういうこと等をやった  
ことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（伊田 正則君）

ちょっと、質問の内容をうまく理解できませんでしたけど、人権指導に関わるような選挙の指導  
を学校でやったことがあったのかどうかということですね。

これも、明日牧本議員の中でもあって、心の準備をしていましたけど、私は生徒会の担当として、  
教職の時代に、担当として仕事させてもらったということがありますけど、生徒会選挙の部分につ  
いては、皆さんが、子どもたちがきちんと自分の主張ができるような、そういう人たちを選んでい  
きましょうとか、自分の主張を実現してくれるような、そういう人たちをきちんと見極めて投票し  
ましょうとか、そういうようなことは言った記憶がありますけど、国政選挙に対してとかまた地方  
の選挙に対してこういうような選挙にしていきましょうとかいう、教科で言うと社会科の先生はそ

ういう授業の中で選挙の扱うことがあるかもしれませんけど、私の場合には、記憶にありません。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

人権擁護委員の方につきましては、私が在職中も、各学校において人権教育については必ずと実施するということで理解しているところでございます。

そうしたときに、年度当初であれば、人権擁護委員の方が各学校に来て挨拶をしたり、そういったことはありました。それから、人権週間において学校で人権教室をしたり、そういったことで人権教育に関わる部分としてご指導いただいたりと、そういったことは記憶しておりますが、特に選挙どうこうといったような話題等は記憶してございません。以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

しがらみの多いまちづくりを今後つくっていかないためにも、さっき町長が言った透明性のある総参加のまちづくり、オール伊仙という言葉は大事じゃないかなと、このことを肝に銘じておっていただきたい。

実は、このオール伊仙といったのは、私が町長に言ったことなんですよ。13、14年になりますけれども、各課の事業のこと等もその各課で収めるのではなく、各課が連携をしてオール伊仙でオール役場でやりなさいよということを質問したら、町長にも感謝されましたよ。今でも、個人的な話をするときには、「美島議員、盛秀ムイにはいろいろ指導を受けました」と激励されます。

そういうこと等が、対話のできる、対等で平等に対応のできるような、そういう平和な伊仙町にするためには、伊田町長の手腕が発揮されると。これが伊田町長の出発点だと私は思っておりますので、ぜひそういうこと等をしっかりとと考えながら、今後の町政運営に取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっと前後しましたけれども、よろしくお願ひいたします。

建設業協会のこと等につきましては、いろいろいろんな観点から質問させていただいて、また、総務課長のほうから、あるいは町長のほうからも答弁を頂きましたので、前向きな意見が出たのではないかなと思います。ありがとうございました。

次に、副町長人事についてお尋ねをします。

先ほどから建設業界のこと等を言いましたけれども、そういうこと等に関連して、副町長は早急に置く必要があると。そして、しがらみのない人事を提案ができないのか。そういうこと等で、全町民から信頼される副町長人事案件が提出できるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、休憩しましょうかね。

○14番（美島 盛秀議員）

いいですよ。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午後　2時19分

再開　午後　2時36分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（伊田　正則君）

議員の質問にお答えいたします。

副町長の人事についての質問です。

副町長については、前回もご質問があったように記憶していますが、まず町長の補佐役として職務を遂行する能力や経験とあと、専門性、また知識等が必要な方が望ましいと思っていますし、また、地域のこともよく理解した方が望ましいのではないかと考えています。また、日本全体また県全体の幅広い視野から伊仙町の将来を考える人材の方も望ましいと思っています。

推薦に対しましては議会の承認が必要ですので、議会の承認が得られるような人材を総合的に判断して推薦できればというふうに考えています。

○14番（美島　盛秀議員）

6月議会での答弁でも同じような内容じゃなかったかと思うんですけども。

私は今、非常に、伊仙町政がここ副町長不在が7年続いているんですかね。6年、7年続いていると思うんですけども、その空白で、おとといの町長の行政報告でも、非常に出張が多い、その出張を穴埋めできて、職員を指導したりいろんなことを庁舎内でできるの副町長しか私は責任がないと思っているんです。段階的に今副町長の代理を総務課長がやっているわけなんですけれども、総務課長は一職員です。副町長がいないために無理をして副町長をやっている。副町長は選ばれた一政治家です。いつ辞めても責任を取れる。町長と一緒にすると私は思います。だから、町民の信頼ができる、そういう副町長を置きたいということとよく分かります。しかし、私は、今の状態ではもう前に進めない、進むことができないと考えているから、早急に副町長を置けばいいのじゃないかな。

例えば、徳之島町の例、非常に、十何年前の副町長人事で揉めていました。その後に熊本のほうから国のベテランを呼んで副町長にしました。その後は、うまい具合にいって職員の指導ができる、そして職員の方が2期も副町長を務めて徳之島町は安泰した町政が進められていると私は思っておりますので、ぜひ、そういう、行政に詳しい、職員も指導できる、そして町民に本当に理解できる、そういうような人事のやり方のほうがいいんじゃないのか、全会一致で決められる人事案件が今の伊仙町に必要だということを考えておりますので、ぜひ、そういうことを考えて副町長を早急に選任していただきたいと思っております。この件に関しては以上です。

次の農業政策について。

糖業振興会における使途不明金に関する裁判結果についてでありますけれども、資料を借りております。この資料を見て、なかなか、専門家ではありませんので内容が理解しにくいです。

ただ、私が言いたいのは、裁判の結果、もう結論が出ていますので、被告が払うべきお金、これは1,140万7,016円なのか、そして1,400万の残った260万、これはまだ使途不明金でまだ解決ができるない金だと思うんですけれども、その使途不明金の1,400万からこの判決が下りた1,140万7,016円でいいのかどうか、被告が払うお金がですね。そのことをこの書類見てもなかなか理解ができなかったんですけども、その判決の結果、被告が払うべきお金、そして残された不明金、その額について説明を頂きたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、訴状にあります1,140万、こちらが当初1,400万円という数字がありましたが、そこから一部支払いがあった280万円を除いた額で訴訟を提起いたしました。

判決としましては1,140万9,000円に対しまして、716万円プラス損害遅延金ということで支払いをしなさいという判決が出ております。

2月28日時点で936万972円の請求を弁護士のほうから発信しましたが、支払いがなく協議を続けてまいりました。また、協議を続けていく中で先方の弁護士のほうからお支払いの一部準備ができたということで、8月19日に475万4,213円の入金があった次第でございます。

現在の残りの支払い義務がある費用としましては、こちら8月31日時点で残り488万5,054円となっております。こちら毎日損害遅延金がついていきますので、日々金額については変わっていくものでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

最終的に、その被告が未払いとなっているお金が488万5,000円、8月31日付でそれ以降の支払いがあったかどうかはまだ分からぬということですよね。

○経済課長（橋口 智旭君）

8月19日に一部入金がございましたが、それ以降は支払いがない状況です。

○14番（美島 盛秀議員）

そうしたら、まだ残っているこの488万5,000円、これについては延滞金がついて、また、その利息分をまた追加して払わなければならぬということでおろしいですね。

そうしますと、1,400万からこの総額を引くと、支払うべきお金が支払われてない分も含めて、あと幾らが1,400万から残っていることになりますか。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時47分

---

再開 午後 2時53分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほど言いましたけれども、この書類を見てもなかなか理解ができなくて、もうゆうべも一生懸命やったんですけども、その内訳、詳細にまとめて、そしてそれをどう落としどころをつくるのか、いつまでたってもこれ解決ができないからその分、負の遺産と私は言いますけれど、そういう問題が残っていますので早めにこれを解決しなければいけない。

このことに関して、前町長は給料の50%カットで、自分は懲罰委員会をつくりなさいということを言ったら、自分は懲罰を受けたつもりにしているんですよね。

それと前町長が受けた72万の50%、その50%の半年の計算したら幾らになりますかね。その部分についてはもう町長が支払っているから、その部分をカットして弁償したということにすればどうですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。ちょっと分かってきました。

判決が出た元金がまず716万円となっております。716万円。そこで2月28日時点で請求を出した金額が936万972円、不足する額が訴状に書かれている額から対しまして204万8,028円。不足額がです。

先ほどおっしゃられました、町長が受けた減給が216万円となっております。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時56分

---

再開 午後 2時59分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいまの糖業振興会における使途不明金に関する件につきましては、今休憩中に話をされたこと等で理解することができたと思いますので、その辺りを酌み取っていただいて解決策を執行部のほうで検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、堆肥センターにおける使途不明金について、現在の状況と解決ができるのかお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

堆肥センターの使途不明金につきましては、平成21年1月19日付の念書により返済額が確定した金額309万6,852円に対しまして、現在165万円の入金があるところです。残額が225万6,852円となっております。当時の念書について調べたところ、土地等の確約がされております。しかしながら、弁護士と協議をする中で裁判等の措置をしていないため、その土地を差し押さえるといったことが非常に難しいというふうな回答を頂いております。

また、当時、親族の方、名義が変更されていましたりもしていますので、そういう部分の阻害行為取消訴訟等を行って、さらに損害賠償請求訴訟を行っていくのかといった問題もありますし、様々なハードルがあるところではございますが、都度、糖業振興会等で弁護士事務所、弁護士と連絡取り合うことも多かったもので、そういう部分も都度協議をしながら現在どういった方法で債権を回収していくのが望ましいのかというのは協議しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

これもさつきの問題と同じようなことで、この書類を見てもなかなか理解ができないんですけども、要は今ある土地が名義変更されている、差し押さえはできない。そこでもう、これ、20年以上たっていますよね、平成21年。このときに特別委員会を設置して解決策等も行ったわけなんですねけれども、そこでも解決ができなかつたと、で、今20年間続いてきたと。

それで法的な措置で、例えば払うべきお金が請求はなくて払えてない。これ5年以上か、10年以上という法律上規定があると思うんですけども、これ、何年以上請求をしていなかつたら払う必要はないし、本人はね、借金している人は。それから、裁判をするといろいろ手続をしたり、今裁判と相談しながら請求をしたりしているんですけども、そういう今続けていることが差し押さえと、働いているですからその働いた分の給料は差押えできるわけですので、そこら辺りのことが可能なのかどうか、今後回収の見通しは立てられるのかどうか、そこら辺りの判断について知り得る点をお答えいただければと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

非常に難しいところなんですが、まず、損害賠償請求が可能なものが横領行為等を被害者が気づいてから3年以内に損害賠償請求訴訟を行わなければ時効となるというものと、もう一つ条項で行為のあった日から20年以内が時効であると、まあ、2パターン分かれていますので、そういうところも今弁護士のほうに調べてもらっています。

給与等の差押えにつきましては先ほど申し上げましたが、事件のあった当時損害賠償請求訴訟等が行われていないため差押えは非常に難しいという見解でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

今の話を聞けばもう前途は分かりますけれども、なかなか解決ができる予定はない、20年以上た

っていますので、解決策は恐らくないだろうと、できないだろうと思うんですけれども。そこで、今残っている部分について糖業振興会堆肥センターというか、糖業振興会の中の通帳はまだ持っているわけですよね、その通帳は糖業振興会の通帳ですよね。今、その堆肥センターの通帳になっている。だったらその堆肥センターの運営上の問題等に借金が、取るべきお金が影響して運営に今後悪い影響があるのかどうか、そういうことがどうか関係もなかった場合にはもうそれもいい、あれでもう解決する必要としかできないんじゃないかなと思いますので、そこら辺りも弁護士に相談して、20年以上たっていますのでもうこれは白紙に戻す以外にないんじゃないかなと思うんですけれども。そういうことをはっきりとして会議録なり議事録に残れるような、もう解決しましたという公文的なことを示して方針を決めていただきたいんですけども、そこら辺りできると思うんですけどもどうですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、現在の堆肥センターの運営につきましては、本案件は影響してこないものと考えております。

当時の伊仙町堆肥生産組合の通帳は経済課のほうで保管しておりますし、現在の事業所は指定管理、また前事業者は業務委託からの指定管理ということで、当時の金銭関係の財産は引き継いでいるということになりますので影響はないものと思っております。

また、回収見込みが立たない、時効等により回収不可能となったときには、行政ですと不納欠損という処理がございますが、こちら伊仙町堆肥生産組合の中の金銭管理ということで、この組合の中で不納欠損処理というものが可能かどうかというものは一度弁護士と協議したいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

そこで今、その通帳に幾ら残っているのか、通帳はもう解除する以外ないと思いますけれども、その残った金額とがあれば、それはもともとは堆肥センターは町の運営でしたから、町の雑入にでも入れると、そして、もう白紙に戻すと、そういうこと等が考えられると思いますけれども、もう雑入で入れればもう町の予算で出てきますので、それはもうちゃんと議事録が残せると思います。

ですから、そういうことに取り組んで解決策を講じていただきたいと思います。この件については終わります。

3番目の漁業集落の活動状況についてお願ひいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

漁業集落の活動についてでございますが、昨日補正予算のほうでも少し説明いたしましたが、今年度においては魚教室の実施であったり、密漁監視、また、イカシバの投入等の計画を立てて活動しております。

○14番（美島 盛秀議員）

これも以前、備品問題と同様、問題のあった項目でありますけれども、当時820万円だったですかね。漁業集落の予算が、と思います。それがいろいろ問題があって、国のはうから補助金が下りてこない。今現在130万円かな、ぐらいになっていますけれども、相当な損害を受けていると。これも10年ぐらいたっていますので、何百万、何千万円に關係するような損害を受けている。これもいろんな問題があって、今、当時の関係した職員が支払いを続けております。鍋釜の問題だったと思いますけれども。それがもう支払いは終わるかもしれません。その中で、今後この活動についてどう漁業集落を活性化させていくか、この漁業集落の活動は非常に大切な問題だと思います。夜行貝の稚魚の放流とか、あるいは夜間パトロールだとか、あるいはサメ駆除の活動とか、非常に島の漁業集落の活性化に活用されていた予算だと思いますので、その漁業集落の人数、今何人いて、漁業集落の補正予算として今国のはうからの補助金幾ら下りていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、漁業集落は前泊港を中心とした構成員9名で活動しており、事業費としましては約140万円ほどとなっております。

○14番（美島 盛秀議員）

非常に漁業集落の会員も少なくなっています。これは高齢化にもよると思いますけれども、ところが若い人たちでも今船を買って海に出ているという人もいると思います。ですからもうちょっと漁業集落会員を増やしてやるような計画、執行部のはうで計画を立てて漁業集落の活性化につなげていけばと思うわけなんですけれども、漁業会員に入らなくても今海で魚を獲っている人、そういう人たちも何人かいますので、そういう人たちに協力を求めてなるべく早く漁業集落の活性化につなげていただきたいと思っております。

この漁業集落の問題については、非常に今南西諸島の防衛関係にも、私は夜間パトロールとかがついでに非常に役立つ問題でもありますので、いろんな方法でいろんな予算を獲得ができる可能性もあると思います。ですから、そういうふうにして島の活性化に、伊仙町の活性化につなげていく方策等に取り組んでいただけるんですけれども、そういう、名案というんですか、そういうこと等は今取り組んでいる段階ができているのかどうかお尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず漁業集落の活動に対しまして、行政としましては指導・助言に当たるということで決定しております。

そういう中で漁業集落のはうが自発的に活動していただければ、そこに対しては指導・助言、また支援等は行っていくという形をとっております。

今年度に入りまして面縄港を利用されている方が来庁しまして、漁業集落の事業のはうへ参画し

たいというお声掛けがあったところですが、その方がおっしゃったのが、入る代わりに予算を面縄港へ回せと、急にそういった話から始まってしまいましたので、過去の問題から頑張ってきた現在の漁業集落支援事業を行っている方々の賛同が得られなかつたところです。

しかしながら、面縄港、鹿浦港共に漁業に営んでいる方がいらっしゃいますので、そういった方々の連携、また意思統一等は行政のほうも入って指導していかなければいけないと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

そういう予算的なことを、さっきの話では140万ですかね、僅かな金で運営をしていかなければならないんですけれども、もうちょっとこれを他の、ふるさと納税と、先ほども話が出ましたけれども、そういう活用できる基金等もありますのでそこから協力していただいて財務と検討していただいてするとか、あるいは、まあ、同じことを言いますけれども公共工事を請負っている人たち、99%、98%で落札していますので、優遇を受けている人たちがいます。この人たちに協賛金あたりをお願いをして出していただくとか、これをやるのがオール伊仙町だと思いますので、ぜひこういうことに取り組んでいただきたいと思います。こういう考え方について、町長、どういう見解等を持っているのかお尋ねいたします。

○町長（伊田 正則君）

議員のご質問にお答えしますが、昨日も同じような質問があつて議員がおっしゃった地域で魚を扱うお店を育てたりとか、また百菜を活用して漁業者の支援をしたりとかそういういろんな、漁業者が喜ぶような、またさらに漁業をしたい方たちが増えるような、そういう施策については検討していく必要があるかなと思っています。

今の現状は、なかなか漁業だけでは生活できるような状況にはないというような状況も理解できますので、そのところを改善できる部分については改善していかなくちゃいけないかなと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

前向きな答弁だと思います。今、3か月で町長も非常に勉強中だと思っております。ぜひ、前に進める町政ができるように、伊仙町が前に進んでいくような町づくりを目指して取り組んで頑張っていただきたいことをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月11日木曜日午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時17分



# **令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会**

**第 3 日**

**令和 7 年 9 月 11 日**



令和7年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年9月11日（木曜日）午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（福留達也議員、牧本和英議員、井上和代議員）3名

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	5番	牧本和英 議員
6番	佐田元 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
12番	前川徹志 議員	13番	樺山一 議員

1. 欠席議員（2名）

4番 杉山肇 議員 14番 美島盛秀 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町原本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開会（開議） 午前10時00分

○議長（前徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（前徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、福留達也議員の一般質問を許します。

○11番（福留達也議員）

皆さん、おはようございます。11番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和7年第3回定例会において一般質問を行いたいと思います。

まず、通告してありました1点目の結い結い留学の現状について伺います。

転校してくる児童生徒の側からすると、子どもの不登校あるいは自然環境豊かな地域において我が子が伸び伸びとした環境の中で成長していってほしい、そういう様々な理由があつて結い結い留学制度を活用しているものだと思っております。一方、伊仙町側からすると、小規模校の存続を図り、集落の活性化に資する制度でもあります。こういった意味合いからもこの結い結い留学制度は大変すばらしい制度であり、多くの留学生関係者の感想でも大変満足しているようですが、今後ともこの制度を永続的に続けるに当たりどのような改善点があるのか、そしてそのような観点からの質問を幾つか行いたいと思います。

まず1点目として、この数年間、留学生として転校してきた児童生徒数の推移について伺いたいと思います。次に、今後の課題や方向性について、あるようであれば伺いたいと思います。

大きな2点目として、ハブやカミキリムシ、イノシシ等の買入れ価格について伺います。地域住民の安全を守るため、あるいは農業振興の意味合いから町による買取りが行われておりますが、まずそれぞれの買取り価格の現状について伺います。次に、時代や地域住民の要望等を踏まえ、今後の買取り価格の改定について伺いたいと思います。

3点目として、奄美群島の振興発展には欠くことのできない奄振予算について伺います。まず、皆さんご承知のとおり、奄振予算は5年ごとに更新されております。更新される前年度の国の予算編成前には、群島内の首長・議長・県の担当者が一団となり、県選出国会議員を伴い中央省庁への要望活動を行い、予算を獲得してきております。この大切な財源である奄振予算が、前期と比べソフト事業、ハード事業それぞれどのように推移してきているのかを伺いたいと思います。次に、その獲得された奄振予算の配分割合が奄美群島全体において公平に分配されているのかを伺いたいと思います。

大きな4点目として、議会のあり方について伺いたいと思います。

令和6年3月議会において、堆肥センターのペレット事業の否決、令和7年6月議会において、

役場庁舎の2期工事の否決が話されました。このことを町執行部としてはどのように捉えているのか、そして、否決に伴い伊仙町の損失、負担増はどれくらいになると試算されているのか、それについて伺いたいと思います。

最後に、我々の暮らしているこの伊仙町は、豊かな自然があり、大地があり、長寿であり、子宝であり、潜在的に大きな力を持ったエネルギーな町だと評価されております。その反面、選挙騒動という悪い意味合いにおいても全国的に有名になった町でもあります。保徳戦争をピークにその前後においても激しい選挙戦が繰り広げられ、どちらの陣営の支持者であろうと家族や友人、知人、出身者、それぞれがむなしさを覚え肩身の狭い思いをしてきたし、この5月の町長選挙における期日前投票の過熱ぶりを見てみると、以前ほどではないにしろ、現在においても同様だと思っております。今回、伊田町長が町長選挙への出馬へと突き進んだ大きな理由の一つに、派閥感情むき出しの政治からの脱却があったと思われます。町長就任からまだ3か月ですが、この派閥解消への取組方法、そしてその先に開けてくるであろう伊仙町活性化の展望を伺い、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（伊田 正則君）

町民の皆様、議員の皆様、おはようございます。ただいまの質問にお答えします。

まず1番目、結い結い留学の件でしたが、先ほど議員もおっしゃっていましたが、人口減少が進む中で、結い結い留学による小規模校の存続または活性化、それと地域の活性化には大きな成果があつたものと思っています。

また、次の奄振予算については、奄美振興金が昨年より12%増の226億5,800万円、地元自治体の裁量で使える奄美群島交付金は20%増の28億2,000万と昨年より大幅な増で要望がされています。この件について、公平に配分されているかどうかという質問に対しましては、首長会議でも議論になることがあります。現在、奄美大島本島でのトンネル工事に大きな予算が使われている現状があるので、この分について改善することができないかというような話合いが今進行していると認識しています。

それから、4番の議会のあり方、派閥解消の分については、堆肥センターのペレット化事業や新庁舎2期工事に関しては、私のほうには、進めないことに対する不満や怒りを町民の方から多く頂くことがあります。今停滞していることが町民にとって本当にいいことなのか、前に進めることが時期尚早なのか、これは私たちこの議会において熟議し、また地域の住民の声をきちんと耳を傾けて検討する必要があるかなと思っています。

それと、昨日もありましたが、町民参加のまちづくりについては、町民が町運営に積極的に参画できるように、地域においては、区長や民生委員、人権擁護委員、女性連の役員等の選出に対しては、やる気のある方、能力の高い方が担っていってほしいと考えています。また、役場職員に対しても、真面目に頑張る職員が認められるべきだというように考えています。

これからの方針や課題については、担当課も含めてお答えさせていただきたいと思いま

す。

次回からの質問については自席でお答えいたします。

○教育長（幸田 順一郎君）

ただいまの福留議員の結い結い留学の現状について、制度以降の留学児童の推移についてお答えをいたします。

伊仙町結い結い留学制度は令和5年度から開始されておりますが、制度開始以降の児童生徒数の推移で申し上げますと、令和5年度が4名、令和6年度が6名、令和7年度が7名となっております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。現在この結い結い留学制度というのは、町内3中学校、あと5小規模校、伊仙と面縄と犬田布を除いた5小学校、これで実施されていると思いますけれども、これ今、令和5年度から始まって毎年4名、5名、6名と増えてきているという現状でありましたけれども、留学してくるその生徒さん、これは、どこかの小学校なり中学校に偏っているのか、それともその町内一円満遍なくバランスよく来られているのか、その現状はどうですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現状としましては、まず馬根小学校に3名、阿権小学校に2名、犬田布中学校に1名、伊仙中学校に1名となっております。

で、教育委員会といたしましてもこの結い結い留学制度を利用する保護者に当たって、学校の紹介については減少傾向にある学校を中心としてまずは優先的にご紹介しております。ですので、本年度は特に阿権小学校または馬根小学校について、問合せがあったときには必ずそちらの学校を優先してご紹介する形を取っている状況でございます。

○11番（福留 達也議員）

来る方がなかなか分からぬ現状でこう来られていると。伊仙町としては先ほども述べたように、集落の活性化、小規模校の存続、そういう目的もあるわけですから、そういうふうに紹介をしながら行っているということですね。分かりました。

数名聞いて満足だということは聞いておりますけれども、教育委員会としてはそういう意向調査をしてどんな感じでありますか、その満足度は。

○教委総務課長（町本 勝也君）

保護者の方からは、現状としてはやはり学校のほうで楽しく過ごせているというところもある一方で、今後の課題としては留学制度の補助金の支給期間が3年間ということで上限を設定しています。利用者の方からは、やはりもちろん残りたい気持ちもあるんですけど、この補助金が切れたときにはやはりどうするかというところを実際悩むところもありますということでご意見をいただけておりますので、そういうところが今現状の課題かなと認識しております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。今、3中学校、5小規模校で行っているわけでありますけれども、これ今後はどうなんですか、方向性の、面縄、伊仙、犬田布小学校、こういったものも含めていくつもりなのか、今の現状のこの3中学校、5小学校でいくのか、どういった考えでありますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

現状の向こう5年間、児童生徒数の推移の状況を考えていきますと、やはり小規模校区、議員からお話がありました阿権小であったり、馬根小、鹿浦小、喜念小学校、糸木名小学校、こういった小規模校区の存続というところは、やはり教育委員会としてはしっかりと考えていく必要があると思います。ですので、現時点では犬田布小学校、面縄小学校、伊仙小学校にこの制度を適用するというところは考えていないというのが現状であります。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。また、いろんな、次に課題を聞くんですけれども、今後、教育委員会が紹介したその小規模校に行きながら、ここに何年かいながら、慣れてきて、伊仙なり、面縄なり、犬田布なり行きたいというそういった希望が出てきたら、そういったときは柔軟にまた対応していただきたいなと思っての質問であります。

2点目の今後の課題、方向性について伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今、現状として、課題として捉えての3点あるかと思います。

まず、1点目は、先ほど補助金の上限期間の課題があるということで話をしましたが、残りの2点としては、まず1点目が、受入れ時の住宅の確保、これがやはり必要なことになります。お問合せをいただいても希望する校区に物件がなければなかなかそこをご紹介するということができませんので、まずはやはりその物件の確保、町の住宅であったり、民間の住宅の空き物件があるかどうか、こういった情報をまずつかむことが大切な要素かなと考えております。

もう1点目は、受入れ後に相談等があったときにそういった相談窓口があればなというところで、実際利用者の方からご意見が上がっておりまます。教育委員会のほうでも個別に電話連絡を受けて相談に乗ることはあったんですが、教育委員会以外の課、子育て支援課であったり、くらし支援課であったり、こういったところの窓口との連携というところもしっかりと準備しておかないと、いざ何か困り事があったときには対応が遅れてしまうということがありますので、こういったところも考慮しながら相談体制をつくっていくことが必要かなと感じているところであります。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。言ってみれば、課題というか問題というのは、今言った住宅の確保、相談できる窓口、相談できる体制ですね。補助金。

この住宅に関しては、昨日も何か美島議員からも阿権の住宅の件が上がっておりましたけれども、建設課で町営住宅の建設を計画どおりに進めてもらいたいと思っておるし、また町内に空き

家も結構あると思うんですけども、その空き家の活用も考慮してほしい。

ここで聞きたいんですけども、町内の空き家は今どれくらいあるか把握できておりますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、事業を使って伊仙町内の空き家の調査を行っているところであります。で、正確な数値はまだ出ていないんですけども、見込みの数量といたしまして、区長さん含めていろいろヒアリングをさせていただいた結果、5集落を除く地区で約389件見込み数量として上げさせていただいております。また、実際、今、調査をしている状況なんすけれども、この389件以上は確実に空き家が出てくるんじゃないかなというところで今確認をしていただいております。

また、ちなみに、平成28年度も調査を行っておりまして、このときは409件という数字になっております。

○11番（福留 達也議員）

まだ調査の途中で確定した数字ではないんですけども、これ、以前もやったときにもその400件あったと。で、単なる空き家ということではなくて、ちょっとした補修をすれば住めるような空き家と、これはもう厳しいなという空き家もあると思うんですけども、そちら辺りの区別をしながらカウントしているのか。また、実際、軽微な補修というのかな、改修、これは人が住むようになれば補助か何かが1件当たりどれくらいあって進めている事業ですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の調査に関しましては、専門の方に来ていただいて、空き家のその傷み具合とか、どれだけ使えるのかというのを含めて確認をしていただいているところです。また、あまりにも空き家の損傷度が高い場合は危険な空き家として今後行政としてどう取り扱っていくかというところも含めて、今、確認をしているところです。もちろん、活用ができるものに関しては、積極的にこちらからも声かけていきたいと考えております。

また、今年度に関しましては、空き家の改修事業上限50万円の補助で、今、事業を推進しているところです。現在、上限は4件なんですけれども、3件は今検討中というところで担当からは報告をもらっているところです。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。今の説明であると、389件あると。で、これがほぼ軽微な補修をすれば使える家屋として389件あるということですか。もう使いようがないのを含めているということですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

お答えいたします。

その389件に関しましては、詳細がまだ分からないので、使えるかどうかも含めて今、確認をしているというところでございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。1件当たり50万が上限で4件予定していると。こういった、どんどん活用してやつて住宅改修して利用してほしいと思います。

ちなみに、これは一般財源であるわけですか。この1件当たり50万というやつは。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、2分の1の交付税措置がつく予定をしております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

課題の2点目として、相談できる体制というのかな、窓口が欲しいということでありました。補正予算の中にあった教育委員会の自己点検評価シートというのにも何ていうのかな、結い結い留学制度のところがありました。で、見てみると、ほとんどが高評価でありました。で、そこでの課題としても、やっぱり調整する方の必要性が上げられておりました。初めて来る土地でありますから、そういった悩みが出てくるのは、これは当然だと分かります。こういったものの対応は、区長さんなり、民生委員さんなり、それぞれまた議員さんなりに、こういった人にも依頼というのかな、お願いしてもいいと思うんですけども、どういった対応をする予定にしておりますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

教育委員会のほうで定期的に長期欠席及び支援を要する児童生徒の情報交換会というのを定期的に行ってています。で、その中で民生委員の方であったり、また関係する課、そして教育委員会、また県の出先の機関、そういったところの方々が集まる機会がありますのでそこで情報共有して、この結い結い留学でもし困り感のあるご家庭が出た場合には情報を共有して何かしら支援につなぐというところの情報共有は今現在できているかなというところです。そういうところを活用して、何か困ったことがあれば気軽に相談できるようなところは体制を持っておきたいなと考えております。

○11番（福留 達也議員）

そうですね。こういった対応をぜひ行っていただきたいと思います。

もう一つの課題として、その補助金の件ありました。

現在、結い結い留学で来られる方に対する補助として、住宅の補助、生活支援の補助、それぞれ3万円ずつの6万円が毎月支給されて、それが3年間あると。だけれども、実際もうこう平成5年から始まっていますので、今年が一つの節目となるわけであります。これ、伊仙町の条例でそのように3年間というふうになっておりますけれども、今後、これを改正してもうちょっと延長していく、こういった考えはどうありますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

伊仙町結い結い留学制度実施要綱ということで、教育委員会のほうで要綱を策定しております。

その中で推進協議会という協議会がありますので、その中でこの留学の受入れまた要綱の改定等についてはこちらで図ってまた改定を行いますので、議員から出ています3年間の上限の課題、実際に学校のほうからも、また利用者の方からも、これを引き延ばすことができないかというところの要望が強く出ていますので、この件については、推進協議会を持って、その中でまた委員の皆様にご意見をいただいた中で期間を延長する、その金額、例えば家賃については3年目以降は除外して、ただ支援費は継続をするとか、そういったところも委員の皆さんのお見を聞いて、教育委員会としては、この上限の期間を引き延ばす方向で検討を行っていきたいと考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

そうですね。財源も関わることでありますから、一律支給というわけではなくて、今言ったように3年目以降は家賃は少し削るとか、あるいはその親御さん、保護者の方の年収を考慮するとか、そこいら辺り、いろんな、柔軟に対応して、やはり喜んで来たはいいけど本当に生活が苦しい、そういうのが苦しい、住宅費の支払いが苦しい、そういったところには手当てをしていっていただきたいと思っております。

この結い結い留学と関連して、昨日ちょっと出てきた小規模校の存続についてお聞きしたいと思います。

現在、去年ですけど、喜念小学校の改修があり、今度はまた鹿浦小学校の改築など、小規模校の改築も続いているわけであります。昨日の、小規模校のメリットとして学力が安定してきていると、そういう話もありました。普通に合理的に考えてみれば、小規模校は人件費だの何だのということで閉鎖という方向が、本当はすぐ閉鎖の方向というのが、単に合理的な判断で考えるだけであればなっていきやすいわけであります。小規模校のメリットとして、集落の存続という観点、そういうものも考慮しなきやいけない、こういった僻地というか離島では、だと思っております。

で、昨日、町長がおっしゃっていた、義務教育による小中一貫校の導入について話がありましたけれども、これもう少し詳しく聞かせていただけたらと思いますが。

#### ○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

先日、町長のほうから一貫校についてのご意見がございましたが、本町において現在のところ、一貫校といった方向性というところはまだ具体化されていないところなんですが、本町においては、小規模校の存続というところで今、進めているところでございます。今議員のほうからもありましたように、小規模校のよさ、一人一人の子どもたちに目が届く、それから丁寧な指導ができる、子ども同士の関係が構築されやすいと、そういうメリットもございます。そういうところも含めまして、存続について、今現在進めているところでございますが、また、小規模校においては、集落内の高齢者や地域住民との交流や学校行事への参加、地域と一体となって学校教育が推進される。こうしたことにより、小規模校の存続につきましては、地域の活性化、そういうところにもつながるのではないかと思っているところです。ただ、将来的に、昨日お話をありました小中一

貫校というところでも併せて考えていく必要はあろうかと思います。

○11番（福留 達也議員）

聞いているのは、今現在の施策として小規模校を維持していくというのは分かっているわけですよ。だけれども、今後、その小規模校のメリットがあり、またデメリットもありながらこの小規模校の存続は進めていく伊田町政の方針というのは分かっておるんですけども、昨日ちょっと出したその公立小学校の小中一貫教育というと、今やっているその小規模校の存続とどのように違うのか、これを導入したいと思って伊仙町独自でそういったことができるのか、そういうことを聞きたいと思っておりますが。

○教育長（幸田 順一郎君）

一貫校につきましては、小中一貫教育ということで、今現在、小学校、中学校が単独で進められているわけなんですが、一貫校になりますと、中学校の教諭が小学校の子どもたちにも指導が一緒になってできると、それからまた逆に、小学校の先生が中学校の教育内容について一緒に参加しながら自分たちの指導力の向上につながる、そういうメリットもございます。そういうところでは、小中校一貫になりますと一緒にになって、垣根を越えてというか、そういう教育が推進できるんじゃないかなと思います。

○11番（福留 達也議員）

言ってみれば、小学校の先生も中学校の先生もお互い行き来しながら、単に小規模校を存続していくよりも経費的には少なくなる。で、また、その制度というのは伊仙町独自にやっていける。そういう理解でよろしいわけですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

議員のおっしゃるように、伊仙町独自の教育と、一貫校につきましては現在他市町村でも存続しているわけですが、そういうところも併せて今後取り組んでいく必要はあろうかと考えております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

2点目のハブとカミキリムシお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、ハブの買取り価格につきましては、県負担金1,500円、町負担1,500円の3,000円で買取りを行っております。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、カミキリムシの買取りにつきましては、1匹30円、イノシシの有害鳥獣の駆除に係る報償費としましては、成獣1頭につき2万2,000円、幼獣1頭につき1万6,000円の支出を行っております。

す。

○11番（福留 達也議員）

それぞれこれ、持ち込まれてくる数というのかな、あれは、持ち込まれる数は、減っているのか増えているのか、推移が分かるようであればお聞きしたいと思いますが。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

ハブに関しましては、毎年変わりはあるんですが、大体1,500匹から1,700匹の間で推移をしております。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

イノシシにつきましては、年間約200頭前後で推移しており、令和6年度の実績としましては、成獣・幼獣合わせて180頭の駆除を行っております。

カミキリムシにつきましては、平成30年に1匹当たり50円から30円の価格改定をした以降、約半数、2,000匹前後の買取りを行っております。

○11番（福留 達也議員）

今現状は、高齢化であったり、引っ越しに伴う空き家が増えてきました。そういうことが増えております。その結果、ネズミが殖えてきましたとか、それを追ってハブが屋内にも来ていると。ハブというのは冬眠するかと思っていたら冬眠もしないらしいですね。で、最近は人の生活圏への侵入も増加して、今年は天城町において、こう就寝中、寝ている間にかまれたということも発生したらしいです。

先ほど課長が言ったように、今現在ハブの買取り価格は3,000円であります。以前は、県が1,500円、伊仙町が1,500円ですね。で、これはまた、県、以前は5,000円だったんですけども、県の財政難ということでこの価格になったと聞いております。

今度は、何ていうのかな、奄振予算の質問もあるもんちらちら見たら、奄振予算の中にも生活圏へ入ってくるこのハブについては、豊かな自然環境や生態系及び生物多様性を守ってきた象徴的な存在である一方、住民の生活や農林業の振興にとって極めて大きな阻害要因になるため、駆除対策及び咬傷者対策を推進すると奄振の中にもうたわれておって、県が財政難といつてもこういった奄振でどんどん進めてくれと言っている事業だと思っております。

これまで、きゅらまち観光でもいいですし、経済課でもいいんですけど、その3町でハブ対策協議会なり、カミキリムシ対策協議会なり、そういったので今後どうしていこう、ああしていこう、といった話し合いというのは持たれたことがあるんですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

ハブ対策推進協議会というのが毎年行われております、こちら鹿児島県の保健福祉部薬務課の

ほうで毎年行われている協議会なんですが、その中で過去に金額が下がったときに増額の話もあつたんですが立ち消えになったということは、昔伺ってはおります。現在3,000円になりまして、そこからの協議は行ってはいない状況でございます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

カミキリムシ等につきましては、特段そういった協議会等はありませんが、3町の課長の中ではお互いに共有して話し合い等を進めており、福留議員からこの質問をいただいた以降、カミキリムシの価格について3町の課長で少し話をしたところ、現在、本町においてもタンカンの侵食件数が増えてきている等ありますので、今後価格の改定については前向きに取り組んでもいいんじゃないかということで、3町、話をしております。

○11番（福留 達也議員）

ありがたい話ですね。30円だとなかなか、これ小学生も最近はそんな30円だとはどうのこうのという子が多くなってきてると思います。以前のように50円に引き上げて、それほど財政的な負担もないと思いますから上げていただきたい。

イノシシに関しては、資料を見ますと町の負担がそれぞれ1匹当たり1万円になっていますね。これをどんどん上げるというのも本当に厳しいのかなと。イノシシ被害はそれほど拡大しているという話も聞かないし、イノシシはまたそういった被害が多発したときに改めて考えて、駆除作業なり何なりに向かってほしいと思います。

ハブに関しては、そういう話が立ち消えになったということだけであって、課長としてはそこで5,000円に向けて頑張ろうという気はありますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

まず、近年ではハブの捕獲器のほうが進歩しております、捕獲経験が少ない方でも捕獲が可能となっております。ハブの買上げ価格が上昇に伴い、取扱い時捕獲器がない状態で無理して捕獲しようとしてハブ咬傷の増加につながる見込み、また自然保護の観点から捕獲時の他生物のロードキル及び国立公園などの捕獲規制のかかったエリアへの侵入も懸念されるため、3町はもちろんのこと、環境省、県、徳之島自然保護協議会等とも協議の上検討していく必要があるのかと考えております。

まず、ハブ対策担当課として3町協議を行い、今後の方向性を進めてまいりたいと思います。

○11番（福留 達也議員）

これはまた、私の友人の話でありますけれども、結構ハブを捕って、暇だからと言って、雷が鳴る日はよく捕れるということで出かけていくと、そしたら2、3匹捕ってくると。それでも9,000円になるからいいんだけども、これが5,000円だと全然違うよねと、他の友人もそう言っている。確かにいろんなものは高く売れたならそれはうれしいにこしたことはない。言ってみれば、雇用や失

業対策の意味合いもこれまたあるのかなという話もあります。これは5,000円になると、本当にそういういた捕りに行く方が増えてくると。喜ぶ方も増えると。言ってみれば、危険な作業ではあるけれども、それは用心しながら、注意しながらやっていくんだろうなと思います。

また、今課長おっしゃったように、こういったものは国立公園に勝手に入ってその辺を荒らすというのかな、そういう問題も出てくるだろうから、そういう場合には、環境省なり、自然保護団体ときちんと協議しながらそういう取組、進めていってほしいなと切に思うところあります。

じゃ次に、奄振のほうよろしくお願ひします。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

福留議員の質問にお答えいたします。

26年度の概算要望につきましては、報道ベースではございますが、対前年度比11.5%増の226億5,800万円となっております。ハード面におきましては、対前年度比10%増の198億2,800万円になっておりまして、その中でも道路整備が23%増の4億9,000万円、港湾空港につきましては3%増の17億7,400万円、農林水産基盤整備は80億6,100万円、その他社会資本整備総合交付金につきましては13%増の83億600万円となっております。

一方で、非公共事業につきましては、奄美群島振興交付金等の前年度比20%増の28億2,200万円となっております。こちらにつきましては、介護帰省客や沖縄の学校に行かれている学生などの準住民にも沖縄路線の運賃割引への支援も含まれております。

#### ○11番（福留 達也議員）

簡単に言えば、どんどん増えて、毎年更新のたびに数%ずつ増えてきているということですね。分かりました。この奄振予算は、一度民主党政権時代にかなり削られて、その後また群島全体の首長さんなり、議長さんなり、そういう方のその要望活動が功を奏して徐々に復活されてきて、今は毎年、以前よりも大分戻ってきていると。で、活用されていると。そういう状況であるわけですね。分かりました。それはそれでありがたい話であります。

次に、その予算の配分に関して聞きますけれども、これ、もしかしたらとんでもない勘違いしながらの質問かもしれないんですけど、今、よくこの南三島の議員さんとか、あとこう議員大会等そういうったときに会うと、話にこの奄振予算の使われ方がよく上ってきます。大島本島に本当に偏りすぎているんじゃないかと。奄美大島のトンネル掘りに使われているばかりじゃないのかと。そういうた話をあって、確かにそうなんじゃないかなと思うんだけれども、これ、実は、最初にこの申請するときに大島の方がその大きなのをそう申請して、この徳之島以降、以下南三島はそれほど大きな事業を申請していないからそうなっているのか、その配分が間違っているのか、これは、どれが、どこが正しいというか、現状はどうなんですか。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃっている部分に関しましては、おそらく公共事業の部門、ハード関係になるとは

思うんですけれども、こちらに関しましては、ほぼ県のほうで管轄しております、詳細については答弁は差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げれば、事業の重要度ですとか、緊急性また要望の多さ等を踏まえて予算の申請をされているんではないかと考えております。

また、あの非公共のところであります奄美群島振興交付金につきましては、奄美群島の各市町村から要望を提出しております、こちらにつきましては、県、国のほうで精査をしていただき、他省庁で補助金がないか等を踏まえてその妥当性について検討していただいているところです。

伊仙町におきましても、この奄美群島振興交付金つきましては、事業申請をさせていただいている部門に関してはほとんど事業は採択していただいているんですけども、大型事業に関しては、当初の予算が難しいようであれば、補正予算も踏まえて国、県のほうで検討していただいている状況であります。

#### ○11番（福留 達也議員）

この奄振計画の概要版というのをこう軽く眺めながら思ったんですけど、今、課長は、その伊仙町として必要な事業に関してはきちんと申請して獲得できていると、そういう話がありました。この中に島ごとのいろんな要望事項とか課題とか書かれてあるんですけども、この徳之島の一つに、島内を循環する主要地方伊仙亀津徳之島空港線等の整備を推進し、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに、集落間の交通の円滑化や住民の利便性に努めると。道路もどんどんきれいにしてくれということあります。具体的に、もうこう20年前ぐらいからこの岡林商店から茶茶に向かっての拡張工事、要望活動しているんだけれども、奄振予算のこういったのに該当していくと思うんだけれども、今、実際の運用は、奄振予算の残りがあればそれをこうつぎ込んでいって、あれも結構な金額がかかるんだろうけれども、残りの僅かな額で毎年毎年更新していくと。こういったのをメインに、ほんと申請はできないもんなんですか。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なってしまう部分があるんですけども、こちらに関しては、県のほうでその重要性ですとか、緊急性、全体のバランスを見ながら予算の申請を国のほうにされておりますので、我々町のほうで何か特段できるというところはないんですけども、その他、町として必要な事業、我々として申請できる事業に関しては、こちらのほうで随時申請をしていきたいというふうに考えております。

#### ○11番（福留 達也議員）

いやいや、言っているのは分かりますよ。だから、町として必要な事業として上げたのはほぼ獲得できていると。じゃあ、その、そういった道のそれは申請に上げていないわけですか。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃっている箇所につきましては県道部分になるかなというふうに認識しております

て、そちらの工事等を踏まえて県のほうで事業の対応をしていただいていると考えております。その事業の申請及び予算の申請につきましても県のほうで対応していただいておりますので、我々町のほうでそこのほうに関与するというのは、今、仕組み上ちょっとできないようなことになっておりますので、それは、という状況になっております。

○11番（福留 達也議員）

奄振としていろんな事業を取り組んで、伊仙町としてこういった事業していこうああいった事業していこう、そういった、はたまたそういったのをしたとしても、そういった判断はまた県のほうがして除かれる、そういう現状があるということですね。分かりました。

なかなか仕組みが僕は理解できていなくて、どうも話が食い違って分かりづらいと思うんですけども、実際問題、この4年前に世界遺産登録がされました、この大島から沖縄にかけてですね。そうなった場合に、今その現状で大島本島は直行便が就航したりしておるし、本当にホテルやレンタカーが借りれない、そういう状況だと。その他の島はどうかというと、大島郡全体の窓口をじやあ奄美大島本島として、もうそこに直行便が来る、そこに奄振予算もつぎ込まれている。それと同様に、徳之島や永良部や与論がじやあ自分たちもとこう言って直行便要請なんてのは、これは本当にあまり現実的じゃない話だと思うんですよ。大島郡全体の入り込みの窓口は大島本島にしたら、後は入り込み客を残りの南三島なり、喜界なり、そこに行きやすいように、で、大島本島からのその航空路の便数を増やすとか、高速船を島伝いに走らすとか、そうしないと、いろんな奄振予算も大島本島につぎ込まれ、LCCもそういったふうにつぎ込まれ、だけど事南三島に関してはほったらかされているような感じですよ。奄振予算の要望活動つうたら大島郡全体のその首長さんなり、議長さんなり、まとまって行ってこう獲得してきてているわけですよ。そして、分配なり何なり効果波及させるそういう事業に関しては大島本島だけという感じなんですよ。そこは本当にやっぱり町長もいろんな機会、その首長さんに会う機会にはそういった現状を訴えて、何で大島本島だけなんだと。他の南三島にもきちんと公平にそういったのが流れてくる、そういった仕組み、もうちょっと真剣に考えてくれよと。そういう要望というのは本当に続けていっていただきたいと思いますよ。ぜひ、そういうのを頑張っていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時12分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（伊田 正則君）

先ほどから貴重なご意見ありがとうございました。

首長会議でもよく話題になる内容ですが、議員がおっしゃったように、もし1年間奄美大島でしている大きな工事がストップされたならば、徳之島または南三島の道路がどれだけ改善できるかというようなことは単純に私の頭でも理解できます。そして、トンネルという大きな工事ということで表現させてもらいますが、その大きな工事が始まってしまえば、やはり掘削とか、10年程度の期間を要すると。その間予算がそこだけに使われてしまうというのは、やっぱり不平等の部分があるかなと思います。そういう間でもやっぱり南三島に対して同じような手厚い予算が確保できるような方向はないのかどうか、これが今までなぜできなかつたのかどうか、そういうところも首長会議でまた皆さんで話し合って意見交換しながら進めていけたらいいかなと思います。本当に貴重な意見ありがとうございました。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。確かに、この大島本島のトンネル工事、近隣住民は確かに5分、10分程度のその移動距離が短縮できるとか、災害時の避難経路が確実なものになるとか、確かにその利便性があつて造る理由は分かるんですけれども、それは本当にそこの部分だけあります。大島郡全体をこう見渡した場合に本当にそれでいいのかという思いがあるから、こういったことを聞いております。地形的に大島本島は、そういった急峻な山があって、畠はほとんどなくて、その移動に困るという現状は分かります。これがなかなか改善できないようであれば、本当にこの徳之島と似たような高地があり農業が盛んなそういった地域と連携して、極端な話、第2奄振ではないですけど、そういったことを同じように補助が来るようなそういった地域と連携して、今の奄振ではなくて第2奄振みたいなそういった方向も十分に検討していいのかなと思っての質問でありました。どうもありがとうございます。

○経済課長（橋口 智旭君）

4番の堆肥センターのペレット化事業、この否決においてと、否決に伴い伊仙町の損失、負担増ということですが、現在再見積りを実施していないため詳細な損失というのは申し上げられませんが、昨今の物価高、人件費の高騰等により、事業費の増は確実に見込まれております。また、導入予定の機材等におきましても、現在メーカーより一割から二割程度の価格改定が示されております。また、農家のほうの損失としましても、農家のほうは安価な堆肥ペレットを使う機会を逸しております。このことは、化学肥料の削減による経費の抑制、また地力増強による反収向上に伴う収益の向上の機会も逸したと考えております。

○総務課長（寶永 英樹君）

役場新庁舎2期工事の部分で総務課のほうからお答えいたします。

現在、再積算を行っている段階でありますて、具体的な数字については差し控えますが、直近の入札時における積算基準の月である4月の単価と比較をして値上がりしている資材もございます。また、人件費の高騰もあり、全体工事費においても、それ相応分約1割前後と想定しておりますが、その工事費増が見込まれると認識をしております。

また、工事費以外の面につきましては、現在新庁舎へのアクセスにおいて2期工事部分である庁舎の北側については、本来、来庁者専用の北側駐車場や県道側からの歩行者沿路などが配置され、本来であれば来庁者の方々に県道側から新庁舎へとスムーズにアクセスできる環境が整備されている計画でございますが、現状、こちらが未整備だということに対しまして、これまで議会の中でも度々ご指摘があります外観の問題などを含め、町民をはじめ、来庁者の方々にご不便ご心配をおかけしているというふうに考えております。

○11番（福留 達也議員）

昨年の3月議会において、この堆肥センターのペレット化事業は否決されました。このペレット事業が実現すれば、農家の大半が小規模農家であるこの伊仙町の農家の労力の削減、これにどれほど貢献したのかなと思っております。土づくりが容易になったことでもあると思います。このことを考えると、いまだに残念であります。

この事業は、総事業費が4億、そのうち半分の2億が国の補助、残りの2億のうち8割に当たる1億6,000万が辺地債の活用ということで交付税措置で伊仙町に戻ってくる。結局、伊仙町の手出しが4,000万で4億の事業ができる。事業内容や町の財政負担を考慮したら、本当に優れた事業を町長はじめ、課長はじめ、職員が一生懸命練り上げて、国会議員等にも何度も要望して、本当に苦労しながらつくり上げてきて、町民にも本当に待ち望まれたすばらしい事業だったと私は思っております。

否決の理由が、執行部との信頼関係がないから、あるいは時期尚早だと。そして、事業債の内訳を誤解して、2億を伊仙町が負担すると。そういう解釈から、その2億を使うぐらいであれば鹿児島辺りから安い肥料を購入してきて還元したほうが町民のためになると、といった理由がありました。それぞれ考え方があるのは当然であります。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（福留 達也議員）

言い方で反感を食らう、そういうことがあったのかなと思いながらも、私としてはこういった現実があったと、そこを述べて、こう改善していきたい。そういう締めくくりでもっていきたい一般質問でありますので、何というのかな、こういう態度はいかがなものかなと思いながら質問していきます。

そういう感じで否決の理由がそういったことであったと、当時の議事録を読み返しながらも、

なかなか説得できなかった我々の力不足もあるし、聞く耳を持っていただけなかつたのかなと、そういういた思いで今回つくっております。

今、課長がおっしゃったように、詳細な算定というのは確かに難しいのかなと。でも、確かに確実に言えることは、資材の高騰があり、物価高騰があり、人件費の高騰、こういったのも今現在やはり続いております。

そもそも、今おっしゃったように、今、樺山一さんが怒ったように、この事業自体が伊仙に必要か、必要ないか、その判断はそれぞれ自由であります。私は農業しながら、この事業、本当に必要なことだと思っておるし、多くの小規模農家の皆さんもそのように考えていると思っております。

今回、伊仙町では、このように否決されて堆肥センターのペレット化はないんですけども、明日、現地調査で徳之島町が進めている、そこを勉強しながら、やはり理解していただきたいなと思っております。

実際、土作りに関しては、ジャガイモの収穫が3、4月に終わりますよ。私もニンニク作ってその頃終わりますよ。そしたら、すぐに梅雨に入る前に緑肥、ソルゴーなり、クロタラリアなり、ヒマワリなりを播種して植えて、で、緑肥が2mぐらいに伸びてくるそれを刈り込んで、そこに堆肥センターの堆肥をまくと。そして、いろんな有効な微生物、菌とかを投入すると。その堆肥センターの堆肥もありがたいんですけども、これ5tとか何tか分からないですけど、大きなトラクターが来て、きれいにまいてはくれるんですけども、これを耕していくと、今現在のように炎天下が続くと本当に石のように硬くなつてなかなか耕せない。これをペレットがあれば、自宅にある散布機というのかな、ペレットをまく機械。それを簡単に歩かして土を固めることもなく農業ができる、すばらしい土ができる、そして作物も豊作になっていく。私としてはいいことづくめで本当に期待しておりました。

考え方がいろいろあるから、今の伊仙町には必要ない、それはそうで、そういう考えがあればそれは仕方がないということ。今後心配しているのは、今、経済課長、経済課が中心になって新たなペレット事業を模索しております。これが仮に、以前否決された同じ規模の4億円程度の事業と仮定した場合に、伊仙町の負担として前回否決された4,000万程度で仕上がるのか、そちら辺りはどうですか。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

事業費全体は確実に上がつてくるものだと考えております。

その中で、要望としましては補助率のかさ上げを要望しております。現在6割から7割程度の補助が取れるような見込みとなってまいりました。

しかしながら、前回の事業においては辺地債を活用することで、県のほうと協議を終え、適債性があると認められておりましたが、今回の事業は県の地域振興公社のほうが事業実施主体となることから、適債性が認められるかどうかが不透明な状況となっております。適債性が認められなけれ

ば、補助残につきましては一般財源から工面しないといけないということで、こちらも県のほうと協議を行ってまいりたいと考えております。

○11番（福留 達也議員）

ということはあれですか。以前の事業は、2億は国が補助してくれた、残りの2億のうち、その辺地債ということで8割補助の1億6,000万が一般財源として戻ってくると。この辺地債が使えないとなると、本当に2億は、ただただ一般財源、伊仙町の持ち出し、そういうことになる可能性があるということですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり町の持ち出しになると考えておりますが、補助率がかさ上げされたということで、現在の試算ですと約1億3,000万から5,000万程度の持ち出しどとなることが想定されています。

○11番（福留 達也議員）

残念なことがありますね。それは十分皆さん考えていただきたいと思います。

次に、この役場庁舎。今年の6月議会において上程され、否決された役場庁舎2期工事であります。

否決理由が、大久保明前町長との信頼関係がなかったから、そして、伊田町長に対しては就任1か月で時期尚早だと、そういう理由がありました。

今、総務課長の説明で12月議会において補正の計上を行い、来年3月議会に上程ということであります。否決された額が4億円程度ありました。その7%から1%、2,800万から4,000万上がると、今、役場としては想定しているということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、再積算を行っているところでありますので、具体的な数字はまだ未確定の部分でありますが、約1割前後の工事費増が見込まれるものと考えております。

○11番（福留 達也議員）

役場庁舎の早期の完成というのは、大多数の町民のお願いでもあると思っております。

冒頭、町長が話したように、伊仙の住民、町民全てからの意見というのは聞けないけれども、やはりクレームが来るのは、なぜ早く完成しないんだと、そういう意見のほうが多いと私もそう思っております。

つい昨日伺った話でありますけれども、子育て世代は6ヶ月健診や1歳6ヶ月健診、その他各種の健診というのが年24回程度あるらしいです。乳児健診ということであります。これ、今現在する場所がなくて、ほーらい館を利用して、その乳幼児健診というのを行っていると。だけれども、部屋がちょっと埋まっていたりとか、エアコンが故障していたりとか、なかなか大変な思いをしながら乳幼児健診をしていると。で、この役場庁舎2期工事が完成した暁には、役場正面のホール、

そういういた乳幼児健診ができて、その足で、その後続くであろう保育園への入園の手続、あるいは医療費やいろんな手当の申請、これがスムーズに行われて、子育て世代のお母さんに物すごい助かると、そういういた話で、本当に早期の完成を願っていると、そういういた話も聞きました。

この前、子ども議会というのがあって、そこで上がってこなかったんですけれども、聞くところによると、小・中学生も、あれどうしたことなのかなと話題に上ることもあるということあります。

また、昨日ちょっと話が出た、伊仙町に本当に貢献していただいた名誉町民である叶 實統さんの記念碑もどつかその辺に放置されっぱなしだと。岡林商店辺りから眺めると伊仙町政の混乱の象徴なのかなと思うこともあります。本当に早期に完成を実現していただきたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前1時33分

---

再開 午後 1時01分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（福留 達也議員）

最後に、自身の反省も含めて、議会の在り方、こうあってほしい、こうあるべきだ、そういうことを自身の反省を含めて述べて終わりたいと思います。

一般的に言われていることが、皆さんご承知のとおり、議会の主な使命は何かといったときに、地域の政策を決定することであると。

2点目に、行政の監視を評価することであると。

3点目として、住民との対話と行動を起こすことだと。

もう一点として、地域の多様な声をまとめることだと。皆さんご承知で、私もそういうことが本当に非常に大事な務めだと、役割だと思っております。

もう一点調べたことが、こういういた派閥感情による否決でどういった問題が起これり得るか、こういったこともちょっと調べると幾つかありましたので、紹介して終わりたいと思います。

派閥感情による否決による問題点、4点ほどあります。

住民の声が届きにくくなると。派閥の立場での賛否が決まると、議案の内容よりも誰が出したか、そういうことが重視されがちになってくると。これでは住民のニーズが反映されにくくなる、こういういた問題があります。

2点目として、議会の信頼性が低下する、公平な議論が行われていないと感じた住民は、議会に対して不信感を持っていくことになると。

3点目として、地域の発展が妨げられてくると。派閥対立で有益な政策が否決されると、地域の

課題が解決されずに停滞してしまう。特に、人口減少や高齢化が進む町村においては迅速な対応が求められている中、こういったことが繰り返されると地域が廃れていくと、そういったことも指摘されております。

もう一点として、議会運営の混乱。何度も職員が提案する、それにまたかかる労力とか、そういうこともあるんだろうなと思っておりました。

正直、今回の一般質問をつくるに当たって、最初は気を悪くされた議員もいて、私も最初はどう批判するかな、どう非難するかなと、そういったことをばかり考えながら一般質問の原稿を作っていました。作りながらはたと、それぞれやっぱり考え方の違いがあったりとか、自分が正しいと思うことが正しいだけではない、相手は相手の言いなりがある、そういったふうに感じながら今回作ってまいりました。

現在、伊仙町議会14名いらっしゃいます。それぞれが年齢や社会経験も異なって、個性的なメンバーがそろっているのかなと思っております。この議会を離れ、1対1で話し合ったりとか酒を酌み交わしていくと、そうするとどの方も、本当にどの方も共感ができ、また尊敬ができ、何というのかな、情けがあるとか情があるとか、そういった方ばかりなのかなと正直思っております。

今後も、恐らく議会においては激しいやり取り、もちろん出てくるし、それは出てくるのが当然だと思っております。今後、そうなった場合に、対立があるからといって避けるばかりではなくて、本当に正面から向き合って、伊仙町がどうなればより豊かになっていくか、そういったことを腹を割って話していく、そういった議員仲間でいたいなど、作りながらつくづく思いました。ぜひそういった議会になりたいものであります。

最後に、町長がこの派閥解消への取組、それを伺って終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○町長（伊田 正則君）

質問ありがとうございます。

冒頭にもお話をさせていただきましたが、派閥解消という言葉ではなくて、町民がこの町政に対して、伊仙町の町運営に対して参画できるような、それぞれの声が出せるような環境をどうつくり出していくかと、ここに町民総参加のまちづくりがあるかなと思っています。

先ほど冒頭には、地域での区長さんの決め方とか、または民生委員の決め方とか、または人権擁護委員の決め方、女性連の役員の決め方、こういう方たちの決め方についても、やっぱりやる気のある人、能力の高い人、地域から推薦された人、こういう人たちがやる気を持って伊仙町のいろんな運営に参画できるような、こういう環境は求めていかなくちゃいけないところだというふうに感じています。

また、役場職員の中でもやる気のある方が認められて、一生懸命頑張っているからこそ、その職にあるなというようなのを周りがきちんと理解できるような、そういうような運営の仕方が、町民が総参加のまちづくりに少しづつでもつながっていくかなと思っています。そういうところを、ま

ず町民の声に耳を傾けられるような、町民の声が反映するような、そういうような町政を少しづつでも前進させていきたいなというふうに感じています。以上です。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。本当にそういった感じで進めていっていただきたいと思います。

早期に実現できる事項あるいはなかなか時間がかかる、いろんなことを一気に解決するのはなかなか難しいわけであります。いろんなことが多岐にわたっているからであります。そういった中でできることは、本当に着実に早急に初心に戻って対応していただきて、そしてこの伊仙町民、本当に強い、すさまじいエネルギーを持っておりますよ、皆さん。これを1つに集約して、一つの方向でいろんな伊仙町が進んでいける、そういったかじ取りを町長に大いに期待しておりますんで、ぜひ頑張ってください。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

次に、牧本和英議員の一般質問を許します。

○5番（牧本 和英議員）

町民の皆様、こんにちは。5番、牧本和英です。

9月に入りましたが、相変わらず暑い日が続いております。体調に気をつけていただきたいと思います。

ちょっとした注意喚起をさせていただきたいのですが、今朝、私の携帯にちゃんとした番号といふか、090で始まる番号で電話がかかってきました。電話に出たのですが、そこで「兵庫県警捜査二課の田中です」と名乗る電話がかかってきました。Googleで調べたところ、やはり詐欺の手口の電話だったのですが、その際に、私は名を名乗っていないのですが、「牧本さんの携帯で間違いありませんか」と確認されました。こうした詐欺は非常に巧妙で、また、皆様方も十分注意していただきたい。もし、少しでもこういう不審な電話があった場合には、すぐに警察や関係機関に相談するようお願いしたいと思います。

鹿児島県の詐欺の被害額が12億7,500万を超えているそうです。自分、周りの人、また、大切な人を守るためにも声かけをされますようお願いします。

また、行政側のほうにもチラシ等の作成などを要望したいと思います。

早速ですが、ただいま議長のほうから令和7年度第3回定例会において、一般質問の許可が下りましたので、通告に沿って質問したいと思います。

まず第1に、先般の町長選挙を振り返り、伊田町長の心理について。

①町長は教職員時代、生徒に選挙権の授業を行ったことがあるのかを問うものです。

これは、ある管理職経験者から聞きましたが、選挙は民主主義の根幹であるため、教員は民主主義の大切さを子どもたちに指導しているそうですが、町長も指導していたかとの質問でしたが、昨

日の同僚議員の質問の答弁でもありました。「私は授業は行っていない」「社会科の授業ではない」ということでしたので、選挙権や民主主義のことは、学校や教員等で教諭とかそういうのはないのかをお伺いいたします。

②前町長の任期は令和7年10月までであったが、任期満了を待たず5月に前倒し選挙が執行された。理由として、過熱する選挙を防ぐため、派閥解消とのことであったが、このことをどう思ったのか問うものでしたが、これも昨日の質問の答弁でいろいろ答えていたので、かいつまんで質問いたします。

2番目に、教職員住宅の入居状況についてですが、入居者からの要望等の有無について、どのような要望があり、その対応について問うものです。

3番目に、教育行政、教育環境について。

①教職員より、学校施設や設備、教材等について要望はないのかを伺います。

主に、校舎建て替え後のメンテナンスなどはどうなっているのかお伺いいたします。

②町特別支援学級について、児童に応じた支援体制や教材等の対応がなされているのかをお伺いいたします。

WISC（ウィスク）検査はどのような検査で、この検査を行うことでどのような効果が得られるのか。

2番目に、教材等の対応がしっかりとされているのかを問います。

これで1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。

#### ○町長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございました。

民主的な運営についてのご質問だったと思いますが、昨日もお話をさせていただきましたが、私は学校現場で生徒会担当もしていて、生徒会の選挙の中で子どもたちと話をしたのは、民主的な学校運営がなされないと、一部の人だけが楽しい学校になってしまふ。そうではなくて、全体的に楽しくなるような学校運営はどういうような学校なのかという、こういうためには、生徒会の人たちがいろんな課題点を洗い出したりとか、また、課題点に対する対策等を考えて運営していくことが大事なことかなというようなことを話した記憶があります。

それから、これも昨日お話があったのと似ていると思っているんですが、前町長の決断に至る理由による結果、その評価はどうなのかという質問だと思いますが、これは前町長の考えで決断したものというふうに考えていますし、そのことに対して、どう評価するかということのコメントは差し控えたいなと思っています。

それから、いろいろな学校関係の部分も出てきましたけど、取りあえず担当課長のほうに答えていただいて、私のほうでまた答える部分があつたら私のほうで答えていきたいなと思っています。

また、次回からの質問に対しては自席で答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○5番（牧本 和英議員）

ちょっと質問を変えていたんですが、学校や教職員の中で、そういう選挙権の話、民主主義の話とかそういうのは共有していたのかどうかをお伺いしているんですが。

○町長（伊田 正則君）

職員の中で選挙の支持する、しない。

○5番（牧本 和英議員）

選挙の在り方、民主主義というのを共有していたかどうか。

○町長（伊田 正則君）

選挙の在り方に対して共有していたかどうか。具体的にはちょっと私はイメージとして湧きませんが、選挙の在り方については、それぞれ職員、支持する思想信条も違うだろうし、その中で自分の考えを投じていくというのが選挙だと思っていますので、そこについてお互いの意見交換が職員仲間の中であったという記憶は私の中ではありません。

○5番（牧本 和英議員）

元管理職経験者から、そういうのはちゃんと共有するものだという話を伺ったもので今回の質問をしたんですが、伊田町長に関しては、町長の周りの共有はなかったという認識をいたします。

それでは、2番の前町長のあれだからということで答えれないのかも分からぬですが、昨日、同僚議員からも新聞等の紹介がありましたが、鹿児島大学名誉教授の平井教授の記事のことを紹介されておりました。私もそれを見て、一身上の都合、病気等や不信任決議等で任期途中で辞めることがあるが、このような理由で町長職を辞することはあってはならない、そういった凡例をつくってしまったことに懸念されているとのことでした。第2回定例会の後、平井教授とこの件について話す機会がありました。

今回の一般質問をしているのですが、任期は10月であったが、この前倒し選挙というか、5月に執行されたんですが、これを前町長と後継者である伊田町長で話等はされたのかお伺いいたします。

○町長（伊田 正則君）

私のほうには相談はなかったと記憶しています。

○5番（牧本 和英議員）

いろいろ情報が飛び交って、ある方も、このことについて話し合っておったという話もされたりする方がおります。そういうことがなかったという認識でよろしいですね。

昨日も教職員の方が投票できなかつたという、同僚議員からの質問等がありました。確かに少なくとも42名の教職員が投票できなかつたのは事実であつて、こういった選挙権、人権といいますか、それに対して、今後、このような形で投票ができない教員がいることについて、今後どのように対応していくのかをお伺いいたします。

○町長（伊田 正則君）

この4月に転勤した職員が投票できなかつたということですかね。

やっぱりこの法律の中で、3か月という猶予を設けていると。3か月居住実態がないと選挙権が成立しないというのはあると思うんですけど、これはやっぱり3か月の間で選挙する、責任を持って投票するのに必要な期間だと国では定めているというふうに解釈しています。転勤してきてすぐ選挙があつて、それを誰に入れる、入れないという、ある面で表面的というか、いろんな認識が不足している中で、選挙をしないことが、ある面では人権を保障していると。簡単に選挙をしないで、3か月間きちんと立候補された方のいろんな主張とか、また、人間性とか、実績とか、いろんなのを勘案する、それに対して国のはうでは3か月は必要としているというふうに解釈している。

それと、やっぱりこの転勤時期が教員の場合は4月1日着任ですけど、他の転勤と関係ない人、転入してきた人、この方が、じゃあ入ってきてから1か月で選挙あつたときに、この方の人権が否定されたかというとそうではなくて、国のはうでも先ほど言ったような、そういう3か月の猶予は必要だろうという判断の下で、転勤、転入した方たちのそういう選挙はそういうふうに考えて取り組んでいると思っています。ですので、やっぱり4月来て、3か月待たないで、選挙できなかつた人が人権を無視されたというような解釈は、ちょっと私の中ではしにくいというふうに解釈しています。

○5番（牧本 和英議員）

私も、ある管理職経験者から聞いた話で、この質問等をつくらせていただいたんですが、そういうふうにして人権を無視しているのではないかという意見等もありました。

確かに4年後、また同じ時期で選挙が行われて、そういうふうに投票できない職員が出てくるということだと思います。それはもう選挙がこの日と決まつたら、その日でして、他の異動職の方々もできない場合もあるし、10月にした場合、できない場合もあるというのも分かります。どうにかこうして、この説明の意図というか、そういうのをしっかりとしていただくほうがいいのではないかと思います。

昨日も質問した中でいろいろ分かって、ちょっと抜粋して飛び飛びになるんですが、派閥解消についても、今、同僚議員がいろいろ、私も勉強したことをいろいろ述べたのであれなんですが、1点だけ、公約で派閥解消とあるが、投開票後のパレードは、過熱選挙を防ぐために前倒しをした選挙だったはずだが、町民に対して感情をあおる挑発的行為だと思われるが、この言動についてひとつお願ひいたします。

○町長（伊田 正則君）

ご質問にお答えいたします。

その件については、新聞社のはうからも同じような質問があつて、そのときに私は同じような答えをさせていただきましたが、この「手舞」というのが勝利者だけに認められた舞であると。これは私たちが大事にしなくてはいけない1つの文化だと思っています。

ところが闘牛場において、勝利者牛が手舞をしない場合があります。これはどういうときかといふと、相手の牛を大きく傷つけたとき、穴を開けたとか、また、生死に關係するような勝利の牛、片足だとか、こういうときには闘牛主が相手の牛に対して、ここは手舞をする場面ではないということで、自分たちの仲間の手舞をやめさせると。そういうのはたまに闘牛場で見ることがあります。

そういう冷静さが今回の場合もあってしかるべきだったなというふうに私は感じて、記者の方にはやっぱり冷静な判断の下で、ああいう場面は行動しなくちゃいけないと。あの中で、感情的になっている中で、すごく冷静であるというのは難しい環境でしたけど、そこはみんな一人一人が冷静に考えて取り組む必要は、これからあるんじゃないかなというふうに、新聞社の方にも答弁したのを覚えています。

#### ○5番（牧本 和英議員）

分かりました。これは派閥解消の問題ですが、町民に対しても、やっぱりちゃんとしたその意図をしっかりと説明して、透明性を持たすのが今後大事だと思います。気持ちは十分分かるところです。

そしてまた、その闘牛の例を挙げましたが、私も闘牛牛を持っていて、相手の牛を大きく傷つけたときは、もう控えなさいということを何回かしたこともあります。

また、やっぱりそうして、今後冷静さを失わずに一步ずつ派閥解消というか、派閥とは何かなど思うんですが、それに向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えをいたします。

入居者からの要望と有無について、どのような要望があり、その対応について問うということでありますが、教職員住宅の入居者からの要望等については、よく挙げられるものとしては、水回りの改修または防湿、その他では樹木の伐採等の要望等が現在ある状況でございます。

#### ○5番（牧本 和英議員）

この質問は5、6年前だったと思いますが、同様な質問をしております。当時の答弁では、「3月後半に退居され、4月初めに入居という、日を置かずして先生方の異動があるため対策が厳しい。今後、空き家住宅などをを利用して年次で解消に向けて頑張りたいと思う」とのことでした。

その中で、いろいろ床や壁の張り替えとか、いろんな面が要望で出されておりましたが、そういうことなど、また、昔の造りだから、畳じゃなくてフローリングにしてほしいとか、そういう要望もあったみたいですが、そういう対策等はどうなっているのかお伺いいたします。

#### ○教委総務課長（町本 勝也君）

議員のおっしゃるとおり、壁や床、その内装部分でも張り替えをしてほしいという要望がございます。ただ、実際に異動されてきて入居を開始すると、なかなか修繕対応で業者を入れるということが難しくなりますので、現在、なかなかそこがうまく回っていないというところが現状でございます。

ます。

○5番（牧本 和英議員）

4、5年前にも、空いた住宅があるからそこを利用してするということですが、空いた住宅は先に手を加えて、そうすれば年次年次できることだと思いますが、そういうことはなされていないんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

一部の今現在空いている教職員住宅については、水洗化のほうで浄化槽を入れる修繕を行う予定であります。同じ校区内で物件がない場合、例えば、他の小学校区でそういった教職員住宅の空きがある物件、そういったところは改修をして、改修後にそこに一時的に、他の校区の先生になるかもしれません。管理職の先生も含めて一旦そこに入っていただいて、また空き状況をつくる、そういった、うまく回していくかないと、なかなか修繕が追いつかないというところがありますので、原則、管理職の先生方は、校区内に今現在住まわれていますが、そういった教職員住宅の修繕が必要な箇所がある場合には、臨時に一旦他の校区で教職員住宅に住んでいただくとか、そういったやり方をしていかないと、これはなかなか解決が難しいところあります。

○5番（牧本 和英議員）

町長と教育長にお尋ねいたしますが、教員時代、町の管理職住宅にも入居されたことだと思いますが、当時の経験とか、そういう思いを生かして助言などは行っているのかお伺いいたします。

○教育長（幸田 順一郎君）

私も、以前、町内に勤務した経験があるわけなんですが、そのとき、やはり住宅が結構老朽化というか、古い住宅で、住むにはちょっと改修が必要な部分等も感じて、委員会のほうにお願いした経緯がございます。そのときは教育委員会のほうでもすぐ対応していただきまして、その後は別に支障を感じるということはございませんでしたが、在任中、他の校区内に住んでいる教職員につきましても、住宅問題ということは、やはりそれぞれ深刻な状況等も見られたりというございました。その分につきましては、管理職のほうから教育委員会のほうに状況等をお願いして改修をしていただいたといったようなこともございました。何しろやはり改修するにも予算等を伴いますので、その分はすぐできる部分と、ちょっと時間のかかる部分、そういったところは丁寧に説明をいただいた記憶がございます。以上です。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

私が教職の時代に管理職として行った先に、教職員住宅の修繕が間に合わないというのがあって、民間の住宅に住んでいた時期もあります。特に、管理職の場合には校区内に住まなくちゃいけない、まあ原則ですけど、校区内に住むことが勧められるということで、こういう場合については、校区内で民間の空き家を探していただくか、または教職員住宅の修繕をしてもらって、そこを活用するというのはなくてはいけないかなと思っています。先生方に対しても、管理職の立場から、なるべ

くだったら校区内に住んでくださいと、地域の方と触れ合えるような環境の中で、子どもたちを育ててくださいと言っているわけですから、そういう点で、住宅をきちんと改善して、そして先生方が他の町から、または他の校区から通わないで済むような環境の改善は必要かなと思っています。

○5番（牧本 和英議員）

町長、教育長も老朽化ということは感じておられるみたいですが、教職員住宅、全体何戸あって、また管理職住宅が何戸あるのか。そしてまた築40年以上のものが何棟あるのか把握しておりますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ちょっとその築年数での振り分けというところが今できていない状況なんですが、戸数でいきますと、今、空きの箇所も含めますと全部で40か所程度の教職員住宅がございます。

○5番（牧本 和英議員）

私はちょっと調べたところ、全体で39棟、そして管理職住宅が13棟、その管理職住宅、町長、教育長も言われて、原則その学校敷地内そばに住まないといけないようなことを言われておりましたが、全体のもう95%以上が40年以上経過している建物。そしてまた管理職住宅、自分が見たところ13棟あって、10棟がもう40年以上の建物です。このことについて、どう思われるのかお聞かせください。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今ご指摘のとおり、教職員住宅、町内見渡しますと非常に古い建物が多い状況となっております。この古いところについても、いずれは建て替えたりとか、解体をしたりとか、そういったところをしていかないといけないというふうな認識は持っております。

昨年度ですかね、馬根の教職員住宅、管理職住宅2棟、議会の承諾を得て予算づけをしまして、無事、本年度から入居を開始していますので、そういった、年次的に整備できるところは少しづつでもしていかなければいけないなというところは感じているところであります。

○5番（牧本 和英議員）

主に管理職住宅がもう40年以上経過しているということで、先ほども言いましたとおり、原則、勤務する学校のそばに住まないといけないとかありますが、管理職が住んでいる建物についてですが、耐震度調査など行われているのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

教職員住宅についての耐震調査というのは全てなされてはいないという認識でございます。

○5番（牧本 和英議員）

古い、老朽化されている住宅と認識しながら、また、管理職にはそこに住んでください、要望等があっても予算の都合とかいろいろ出てくるとは思いますが、管理規則の中でもうたわれているように、該当する住宅内外及びその土地、敷地の修繕を教育委員会が行うものとするもうちたわれております。先ほどありましたように、昨年馬根小学校の管理職住宅が整備されたが、今後、その建て替えの考え方、予定、そういうものは組まれていないのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この教職員住宅につきましては、なかなか国の補助金を活用するというところが難しいものとなっておりまますので、町のほうで起債をするとか、そういった町の単独の予算によって整備されるものと思っております。ですので、一緒にすぐできるというところは今のところ難しいかと思うんですが、去年行ったようなリース事業等を活用しながら、少しずつ整備というところはしていかなければいけないのかなとは感じているところです。

○5番（牧本 和英議員）

やっぱりそういうところをちゃんと見直してしていかないと、教職員の方々も、地元の教員住宅に住まないのではないか、また、見て寄りつかないのではないかと思います。

一般住宅は年々計画されている、そういうのは補助事業があるからという答弁ですが、優先順位をつけてやるところはやる、やっぱりそういうことをちゃんとしていただきたいと思いますので、ぜひ教員住宅も順次建て替えるよう要望いたします。

それでは、3番の教育行政、教育環境のことについて答弁をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

教職員より学校施設や設備、教材等について要望等はないか問うについてお答えをいたします。

学校施設につきましては、設備に関する要望等は随時学校のほうから上がっておりまます。また、教材に関しましても、学校のほうから要望をいただいている状況でございます。

○5番（牧本 和英議員）

最初の質問でも、建て替え後の校舎のメンテナンスなどについて説明お願ひいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

喜念小学校を例に挙げますと、新校舎が竣工してからこのメンテナンスに関しましては、学校のほうから軽微な修繕等、そういったものは報告を受けて、担当者の方でまず現場確認をして、その後にまた修繕を行うという形を取っております。また、他の学校につきましても、当初予算を編成する段階で各修繕箇所をペーパーのほうにまとめていただいて、それを教育委員会のほうに提出をしていただいております。

そういったところは確認をしながら、まずできるところを教育委員会のほうで修繕等を行って、メンテナンスを行っている状況でございます。

○5番（牧本 和英議員）

私も何日か前に小学校を視察というか、見に行きました。教育長並びに総務課などの方々も学校の中を見ていると思いますが、気がつきませんかね。教室前にある手洗い場のそれを見てどう思うとか、教室の床、廊下、気がつかないのは不思議に思うんですが、私が行ってみたときには教室の床や廊下が色あせ、めくり上がりそうな箇所があつたり、トイレの修繕等も必要な場所もあり、教室の手洗い場は、給食後そこで歯磨きなどをしているみたいですが、絵の具や墨など落ちにくく汚れがつき、また、手の届かない窓、掃除するのは危険だと思います。そして、アレルギーなどの子

はいなかという質問で、おるということ。そういうアレルギー等を抱えている子どもなどもおる中、一日の大半を過ごす学校だからこそ、生活環境の充実はとても重要だと思いますが、そういうふうな考えはないのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

議員のおっしゃるとおり、少し床がめくれてけがをするおそれがあるとか、そういったところについては、学校から要望が来たときには、そういったところを確認して修繕を行うようにはしているところでありますが、特に修繕でいきますと、昨年から今年にかけて猛暑が続いておりまして、クーラーの不調が多く見られております。空調の修繕のほうで、やはり相当の金額がかかりますので、子どもたちの健康被害とか、そういったところを考慮したときに、まず空調関係の修繕を行って熱中症対策、また、あと学校のほうから危険箇所ということで、今、議員からもありましたけど、床がめくれていて少し子どもがけがをする可能性があるとか、そういった学校の要望が強いところを中心に、まず修繕をしている状況でございます。ただ、今おっしゃったようなトイレとか、また洗い場の汚れとか、そういったところの修繕というのは、今現状ではなかなか追いついていないというのが現状でございます。

○5番（牧本 和英議員）

定期的なメンテナンスを行うことによって、子どもたちの教育環境などが整い、今後の修繕費等が抑えられるのではないかと思いますが、こういった問題は長期休み等に、業者等などに委託とかする方法があると思うのですが、そういうことは考えられていないですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

学校施設の全体的なメンテナンス、業務委託なりして点検をしていただくというところは、今のところは行っていない状況です。学校のほうから報告、連絡があったところに、随時、職員のほうが確認をして、必要な箇所はそこを中心に修繕をまずしていくと、そういった体制で今のところは進めている状況でございます。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、学校側がもう言いにくい面が結構多々あると思います。教育委員会、教育長をはじめ職員で現場を見ていただいて、現場の児童、教員等では対応には限界があるような気がしますので、早急な予算の組み方や対応などをしていただきたいと思います。要望いたします。

それでは、2番目の町特別支援学級についてお願いいいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

特別支援学級について、児童に応じた支援体制や教材等の対応がなされているか問うについてお答えをいたします。

先ほど議員のほうからありましたけど、WISC検査の点について少し触れさせていただきます。

WISC検査の実施としましては、まずその目的といたしましては、児童の知的発達の状況を多面的に把握をし、教育的支援の充実を図ることを目的としております。単に知能指数を測定するも

のではなく、児童の認知的な特性、得意であったり不得意であったり、そういったところを明らかにすることで、学校の現場での児童に対しての対応の仕方、また学習の進め方、そういったところの参考になる指標として、この検査が実施をされている状況でございます。

○5番（牧本 和英議員）

説明のとおり、児童にとっても、教職員にとっても、大切な検査だと思います。

W I S C 検査は1回何名の検査員で行って、検査員1名当たりの経費といいますか、そういうのは幾らぐらいかかるものですかね。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時49分

---

再開 午後 2時05分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教委総務課長（町本 勝也君）

先ほど、たしか謝金ということでの金額のご質問だったんですが、現在、派遣業務委託という形で委託契約を結んでおりまして、第1回目の実施時が14万6,000円程度の外部委託でW I S C 検査を行っていただいております。

○5番（牧本 和英議員）

何名の方々がやっているんですかね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

1回当たりの検査については、お一人で対応されております。実施日については2日間、1回当たり2日間の実施日を設けております。

○5番（牧本 和英議員）

町教育委員会でのW I S C 検査は1回で2日間ということですが、何名の児童が1回当たり受けられているのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

本年度の実績で申し上げますと、第1回目が6月19日と20日に実施をされておりまして、この2日間で7名の方が検査を受けられております。

○5番（牧本 和英議員）

2日間で7名ということですよね。要望は何名ぐらいあられたんですか、この1回目の検査に。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この1回目に関しては、申込みをされた方は全て受けられているかと思いますが、ここで受けられない方は2回目、また3回目を実施を予定していますので、そういったところで受けていた

だくという形になります。

○5番（牧本 和英議員）

年3回行われているということですが、何名の児童が受けたい、困り感のある子がいるのかを把握はされていないのかどうかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この相談に関しましては、各学校を通じて全保護者に、このW I S C検査がありますよということで案内を行っております。それを基に申込みをされてきておりますので、受けたい方は、その際に申込みをされるということになります。

○5番（牧本 和英議員）

その1回目は全て受けて、それは6月ですよね。9月にも行われたはずですが、2回目を。

○教委総務課長（町本 勝也君）

2回目につきましては9月17、18日、来週実施をする予定となっております。

○5番（牧本 和英議員）

今から行われるということですね。それで、各学校に何名受けられるのか、返事などは行ってはおるのでですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

これは学校を通じて各世帯、保護者に案内をしていますので、当然申込みがあった各学校にも、この情報については提供しているものと思います。

○5番（牧本 和英議員）

自分の調べた中では限られた児童しかW I S C検査を受けられていないような気がしますが、W I S C検査は年3回しか行われていないとのことで、これの3回で十分と捉えているのかどうかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

議員からご質問がありましたが、年々、このW I S C検査を希望する方が増えている状況であります。本年度も申込みについては定員を超えるような形で現在要望が上がっていますので、この回数を増やすなりして対応していく必要は今後あるのかなというふうに感じているところであります。

○5番（牧本 和英議員）

そうして回数を増やして、やっぱり隔たりのないようにしていただきたいんですが、今月3回目の申込みが行われているそうですが、検査は何月に行う予定ですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

すみません、3回目の日程については、今こちら手元に資料はないんですが、例年10月に3回目のW I S C検査を実施している状況でありますので、本年度も同じ時期に実施するという形になるかと思います。

○5番（牧本 和英議員）

10月に3回目のW I S C検査を行って、検査結果が出るのは何月になるんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

検査後、一定程度、先生のほうで確認をして審査をしますので、すぐというところではないところであるんですが、ひと月以内には検査結果が出てくるのかなというふうに思っております。

○5番（牧本 和英議員）

町長、教育長も管理職時代があったわけですが、このW I S C検査のことについてですが、3回目、この10月に行われて、ひと月後の検査結果、これに対して苦労なされた点などは思い浮かばないですか。

○町長（伊田 正則君）

W I S C検査の結果、支援学級の創設について、この結果を活用するということがあります。そこで、最後10月だったですかね。10月に3回目の検査を受けて、11月に結果が出て、すぐ学校としては支援学級の申請をしないといけないと。また、次の年度の学級数に県のほうで判定していくというすごく短い期間の中でそれを進めないといけないということで、実質、4月1日から新たな新規の支援学級ができるかどうかというのは、なかなか予測しにくいというのが、ちょっと心配なところが管理職としてはあったような気がします。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

今、就学指導に使うといった部分と、それから年度途中あたりでW I S Cを実施したりするときには、その分析結果を、やはりその子の得意な部分、それから不得意な部分とか、そういった部分が明らかにW I S Cの結果から分かるわけですが、そういったところで、その子にとってのよりよい支援の在り方等について、担任のほうでしっかりとその分析結果等を指導に生かすと、そういうところもされているところです。

○5番（牧本 和英議員）

私も聞いて分かったことなんですが、その担任教諭を含め、管理職の方々が物すごい短い期間で苦労をなされているということ、やっぱり、お二方が一番分かっていることだと本当に思います。

この町内、W I S C検査を受けたほうがよいとされている各学校があるわけですが、実際に受けさせたいという教員に対して調査等は行っているのかお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

もちろん学校のほうからもそういった要望があれば教育委員会のほうでも配慮しますし、やはりこのW I S C検査では保護者の意向というのが一番大切なところでありますので、まず保護者の方にご案内をして、そこからお申込みをいただく、それに対して対応していくというところが基本的な流れになっているところであります。

○5番（牧本 和英議員）

保護者の対応など、そういうのを全て教員が行っているわけですが、他町では数年前に大学と連携して、約80名の困り感のある児童生徒がW I S C検査を受けた事例もあるようですが。

そういうのを聞きながら、ある保護者にもお尋ねしました。子どもの不安感、悩みをどう解決すればいいのか。誰に相談すればうまく解決できるのか分からなく、悩んだ。もっとW I S C検査の回数を増やして困り感のある子や、その保護者の相談や悩みを気軽に受けられる仕組みにしてほしいと。保護者は日々、我が子のことを常に考えておられて、悩んでいるなというのを実感したところです。

そしてまた、関係者にも伺いました。W I S C検査は、その子の個人内差、得意なところ苦手なところ、さつき説明がありましたが、それを指導に生かし、困り感のある子を救う手だてになる。また、回数や人員を増やすことによって、普通学級にいる困っている子たちにも隔たりのない教育指導ができるので、ぜひ、もっと受けることができるようにしてほしいと、こういう要望をもらつたんですが、そういった要望等は教育委員会には届いていないんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

直接そういったまとまった要望というのは受けてはいないんですが、やはり申込みの状況を見ますと、このW I S C検査を受けたいという保護者の方が増えているというのは事実でありますので、そういったところは今後配慮して対応していくかないとけないかなというふうに感じております。

○5番（牧本 和英議員）

先ほど各学校から要望をもらっているということでしたが、私は犬田布小学校に聞きに行ったところ、6月の検査、3名中1名、その2名を9月に検査に持っていくとしたそうですが、どうせ受けれないからいいと保護者から断りがあって、新たに3名推薦して検査を受けるようにお願いしてあげたみたいですが、結果、希望者が多く無理でしたという結果をもらっているそうですが。

このW I S C検査をできる方、島内にいると先ほどもお聞きしましたが、おられるのですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

このW I S C検査は資格者が実施をするということになっていますので、そういった資格を持つ方がいらっしゃるということは聞いております。

○5番（牧本 和英議員）

それで1、2回結構な金額には思いもするんですが、検査することによって、そういう悩みを抱えた保護者、また、そういう困り感のある子たちにも回数を増やすことで対処できると思うんですが、そういう回数を増やすなり、方法は考えていないのかをお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

本年度につきましては予算のほうを見ながら実施をするというところになりますが、次年度以降、そういった要望を踏まえて、回数を増やすための予算をきちんと確保していく、そういったところは教育委員会のほうでしっかりと検討していかなければならないと考えております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、保護者、関係者の意見を取り入れて、希望する児童生徒全員がW I S C検査を受けて、安心した教育環境となるよう要望したいと思いますが、ぜひ予算計上してW I S C検査の回数を増やす、人員を増やすなりして解決に取り組んでいただきたいと思います。

そして、教材等ですが、支援学級からの教材等の要望等はなかったですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

教材につきましては、支援学級のほうからは、学校の先生から指導書を準備していただけないか、そういった要望等はございました。

○5番（牧本 和英議員）

指導書の要望があった。その指導書の要望があった答えって対応はされているのですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この指導書につきましては全小中学校配付を行っていますが、基本的にこの指導書というのは、普通学級の先生方と支援学級の先生方が使うものについては差がない、全く同じものとなりますので、普通学級で使われている指導書を支援学級の先生にも使用していただくというところで担当者のほうからお伝えをしているところあります。

○5番（牧本 和英議員）

担当総務課からはそういう意見ですが、町長、教育長、その指導書、赤刷り教科書、必要なものではないですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

支援学級の担任の指導書ということでよろしかったんじやないかと思いますが、今、課長のほうからありましたように、通常学級の担任の教諭が使用している指導書、それを支援学級の担任のほうにも配付してあるということでございます。

ただ、支援学級につきましては、個々の子どもの障がいの程度であったり、種類であったり、そういうことも違いますので、その子どもに応じた教材、そういったものを自作で製作して、それで指導に当たるとか、そういった工夫もされてはいるんじゃないかと思いますが、特段、支援学級用の指導書というのは配付してございません。

また、支援学校で使っている教科書というのは通常の教科書じゃなくて、俗に星本といふんですが、中身が絵本とかそういう感じで、子どもたちに分かりやすいような教科書になっておりますが、そういったものを使ってる学校も1校ございます。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この指導書については出版会社のほうにも確認をして、そういった支援学級用の指導書がないかというところで問合せをしましたが、基本的にはこの指導書というのは支援学級用のものはないということで、ただ、ライセンスとしてはもう購入が済んでいますので、学校のほうでフリーで

この指導書を配付しているものについては利用ができるということで確認は取れていますので、そちらのライセンスを活用してもらって、指導書として使ってくださいということでお伝えしているところあります。

○5番（牧本 和英議員）

支援学級で様々な児童生徒がいると思いますが、私が見に行ったときは、普通の何ら障がいのない子どもが、そういうのを共通学級というんですか、算数が苦手だったら算数の時間だけ、そこに行って授業を受ける、そういうものをされていると伺いましたが、教育委員会としてはそういう認識はないという説明でよろしいんですか。認識でよろしいんですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

もう一度お願ひいたします。

○5番（牧本 和英議員）

何ら障がいのない、言えば、さっきのWISC検査で算数が苦手だったら、4年生の子だったら、4年生の算数を支援学級で授業を行っている、そういう風景も見ましたが、町教育委員会としてはそういうのは把握していないということですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

通常、教科によって親学級と申しますか、そこで学習する教科もございますし、どうしても少しついていけないと、そういう状況が見られたりするときには支援学級で個別に対応に当たると。そういうところで、各学校でその個に応じた指導を行っているというふうに捉えております。

○5番（牧本 和英議員）

私が見に行ったときも、2、3名の子どもたちが授業を受けていました。そのたびに、教室の担任のほうから指導書、赤刷り教科書などを毎回コピーして授業で使うそうです。私が言いたいのは、何か普通学級と支援学級が区別されている、そういう感じに受け取られるのですが、どうですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

そういうふうには捉えておりません。支援学級だから特別とか、そういうことは全くないと思っております。

○5番（牧本 和英議員）

だったら、そういう困り感のある子どもたちが通っている教室の担任、担当教諭は、いろいろな手立てを取って、8人以下の学級ですか、1年生から6年生までを1人で指導し、個に合わせた授業の準備を進めている。

確かに、資材等も後から言おうかなと思っていたんですが、最近、新しい電子黒板やタブレット等も配付されたとのことです。私もうれしく思うところです。ですが、やっぱり困り感のある子どもたちが授業をその教室で受けているわけですから、その担任にとっては、1年生から6年生まで全てではなくても、年度年度、3年生がおったり5年生がおったり6年生がおったりするわけです。

その個に合わせた指導書、赤刷り本などを配付するのは当然のことだと私は思いますよ。こういう支援が必要な子に対して同じような教材などのサポートが行き渡っていないのではないかと私は思いますが、どうですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

個に応じた指導、そのとおりだと理解しております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ今後、今後と申しますか、今からでもできるのであれば、その学級にも、全てとは言いませんが、個に応じた指導書、赤刷り本などを届けていただきたいと思います。

さつきも話した電子黒板、タブレットが8月に入ったわけですかね。そのタブレットについてですが、何らかの障がいを持った子がいる支援学級の子どもたちにとっては、やっぱりそういう制限がかかり過ぎて、そのタブレットはなかなか対応になっていないと思われますが、他に何か手厚い方法等は考えられていないのかをお伺いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

8月にタブレット、新規のものを配付を置いていますが、個々に応じた使い方とか、個々に応じて機種を変えるといったところの対応は、今のところはまだできていない状況でございます。

○5番（牧本 和英議員）

これも、ある教員がなされていることですが、実際、その教員は古いパソコンを使って、廃盤となつた古いソフトを用いて指導されている。その子に合わせてですね。そして、担当職員は日々子どもたちのことを考え、工夫し、楽しく授業を行っている。現に、健常児と一緒にプールができますか。障がいがある子が健常児と一緒にプールができない。それを担当教諭は、家庭用のビニールプールなどを自費で購入して授業を行っている。その他にも、児童に合わせて足りないものを自費で購入しているのですが、やっぱりその教室に、教室というかその個に合わせた指導のやり方、もう何十人、何百人いるわけでもないわけですから、ぜひ教育委員会のほうが足を運んで、その対応に努めていただきたいと思いますが、今後できますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

議員からありましたとおり、教材だけではなくて、支援学級で子どもたちが遊ぶちょっとした備品といいますか、そういったところも、もしされていただけたらありがたいということで学校からも要望等がありましたので、それほど高いものでは多分ないと思いますので、そういったところを整備して、子どもたちが少しでも楽しく支援学級で学ぶことができるような環境づくりをしていきたいと考えております。

○5番（牧本 和英議員）

その対応のほど、よろしくお願ひいたします。

今回は特別支援学級などを取り上げましたが、各学校、様々な問題があると聞いております。ぜひ、町長、教育長、また指導主事、関係する職員と、問題の改善をしっかりと話し合われて、今後

の町の教育に邁進されますよう要望して私の質問を終わりますが、このことについて答弁があればよろしくお願ひいたします。

○町長（伊田 正則君）

牧本議員から本当に貴重な意見をありがとうございました。やっぱり全ての子どもたちが学びを、保障されるというのは、私たち行政にとって大事なことだと思っています。そういう点で、一人も取り残さない環境をどうつくり上げていくかということは、常に私たちが現場に足を運んで寄り添いながら、改善できるところは改善していくという姿勢はやっぱり大事だなと思っています。ご意見ありがとうございました。

また、地域の方々もそういうご意見がありましたら、教育委員会または役場に直接お寄せいただいても結構ですし、または学校を通して要望等があったらお願いしたいなと思います。

○議長（前 徹志議員）

これで、牧本和英議員の一般質問を終了します。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上 和代議員）

議席番号1番、井上和代でございます。議長より一般質問の許可が出ましたので、令和7年第3回定例会にて一般質問のほうををさせていただきたいと思います。

質問事項が2つあります。

①総合体育館の施設整備について。

質問の要旨としまして4つほどありますけれども、総合体育館の役割をどのように捉えているのかを問います。

②夏場（7月から10月）における各種イベントやスポーツ大会等の開催状況について問います。

③避難所の役割として十分な環境であるかを問います。

④総合体育館の空調設備設置の取組について問います。

質問事項2番、子どもたちの遊び場について。質問の要旨については3問ほどございます。

①学校、公園の遊具設置について問います。

②親子での活動環境は十分に整備されているのかを問います。

③温暖化の影響を考慮した環境整備はなされているのかを問います。

以上になります。こちらのほう、温暖化のほうが、今、大分問題にされておりますので、そのことに対して、これから私たち伊仙町としてどういった形が取れるのかと、取ってほしいのかということの問題提起ということになります。

次回からは自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○町長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございました。まず、総合体育館の施設設備についてですが、まず役割について、総合体育館は、現在、各種スポーツ大会やイベント、避難所としても活用されていると思って

います。

それから、体育館の空調設備については、議員がおっしゃるような地球温暖化が進行している中で検討していかなくちゃいけない課題の一つだと捉えています。

また、これと同時に、台風等で停電となったときに、この空調設備が使えるような発電機または太陽光発電とか、こういうところについても一緒に考えていかないといけないかなと思っています。

親子の活動環境については、町民の要望等も参考に、改善を図る必要があるところについては、予算面や他の課題等も考慮しながら積極的に対応していければと思っています。

次からの質問については自席で答えさせていただきますが、私が分からないところは担当課長に答えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○社会教育課長（中富 譲治君）

井上議員の、総合体育館の役割をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

総合体育館は、スポーツ振興の拠点としてスポーツの練習や試合、また様々なイベントなど、多目的利用による交流拠点としても機能しており、災害時には避難所として指定していますので、運動施設だけでなく、地域の健康づくり、教育、交流、防災に貢献する多機能な公共施設と捉えております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今、2つの施設のほうの役割ということで、スポーツ施設であるとかイベントとかということと、あと避難所ということでお話をいただいたかと思うんですけども、避難所のほうのお話は前回、私のほうでさせていただきましたけれども、そのときには一らい館のほうもお使いいただいているということだったんですけども、ほーらい館と体育館と、どういうぐらいの割合で人数というか、そういうものが入っているかというのがお分かりになるようだと、答弁のほうをお願いいたします。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、議員おっしゃるとおり、ほーらい館、そして総合体育館、両方とも避難所として指定しております。避難所としての開設の優先順位としましては、まず、ほーらい館、そして東公民館、西公民館、その次に総合体育館というふうに順番としては考えております。収容人数としましては、ほーらい館のほうが収容人数240名が地域防災計画の中で計画されております。総合体育館については640名という形で計画されております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今、体育館のほうの人数が640名ということなんですけども、多分そんなには使われていないのかなというふうに思います。

それで、今、本当に線状降水帯というようなお話をよく聞くかと思いますけれども、その場合に、

ちょっと、この辺でいくと低地なのかなと、低い位置なのかなと。体育館のほうが高い位置になりますので、これから部分でいけば、こちらのほうも本当に準備をしていかないといけないところではあるのかなということで、体育館の収容人数が640人ということですけれども、こちらが本当に使えるような状態、そして避難所として安心、安全、そして快適な形での避難ができるような形のことを考えていかなければいけない時期なのかなというふうに思いまして、こちらの体育館のほうも、これから避難所としてのことを考えていただきたいなというふうに思うところです。

そうしましたら、次からまた体育館のほうの、今度はスポーツ関係というようなところに入っていきたいと思いますけれども、今この総合体育館でどういったイベントをなされているのか、答弁のほう、お願いしたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

イベントのほうになると保育園の運動会、あと女性連や各団体の運動会や総会等も行われております。イベントに関しては、ほーらい館ができる前は文化祭等も行われておりました。

○1番（井上 和代議員）

文化祭、そうですね、そういうところもかなり大きくやっていたような気がします。体育館だと展示するところが多々あって、いろんな活動、習字であるとか絵画であるとか、そういうところの展示物がかなりあったかなと思うんですけれども。今、ほーらい館のほうでされていますけれども、ほーらい館だとちょっと手狭というか、そういう展示するスペースというのが少なくなって、使用者というんですか、展示物とかをされる方が何か意見等があったりすることはありますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

おっしゃるとおり、展示物に関しましては場所のほうが狭いので、公民館講座とかなされている作品とかの展示に関しては作品を減らして展示したり、各団体の場所を、話合いでも、ここがいい、ここがいいとかつという問題とかが起きている状態です。

○1番（井上 和代議員）

体育館じゃなくて、ほーらい館を使うようになった理由というか、そういうものはありますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

やはり空調設備の問題と、あとは体育館のほうの音響施設が結構大きいものが入ってはいるんですが、音響施設の老朽化に関して、このところ、修繕かけるにしても結構予算がかかるもので、そういう問題等がありまして、ほーらい館になったところでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

そうしましたら、今その音響設備等が不十分であるということは、スポーツだけじゃなくて、いろんな講演会みたいなものというのもあまりされていないということでおろしいでしょうか。はい。

ということは、今この体育館のほうに手をかけなきやいけない部分、一番、今お話をいただいて、これから考えていただきたいのは空調設備ではありますけれども、今言った音響的な部分、そういったところも考えていくていただきたいなというところになるのかなというふうに思います。

それで、いろんなイベントと、それからスポーツの大会とか、そういったものも開催されているかと思うんですけども、スポーツのほうだけで、どれだけのスポーツ大会がなされているのか教えていただけますか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

今のご質問は2の夏場ということでよろしいですか。夏場の7月から10月におけるスポーツ大会のほうは島内大会が6回、大島地区大会が2回、イベントにおいては保育園の運動会が1回でございます。その他、各スポーツ団体や文化系の団体が毎週、練習で使用している状況でございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

そうしましたら、この体育館のほうの使用は、体育館ですから体育系のほうを使用するんですけども、7月から10月ということで暑くないですか。体を動かしてスポーツをする、その中で、あちらのほうがバレーの大会に行くことがあったんですけども、たしか2階のほうとか、カーテンを閉めるような態勢を取ったりとかすると風の通りもよくないし、暑いしということで、環境のほう、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

スポーツ大会、特にバレーとかは光を遮るために、カーテンを閉めて行いますので、風回りも悪いですし、そういったときは扇風機で、大型扇風機を何台も持ってきて対応しているところですけど、環境的には悪いと考えられます。

○1番（井上 和代議員）

バレーで扇風機を使って、ボールの位置はどこに行くんでしょうか。

本当にこういう形で、5月、6月、その辺だったと思うんですけども、女性連のほうで、午前中ではあったんですけども総会をして、その後にミニ運動会というんですか、そういったものを3種目か4種目だけをしたと思うんですけども、本当に暑くて、そのときは元気よく、お水を飲みながら頑張っておりましたけれども、やはり帰ると熱中症のような状態になって、もう1日、熱があるんだろうなというような形になっていたような状態を覚えています。

ということは、子どもたちがこの中でカーテンを閉めて、そして扇風機が多少は動いて効果があるかもしれませんけれども、その中でスポーツをして、バレーをして、全力が出せるのかというと

ころがあるかと思うんですけども、そういったところは、これは町長にお伺いしてもよろしいでしょうか。こういった状況、こういった環境の中で子どもたちがスポーツを一生懸命する中で全力が発揮されていると思われますか。もし、子どもたちに全力でそういったスポーツ、他のいろんなものもあるかもしれませんけども、そういったものをされるような環境に、今現在なっているというふうに思われますでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

体育館の中だけではなくて、例えば甲子園で野球をするときに給水タイムを設けたりとか、今、温暖化現象が進む中で、暑さの対応というのは全てのスポーツ大会、主催者側が注意しながら進めいかなくちゃいけない要素の一つだと思っています。子どもたちが、そこで大会に参加する人たちが十分な力を発揮できるためには、どういう環境で、またどこで給水タイムや、また休憩タイムを入れて競技を続けるかというのは、これからずっと考えていかなくちゃいけない要素の一つだと思っていますし、例えば小学校、中学校の運動会なんかも今は時期をずらして実施するとか、または運動会の途中で必ず給水タイムの時間をプログラムに入れるとか、そういうような工夫がなされていると思っています。そういうような形で、安全に大会、中身が運営されるということは主催者側で十分気をつけていかなくちゃいけない取組の一つだと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

昨年度、ふれあい福祉スポーツ、そして老人クラブというんですか、老人クラブの運動会、これ何月かに、分かりますでしょうか。答弁できますでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 3時06分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

10月14日にねんりんスポーツ大会、11月22日にふれあいスポーツ大会を開催しております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

11月であるとか、10月はまあとしても、11月の末というのは少しやっぱり暑いから、ちょっとずれているのかなというふうに思うところですけれども。こちらのほうで、室内でそういう運動会がされているというのは、老人クラブであったりとか福祉関係のほうでは使っていこうという形なん

だと思うんですけれども、大きさがあるので、そういうことができるのではないかなどというふうに思い、そしてこれからも、そういう活用をもっともっとしていただきたいなというふうに思うんですけれども、今のこの義名山の体育館のほう、バレーでいうと何面が使用できるか、答弁をお願いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

メインアリーナのほうがバレーボールは2コート、サブアリーナのほうも2コートでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

郡内のほうでこれぐらいの大きな施設があるところ、他にどこかありますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

たしか奄美大島の太陽が丘体育館が4コートは取れたと記憶しております。

○1番（井上 和代議員）

それは空港のそばのということでおろしいでしょうか。奄美市、三儀山のほうにはそういう大きなところはありませんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

三儀山のほうは太陽が丘のほうより、たしか小さかったと思います。

○1番（井上 和代議員）

ということは、今、私たちがいるこの伊仙町のほうにそれぐらい大きな施設があるということで、これからいろいろな大きな大会とかも誘致ができるというような大きさではあるかと思うんですね。ただ、ちょこちょこと何度かは使用しているなというのはお聞きはしますけれども、例えば卓球、先ほどもちょっとお話をいただいたんですけど、卓球とか、そういうものの大会とかというのは使用されたことがありますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

卓球に関しては島内大会が行われております。

○1番（井上 和代議員）

島内の大会ということで、郡体みたいな大きなものというのではないということでおろしいでしょうか。近年はない。

もし、これが空調等が整備されてというふうになっていけば、どれぐらいの規模でどれぐらいの催しというか、そういう大会ができるぐらいの形になるか、予想があれば。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

今、卓球のお話が出ましたので、卓球の規模ですと、メインのほうが卓球台が8台、サブのほうも8台ぐらいは可能な大会ができると思います。

○1番（井上 和代議員）

それは、郡体というか、そういった大きな大会という感じでよろしいんでしょうか。今、中体連とかありますけど、そういったものとはまた別。中学校単位の大会。私が多分分からぬんで結構です。

バレーとかそういったものの大会というのはどういった種類があって、どういったものだったらできるとかというのがありますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

バレーボールでしたら、現在行われているのが大島地区大会、中学校の大会であれば、中体連の大島地区大会が太陽が丘と義名山と交互に行われております。

○1番（井上 和代議員）

その太陽が丘のほうの施設は、空調設備等はどういう感じでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

太陽が丘のほうも空調設備は設備されておりません。

○1番（井上 和代議員）

ということは、これからこういう温暖化になりますから、そちらのほうも近々になされたりすることもあるかと思うんですけども、ただ本当にこの温暖化はやむことがないというか、もう本当に年々、自分の体温が36.5℃とかというところよりもどんどん上がって、40℃、41℃というところもあるわけですから、そういったところを考えていきますと、やっぱり温暖化のほうを考えていきながら、そういった施設のほうも整えていかなければいけないのかなというふうに思うところです。

それで、先ほど老人クラブの運動会であったりとか、福祉施設のほう、ふれあい福祉スポーツ大会、そういったものも11月ということですので、そういった大きな大会、大きなというか、皆さんに親しまれているような大会なども、そちらのほうでお使いになっていただけると思いますので、やはり環境を整えていただきたいと思うんですけども、この体育館に空調設備、これほど言つてもつけられないというのであれば、ちょっと問題がまた別になりますけど、つけることができる施設というか、その辺はいかがなものでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

つけることができる施設ということですが、以前ちょっと設計をされている方に聞いたことがあります

るんですが、今の体育館は新しい体育館とは違って窓がやはり多いということで、窓が多いと空調を入れても効き目が少ない、空調が逃げていくということで現実的ではないんじゃないかということを伺っております。現実的には、予算の面とかもございますが、建て替えるときにそういった設計を補って空調を入れるのが現実的ではあるということを伺ったことがあります。1年ほど前ですね。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今、この施設もほとんど窓なんですけれども、こういったところの今の空調設備というんですか、そういうものであればどこまでができる、どこまでができないのかというのがちょっと分かりかねる部分なんですけれども、これからこのところで義名山の体育館をもっともっと使用して、もっともっと活用できるような施設に変えていく、そしてこの温暖化の中でもいろんなスポーツ等を楽しめて、そして全力でこちらの活動ができるというような形で環境整備のほうをしていただきたいなというふうに思うところなんですけれども。

スポーツのほうをしていただきまして、2番も3番も4番も全部まとめた形になってしまいましたけれども、この総合体育館の空調設備設置の取組についてということで、希望というか、そういうもの、町長として、この体育館の生かし方、これからこの部分をどういうふうな形でビジョンがあるのか、もしあれば答弁のほう、お願いをしたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃったような他地区からいろんな方が来ていただいて、この伊仙町を大会の会場場所として選んでいただけるよう、そういうような活用ができればと思います。そのためには、議員がおっしゃったようないろんな設備等の改善も必要かなと思ったり、また、宿泊施設のことも考えないといけないなとか、また、交通機関についても考えていかなくちゃいけないかと、いろんな問題を解決しながら伊仙町で大きな大会ができるような、そういう体育館を持っていければと思っています。

○議長（前 徹志議員）

続きまして、2番の答弁をお願いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

子どもたちの遊び場について、①学校、公園の遊具設置について問うということでありますので、学校の部分について教育委員会総務課のほうでまずお答えいたします。

学校における遊具の設置状況でございますが、中学校につきましては基本的には鉄棒のみとなっております。小学校につきましても、鉄棒、うんてい、滑り台、登り棒、ブランコ、跳びタイヤという形でありますが、全ての学校が全てあるというわけではございません。鉄棒、うんていに関しては、ある程度の小学校で設置がなされておりますが、滑り台や登り棒、ブランコといったものは

老朽化に伴う支柱の腐食であったり、危険と判断されるものがあった場合には撤去を進めている状況でございます。

○社会教育課長（中富 譲治君）

公園の遊具設置についてお答えいたします。

義名山公園については大型トランポリン、滑り台、ブランコなど、そういったものを現在設置している状況でございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

もう本当に先ほどから言いましたこの温暖化の中で、子どもたちに外でそういった遊具というか、昔で言ったらブランコであるとかジャングルジムであるとか、そういったところで遊びなさいよというのもちょっと酷な部分がありますので、こちらのほうということではなくて、今、社会教育課の課長さんがおっしゃっていただいた公園というところでお話をさせていただきたいなというふうに思います。

2番のほうにかかると思うんですけれども、親子での活動環境は十分に整備されているかということで、こちらのほう、私は親御さんのほうからやっぱり聞くことがあるんですけども、子育て支援課のほうでそういった声というか、そういった意見等は出ることはございませんでしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、子育て支援課のほうで支援金の贈呈式とかする際にちょっとアンケートとかも取ってはいるんですけど、その際によく自由意見で出てくるのが室内での遊び場、この温暖化の3番にもかかわると思いますけど、雨の日に遊べる場所とか、そういった意見が多く挙げられております。

○1番（井上 和代議員）

そうだと思うんですね。この暑い中で小さい子どもを連れて遊ぶというところで、義名山のほうの、今遊具が何件かありますけれども、こちらのトランポリンというんですか、あちらのほうがすごく評判がよくて、私の知り合いの子どもさんたちもすごく喜んでいるんですけども、やはり遊ぶとしたら夕方ぐらいから、ちょっと涼しくなってからというような形で、暑い時間というのはやっぱり避ける傾向にあるようです。

もし、あちらのほうに屋根等があったり、今いろいろ聞くのがミストというんですか、ああいつたもの等があったり、涼しい環境で子どもたちが遊べる環境があればいいなと思うんですけども、あちらのほうに、大きくなるかと思いますけれども、屋根をつけることができるのか、お話ししただけますか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

現在、おっしゃるとおり大型トランポリン、町内外から遊びに来ていただいている状況でござい

ます。その遊具自体の上に屋根をつけるというのは、今のところ計画はないんですが、先日、大河議員の質問にもお答えしたとおり、屋根付きの休憩施設を今年度設置する予定でございます。現在、設計まで完了している状況でございます。

○1番（井上 和代議員）

休憩所ですね。遊ぶところに屋根がつくということではないということですね。

ちょっと方向を変えますけれども、町長、少しお話をいただきたいんですけれども、今、子どもたち、小さい子たちを少しあやすというか、子どもたちに与えるスマホですよね。親御さんが、何かするとすぐスマホを持たせて遊んでいる状況があるんですけども、あれを見てどういうふうに思われますか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

これは私の個人的な意見になってしまふと思いますが、スマホの活用技術というのは、これから子どもたちが生きていく中で避けては通れない、このスマホ、パソコン、タブレット等を使って、これからの中豊かな生活をつくり出していくというのは、これは必ずやってくるだろうと思っています。

ところが、この幼稚期にスマホを与えることによって失われる主体性とか、体験を通して学ぶことというのが不足していると。今、学校のほうでは一生懸命、課題解決型学習といって体験を通して、いろんな子どもと話合いをしながら、コミュニケーションを深めながら、多様な意見とぶつかって、そしてそこで解決するという、こういうような授業を通して、将来的には、これから予測のつかない世の中にどう立ち向かっていくかという、そういう主体的な能力のある子どもたちをつくり出していくというのが学校で行われているところだと思っています。

ところが、基本的なその家庭の中でスマホを与えてしまって、受け身的な感覚でゲームをしたりとか、そういうようなことをやってしまった場合には、学校の教育とは逆行するものまたは日本が求めている子ども育成の方向とは逆行するもの、というような思いがありますので、スマホ等を使わせる中では、やっぱり親がきちんとルールを決めて、今、視力低下とか、いろんな問題点が指摘されています。ゲームを通してブレーキの効かない感情的な子どもが育ってしまっているとか、受け身的に何も自分からつくり出すことができないような子どもに育ってしまっているとか、いろんな問題等もあると思っていますので、そういうところをきちんと大人や親が理解して、ルールを決めて子どもに対応するという必要性はあると思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。もう本当にそういった感じだと思うんです。もう、なくてはならない一つだと思いますけれども、これからこのスマホに対しての問題定義というのは、本当に多々になってくるのかなというふうに思うんですけども。

今、伊仙町のほうで、じゃあ親子で時間をつくって遊べる、一緒に触れ合うというようなところ

で、公園等が、スマホを置いといて、親子で遊ぼうよ、親子で雨の日に活動しようというところがあるかといえば、ないわけですよね。じゃあ、その中でどういうふうな形で過ごしていくかということで、これから考えていかないところであるかなというふうに思うわけです。今から、この温暖化と、子どもたちの心身を鍛えるというか育てていく中で、こういう公園等、この伊仙町には本当に少ないのであるわけなんで、こういったところの整備のほうをお願いしたいなというふうに思うんです。

今、社会教育のほうでソフトというんですかね、親子チャレンジが、今はチャレンジ教室という形でいろんなことをされているわけなんですけれども、与えるんじやなくて、自分たちでそうやって活動するというような形の場所等がないわけですけれども、そういったところの環境整備というようなところで、一つ、なくさみ館がありますけれども、なくさみ館で小さな公園が個人で造られている方がいらっしゃるんですけど、本当にいっぱい子どもたちが遊んでいます。ああいったような形で併設というんですか、そういった形で何か計画等がないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、令和6年度になくさみ館近隣のほうに購入いたしました土地がありまして、そちらのほうを令和8年度奄振予算のほうに申請いたしまして、地域住民、また観光客が集えるような公園整備ということで、現在、奄振のほうに計画を上げているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

公園ということは、ちょっと子どもたちがわざわざっと遊べるようなところもあるということでおろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、設計のほうはまだなんですが、ちょこっとした遊具と、あと休憩所等を一応整備する予定ではあります。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ちょこっとという言葉が気になりましたけれども、これから子どもたちを心身ともに育てていくというようなことを考えていただければ、先ほどもお話ししたようにスマホで遊ばせるというよりは、公園等で親子で時間を使って触れ合う形ができる場所が欲しいなど。日曜日になったら、土曜日になったら、そして雨の日に、そういったところで活動ができる这样一个公園が欲しいなというところをよく聞くことがありますので、そういったところは今の温暖化も踏まえた形で考えていただきたいなというふうに思います。

私のほう、1番、2番、3番、全部まとめた形になりましたので、こちらのほう、これから部分で要望という形になりますけれども、子どもたちが親子で外で、スマホを使うことなく、親しみ

やすく、子どもたちが過ごせる、親子で過ごせるような場所を与えていただけるようなところを造っていただきたいなというふうに思います。

ちなみになんんですけど、今思ったんですけども、この庁舎の前のところの、よく問題になっている2期工事というんですか、表玄関のほうができるときには、そういうちょっとしたものでできたりも、駐車場のみですか、あれは。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

2期工事に関しては多目的ホールと正面玄関、県道側に向かっての玄関、あと、先ほどもご説明した部分ではありますが、歩行者用通路という形でも計画してございます。またその中で、町民が集い、親しみやすい庁舎づくりというところがコンセプトにもありますので、そういうところも考えながら進めていきたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

そうしましたら、表玄関ができる頃には、小さい子どもたちが時間を過ごすという場所もできるということになるのかなというふうに思います。大きな意味での温暖化対策というか、温暖化に対しての取組になりますので、一朝一夕ではできないことかと思いますけれども、こういったこともやはり考えていかなければいけない時期であります。

今、この伊仙町に生活している私たちが基盤とするこの伊仙町で、環境であったり、産業であったり、農業であったり、そういうことに対して、本当に皆様のお力添えを頂きたいなというふうに思うわけなんですけれども、皆様一人ひとりが信念を持って、そして新しいビジョンを持って、新しいことに挑戦をし、そして自分たちの伊仙町を守り、そして育てていただきたいなというふうに思うところです。

私たちは、この伊仙町が本当に基盤になりますので、皆様方の意見を真摯に受け止めて、今年は一番聞くのが時期尚早というような言葉を聞くところですけれども、時期尚早ではなくて挑戦、というような形で、いろんなことに前向きに挑戦していただけるような形を取っていただきたいなというふうに思うところです。

私のほうは、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日9月12日は、令和6年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となります。委員の皆様は現地用の制服を着用の上、午前9時までに委員会室へご参集願います。お疲れさまでした。

散会 午後 3時35分



# 令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和 7 年 9 月 12 日



令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和7年9月12日（金曜日）午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 令和6年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	5番	牧本和英 議員
6番	佐田元 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	13番	樺山一 議員

1. 欠席議員（3名）

4番	杉山肇 議員	9番	上木千恵造 議員
14番	美島盛秀 議員		(議選監査委員)

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 事務局書記 實夏三 君

～令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別副委員長（清 平二議員）

おはようございます。令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を行います。

当特別委員会は、令和6年9月9日の本会議において付託されました令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は9月12日から18日までの7日間を予定しております。

詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題といたします。

お諮りします。令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別副委員長（清 平二議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、9月16日火曜日午前10時より本議事堂において、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時まで本議事堂にご参集ください。

なお、この後は現地調査となります。

散会 午前10時05分



# 令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和 7 年 9 月 16 日



令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和7年9月16日（火曜日）午前10時00分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 令和6伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番 上木千恵造 議員 12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

～令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算について補足説明をする際は、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

決算書に提示されている件については、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

また、質疑を行う際には、議員の皆様は伊仙町議会会議規則第55条の規定に基づき、同一議題の質疑は3回までとなっておりますので、質疑は3回以内にまとめて簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

執行部の皆様におかれましても、答弁は簡潔明瞭に努めていただき、円滑な会議進行ができるようご協力をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明いたします。決算書65ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、1、歳入総額75億1,201万1,000円、2、歳出総額71億4,561万5,000円、3、歳入歳出差引額3億6,639万6,000円であります。この中から、4、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額2,912万4,000円、事故繰越繰越額3億3,346万7,000円、合計額3億6,259万1,000円となり、5、実質収支額380万5,000円、実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を200万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について主なものを説明いたします。

まず、総務課関連の歳入としまして、決算書5ページ、成果説明書については10ページをお開きください。

2款地方譲与税ですが、1項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税1,781万5,000円、2項自動車重量譲与税、これは町道等の延長、面積により案分して交付される自動車重量税5,452万2,000円、決算書6ページに移ります、4項森林環境譲与税の106万4,000円を含め、地方譲与税全体として前年度比0.3%減の7,340万1,000円となっております。

3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和6年度の交付額は前年度比48%増の14万8,000円とな

っております。

4款配当割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和6年度の交付額は前年度比43.6%増の172万円となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税を、市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。令和6年度の交付額は前年度比63.6%増の241万円となっております。

6款法人事業税交付金、これは県に納付された法人税を基に、当該市町村の経済センサス基礎調査の従業員数で案分して交付される交付金であります。令和6年度においては前年度比14.5%増の757万6,000円となっております。

7款地方消費税交付金、これは国勢調査時の人口及び経済センサス基礎調査の従業者数により案分して交付されます。令和6年度の交付額は前年度比3.7%増の1億4,628万1,000円となっております。

8款環境性能割交付金、これは県に納付された自動車税環境性能割額を町道の延長及び面積により案分して交付されます。令和6年度の交付額は前年度比22.6%増の605万円となっております。

決算書7ページに移ります。

9款地方特例交付金、これは財源を圧迫すると見込まれる減収を補う交付金であり、令和5年度は住宅借入金等特別税額控除減収補填交付金のみであったが、令和6年度は、これに加えて定額減税減収補填特例交付金が交付されたため、交付額は前年度比950.4%増の1,932万7,000円となっております。

10款地方交付税、これは普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。令和6年度の交付税額は前年度比4.2%増の36億4,263万8,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金、これは道路交通法の規定により罰則金に係る収入を財源として、道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として交付されるものであります。令和6年度の交付税額は前年度比6.3%減の86万5,000円となっております。

決算書8ページに移ります。

13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料に、臨時運行許可手数料61件分の4万5,750円が含まれております。

決算書9ページに移ります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金1億8,525万8,475円に、中間サーバープラットフォーム運用経費に係る社会保障・税番号制度システム整備事業補助金261万9,000円、自治体システム標準化に伴う移行事業に係るデジタル基盤改革支援補助金1,926万9,000円が含まれております。

決算書10ページに移ります。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 5 節災害救助費負担金 1 万4,694円は災害救助費繰替支弁金であります。これは令和6年度台風10号に係る職員の特殊勤務手当に対して交付がなされています。

決算書11ページに移ります。

2 項県補助金 7 目消防費県補助金991万9,000円については、奄美群島防災関連施設整備事業に係る補助金であります。3 項県委託金 1 目総務費県委託金 5 節権限移譲委託金 8 万1,000円のうち、公有地に関連した事務の権限移譲委託金 4 万円が含まれております。

決算書12ページに移ります。

8 目消防費県委託金 1 節権限移譲委託金 1 万7,000円については、火薬類取締法に関する事務の委託金であります。

16款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入972万1,682円に、駐在所敷地貸付け、N T T等の無線局敷地貸付け、道路占有料、町有財産使用料の326万5,682円が含まれております。2 目利子及び配当金88万6,227円に、減債基金利子370円、防災設備維持経費基金利子 1 万54円が含まれております。

決算書13ページに移ります。

2 項財産売払収入 2 目物品売払収入49万6,000円については、消防車を含む公用車2台の公売によるものであります。

17款寄附金 1 節一般寄附金63万円については、6 件の個人及び団体からの使途指定のない寄附であります。2 節指定寄附金8,100万7,500円に、教育・子育て分野に充てるための指定寄附金20万円が含まれております。こちらについては充当する事業が示されていなかったため、一般寄附金と同様に取り扱っております。そのため、成果説明書においても一般寄附金に合算して記載してございます。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金4,500万円は、財源不足額の補填のための繰入れでございます。6 節減債基金繰入金23万3,708円については、令和3年度普通交付税見直しの際に増額となった臨時財政対策債増加分の償還に対する繰入れとなっております。7 節防犯設備維持経費基金繰入金124万3,000円は、令和5年度に府内に設置した防犯カメラの保守管理に対する繰入れであります。10節公共施設総合管理基金繰入金1,900万円は、老朽化した学校施設の修繕に対する繰入れとなっております。

決算書14ページに移ります。

19款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 億5,834万4,111円については、令和5年度からの繰越金であります。

20款諸収入 3 項 1 目 1 節総務管理費雜入3,209万409円に、主なものとして公益財団法人県市町村振興協会からの宝くじ交付金262万1,618円が含まれています。

決算書15ページに移ります。

9目消防費雜入276万3,700円については、主なものとして地域防災組織助成事業に係るコミュニティ助成事業補助金200万円、ほーらい祭実行委員会からの消防団員への交通整理報酬21万円、消防操法大会に係る補助金55万円であります。

21款町債、令和6年度において7億9,524万1,000円の借入れを行っております。成果説明書15ページから18ページにかけて、地方債の借入実績現在高、借入先別・利率別現在高、年度別償還状況等を示してございますのでご参照ください。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。成果説明書12ページをお開きください。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

1、人件費の内訳、（1）議員・委員等報酬・手当につきましては、議員、農業委員、教育委員、監査委員等の報酬であり7,722万6,000円、（2）会計年度任用職員の報酬・手当であり1億6,470万2,000円、（3）特別職の給与につきましては、町長、教育長の給与であり1,697万円、（4）職員給与6億1,274万6,000円、（5）職員共済組合負担金1億4,154万2,000円、（6）退職手当組合負担金6,657万円、（7）災害補償費84万5,000円、（8）その他1,715万9,000円。成果説明書14ページには、1、議会費から10、教育費までの費目ごとの人件費を示しております。総額としまして10億9,776万円、前年度比4.2%の増となっております。要因としまして、会計年度任用職員の勤勉手当支給や消防操法大会に伴う報酬の増加に合わせて人事院勧告に伴う給与の引上げがあったためであります。

続きまして、総務課関係の歳出について説明いたします。決算書17ページから19ページにかけて、成果説明書22ページから28ページにかけてご参照ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、庁舎全体に係る維持管理費であります。8節旅費については、普通旅費、特別職旅費、職員の研修旅費等であります。10節需用費については、コピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追録費等で1,814万587円、不用額については条例追録件数が想定よりも少なかったことと、新庁舎の電気代が想定より金額が低かったことが要因であります。11節役務費については、切手、レターパック等の通信運搬費、電話料、各種手数料等で292万2,403円、不用額については切手、レターパックの使用が令和5年度より減少したこと、廣告料、電話料が規定より少なかったことが要因であります。12節委託料については、宿日直警備、高压電気管理、職場健診、公会計制度導入指導・助言等の委託で2,178万2,840円。13節使用料及び賃借料は、自治体ホームサービス等の使用料で78万8,586円。18節負担金補助及び交付金については、町村会、各種協議会等への負担金、がんばる集落支援事業補助金等で、令和5年度と比較し96.3%増の701万9,963円となっております。要因としまして、がんばる集落支援事業補助金において申請件数が令和5年度より増加したこと、徳田虎雄氏を偲ぶ会が執り行われ、実行委員会負担金の支出があったためであります。24節積立金1,483万370円については、普通交付税再算定において臨時財政対策債償還に充てるため普通交付税が増額されたため、減債基金へ相当分を積み立てたも

のであります。

2目財産管理費10節需用費については、燃料費、防犯カメラに係る電気代、庁舎の修繕等で41万9,937円。11節役務費については、市町村建物共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害賠償保険料等で700万316円。12節委託料593万9,689円については、浄化槽管理委託料、庁舎のエレベーター保守委託料、防犯カメラ保守委託料、庁舎清掃委託料等であります。13節使用料及び賃借料については、駐車場用地借り上げ、国有林野借り上げ、電柱使用料等で142万2,720円。17節備品購入費については、プリンターの更新及び庁舎1階ガラス面の防風対策のためのネット購入費123万5,100円であります。24節積立金については、令和5年度に再編関連訓練移転等交付金を財源として創設した防犯設備維持経費基金の取崩し時に発生した利息1万54円の積立を行ったものであります。

3目交通安全対策費8節旅費については、職員及び交通安全指導員の研修旅費等で29万9,100円。10節需用費については、新入生の黄色い帽子等消耗品費で4万3,890円。13節使用料及び賃借料については、ガードレール、カーブミラー設置に係る重機借り上げ料、交通安全教室の開催に係る会場使用料で49万1,150円。15節原材料費については、交通安全施設用のガードレール等の材料費で130万4,040円。18節負担金補助及び交付金の8,000円については、交通安全母の会負担金であります。

4目電算システム費10節需用費については、庁舎内の印刷機器及びシステム関連の消耗品費、修繕料等で464万8,934円。11節役務費については、総合行政ネットワークシステム回線使用料、コンピューター総合保険料で83万5,787円。12節委託料については、電算システム保守、プリンター保守、ホームページサーバーシステム保守、コンビニエンスストア収納代行業務、庶務管理システム導入等の委託料で2,188万7,991円。13節使用料及び賃借料については、印刷機器、住基ネットシステム機器、総合行政システム機器リース、仮想デスクトップ環境構築機器リース料等で1,897万3,694円、自治体DX推進のための議事録作成支援システム使用料として30万5,800円。17節備品購入費については、23台のパソコン購入等で271万6,648円、議事録作成支援に係るマイク・スピーカー等購入費319万円。18節負担金補助及び交付金については、町村会総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等で1,901万9,008円、自治体システム標準化に関するシステム改修負担金としての1,926万9,800円であります。

5目男女参画事業費8節旅費については、地域推進委員連絡会議出席に要する費用弁償であります。

決算書21ページ、成果説明書27ページをお開きください。

15目庁舎建設事業費12節委託料については、積算見直し作業、仮使用認定作業に伴う庁舎建設工事監理業務委託料であります。14節工事請負費については、2期地盤改良工事費であります。2期本体工事及び外構工事を翌年度へ繰り越しております。

決算書50ページから51ページ、成果説明書28ページから30ページをご参照ください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費18節負担金補助及び交付金については、徳之島地区消防組

合の事務執行経費を負担割合に応じた負担金を支出してございます。

2目非常勤消防費については、災害時等から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防・防災全般にわたる施策を実行するための経費として、1節報酬に消防団員への報酬790万6,727円、大島地区消防操法大会及び県操法大会出場に伴う訓練報酬が要因として前年度から増加しております。4節共済費については、消防団福祉共済費でございます。8節旅費については、消防担当職員や消防団員の総会等の出席に伴う費用でございます。10節需用費については、消防車両の車検整備費、修繕費、消防団員の被服費、その他消耗品等の費用で215万3,346円、こちらについても操法大会開催が要因として前年度から増加しております。11節役務費については、衛星電話代、操法大会に係るし尿処理費、公用車保険料であります。17節備品購入費については、操法大会の伊仙町開催に伴う防火水槽、標的等の購入費でございます。18節負担金補助及び交付金については、市町村消防補償等組合負担金、離島緊急医療対策組合負担金等で278万7,299円であります。

3目防災まちづくり事業費10節需用費については、防災無線屋外スピーカーの電気代、防災非常食購入費、Jアラート無停電装置等修繕費であります。12節委託料については、639万円のうち総務課分として、防災無線保守管理委託料202万4,000円、糸木名生活館改修工事監理業務委託料150万6,000円が含まれております。繰越明許費1,100万円については、東目手久青少年会館、小島青少年会館の改修に係る設計及び監理業務委託料でございます。14節工事請負費2,892万6,000円のうち総務課分として、東面縄括声局移設工事246万4,000円、糸木名生活館改修工事2,496万2,000円が含まれております。また、東目手久青少年会館、小島青少年会館に係る工事請負費5,200万円を翌年度へ繰り越してございます。18節負担金補助及び交付金については、県防災行政無線再整備事業負担金400万円、地域防災育成に係るコミュニティ助成事業補助金200万円、その他県防災行政無線運営協議会等への負担金であります。

決算書57ページをお開きください。

10款教育費 4項高等学校費 1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金1,385万9,970円のうち、300万円の樟南第二高等学校校舎改築事業補助金が含まれております。同校の校舎改築に要した事業費の返済補助として、伊仙町においては令和元年度より予算化してございます。

決算書63ページをお開きください。

12款公債費については、元金7億5,553万872円、利子5,247万3,192円、総額8億800万4,064円の元利償還を行いました。こちらには一時借入金利子10万9,589円が含まれております。

成果説明書16ページをお開きください。下から3段目、合計欄をご参照ください。

地方債現在高の状況について、令和5年度末現在高として89億5,172万5,000円、令和6年度発行額7億9,524万1,000円、令和6年度元利償還額8億789万5,000円、令和6年度末現在高として0.4%、3,971万円増の89億9,143万5,000円となっております。

成果説明書17ページをお開きください。

年度末に工事代金等支払いのため、一時借入れを行いましたので、その状況を中段に記載してご

ざいます。その下、予備費充当状況ですのでご参考ください。

以上、令和6年度決算について、総務課関係の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

補足説明を終わります。

次に、未来創生課、お願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

未来創生課より、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

まず初めに、歳入について説明をいたします。決算書8ページから9ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料について、収入済額1,236万4,499円のうち、未来創生課が所管する主な使用料として、IRU芯線使用料として1,100万7,649円、前里屋敷使用料19万450円、サテライトオフィス施設使用料116万6,400円の収入がございました。

3目商工使用料2節商工使用料は、糸木名集落にあります企業誘致促進施設の使用料として360万円の収入でございます。

決算書9ページをご覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金について、収入済額1億8,525万8,475円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、無線システム普及支援事業等補助金139万3,000円、重点支援地方創生臨時交付金1億799万6,475円、特定地域づくり事業協同組合補助金504万7,000円の収入がそれぞれございました。

決算書10ページから11ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金として、令和6年度地方公共交通特別対策事業補助金が146万5,000円、同款項目の2節統計調査費補助金として、令和6年度土地利用規制等対策費6,000円の収入がそれぞれございました。

決算書11ページをご覧ください。

5目商工費県補助金について、収入済額664万2,620円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、令和6年度鹿児島県消費者行政活性化事業補助金18万4,620円、収入がございました。

同款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金4節統計調査委託金として、令和6年度教育統計調査費が1万円、令和6年度鹿児島県人口移動調査費が9,000円、令和6年度経済センサス調査区管理費が3,160円、令和7年度農林業センサス市町村交付金134万736円、令和7年度国勢調査調査区設定市町村交付金4万5,290円、それぞれ収入がございました。

同款項目6節総務費委託金として、「令和6年度かごしま県議会だより」配布業務委託金として1万5,514円、令和6年度「県政かわら版」配布業務委託金として7万9,626円、それぞれ収入がございました。

決算書13ページ、成果説明書31ページをお開きください。

17款寄附金1項寄附金1目寄附金2節指定寄附金8,100万7,500円のうち、ふるさと納税に該当す

るきばらでえ伊仙応援寄附金が4,610万7,500円、企業版ふるさと納税が3,470万円、それぞれ収入がございました。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金について、3,930万2,743円のうち、未来創生課所管のふるさと納税に関する事務費及び返礼品に対する費用として2,097万9,830円を繰入れ、8目伊仙町まち・ひと・しごと創生基金繰入金として、企業版ふるさと納税から活用事業に909万2,665円、繰入れをしております。

決算書14ページをお願いいたします。

20款諸収入3項雑入1目総務費雑入1節総務管理費雑入、収入済額3,209万409円のうち、主なものとして令和6年度コミュニティ助成事業が440万円、行政視察負担金として2万8,000円、広報誌の広告事業収入2万円、重点支援金精算金1,896万7,000円の収入がそれぞれございました。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。

具体的な説明につきましては、毎年計上しているものを除き、当該年度において新規事業及び重要事項のみを優先的に説明し、併せて高額の不用額が生じたものを重点的に説明いたします。

決算書は19ページから20ページ、成果説明書は32ページから33ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費8目企画費について説明いたします。10節上費の主なものとして、光ケーブルの修繕費及び支障移転工事、サーバー室の光熱費等が該当しますが、25万6,959円の不用額の主な要因としては、サーバー室の電気代増加に伴い予算計上いたしましたが、当初の想定より電気代等がかからなかつた等の理由により、不用額となっております。

12節委託料の主なものとして、光伝送路施設保守委託料1,260万1,044円、伊仙町第6次総合計画及び第3期伊仙町まち・ひと・しごと総合戦略の計画策定委託料880万円、伊仙町DX人材育成方針等支援業務委託料390万3,350円がございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものは、各種協議会への負担金及び令和6年度コミュニティ一事業補助金として、喜念集落に250万円。東犬田布部集落へ190万円の補助。特定地域づくり事業協同組合補助金1,009万5,000円、徳之島自動車学校法定講習補助金86万9,000円。繰越明許費8万2,000円は、奄振交付金を活用した稼ぐ力の向上に向けた創業事業拡大支援事業補助金となります。不用額の504万7,779円の主な要因としては、徳之島地域公共交通活性化協議会負担金380万円のうち、徳之島地域公共交通計画策定に係る委託費の執行残190万2,500円及び特定地域づくり事業協組合の実績に伴う補助金の執行残254万3,000円が主な要因となります。

成果説明書35ページをお開きください。決算書は20ページになります。

2款総務費1項総務管理費10目きばらでえ伊仙応援基金事業について説明いたします。7節報償費の主なものとして、返礼品代の1,030万1,709円が挙げられます。11節役務費の主なものとして、返礼品の発送料などの通信運搬費、口座振替手数料、ふるさと納税収納代行手数料、合わせて542万1,676円が挙げられます。12節委託料の主なものとして、ふるさと納税システム保守委託料及び各種システム保守業務委託料等、合わせて331万9,487円が挙げられます。不用額につきましては、

寄附額に応じた返礼品等の不用額になります。24節積立金、令和6年度ふるさと納税の総額4,610万7,500円を積み立てております。

続いて、決算書20ページから21ページをご覧ください。成果説明書は36ページになります。

2款総務費 1項総務管理費11目地方創生推進事業費について説明いたします。8節旅費につきましては、企業版ふるさと納税を頂いた企業訪問及び紹介褒章伝達式に伴う3社分の費用弁償67万8,240円によるものであります。12節委託料につきましては、企業版ふるさと納税に係る業務委託料になります。18節、負担金補助及び交付金につきましては、伊仙町高等教育フィールド推進事業補助金として、町内でフィールドワークを行った1校の大学に対しての補助を行いました。

2款総務費 1項総務管理費12目地域おこし協力隊推進事業費について説明いたします。同項目につきましては、人件費、活動に関する事務経費になります。令和6年度における当課所属の地域おこし協力隊は2名所属しております、1名の方に関しては令和7年6月末で地域協力隊の活動を終えております。その他、昨年9月末にて任期を満了し退任した元隊員へ起業支援金補助として100万円交付しております。

成果説明書37ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費14目長寿と子宝の町でサテライトオフィスについて説明いたします。8節の旅費の主なものとして、サテライトオフィスに入居候補の企業との交渉に係る出張旅費となっております。12節委託料の主なものとして、サテライトオフィス入居企業誘致に資する各種支援事業業務委託料299万2,000円、サテライトオフィス施設管理委託料143万円、サテライトオフィスの予約管理システム運用における委託料29万5,988円が挙げられます。18節負担金補助及び交付金の主なものとして、サテライトオフィスの進出企業への補助金200万円が挙げられます。

決算書21ページ下段をご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費16目集落活性化事業費について説明いたします。

同項目につきましては、阿権集落にある前里屋敷の整備に関する決算であります。

10節需用費の主なものとして消耗品光熱水費修繕料が挙げられます。12節委託料の主なものとしては、浄化槽管理委託料及び前里屋敷清掃管理業務委託料となります。

決算書22ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費17目人口増加推進事業費について説明いたします。7節報償費につきましては、伊仙町空家等対策計画の策定に係る協議会の謝金となっております。また、旅費につきましては、首都圏で行われる移住相談会への参加、伊仙町空家対策協議会へ参加される有識者への費用弁償が主なものとなります。

18目物価高騰対策事業につきましては翌年度に繰越しを行っておりますが、こちらは7月から開始している商品券の事業費となっております。

続きまして、21目伊仙町クラウドファンディング事業については、昨年度実施した戦艦「大和」の慰靈塔のクラウドファンディングの返礼品が一部6年度に発送となつておつましたので、返礼品

及びそれに伴う送料等となっております。

決算書25ページから26ページ、成果説明書38ページをお開きください。

2款総務費 5項統計調査費 1目統計調査総務費から14目国勢調査区設定費までは主要統計調査に係る事務経費でございます。

決算書41ページ、成果説明書39ページをお開きください。

6款農林水産費 1項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費について説明いたします。同項目につきましては、特産品のブランド価値の向上、販路の拡大、税収確保の3つを目的としております。12節委託料303万6,000円は、同プロジェクトの目的を達成するための業務委託料でございます。

決算書45ページをご覧ください。

7款商工費 1項商工費 3目消費者行政強化費について説明いたします。7節報償費7万7,000円は、弁護士無料相談会開催に伴う弁護士への報酬であります。

以上、未来創生課の所管する歳入歳出決算について説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時15分

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、暮らし支援課。

#### ○暮らし支援課長（上木 博之君）

令和6年度一般会計歳入歳出決算、暮らし支援課分について補足説明いたします。

歳入から説明いたします。

決算書5ページをお開きください。成果説明書は42ページになります。

1款町税 1項町民税から4項市町村たばこ税までの調定額は3億8,864万4,492円となり、前年度より約1,180万円の減となっております。

また、収入済額については3億5,453万6,968円となり、前年度より約600万円の減となっております。主な理由については、定額減税によるものです。収入未済額は2,564万9,746円で、前年度と比較しますと約920万円縮減することができました。徴収率は91.2%となっており、1.2%の増となっております。年々徴収率は上がっておりますが、税負担の公平性や自主財源の確保の観点からも、さらに徴収強化に取り組んでいきたいと考えております。

決算書8ページをお開きください。成果説明書は45ページになります。

13款使用料及び手数料 2 項 1 目 1 節の総務手数料のうち441万4,700円は、住民票、戸籍謄本等の各種証明書発行に関わる手数料となっております。

決算書 9 ページをお開きください。成果説明書は45ページになります。

14款国庫支出金 2 項 1 目 1 節の総務費国庫補助金のうち601万9,000円は、マイナンバー交付事務費補助金となっております。

次に、歳出について説明いたします。

決算書22ページをお開きください。成果説明書は40ページになります。

2 款 2 項 1 目 税務総務費については、賦課業務に係る事務経費になります。13節の222万7,060円は、電子申告サービス利用料、登記地図管理システム使用料などとなっております。18節の57万2,068円は大島地区租税教育推進協議会負担金、地方税電子化協議会負担金などとなっております。

2 目賦課徴収費については徴収に係る事務経費になります。13節の使用料及び賃借料の35万3,408円については、預貯金照会サービスシステム利用料となります。滞納者の情報収集を行い、納税交渉等に活用しております。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費については、各種証明書発行に係る事務経費となっております。13節のうち952万2,830円は、戸籍総合システム利用料となっております。

決算書27ページをお開きください。成果説明書は45ページになります。

3 款 1 項 5 目 国民年金事務費については、事務経費となり310万3,309円の国民年金事務費交付金が充当されております。

成果説明書の68ページをお開きください。

国民健康保険税の徴収率については現年度分93.41%となっており、前年度と比較して4.51%上昇しております。滞納分につきましても27.27%となっており、前年度と比較して3.52%上昇しております。毎年、県下最下位でしたが、今年度は37位となっております。引き続き、滞納整理業務の強化を図り、徴収率向上に努めてまいります。

以上、くらし支援課の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、子育て支援課。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

令和6年度歳入歳出決算の子育て支援課関連の主なものについて補足説明いたします。

決算書 7 ページ、成果説明書は60ページから65ページになりますので、ご参照ください。

12款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目 民生費負担金 2 節児童福祉費負担金651万4,300円は、保育所に入所している児童の保護者負担金になります。

決算書 9 ページになります。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金 2 節児童福祉費負担金 2 億6,497万1,950円は、子どものための教育・保育給付費負担金及び児童手当国庫負担金になります。

同款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 3 節児童福祉費補助金1,546万6,080円は、子ども・子育て支援交付金及び補助金、出産・子育て応援交付金になります。

3 目衛生費国庫補助金 1 節保健衛生費補助金1,883万4,000円のうち80万7,000円は産後ケア事業補助金及び母子衛生費国庫補助金になります。

10ページをお開きください。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 3 節児童福祉費負担金8,403万6,020円は、子どものための教育・保育給付費及び児童手当の県負担金になります。

11ページ、同款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金 1 節社会福祉費補助金283万8,000円のうち149万4,000円は、ひとり親家庭医療費助成事業補助金になります。3 節児童福祉費補助金1,604万3,000円は、子ども・子育て支援交付金、多子世帯保育料軽減事業補助金、子ども医療費助成補助金、保育所等給食支援事業補助金、出産・子育て応援交付金の県補助金及び交付金になります。

3 目衛生費県補助金 1 節保健衛生費補助金1,745万円のうち246万円は、離島地域不妊治療支援事業補助金、離島地域子ども通院費等支援事業補助金になります。

13ページ、18款繰入金 2 項 1 目基金繰入金 9 節子ども・子育て支援基金繰入金300万円は、子ども・子育て支援事業への繰入金になります。

続きまして、歳出について、決算書30ページをお開きください。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費12節委託料843万円は、児童館管理運営業務委託料、子育て支援・幼児保育委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、子育て短期支援業務委託料になります。

19節扶助費 1 億2,808万円は児童手当給付費になります。

2 目私立保育所費18節負担金補助及び交付金 3 億6,549万7,460円は、保育所運営経費、広域入所保育給付費、保育所等給食支援事業補助金、徳之島地区保育協議会負担金になります。

31ページ、3 目子育て支援事業費12節委託料3,389万4,000円は、子ども・子育て支援事業費、放課後わくわくクラブ推進事業費、西伊仙面縄児童クラブ運営業務、子育て支援推進委託料になります。19節の扶助費については出産祝い金になります。

5 目子ども医療費19節扶助費については、子ども医療に関する事業費になります。

6 目出産・子育て応援交付金事業19節扶助費445万円については、89名分の出産・子育て応援交付金になります。

34ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目母子衛生費12節委託料487万9,790円は、妊婦・産婦・乳幼児健康診査委託料、妊婦歯科検診委託料、産後ケア委託料になります。

18節負担金補助及び交付金821万4,142円は、産科医確保支援事業、不妊治療支援事業の補助金になります。19節扶助費502万3,556円は、療養育医療助成事業扶助費、ハイリスク妊婦旅費扶助費、島外旅費助成扶助費になります。

以上、子育て支援課の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、選挙管理委員会。

○選挙管理委員会書記長（稻田 良雄君）

令和6年度一般会計歳入歳出決算、選挙管理委員会について補足説明いたします。

まず、歳入について、決算書10ページをお開きください。

14款国庫支出金3項国庫委託金1目総務費国庫委託金2節選挙費委託金535万7,554円は、衆議院議員総選挙の選挙費用でございます。

11ページ、15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金3節選挙費委託金589万2,593円は、県知事選挙の選挙費用でございます。

次に、歳出について説明いたします。決算書24ページから25ページをお開きください。成果説明書131ページでございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費1,866万4,368円は、委員報酬、職員手当等になります。2目選挙啓発費22万1,598円です。主に総会及び研修のための旅費、費用弁償等で支出しております。

3目衆議院議員総選挙558万2,474円。6目県知事選挙費589万2,593円の支出です。選挙の主な支出につきましては、選挙事務に係る職員手当となっております。

以上、選挙管理委員会の即説明を終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、地域福祉課。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

令和6年度一般会計歳入歳出決算、地域福祉課に係るものについて補足説明をいたします。

成果説明書は47ページから51ページをご参照ください。主に決算書の説明をいたしたいと思います。

まず、歳入につきまして、決算書7ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項1目1節老人福祉費負担金は、徳之島老人ホームの入所措置費負担金として1,188万8,210円の歳入となっております。

9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項1目1節社会福祉費負担金1億9,153万5,025円のうち、障害者自立支援給付費等負担金1億5,022万6,000円、障害者自立支援医療給付費負担金6,644万4,000円、障害児給付事業負担金2,532万8,422円の合計1億8,199万8,422円が含まれております。

同款2項国庫補助金2目1節社会福祉費補助金280万1,000円は、地域生活支援事業補助金です。

2節老人福祉費補助金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金として948万936円の歳入となっております。

決算書10ページになります。

15款県支出金1項1目1節社会福祉費負担金1億4,336万5,958円のうち、障害者自立支援給付負

担金、障害者自立支援医療給付費負担金、重度心身障害者医療費助成金、障害児給付事業負担金のそれぞれの事業の合計1億14万170円の歳入となっております。

決算書11ページになります。

同款2項県補助金2目1節社会福祉費補助金283万8,000円の中に、地域生活支援事業補助金として133万5,000円が含まれております。2節老人福祉費補助金は、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置事業補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金交付金、元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金、介護人材確保ポイント事業補助金の合計644万7,111円の歳入となっております。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,745万円の中に、地域自殺対策に係る事業費として76万6,000円が含まれております。

決算書12ページになります。

3項2目民生費県委託金1節権限移譲金22万7,000円のうち、障がい者を支援するための法律に関する事務の権限移譲金として4万5,000円が歳入として含まれております。

決算書14ページになります。

20款諸収入3項雑入6目民生費雑入2節社会福祉費雑入及び3節老人福祉費雑入は、各事業の実績に伴う精算返還金等として、2節社会福祉費雑入が133万4,225円、3節老人福祉費雑入274万8,754円に、266万4,399円が含まれております。

以上が、歳入についての説明となります。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。決算書27ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、主なものとして10節需費6万円、11節役務費1万2,000円、19節扶助費538万9,000円の合計546万1,000円は、町内事業所に対し、物価高騰対策として給付するものです。繰越予算になります。7年度の支給になります。

3目老人福祉費27節繰出金は、介護保険給付、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者介護保険料軽減措置費、それぞれの事業実績に応じて合計1億4,210万6,715円の歳出をし、865万7,285円を不用額としております。

28ページをお開きください。6目障害者福祉費19節扶助費は、障害者自立支援給付費等事業など、各事業合計3億9,275万930円の歳出となっております。

8目重心医療費19節扶助費は、重度心身障害者医療助成金及び指定難病旅費助成として1,812万7,232円の歳出となっております。扶養額については、事業実績に伴う執行残となっております。

決算書は28ページから29ページ、10目元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢者の社会活動などに付与するポイントを商品券化する事業として143万7,000円の支出です。前年度より3グループ12名が増加しております。

決算書32ページです。4項災害救助費は、台風災害等による避難所開設が少なかったがため、13節及び14節の執行残は不用額としております。

決算書34ページです。

4款衛生費1項7目地域自殺対策強化事業は、7節から13節までの合計129万4,827円支出しております。令和6年12月4日には、相談・見守りを強化するために、町職員及び議員の方を対象にゲートキーパー養成講座を開催しております。

以上、地域福祉課における一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、健康増進課。

○健康増進課長（大山 拳君）

令和6年度一般会計決算において、健康増進課に係る主なものについて補足説明をいたします。

成果説明書は66ページから67ページをご参照ください。説明は決算書にて行います。

決算書7ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項2目1節保健衛生費負担金は、各種検診受診者の個人負担金収入として261万5,800円が歳入として含まれております。

次に9ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金は、女性がん検診や感染症予防等に関する事業収入で30万円の歳入が含まれております。

決算書10ページになります。

15款県支出金1項1目民生費県負担金1節社会福祉負担金は、国民健康保険基盤安定負担金4,310万5,257円が含まれ、2節老人福祉費負担金は、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として3,204万7,500円の歳入としております。

決算書11ページ、3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、健康増進事業に係る県からの補助金で53万円が歳入として含まれております。

決算書12ページ、2目民生費県委託金1節権限移譲委託金は、県からの委託金収入で16万2,000円の歳入が含まれております。

決算書14ページ、20款諸収入3項雑入2目衛生費雑入は、コロナウイルスワクチン接種に係る県からの助成金として154万3,800円の歳入が含まれております。

次に、歳出について、不用額の多いものを説明いたします。決算書27ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金、出産一時金の実績に伴う166万8,000円の不用額が主なものとなっております。

決算書33ページ、3目保健センター運営費は、18節負担金補助及び交付金の15万800円と19節扶助費の30万8,000円の不用額、いずれも実績に伴う執行残となっております。

4目予防費不用額の主なものとして、12節委託料において、各種ワクチン接種の実績に伴い不用額を429万7,180円としております。

5目健康増進事業費7節報償費において30万1,900円の不用額としております。健康推進活動の

実績に伴うものとなっております。

以上、健康増進課所管分についての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前1時45分

---

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、きゅらまち観光課。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

それでは、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、きゅらまち観光課所管の補足説明をいたします。

まず、歳入より説明いたします。

決算書8ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節観光使用料の335万6,557円は、徳之島なくさみ館、犬田布岬休憩所の施設利用料になります。

9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の1,883万4,000円のうち1,772万7,000円は、合併浄化槽設置に係る国からの補助になります。

10ページをお願いします。

14款国庫支出金2項国庫補助金7目商工費国庫補助金1節観光費補助金の250万円は、特定外来種であるシロアゴガエル防除に伴う国からの補助金となります。

11ページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の1,745万円のうち745万4,000円は合併浄化槽設置に係る県の補助、624万円は猫対策に係る県からの補助となります。

同じく5目商工費県補助金1節商工費補助金664万2,620円のうち255万8,000円は希少動植物保護に係る補助、108万円は小中学生の環境教育に係る補助、282万円は町内観光地多言語看板設置の補助金となります。

12ページをお願いいたします。

同じく3項県委託金3目衛生費県委託金1節保健衛生費委託金の1,630万円は、海岸漂着物対策事業の歳入になります。

14ページをお願いいたします。

20款諸収入3目雑入2目衛生費雑入1節保健衛生費雑入の402万4,502円のうち233万5,500円は、ハブ買上げの県負担分になります。

以上、歳入になります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

成果説明書は103ページから108ページをご参照ください。決算書32ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目衛生総務費18節負担金補助及び交付金の支出済額のうち756万1,759円は、徳之島食肉センター負担金となります。

同じく2目環境衛生費7節報償費465万6,000円は、ハブ買上げ代になります。

33ページをお願いいたします。

同じく18節負担金補助及び交付金の支出済額のうち4,089万7,000円は合併処理浄化槽補助金、1,040万1,480円は徳之島3町猫対策協議会補助金となります。

決算書34ページをお願いいたします。

同じく8目海岸漂着物地域対策推進事業については1,972万336円の支出となっております。

決算書36ページをお願いいたします。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費12節委託料のうち1,900万1,700円は一般廃棄物収集委託料、1,361万8,000円は、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料となります。18節負担金補助及び交付金に関しましては、徳之島愛ランド広域連合負担金となります。

決算書44ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費1目商工振興費18節負担金補助及び交付金のうち、プレミアム付き商品券発行事業として300万円、商工会事業補助金として120万円を支出しております。

2目観光費12節委託料のうち368万円は、町内観光資源多言語化事業による看板設置に関わる委託料となります。同じく16節公有財産購入費につきましては、なくさみ館近隣の土地購入費となります。同じく18節負担金補助及び交付金につきましては、ほーらい祭補助金、全国闘牛サミット負担金、徳之島観光連盟負担金と各種協議会、実行委員会への補助及び負担金となります。

決算書45ページをお願いいたします。

同じく4目徳之島地域文化情報発信施設運営費につきましては、なくさみ館の運営費となります。

同じく6目世界自然遺産保全事業18節負担金補助及び交付金のうち220万円につきましては、徳之島世界自然遺産センター運営費負担金となります。

同じく7目徳之島希少野生動植物保護事業につきましては、外来種対策、希少種の調査及びロードキル対策、自然体験活動などを行っております。

決算書45ページをお願いいたします。

同じく8目伊仙町環境教育推進事業につきましては、町内の小中学校5校を対象に環境教育を実施いたしました。

同じく6目特定外来種生物対策費につきましては、令和5年5月に確認された特定外来種シロア

ゴガエルの防除対策にかかった費用となります。

以上、きゅらまち観光課関連の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、農業委員会。

○農委事務局長（富山 勇生君）

続きまして、農業委員会の令和6年度歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書、歳入につきましては11ページ、成果説明書は130ページから131ページをご参照ください。

15款県支出金 2項県補助金 4目農林水産業費県補助金 1節農業委員会補助金751万7,427円の内訳として、農業委員会費補助金226万3,154円、機構集積支援事業補助金162万円、農地利用最適化交付金363万4,273円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

15款県支出金 3項県委託金 4目農林水産業費県委託金 2節権限移譲委託金30万1,000円のうち、6万4,000円が農地法に関する事務の権限移譲交付金となります。

続きまして、15ページをお開きください。

20款諸収入 4項受託事業収入 1節農業費受託事業収入31万9,200円は、農業者年金業務受託収入になります。

続きまして、主な歳出について説明いたします。

決算書36ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項 1目農業委員会費 1節報酬915万6,000円は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬になります。12節委託料25万3,000円は、重機と農地基本台帳システムデータの突合合作業に係る経費となります。18節負担金補助及び交付金43万2,990円は、県農業会議所及び各協議会等の負担金になります。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、経済課。

○経済課長（橋口 智旭君）

それでは、経済課所管の令和6年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

歳入のほうから説明いたします。

決算書6ページをお開きください。

2款地方譲与税 4項 1目 1節森林環境譲与税、収入済額106万4,000円は全額を一度基金へ積立てし、木材利用の促進や普及啓発を目的に島内産材を活用した備品の導入を実施いたしました。

8ページをお開きください。

12款分担金及び負担金 2項 5目 1節農業費負担金、収入済額16万5,000円はカミキリムシ防除資材購入助成の際の農家負担金、2節畜産業費負担金、収入済額144万4,300円は畜産関係の資機材の

導入助成の際の農家負担金でございます。

13款使用料及び手数料 1 項 2 目 1 節農業使用料、収入済額15万785円は生活改善センター及び農業支援センターの使用料でございます。

9ページ、14款国庫支出金 2 項 4 目 2 節農業費補助金、収入済額8,513万円は農山漁村振興交付金事業の実施による歳入であり、一部が令和5年度からの繰越しとなっております。

11ページをお開きください。

15款県支出金 2 項 4 目 2 節農業費補助金、収入済額7,217万742円、こちらは輸送コスト支援事業、農業創出緊急支援事業、農業次世代人材投資事業等、各事業の実施による収入、4節林業費補助金、収入済額57万8,000円は森林環境保全直接支援事業及び里山林総合対策事業の実施による収入、5節水産業費補助金、収入済額171万4,800円は離島漁業再生支援事業及びサンゴ礁保全対策事業の実施による収入でございます。

12ページ、同款 3 項 4 目 1 節農業費委託金、収入済額580万6,000円は奄美群島移動規制害虫特別防除事業の受託による収入でございます。

13ページ、16款財産収入 2 項 3 目 1 節生産物売払い収入、収入済額99万1,363円のうち93万7,484円が農業支援センターの農作物売払いによる収入でございます。

14ページ、20款諸収入 3 項 3 目 1 節農業費雑入、収入済額1億1,788万5,266円、主なものとして百菜の売上げ、県地域振興公社からの農地中間管理事業事務の受託、味の素AGF様からの徳之島コーヒー生産支援プロジェクト負担金の収入がございました。2節畜産業費雑入、収入済額87万円は畜産基盤再編総合整備事業の実施による農家負担金、3節水産業費雑入、収入済額13万円は漁業集落支援事業に関する違約金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書37ページをお開きください。成果説明書は78ページからとなっておりますのでご参照ください。

6款農林水産業費 1 項農業費 4 目農業総務費、こちらは各施設及び設備の修繕や特產品加工工房周辺の整備、また堆肥散布助成の実施や営農推進本部等、各団体への負担金及び補助金を支出しております。明許繰越473万3,000円は、堆肥センターの発酵液の搬出に係る業務委託及び堆肥の有機JAS適合資材としての登録に関する委託料となっており、堆肥につきましては、令和7年6月4日に有機JAS資材リストに登録されております。この登録により、有機JAS規格に適合する資材として認められ、有機農産物の生産に対しても安心して使用できる資材となっておりますので、農家の皆さんには活用いただければと思います。

5目特殊病害虫防除対策費、こちらはカンキツグリーニング病の再侵入警戒対策を講じております。また、ミカンコミバエ等のミバエ類の侵入警戒トラップ調査も継続して行っております。

38ページ、6目糖業振興費、原苗圃の設置による種苗対策の他、各種機械作業の助成や採苗班への支援を実施いたしました。繰越明許費1億4,769万円は、令和7年度、南西糖業伊仙工場で実施

しております再編集約等加速化支援事業の繰越しとなっております。

7目有機物供給センター管理運営費、主な支出として菌体等の薬品代、また、散布車やポンプ等の修繕、施設の管理運営委託料として支出しております。

8目園芸振興費、市場調査及び販促活動による販路及び価格対策の実施。18節負担金補助及び交付金において、バレイショのドローンによる薬剤散布費を助成の他、種子等の生産資材の助成を行い、園芸作物の基盤強化を図っております。

9目畜産振興費、各資機材の導入補助の他、畜産経営維持支援としての交付金の給付、また、優良素牛保留事業の実施、死亡獣畜処理費用等の助成を行っております。不用額については、優良素牛保留事業の不用額となっております。

10目生活改善センター運営費、年間を通して様々な加工品が作られており、今後この加工品をいかに商品化していくかが課題だと考えております。併せて、施設及び設備の老朽化も著しいため、今後の施設の更新についても利用者と話し合いを進めているところでございます。

11目農林水産物輸送コスト支援事業、事業対象の2JA、3団体に対し、農産物及び資材の流通経費の助成を行っております。不用額につきましては、バレイショの出荷量の変動に伴う不用額となっております。

12目農業担い手育成確保事業、認定農業者連絡協議会や4Hクラブ等の農家、団体の活動に対する支援、営農相談や新規就農者との個別面談による経営の確立支援、また、農業次世代人材育成投資事業及び経営開始資金を活用し、成年就農者に対し給付金を給付いたしております。

13目地域計画策定推進事業、令和4年度までに実質化した人・農地プランを土台に、町内を10地区に分け、全ての地区で地域計画を策定いたしました。

14目農地中間管理事業、県地域振興公社から業務委託を受け、農地の集積、集約化に取り組んでおります。実績としまして、農地集積につきましては馬根、中山地区において15.65haの集積の他、公社を通して64筆17.77haの利用権の設定を行っております。

40ページ、15目鳥獣被害対策事業、有害鳥獣駆除実績としまして、イノシシ成獣177頭、幼獣3頭の捕獲がございました。また、侵入防止柵の管理委託を行い、適正な管理に努めているところです。

16目農業創出緊急支援事業、条件整備事業の実施により、2団体に対しトラクターの導入支援を実施しました。継続費及び繰越事業費繰越し及び事故繰越額は堆肥散布車の導入に係る繰越し、繰越明許費につきましては、ポテトハーベスター2台の導入に係る令和7年度への繰越しとなっております。

17目農業支援センター運営費、令和6年度はUターンの方1名の研修生を受け入れ、実証圃等において様々な園芸作物の栽培研修を実施し、本年7月末をもって研修を修了、現在、町内において就農したところです。その他、保育園や小学校への出前講座等の実施、また、年間を通した土壤分析の他、研修修了生を中心に地産地消に対する取組も精力的に行っております。

41ページ、22目農山漁村発イノベーション等整備事業、令和5年度から繰り越した農産物集出荷施設の建設及び加工設備の導入、また、令和6年度分のハウス建設事業の全ての事業が完了しております。

24目直売所百菜運営事業費、百菜の運営につきましては、令和6年度より町による運営を行っております。1年間を通して課題と感じるところは、設備や備品関係の老朽化といったハード的な部分と、勤怠管理や原価率、費用対効果にフォーカスした営業努力などのソフト的な面だと感じております。成果としましては、支援センターと各施設と連携し、地産地消の取組を強化しており、現在、島内の様々な施設に対し成果物の販売を行っているところです。また、ホテルオークラエンタープライズ様のご協力、指導を仰ぎながら、カフェにおいて島内産材を活用したメニューの開発も行い、好評を頂いているところです。今後はいかに収益を上げていくかということと、地域公社等も含めた運営の在り方について検討してまいります。

43ページ、3項林業費1目林業振興費、各事業を活用し、町有林の保育間伐の実施、また、馬根小学校において松への薬剤樹幹注入を実施いたしました。また、森林環境譲与税を活用し、島内産材を活用した木製ベンチを設置いたしました。

4項水産業費1目水産振興費、こちらはサンゴ礁のモニタリング調査やオニヒトデの駆除による保全対策事業の実施の他、離島漁業再生支援事業を活用した漁業集落の活動に対する支援を行っております。

以上、経済課所管の令和6年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、耕地課。

#### ○耕地課長（田中 勝也君）

それでは、耕地課所管の令和6年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

まず、歳入について説明いたします。

決算書7ページをお開きください。成果説明書は100ページから102ページをご参照ください。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金2節農地費分担金、調定額4,101万4,656円に対して収入済額345万101円、収入未済額3,756万4,555円の8.41%で、昨年度より徴収率は上がっておりますが、他の徴収率と比べると大幅に低い状況です。現在、滞納者には完納後に畑かんの設置等対応を取っており、4月以降、約350万円徴収し、前年度を上回っている状況であります。今後につきましては、建設課が進めております滞納回収業務委託等も今後検討し、引き続き徴収率向上に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金4目災害復旧費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金684万1,816円は、5年度災害分で6年度繰越しの糸木名地区災害復旧工事費284万7,816円、6年度

災害設計費399万4,000円でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

15款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金 3 節農地費補助金4,752万3,250円のうち多面的機能支払交付金3,818万2,251円、多面的機能支払推進交付金74万3,000円でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書41ページをお開きください。

6 款農林水産業費 2 項農地費 1 目農地総務費10節需用費343万440円については、主に地下水ポンプ修繕及び電気代でございます。42ページ、お開きください。13節使用料及び賃借料109万9,890円については、標準積算システム及び水土里情報システム使用料でございます。18節負担金補助及び交付金7,040万4,068円の主なものとして、多面的機能支払交付金5,090万9,668円、徳之島用水土地改良区負担金122万6,000円、徳之島ダム基幹水利運営負担金656万3,000円、伊仙町土地改良区運営補助金350万円及び各種協議会負担金でございます。

2 目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費351万2,954円については、主にパイプライン修繕費でございます。13節使用料及び賃借料50万7,750円は、土砂撤去及び農道伐採作業に伴う重機借り上げ料でございます。18節負担金補助及び交付金1億1,716万円は、畑総1地区、畑かん8地区、基幹水利施設事業2地区の事業負担金でございます。

3 目ダム管理費10節需用費62万8,902円は、中部ダム関連施設の電気代でございます。12節委託料313万1,700円は、高压電気保安管理業務及び西部ダム堆砂調査測量業務委託料でございます。

決算書62ページをお開きください。

11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農林水産施設災害復旧費10節需用費916万8,450円は、災害対象とならなかった農地、農道、法面等12か所と水路4か所の修繕費でございます。12節委託料1,556万2,200円は、農地施設法面伐採作業489万2,200円、測量業務297万円、設計業務770万円の委託料でございます。13節使用料及び賃借料139万2,750円は、災害時の土砂撤去等の重機借り上げ料でございます。14節工事請負費656万円は、令和5年度明許繰越し災害復旧工事費、糸木名地区396万円及び6年度災害復旧工事費の前払金260万円でございます。5,240万円につきましては令和6年度災害復旧工事費で、7年度への明許繰越しでございます。

以上、耕地課所管の令和6年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、建設課。

#### ○建設課長（高橋 雄三君）

それでは、建設課所管の令和6年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

まず、歳入につきまして、決算書の8ページをお開きください。成果説明書は84ページから99ページになります。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 4 目土木使用料 1 節住宅使用料（現年度）について、調定額5,743万8,870円に対し、収入済額5,590万5,370円、収入未済額153万3,500円になります。徴収率は97.33%になります。前年の徴収率が91.18%ですので、6.15%増の徴収を実施しております。2節住宅使用料（滞納繰越し）調定額4,947万400円に対し、収入済額376万2,190円、収入未済額4,570万8,210円になります。収入未済額については、昨年度までの滞納の合計が計上されているため高額になっておりますが、現年度収入未済額より滞納分収入未済額が上回っているため、全体の滞納額が222万円ほど減少しているものであります。今後におきましても、職員による徴収に加え、滞納家賃等回収業務委託による徴収も実施していくため、徴収率の増加が見込まれるものと考えております。

次に、9ページをお開きください。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 4 節地方改善施設整備費補助金710万円につきましては、佐弁地区アガレンドウ線の排水環境を改善する事業補助金になります。

同款同項 5 目土木費国庫補助金 1 節社会資本整備総合交付金 3 億105万1,000円につきましては、住宅事業において公営住宅等整備事業及び公的家賃低廉化事業、道路整備事業におきましては阿三中山線等の道路改良事業交付金であります。2節防災安全交付金 1 億500万円は、道路舗装補修事業交付金になります。

次に、12ページをお開きください。

15款県支出金 3 項県委託金 7 目土木費県委託金 1 節土木橋梁費委託金730万円は、県道の維持管理委託金であります。2節権限移譲委託金21万9,800円は、建築基準法等の事務委託料になります。

次に、14ページをお開きください。

20款諸収入 3 項雑入 8 目土木費雑入 4 節住宅費雑入94万1,000円は、住宅入居時の保証費になります。退去時の修繕費等に利用するものであります。

次に、15ページをお開きください。

21款町債 1 項町債 1 目過疎対策事業債 5 節土木債 1 億5,920万円は、過疎対策事業と防災安全交付金事業に充てたものであります。

2 目辺地対策事業債 1 節土木債5,410万円は、社会資本整備総合交付金事業に充てたものであります。

3 目公営住宅施設整備事業債 1 節土木債 1 億9,670万円は、公営住宅建設事業費に充てたものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

29ページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費17目地方改善施設整備費14節工事請負費1,738万7,000円は、佐弁地区アガレンドウ線の排水環境を改善した工事請負費になります。

次に、43ページをお開きください。

6款農林水産費 2項農地費 5目地籍調査事業費12節委託料1,548万3,000円は、地籍調査事業、大字阿三、中山、面縄、目手久地区0.32km<sup>2</sup>の測量業務委託になります。不用額61万6,000円は執行残であります。

次に、47ページをお開きください。

8款土木費 2項道路橋梁費 1目過疎対策事業費14節工事請負費2,435万1,000円は、町道フンデヤ線他4路線の改良工事であります。繩越明許費602万円は、町道兼久線1工区2工区を予定していましたが、地元との調整において年明けから作業をしてほしいとの要望を受けたため、繩越しとした次第であります。不用額159万4,000円につきましては兼久線設計変更額に充てる予定であります。起債申請ができなかったため不用額として、令和7年度予算において補正計上し、起債申請するものであります。

2目道路維持費10節需用費1,172万8,756円は、主に道路の修繕費に関わるものであります。令和6年度は27件の修繕を行っております。12節委託料1,194万8,900円は、デジタル道路台帳整備業務委託料及び町道の草刈り業務委託料になります。14節工事請負費2,094万4,000円は、緊急自然災害防止対策事業債を活用した下検福目手久線冠水対策工事他8路線の対策工事費であります。

3目県道維持管理費12節委託料534万2,250円は、県道の草刈り業務委託料になります。13節使用料及び賃借料30万円は、県道維持に伴う重機借り上げ料になります。

4目社会資本整備総合交付金事業12節委託料、繩越明許費3,000万円は、面縄中山線の測量設計業務委託料になり、現在は発注済みであります。14節工事請負費1億5,210万3,000円は、阿三中山線改良工事及び伊仙馬根線道路照明設置工事費になります。繩越明許費4,613万1,000円は、阿三中山線の改良工事費になります。16節公有財産購入費318万664円は、古里西伊仙線、サクマ板割線の用地購入費になります。繩越額779万8,344円につきましても同様の路線の購入費になります。21節補償補填及び賠償金2,149万9,092円は、サクマ板割線に伴う建物等補償費になります。繩越明許費1,600万円につきましてもサクマ板割線の建物等の補償費になります。

次に、48ページをお開きください。

5目防災安全交付金事業12節委託料780万3,514円は、防災安全交付金に関わる測量設計委託料及び土木積算基準データ作成配付業務委託料になります。14節工事請負費1億5,472万8,200円は、上面縄糸木名線他7路線10工区の舗装補修工事費になります。不用額208万1,800円は執行残になります。

8項港湾費 1目港湾管理費10節需用費179万4,000円は、面縄港及び鹿浦港に関わる修繕費になります。12節委託料968万6,600円は、面縄港の地形測量業務委託になります。不用額233万3,400円は執行残になります。14節工事請負費2,536万円は面縄港物揚げ場修繕工事費になります。

次に、49ページをお開きください。

4項住宅費 1目住宅管理費10節需用費1,072万3円は、主に住宅の修繕費になります。12節委託料982万1,240円は、面縄タンコウ団地解体業務や、三崎団地解体設計業務委託料になります。繩越

明許費1,205万円につきましては、三崎団地解体委託料になり、現在発注済みであります。14節工事請負費891万1,000円につきましては、犬田布団地外壁塗装及び東耳付団地玄関扉修繕の工事請負費になります。

2目公営住宅建設事業費12節委託料1,079万9,990円は、主に阿三カシナトウ団地における住宅設計業務委託や解体設計業務委託になります。14節工事請負費2億2,199万円は、主に下向里団地建築及び佐弁団地改修の工事請負費になります。繰越明許費1億7,315万円につきましては、西犬田布団地建築の工事請負費になりますが、外構工事以外は発注済みであります。西犬田布団地の完成は12月末を予定しています。事故繰越6,325万8,000円につきましては、新下向里団地建設に伴い入札不落や再積算により不測の日数を要したことや、島内、町内の建築工事が集中し、労務者の手配調整に時間を要したことにより、年度末完成に間に合わなかったことにより事故繰越となったものであります。RC造建築工事においては今後も課題になるものであります。早期解決に向けて建設業協会と一体となり、技術者の確保・育成、工事費の適正化を図っていきたいと考えております。

3目定住促進住宅運営費13節使用料及び賃借料2,180万2,464円は、定住促進住宅のリース料になります。

次に、63ページをお開きください。

11款災害復旧費2項2目災害土木施設災害復旧費14節工事請負費1,078万円は、上面縄糸木名線阿三地区、阿三中山線阿三地区、喜念白井線目手久地区的災害復旧工事請負費になります。繰越明許費4,147万円につきましては、道路災害として中原線崎原地区、馬根大東線馬根地区、西下線目手久地区、上面縄糸木名線馬根地区及び河川災害の阿権川、糸木名地区になります。道路災害の3件は発注済みであります、残りの2件につきましては早期発注を目指しております。

以上、建設課の令和6年度一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、教育委員会総務課。

#### ○教委総務課長（町本 勝也君）

それでは、教育委員会総務課の令和6年度歳入歳出決算について補足説明をいたします。

歳入について説明いたします。

決算書の9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目教育費国庫負担金1節幼稚園費負担金2,067万5,035円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育の国庫負担金です。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金2,804万9,000円の主な内訳として、学校施設環境改善交付金1,346万8,000円、高度僻地修学旅行費516万7,000円、小中理科教育設備整備費91万1,000円です。

15款県支出金 1 項県負担金 3 目教育費県負担金 1 節幼稚園費負担金1,670万8,521円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育による県費負担分です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書の51ページをお開きください。

10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費12節委託料、支出済額1,218万8,154円の主な内訳として、ネットワーク保守委託料456万3,834円、送迎業務委託料232万8,000円、学校施設等計画策定支援業務委託料253万円となっております。

次に、52ページをお開きください。

5 目学力向上プログラム12節委託料435万5,824円のうち419万824円は、オンライン英会話委託料となります。13節使用料及び賃借料、支出済額1,757万3,220円は、電子黒板、無線LAN、校務用パソコンのリース代であります。

続きまして、54ページをお開きください。

2 項小学校費 9 目学校管理費10節需用費6,453万8,092円は、各小学校の光熱水費、修繕費、教師用指導書代となります。11節役務費352万4,253円は、各学校の電話料、各小学校教員住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備点検手数料です。

55ページをお開きください。

11目学校建築費12節委託料3,445万4,800円は、鹿浦小学校校舎新增改築工事設計業務委託、鹿浦小学校校舎新增改築工事に伴う地質調査業務委託であります。14節工事請負費8,600万1,000円は、喜念小学校屋外教育環境施設整備工事であります。

続きまして、56ページをお開きください。

3 項中学校費 4 目学校管理費14節工事請負費343万5,083円は、犬田布中学校のプール塗装補修工事であります。

7 目学校設備費14節工事請負費は、伊仙中学校のトイレ改修工事です。令和7年度へ事故繰越を行い、工事を完了しております。

57ページをお開きください。

5 項幼稚園費 4 目幼稚園管理費18節負担金補助及び交付金5,642万8,267円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園運営負担金です。

5 項幼稚園費 5 目幼稚園設備費は、伊仙・面縄幼稚園のトイレ改修工事です。令和7年度へ事故繰越を行い、こちらも工事を完了しております。

以上、教育委員会総務課の歳入歳出決算について補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、社会教育課。

#### ○社会教育課長（中富 譲治君）

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算について、社会教育課所管の主なものを決算書にお

いて説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。

決算書8ページをお願いします。

13款使用料及び手数料1項使用料5目教育使用料1節社会教育使用料257万406円は、社会教育施設、公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

9ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金3億105万1,000円に義名山公園整備事業3,400万円が含まれております。

10ページをお開きください。

同款同項6目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金436万8,000円は、町内遺跡確認調査事業135万3,000円及び文化財活用事業301万5,000円でございます。

11ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金1節社会教育費補助金334万4,000円は、町内遺跡確認調査事業補助金10万8,000円、遠隔双方向ライブ授業補助金323万6,000円でございます。

12ページをお開きください。

同款3項県委託金6目教育費県委託金1節社会教育費委託金378万円は、畠総第二面縄2期地区に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の県委託金でございます。その下、2節権限移譲委託金2万円は、県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。

14ページをお開きください。

20款諸収入3項雑入4目教育費雑入1節社会教育費雑入77万7,001円は、調停業者からの入金分32万円、町史販売売上金45万7,001円でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。

決算書50ページをお願いします。成果説明書は121ページをご参照ください。

8款土木費5項都市計画費1目公園費12節委託料1,006万5,000円は、義名山公園整備事業費用対効果分析調査業務委託料341万円、設計業務委託料396万円、監督支援業務委託料269万5,000円となっております。14節工事請負費1億130万円は、主に総合グラウンドの改修を行っております。こちらは令和5年度からの繰越事業となっております。

決算書58ページ、成果説明書は121ページから122ページをご参照ください。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費10節需用費374万4,343円は、教育委員会施設の光熱水費が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金417万9,600円は、伊仙町われんきや未来教育会議補助金や県、地区の負担金でございます。22節償還金利子及び割引料144万円は、多世代交流施設機能拡張事業の弁済金のパーセントに応じて弁済者に返還したものでございます。

決算書同ページ、成果説明書は123ページをご参照ください。

3目学習支援プロジェクト事業費10節需用費301万8,280円は、図書室用書籍費249万9,228円が含まれております。12節委託料533万3,725円は、現役東大生による遠隔双方向ライブ授業委託料、いせん寺小屋講師委託料でございます。13節使用料及び賃借料147万1,800円は、主に図書館システム利用料及び図書館センターツールアイ使用料でございます。

決算書58ページ下段から59ページをお願いします。成果説明書は123ページから124ページをご参照ください。

4目社会体育費10節需用費1,010万7,592円は、主に総合体育館の光熱水費及び社会教育施設の修繕費でございます。12節委託料189万9,498円は、社会体育施設の高圧電気管理、浄化槽管理、消防設備点検、特殊建築物定期検査の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金1,382万2,341円は、町体育協会、町スポーツ少年団、各種スポーツ大会出場補助金及び県・地区負担金、全国離島交流中学生野球大会負担金でございます。

5目公民館費10節需用費95万4,184円は、主に光熱水費でございます。12節委託料55万6,655円は、浄化槽管理委託料でございます。

6目文化費18節負担金補助及び交付金68万6,491円は、県・地区負担金及び町文化協会補助金でございます。

決算書60ページ、成果説明書は126ページをご参照ください。

8目歴史民俗資料館費 8節旅費230万3,008円は、町史編纂事業の各調査に係る調査員及び各部会の委員の旅費192万7,680円が含まれております。10節需用費479万645円は、施設修繕及び町史編さん事業の印刷製本費324万5,000円が含まれております。12節委託料508万5,980円は、資料館業務委託、文化財保護草刈り委託、町史編纂専門員調査委託料でございます。

9目国宝重要文化財等保存活用事業費は、国の補助を受け実施しております。主なものとして、文化財を活用したイベントや町内遺跡確認調査及び事務等でございます。

60ページ下段から61ページをお願いします。

10目県補助委託文化財調査事業費は、県の委託を受け実施しており、畠総第二面縄地区に伴う埋蔵文化財調査報告書作成等でございます。

11目青少年健全育成事業費、こちらはチャレンジ教室を実施しているものでございます。令和6年度は7プログラム開催しております。

以上、社会教育課所管の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、給食センター。

#### ○学給センター所長（森 一途君）

令和6年度給食センター歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書について、まず歳入について説明いたします。

決算書14ページをご参照ください。

款20諸収入3項雜入4目教育費雜入6節保健体育費雜入は、収入済額927万3,027円です。内訳は、主に教職員給食センター職員給食費、伊仙・面縄幼稚園の園児給食費などの給食費歳入によるものです。

決算書15ページ、款20諸収入4項受託事業収入1目受託事業収入5節教育費受託事業収入は、収入済額が542万8,540円です。県学校給食会へ御飯及びパンの原料納入発送を受託している分の収入で、内訳は御飯が331万7,383円、パン211万1,157円となります。

続きまして、歳出決算について補足説明をいたします。

決算書61ページから62ページ、成果説明書129ページをご参照ください。主な項目について説明いたします。

成果説明書129ページをお開きください。

10款教育費7項保健体育費2目給食センター運営費1節報酬について、支出済額2,690万5,799円です。内訳は、パン加工員3名548万8,347円、運転士3名567万2,664円、調理師、調理員9名1,574万4,788円で合計2,690万5,799円となります。

同じく13節使用料及び賃借料、支出済額847万750円であります。主なものとして、配送トラックリース料53万3,720円、炊飯器リース料16万7,200円などです。老朽化した炊飯器を新たにリース購入し使用することで、安心、安全でおいしい給食の提供に寄与するとともに、新センター移設時の買換え経費削減につなげます。

同じく17節備品購入費、支出済額41万4,675円であります。内訳は2層シンク、デジタルばかり、移動台、洗濯機を新たに購入しました。老朽化した2層シンクを新たに購入し、食缶や炊飯器具洗いで使用します。また、炊飯器を新たにリース購入したのに伴い、デジタルばかりと移動台を購入し、効率的な御飯配缶作業ができるようになり、安全、安心でおいしい給食の提供に寄与しております。

同じく19節扶助費、支出済額4,688万414円であります。児童407名、生徒222名、さらに幼稚園児28名、小中学校と幼稚園教師133名分、令和6年度1年間の食材費を町が負担しています。物価が年々高騰している中、給食の質や量を維持した献立の給食を提供しております。

続きまして、防災給食事業ですが、令和6年度、救給カレー提供はありませんでした。救給カレーを町内児童生徒630食掛ける2回分購入し、町費40万6,813円を支払っております。

10款教育費7項保健体育費3目給食センター建設費12節委託料ですが、支出済額256万3,000円です。主なものとして、給食センター建設用地境界測量業務委託料で151万8,000円です。新築の整備計画を進める上で、一日でも早い用地取得及び建設用地登記を目指します。

以上で、給食センターの補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明を終わります。

日程第2 認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とし

ます。

補足説明があればこれを許します。

#### ○健康増進課長（大山 拳君）

認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において健康増進課に係る事業について、決算書にて補足説明いたします。

成果説明書は68ページから71ページになります。ご参照ください。

予算書66ページ下段、歳入合計、67ページ下段、歳出合計及び枠外において、歳入済額10億3,445万5,836円から支出済額10億747万4,184円を差し引き、歳入歳出差引残高が2,698万1,652円、そのうち1,700万円を基金積立金とし、残りの998万1,652円を翌年度繰越金としております。

決算書68ページをお開きください。

3款分担金及び負担金 2項負担金 1目特定健康診査個人負担金と 2目若年者健診個人負担金は、健診による個人負担金収入となっております。

決算書69ページ、6款県支出金 1項 1目保険給付費等交付金は、1節給付費の普通交付金として7億6,233万8,657円の歳入、2節特別交付金は保険者努力支援分交付金、特別調整交付金、市町村分交付金、県繰入 2号分交付金、特定健康診査等負担金、合計4,569万3,000円の歳入となっております。

10款繰入金 1項 1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業費繰入金、それぞれの合計1億407万9,851円の歳入としております。

決算書70ページから71ページにかけて、12款諸収入 4項 5目一般被保険者第三者納付金 1節一般被保険者第三者納付金及び7目 1節一般被保険者返納金は、第三者行為求償による歳入及び資格喪失者の返還金としての歳入となっております。

続いて、歳出について、72ページをお開きください。

1款総務費 1項 1目一般管理費は、一般事務に係る費用としての支出となっており、11節役務費において、主に国保連における電算事務及び柔整点検の手数料の実績に伴い42万1,270円が不用額となっております。

決算書73ページ、2款保険給付費 1項療養諸費 1目一般被保険者療養給付費、下の3目一般被保険者療養費、さらに下の5目診査支払手数料、それぞれの実績に応じ合計6億4,159万1,230円の支出、4,810万8,770円が不用額となっております。

2項 1目一般被保険者高額療養費として1億2,137万9,964円の歳出となっており、こちらも実績に応じて582万36円の不用額が出ております。

決算書73ページから74ページにかけて、4項出産育児諸費及び5項葬祭諸費、実績に応じ不用額が出ております。

決算書75ページ、6款保健事業費 1項 2目保健指導事業費は、7節報償費において健康づくり推

進活動に対する報償費の実績に伴う不用額7万6,000円、12節委託料、主に医療機関からの特定健診情報提供文書委託料の実績に伴い9万9,730円の不用額となっております。

2項1目特定健康診査等事業費、主なものとして11節役務費、特定健診に係る通信運搬費などが17万3,368円、12節委託料が厚生連の特定健診費用など、実績に応じ74万1,441円が不用額となっております。

決算書76ページ、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度の実績に伴う精算返還金となります。健康増進課所管分として、6目保険給付費等交付金償還金1,374万2,580円、7目特定健診査等負担金償還金93万3,000円、8目保健事業分交付金償還金152万5,000円となっております。

以上、健康増進課に係る国民健康保険特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

補足説明を終わります。

日程第3 認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

#### ○地域福祉課長（稻田 大輝君）

認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書78ページから89ページ、成果説明書は52ページから59ページになります。

78ページをお開きください。

収入済額9億524万9,704円から、9ページ下段、支出済額8億9,001万723円を差し引き、歳入歳出差引残高が1,523万8,981円、そのうち1,000万円を基金積立金とし、残りの523万8,981円を翌年度繰越金としております。

決算書80ページをお開きください。

1款保険料について、現年度分、滞納繰越分、合わせて1億1,868万4,100円の歳入で、現年度分徴収率が97.9%、過年度分が11.91%となっております。また、令和2年から令和3年度分として173万9,480円分を不納欠損処分としております。引き続き介護保険制度の周知徹底及び徴収を強化し、未納額の減額に努めてまいりたいと思います。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、施設と居宅の両介護サービスに係る費用のそれぞれ国の法定割合分の合計額で1億4,887万9,378円の歳入となっております。

同款2項国庫補助金、主に調整交付金及び包括支援センター事業の収入となっており、1億2,417万6,070円の歳入となっております。

3款支払基金交付金は、国庫支出金と同じく介護保険給付費や包括支援センター事業収入として2億2,815万8,000円の歳入となっております。

81ページから82ページ、4款県支出金は、2款国庫支出金で説明した介護保険給付費と包括支援センターでの地域支援事業に係る事業の県法定負担割合による歳入で、1項県負担金、2項県補助金の合計1億2,645万1,760円の歳入であります。

5款繰入金は、給付費負担金、地域支援事業、低所得者保険料軽減措置事業事務費など、各事業において町が負担すべき法定割合分としての一般会計からの繰入金1億4,336万2,683円となっております。

6款諸収入は997万208円となっており、主に徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金と過年度交付金による収入となっております。

7款繰越金は、令和5年度決算余剰金556万4,242円の繰越金です。

続きまして、歳出の主なものについて補足説明いたします。

決算書は83ページからです。

1款1項1目11節役務費は、通信運搬費、電話料、口座振替手数料など、各種手数料の支出として45万5,538円支出し、7万462円はその執行残となっております。

2款保険給付費は、居宅や施設など、各種介護サービスに係る給付となっており、不用額は全て実績に基づく執行残となっております。各種サービスにおいて給付を予測することが困難なことから不用額も高額となっており、款全体で8億3,162万262円の支出、不用額が2,639万8,738円となっております。

決算書86ページ、3款地域支援事業1項1目18節負担金補助及び交付金、通所型サービスや訪問型サービスの負担金として、介護事業所へ実績に応じ669万9,908円支出し、47万6,092円が執行残となっております。

2項一般介護予防事業費1目7節報償費は、元気度アップ事業の実績として84万7,000円支出し、執行残23万7,000円となっております。12節委託料は、各教室及び地域サロンの委託料として537万8,000円を実績に応じて支出し、執行残が71万2,000円となっております。

決算書87ページです。

3項包括的支援事業任意事業費4目12節委託料は、独居高齢者や高齢者のみ世帯などへの食事を提供する配食サービスとして、実績額657万2,500円支出し、178万3,500円が執行残となっております。執行残の主要な要因として、施設入所や死亡による利用者の減少によるものです。

6目生活支援体制整備事業費12節委託料は、生活支援コーディネーターによる地域での介護予防活動の支援や協議体の設立、社会資源のマップ制作に係る事業として長寿子宝社へ委託しており、実績に応じ484万9,000円の支出をしております。

決算書88ページ、5款諸支出金について、保険料の還付金79万9,620円、地域支援事業過年度精算金償還金として359万5,829円、介護給付費過年度精算償還金として238万2,228円、介護保険組合過年度精算償還金として253万6,232円の合計851万4,289円の歳出となっております。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時25分

---

再開 午後 2時45分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

成果説明書は72ページから73ページをご参照ください。

決算書90ページ下段、歳入合計、91ページ下段、支出合計及び枠外において、収入済額2億235万8,272円から支出済額1億9,981万5,724円を差し引き、歳入歳出差引残高254万2,548円をそのまま翌年度繰越金としております。

決算書92ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料について、特別徴収分、普通徴収分、合わせて4,848万9,100円の歳入で、現年度収納率が98.44%、過年度分が50.13%となっており、過年度の時効消滅分2万8,000円を不納欠損しております。

3款繰入金、保険基盤安定事業や療養給付費など、各種事業における繰入金として1億4,898万5,324円の歳入となっております。

4款繰越金、過年度決算繰越金として271万8,327円の歳入としております。

決算書93ページ、4項受託収入1目健康診査事業収入、後期高齢者を対象とする長寿健診事業の歳入として110万8,000円の歳入、下の5項雑入は、給付費の実績に伴う精算返還金として54万6,721円となっております。

次に、歳出について説明いたします。

94ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費、1節から4節の人物費において、会計年度任用職員の就労日数の実績による不用額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の算定により療養給付費や保険基盤安定負担金、保険料特別徴収など各種保険料を納付金として支出しており、合計1億9,342万2,279円出し、その実績により執行残が567万1,721円となっております。

決算書95ページ、4款諸支出金は、1項1目22節償還金利子及び割引料が所得確定などによる還付金として広域連合からの通知額49万5,700円出し、23万1,300円を不用額としております。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

補足説明を終わります。

日程第5 認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

成果説明書は74ページから77ページをご参照ください。

歳入について説明いたします。

決算書99ページ、1款使用料及び手数料は、会員月会費や施設の貸出しなどによる使用料として4,664万2,444円の歳入しております。

2款繰入金は、ほーらい館の運営費及びスタッフの人工費として7,336万6,024円としております。

4款諸収入は、飲料水やグッズの販売収入、介護予防教室受託収入などで合計1,051万344円の歳入しております。

次に、歳出について説明いたします。

100ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の不用額の主なものとして、10節需用費において、主に施設修繕費が191万30円、光熱水費が92万6,732円となっております。12節委託料においても、水泳教室やヨガ教室などの事業実績に伴い127万7,340円が執行残となっております。

2款健康増進事業費は、ゆめサロンのインストラクター報酬費と、それに伴う送迎委託料として90万3,500円支出しております。

以上、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

補足説明を終わります。

日程第6 認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計決算の報告をいたします。

決算書をご覧ください。1ページ、2ページをお開きください。

（1）収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款水道事業収益、決算額2億8,844万7,766円、こちらは仮受消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が1,308万2,225円となっております。

次に、支出です。第1款水道事業費用、決算額2億8,052万8,045円、仮払消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が930万7,961円でございます。

次に、（2）資本的収入及び支出のご説明をいたします。

収入、第1款資本的収入、決算額1億4,691万7,000円。

次に、支出です。第1款資本的支出、決算額2億5,468万7,251円、仮払消費税及び地方消費税の額は1,309万9,014円です。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1億777万251円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお開きください。財務諸表のご説明をいたします。

令和6年度伊仙町上水道事業損益計算書。1、営業収益、（1）給水収益と（3）その他営業収益の合計2億975万3,250円でございます。2、営業費用、（1）原水及び浄水費から（5）資産減耗費までの合計で2億5,749万7,408円となり、営業損失収支では4,774万4,158円の損失となっております。3、営業外収益、（1）受取利息から（5）雑収益までの合計が5,865万6,901円。4、営業外費用、（1）支払利息、（2）雑支出の合計が1,372万426円。営業外収益と営業外費用の差引きが4,493万6,475円の利益となっております。営業費用と営業外費用の差引きが280万7,683円となり、特別損失2万4,882円を合わせた283万2,565円が当年度純損失となります。前年度繰越利益剰余金7億7,842万3,670円から当年度純損失を差し引いた7億7,559万1,105円が当年度の未処分利益剰余金でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和6年度伊仙町上水道事業欠損金計算書。当年度末の残高は資本金4億5,227万3,109円、これに資本剰余金合計202万1,431円、利益剰余金の合計8億4,497万1,898円を合わせ、資本合計が12億9,926万6,438円となっております。

次のページをお開きください。令和6年度伊仙町上水道事業貸借対照表をご説明いたします。

資産の部、1、固定資産、（1）有形固定資産と（2）無形固定資産の合計が34億5,596万5,117円でございます。2、流動資産、現金預金2億4,636万4,324円、（2）未収金と貸倒引当金の合計が2億8,321万5,337円で、流動資産合計が5億2,957万9,661円でございます。固定資産と流動資産の資産合計が39億8,554万4,778円となっております。

続きまして、負債の部、7ページをお開きください。3、固定負債、（1）企業債、（2）リース債務で、固定負債の合計が14億4,787万4,340円となります。4、流動負債、（1）企業債から（5）預り金までの流動負債の合計が1億4,466万3,575円となっております。5、繰延収益、（1）長期前受金と（2）収益化累計額の繰延収益合計が10億9,374万425円となり、固定負債と流動負債、繰延収益の負債合計が26億8,627万8,340円となっております。

次に、資本の部です。6、資本金4億5,227万3,109円。7、剰余金、（1）資本剰余金の合計202万1,431円、（2）利益剰余金、イ、ロ、ハ、ニの利益剰余金の合計が8億4,497万1,898円です。資本剰余金と利益剰余金を合わせた8億4,699万3,329円が剰余金合計となり、さらに資本金を合わせた12億9,926万6,438円が資本合計となります。負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は39億8,554万4,778円でございます。

次のページをお開きください。

令和6年度注記表でございます。（1）はお目通しください。（2）貸借対照表に関する注記、イ、企業債の償還に係る他会計負担金、貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5億259万8,000円です。（3）その他の注記、イ、引当金の取崩し、賞与等引当金、当年度6月末において職員の期末勤勉手当支給及びこれに伴う法定福利費を支払うため、賞与等引当金314万8,000円の取崩しを行いました。

次のページをお開きください。

令和6年度伊仙町上水道事業報告。（1）総括事項については、決算報告と重複していますので割愛させていただきます。（2）経営指標に関する事項、下の表は経営指標の推移です。

令和6年度水道事業の経営報告について。水道事業収益のうち、給水収益は料金改定に伴い増加となつたが、他会計繰入金の減少により、水道事業収益は前年比96%の減少となつた。水道事業費用も前年度比96%の減少となり、今後も企業債償還や施設更新、施設統廃合など、経営戦略に基づいた経営を実施し、繰入金に依存しない独立採算に近づけるよう努めてまいります。

次のページからは明細書となっております。ご確認ください。

以上で令和6年度伊仙町上水道事業会計の報告といたします。

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

補足説明を終わります。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがつて、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、本日予定されていた残りの議事日程については、明日9月17日に再開いたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 3時05分

# 令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和 7 年 9 月 17 日



令和6年度一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和7年9月17日（水曜日） 午前10時01分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番 上木千恵造 議員 12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

～今和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時01分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第1 認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を議題とし、先日の議事を続けます。

それでは、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑はございませんか。

○1番（井上 和代議員）

私1人ですね。令和6年度歳入歳出決算のほうで質問させていただきます。

成果説明書のほう、まず初めに、成果説明書の中に入る前に、町長に一言だけ質問をさせていただきたいと思います。

成果のほうの46ページ、障がい者対策という形でありますけれども、こちらの部分ですが、伊仙町のほうで、伊仙町障がい者計画及び第6期、これは6期のほうはあれでありますけれども、障がい者福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画という、こちらにありますけれども、今私が持っているのはこちらのほうの。これには入っていません。成果説明書にある障がい者対策の部分で、これにかかるというか、こういったものをご存じだと思いますけれども、この中に一番最初に広げたときに、「障害」の「害」の標記についてというのがあるんですね。その中に「伊仙町では、すべての人々が社会の中で不自由ない生活や活動ができるような「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いが支え合い、いきいきと暮らせるような社会の実現をめざし、「障害」の標記については、「障がい」——平仮名のがいです。障は漢字ですけど、害のほうが平仮名の標記になっております「がい」——と表記しています。「ただし、国の法令や伊仙町以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名あるいは団体名等の固有名詞については変更していません」というような部分があるんですね。今回、こちらの成果説明書に目を通した際に、この「害」のほうの漢字の表記がほとんどです。これから部分で、こういったところを一つ一つ直していただけるようができないのかということなんですけれども、この表記に対して、どういった見解を持っていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

質問ありがとうございます。

障害という漢字の中で、「害」というのは平仮名で表記されているという、このことと直接関係あるかどうか分かりませんが、子供の「ども」を平仮名で書く表記の仕方があります。そこで、その「ども」を平仮名で書くことの意味としては、供えるものというか、悪い意味での子どもを供える意味からして、供えるものではなくて平仮名にしようという表記があると思うんですけど、それと同じように障害の害を平仮名にするという意味自体が、どういう意味で表記のされ方をしているかということをきちんと学習した上で、その表記を変更するならば、変更するなりのきちんとした知識とかまた理解、また町民に対する説明等ができる、そういう責任等も負うものだと思っていま

すので、そこのところをきちんと学習して検討していきたいなと思います。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問に補足して説明いたします。

議員のほうからもあられたように、事業名、事業所名、固有のものに関してはこちらのほうで判断して変えるということはできないかもしれません、町の方針に沿って、町の説明であったり、案内であったり、いろいろなものに関しては、これからは気をつけて平仮名のほうの表示でやっていきたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。次回のほうから、こちらの成果説明書等、いろんな書類等があるかと思いますけども、そういったところ他の課のほうも漢字の表記と平仮名の表記の区別をしていただい、文書等をお作りいただきたいなというふうに思うところです。ありがとうございます。

私のほう、予算書から1つというか、予算書の1ページ。今、参議院選挙が終わりまして、いろんなところで聞くかと思いますけれども、地方譲与税の1番、地方揮発油譲与税というものがこちらにありますけれども、こちらがどういった形で伊仙町に入っていくのか教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

地方揮発油譲与税ですが、交付対象が都道府県及び市町村となっております。譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し、また譲与税100分の42に相当する額を市町村に対し、町道の延長や道路面積等で案分して交付されるものとなっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。たばこ税のほうもついでに教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

市町村たばこ税につきましては、たばこ小売販売業者所在市町村の収入となっております。市町村たばこ税につきましては、目的税ではないためその使い道は特定はされておりませんが、町民の皆様の日常生活に欠かすことのできない様々な施策に活用させていただいております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。この揮発税はその地域で使用された部分、消費された部分に関わりがあるという形でよろしいですか。そちらのほうで幾ら使ったから幾らそちらのほうに譲与するというような形になる。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

地方揮発油譲与税につきましては、たばこ税とは違う、その町内で消費されたからその町にその分配分されるということでなく、国税でありますので、都道府県及び市町村に対して、先ほど申し

ました割合に応じて配分交付されるものとなっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。よくたばこ税をお聞きするときに、同じこちらのほうに税金等が入ってくるので、なるべく町内のほうでというようなお話を聞くところです。

それで、この地方揮発油税というものもこういった形なのかなというふうに思いながらでしたけれども、今、取り沙汰されているのがこの揮発税のあるなし、というようなことになってくるわけですけれども、もしこれがなくなってくれれば、この部分がなくなってくるのかなと、こういう収入というか、そういうものもなくなってくるのかなと思いながらでしたけれども、一つ一つこういうふうな見ていけば、私たちの生活、私たちのこの伊仙町にもいろいろ関わりがあるのかなというふうに思いながら見るところでした。ありがとうございます。

また、この揮発油税というのも、私たちの生活の中にも関係してくると思いますので、ニュース等でこういったところも関心を持つつ、ニュース等も見ていきたいなというふうに思うところです。ありがとうございます。

そうしましたら、次に入ります。23ページで、総務課一般管理事業、がんばる集落支援事業で5年度は、前年は1集落のみでしたけれども、6年度は5集落ということでうれしい限りですけれども、今現在、7年度が始まって何か月かしかたっておりませんけれども、今現在は何集落ぐらいあるか分かりますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

令和7年度につきましては、4集落の申請が現在交付決定までなされております。残り1集落についても、今現在相談を受けている集落がございますので、そちらのほうも申請が上がった際には対応してまいりたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

予算的には150万円、その前というのが300万円だったと思います。今4集落ということは、今年度が始まって5か月で4集落ということは、あと7か月ありますけれども、7か月といつても実際に行われるという時期がありますので、この4集落以上になった場合は、増額ができるのか、その辺のほうを教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

こちら、区長会のほうでもまた要望等を承りたいとは思っておりますが、申請件数が増える場合には、補正対応のほうも検討はしてまいりたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

よろしくお願いいいたします。集落のほうの活性化にも寄与すると思いますので、そういうところ、声を高らかにどんどん受けてくださいというような形でいただければいいんじゃないかなとい

うふうに思います。

そうしましたら、29ページ、市町村振興協会交付金、こちらのほうは実際にはどういう内容なのかお話しいただけますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

こちら、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会、市町村交付金交付規定というものがございます。交付金の財源として市町村振興宝くじ収益の宝くじの収益金をもって、鹿児島県が県交付金を財源とするものとなっております。市町村への交付基準といたしましては、総額の3分の1を均等割、3分の2を人口割に交付するというふうになってございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。こちらのほうは各集落のほうに宝くじ何かっていう、机とか椅子とか大きな釜であるとか、ああいったものの形の部分でよろしいんでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、各集落において申請されるコミュニティ助成事業の財源となってございます。

○1番（井上 和代議員）

ということは、前回何かのときにお話をいただきましたけども、集落が申請をして、そして結局は1集落しかできなくて、これからこの部分が継続できるのかな、できないのかなというようなお話をいただいたと思いますけれども、そういった形の認識でよろしかったでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

未来創生課のほうでもコミュニティ助成事業として、今おっしゃっていただいたような内容で各集落に助成をさせていただいております。こちらに関しましては、一般財団法人自治総合センターというところがコミュニティ助成事業実施要綱に基づいて、申請があった集落に対して助成を行っております。県ごとによって募集の集落っていうのが変わってきておりまして、毎年どれくらいの集落が採択されるかどうかっていうのは不透明なところがございます。今まででは2集落だったものが、昨年、今おっしゃっていただいたように1集落でしたので、今後も恐らく1集落か、もしくは採択されない可能性も出てきてまいりましたので、それを踏まえて、各集落と申請をしていきたいなというふうに考えております。

○総務課長（寶永 英樹君）

すみません。先ほど、私が集落のコミュニティ助成事業とちょっと勘違いをしていた部分がありますので、再度修正の答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明いたしました、市町村振興協会から宝くじ交付金として交付されるものといたしま

しては、一般財源として予算計上しているものでございます。コミュニティー助成事業の財源というわけではなく、一般財源として予算計上してございます。修正させていただきます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。こちらの説明の中で、宝くじ交付金としてハロウィンジャンボ宝くじ交付金が主な歳入であり、各事務に該当する場合はその他財源として云々という形でありますけれども、こういったものが大分少なくなつて、宝くじの収益が増加するよう職員や町民へ引き続き広報誌等で周知していきたいというようなことがあるわけですけれども、先ほどの揮発税のタイプなのか、たばこ税のタイプなのか、そういったところはどういった形になりますか、この宝くじの収益というのは。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほどご説明いたしました地方揮発油譲与税と同様の形になるかと考えます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。それにしても、こういったものが少なくなつていけば、そういったところの交付金というか、そういったものも少なくなつていくというような形であるかなというふうに思います。私たちは当たりたいのであれば、当たっているところから購入していきたいなということで、出張等を行くときにそういったところで購入する場合もあるかと思いますけれども、こちらの地元のほうでもこういった部分がありますので、こういったものも活用していければなというふうに思うところです。ありがとうございます。

そうしましたら、36ページのほうをお願いいたします。地域おこし協力隊推進事業のほうに入りますが、こちらの内容を見ていくと、起業をされている企業、今まで地域おこし隊としていらっしゃっている方が起業をするときに、支援金という形で100万円をしているということなんですけれども、どういったことで起業をされているのかをお話しいただけます。なかなか目にすることがないので、どういった形の活動をして、どういった形で今、地元のほうに起業をしているのか、そういったところを教えていただけますか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

こちらは昨年度の9月末まで子育て支援課のほうにいました地域おこし協力隊になります。こちらは学校とか保育園に出向いて環境教育についていろんな活動をしていただいております。

○1番（井上 和代議員）

何か事務所みたいなものをつくっているとか、そういった形でよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

今、成果説明書にもあるように、阿権浜しぜん館といいます。阿権のほうにございまして、そち

らのほうを拠点として活動しています。

○1番（井上 和代議員）

前里屋敷の手前というか、十字路のところにある建物という形でよろしいでしょうか。そちらのほうはどういう、何曜日が休みでとか、ちょっと私、そちらのほうを通るときもなかなか空いているというか、オープンしている部分を見たことがないので、どういった形の経営というか、営業されているのか教えていただけますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

そのしぜん館のほうでは様々なイベントをしておりまして、阿権浜でしか見れない生き物というのが結構貴重なものがいるらしくて、ちょっと詳細には忘れてしまったんですけども、そういうふだん目にしないような生き物にフォーカスして展示をしていたりだと、また貝殻とかを使って、夜の光を使って展示をしていたりとかということをされているようです。また、東大の教授の方たちとも連携をしながら、そういう生物の研究もされておりますので、今回の起業支援金に関しては、それに活用できるようなパソコンですか、カメラ、そういうものを申請されております。

○1番（井上 和代議員）

すばらしい活動をされている方だというふうなお話を聞いたことはありますけれども、なかなか目にすることはありませんので、社会教育課であったりとか、いろんな課と連携をしながら、もう少し広報というか、皆さんにアピール等をしていただければなというふうに思うところです。

そうしましたら、一言、先ほどのところに戻りますけれども、宝くじ交付金というんですか、あちらのほうで、先ほど未来創生課の課長も言われましたように、次回からは、1回目いただいたすごい重宝して、机と椅子とそして鍋、釜っていうんですか、そういうものも使わせていただいて、本当にいい活動ができるところなんですけれども、今おっしゃっていただいたように、次あるかないか分からないというところを大にしていただいて、今いただいたものを大切に扱っていただいて、これから各集落のほうで活用する場合は、そういうことも踏まえつつ使用していただきたいなということも、少し告知をしていただいたほうが、区長さんのほうにそういうことも言っていただければ、何かもらったものはまた次申請すればいいや、というようなことで行われても困りますので、そういうところを大切にしていただきたいなというふうに思うところです。

そうしましたら、次、進みます。66ページのほうお願ひできますでしょうか。健康増進課の保健センターのほうですね。こちらの予防接種、子どもたちの予防接種のパーセンテージが物すごく落ちているというところを見受けられるわけですけれども、100%であったほうがいいんじゃないのかなと。予防接種、小さい頃に受けるものですね。そういうところがあるわけですけれども、こちらのほうで、何かが4種混合のものが1つ付け加えて5種混合になったので減っていますよ、ヒブワクチンですか、こちらが5種混合になって、このヒブのほうは少なくなっているよというよう

な説明もあるかと思うんですけども、こちらのほうでパーセンテージにしたら、一番初めのほうで日本脳炎の1回目、44名の対象者に対しまして、接種者が27名、61%という形でもう半分ちょっとという形になっているわけですよね。ずっと見ましてもかなり少ない形になっているのかなと見れば、定期接種の対象児に対して例年どおり個別通知しているが、6年度ははがき等での直接的な接種勧奨を行えていなかったためというようなことがあります、これはどういった理由ではがき等が出されていなかったのでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

井上議員の質問にお答えします。

昨年度、担当の意向によって例年こういったはがきでこちらのほうから案内をするという形を取っていたんですが、なかなか受診率の向上につながらないということで、形を変えてみようということで、昨年度、申請をこちらからも対象者にはもちろん送るんですけども、まず受付ありきということでやってみました。ただし、先ほどおっしゃったように受診率はなかなか伸びませんでしたので、今年度そこをまたさらに改めまして、こちらのほうから積極的に案内をするようにしております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私も一人の母ですから、はがきが来ると何日までだなというふうに思って接種に行くわけです。それが来なければ、今は時期なんだなと。もう本当に何歳から何歳までとか、ちょっと離れた形でいきなり3歳とかというような形で、いろいろな年代というか、時期があると思うんですね。もう本当に助かったわけです。これによって、そのはがきが来ることによって、私たちは接種に行くわけです。

これが促進ということで、いろんなことを思っていただいてということではありますけれども、積極的にはがきを出して、逆に拾い上げるような形で受けているいらっしゃらない方は、個別に連絡をするとか、そういう形でもしていかないと、よくお話をいただけるのは、お母さんたち忙しいんです。子どもが1人いて、2人いて、3人いてというふうになってくると、忙しいわけです。それに対して、この子何か月に何か月前に何の、私もいまだに何のワクチンをしたのかよく分かりません。母子手帳を見て、この予防接種はしたんだなとかいうことが分かるぐらいなものです。

今こちらのほうで5種混合とか4種混合とかって言われても、はしかはどれに入るんですかというような形で、何の予防接種をしているのかも分からぬのに自分で申請をするであるとか、自分でどうのこうのというのは本当に分かりかねる部分がありますので、どんどんやっぱり入り込んでいただいて、はがき等を出していただいて、そして、それでもいらっしゃらない方は個別にまた連絡をするなりをしていただいて、やっていただきたいなというふうに思うところです。

そして、この予防接種に対してはちょっといろいろあるんですけども、まずは、はしか。はしかというのが最近よく話題になるときもあります。はしかの予防接種を受けていないとか、受けたことがあるのかないのか分からぬというものがありますが、今それはこの4種混合、5種混合に

入っているわけですけれども、こういったものも、自分がはしかの予防接種、はしかにかかったことがあるないとかというのを調べるということはできるわけですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

こちらのほうで確認することができます。そしてさらに、先ほど今年度改めるというところで、一斉に発送するのではなくて期間も設けられています。そのタイミングを見計らって今年度は発送するような工夫をしております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そして、それによって100人近いぐらいの、本当に100であってほしいと思うんですけども、予防接種、本当に拒否される方もいらっしゃるので、そこは何とも言えませんけれども、100に近い形のことができるということで、よろしいでしょうか。そういうふうな形を取っていただきたいなというふうに思います。

それから、インフルエンザの予防接種というのがあるんですけども、こちらのほうが対象者というふうにありますが、この対象者というのはどういった形か教えていただけますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

インフルエンザ3種類分かれております。12歳以下、そして中高生、そしてそれ以外というふうな形で分かれております。12歳以下そして中高生、そしてそれ以外の方、これ一般の方というふうに分かれております。

○1番（井上 和代議員）

一般の方というのもインフルエンザ割引券みたいな、あれがありましたっけ。そういう形ですね。はい結構です。ありがとうございます。この中高生のほうに該当するかと思うんですけども、中学3年生もしくは高校3年生、こういったところ受験等もありますので、そういったところで受験をするときにインフルエンザになったとか、そういう話もたまに聞くことがありますので、教育委員会等はそういったところで、なるべく早めに12月、11月ぐらいから始まっているのかな。そういうところもありますので、こういったところ積極的に告知のほうもお願いをしたいと思います。

それから、帯状疱疹も予防接種というかそういったものがあったかと思うんですけども、教えていただけますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

以前、このことについて井上議員から質問いただいたんですけども、そのときも受診率が、接種率が低いというふうにお答えしました。対象者が高齢者というふうになっていまして、受ける方、対象者が多いこともあります。こちらのほうは、伊仙クリニックの先生と連携をして国よりも先駆けて伊仙町のほうで助成をいたしました。今、国のほうからも助成ということで今動きがあ

る中で、ただ接種率の上昇、向上というふうにまだつながっていないので、そこら辺の対策はまだまだ必要だというふうに考えております。

○1番（井上 和代議員）

帯状疱疹、私も2回ほどなったことがあるんですけど、大体体力がもう落ちたときあたりに出てくるというような形で、結構大変な部分があつて、私この間聞きましたら目のほうに帯状疱疹のそういういったものが出て、物すごく大変だったと、まだ1年、2年ぐらい病院通いをしているとか。あと頭にできるタイプもあるとか。もう本当に重症化をすると大変な部分というのがあるということをお聞きをしておりますので、これだけ暑さがあつて体力を消耗している中で、お年寄りであるとか、あまり体調の優れない方等はこういった部分ありますので、ちょっともう告知という形でお話をいただいて、そしてまた広報誌等でも、どんどん受けていただくような形を取っていただきたいなというふうに思います。帯状疱疹、確かに聞くことはあっても、本当にこの予防接種の中でも表示をされていないぐらい受けられている方が少ないと思いますので、声を大にして帯状疱疹の予防接種というものも受けていただきたいなというふうに思うところです。ありがとうございます。

106ページ、こちらで商工観光イベント事業ということで、伊仙町商工会助成事業という形がありまして、伊仙町商工会事業補助金、それからプレミアム付き商品券発行事業補助という形でありますけれども、この商品券補助の300万円、どういった形で使われているのか教えていただけますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

こちらは商工会に300万円補助いたしまして、商工会のほうで1万円の商品券を買ったら2,000円分といった形のプレミアムをつけての商品券発行となります。

○1番（井上 和代議員）

商品券を発行していただいているということでありますけれども、その商品券どういった形のほう、具体的にお分かりになりますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、商工会の中にスタンプ会というところがありまして、そちらが小売店を中心とした会員の会となっておりまして、そちらのほうで使用できる商品券となっていると伺っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そのスタンプ会で使われているということですけれども、商工会の会員のほう、それからそのスタンプ会の会員のほう、人数何名か教えていただけますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

商工会が155事業者、スタンプ会がちょっと手持ち資料がないんですが、たしか30事業者程度だ

ったと認識しております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。こちらのほうに用途等、地方の中小企業を取り巻く経営環境は、人口減少、商店街の衰退化、個人消費の低迷が重なり依然として厳しいものがあり、地域の総合経済団体として自主・自立ができ、商工業の振興発展と地域社会の活性化のためというような形になっていますけれども、そういう形で寄与されているのかお聞きします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

この商品券に関しましては、地元の小売店を中心に発行されているということで、また、この商品券発行の補助金に関しましては、総会で会員様のほうで決定しておりますので、令和6年度の総会で令和5年度議会からの決算審査のほうで忠告もありましたので、総会のほうで問題提起をこちらからいたしまして、商工会の会員様のほうで決めているということで認識をしております。

○1番（井上 和代議員）

お伺いしております。それで、お金をあげればよしということではなくて、その後のフォローというのがあったのか、ないかということだと思うんですね。それで、今お隣のほうでも大きな工事をしておりますけれども、そういうところ、それから皆さんがお仕事終わりの後に一杯というときでも、伊仙町で消費というよりは車に乗ってちょっと隣の町までというような形であったりとか、いろんな形のお金の流れがあるわけですけれども、伊仙町の町内のほうでいろんな消費をしましょうということでこういったものがあるかと思うんですね、商品券というものが。にもかかわらず、やっぱり先ほど言っていた155ある事業所の中での30、これ30もないんですよ。27とかどこかその辺だと思います。そういうところで集中するということは、いかがなものかというところで、周りが潤うような形での使い方をしていただきたいと思うんですね。助成だけではない、補助だけではなくて、監査的な機能もやはりやっていただきたいなというところをお願いをするところです。

次、行きます。108ページ、イベント開催ということで、きゅらまち観光関連事業として住民サービス云々ということになりますけれども、その中に戦艦大和慰靈祭というものがあります。こちらを今まで、やっぱり戦争体験であったりとか、その時代のいろんな伝え方ということで、お年寄りのほうから泉 芳朗先生のお話を聞いたりとかそういったことで、子どもたちにいろんなことを伝えていくというような活動をされているかと思うんですけれども、この慰靈祭で私は子どもたちを一度も見たことがございません。こういったところ、どういうふうに考えられているのか。これからどういった形のこの戦艦大和を伝えていくのか、そういったところ、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

本慰靈祭は4月7日ということで、4月7日と限定されている慰靈祭となっており、平日となっ

ているため、各子どもたちの参加が少ない状況となっております。今後4月7日にとらわれず、近くの土曜、日曜あたりでの平和のイベントという形での開催もできないか、今こちら、きゅらまち観光課のほうで検討しているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

教育関係のほうでも、どういったお考えを持っていらっしゃるか教えていただけますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご質問にお答えいたします。

慰霊祭とかそういったところでの児童生徒の参加が少ないということでありましたが、たしか一昨年、日本復帰の記念祭ですかね、そちらのほうで各小中学校に児童生徒の参加をお願いするという形を取っておりましたので、そういったところが許される範囲であれば、また教育委員会としても参加についてお願いをしていきたいなと考えております。

○1番（井上 和代議員）

町長にお伺いします。

こういったところで子どもたちに全員というか、いらっしゃい、いらっしゃいということではなくて、やはり犬田布岬が私たちは今一番大きくもっていますけれども、たしか義名山神社のほうにもあります。でも、私もあんまり行くことがありませんので、接していなければ、そういったものがあるかないか、どういうことをいつもやっているのかということが分からないわけです。例えば、子どもたちの代表であるとか、1時間ぐらいですか、行事というか、そういったときに代表が行くとか、そういったことっていうのは必要であると思いますか、思わないですか。そういったものは別にというふうに思われますか。

○町長（伊田 正則君）

まず、この慰霊祭に参加すること、また戦没者の方のお参りすること、全てが共通してその平和への願いを共有すると。将来的にも、子どもたちに平和の大切さとか戦争の悲惨さを残していくということが、まずもって、子どもたちに教えていかなくちゃいけない目的の一つだというふうに考えています。

ですので、慰霊祭や戦没者の慰霊祭、また戦艦大和の慰霊祭に参加するのも一つの学習する体験的な学習する方法の一つかもしれません、それだけではなくて、子どもたちに平和の大切さを教えていく場面として、まずこの戦艦大和があるとか、また、昨日の樺島資彦さんの「流れる雲よ」の講演もありましたけど、ああいう方たちの講演を鑑賞させる、またはあの方たちのトークを活用して子どもたちに伝えていくとか、いろんな平和の大切さを教える機会というのは、やっぱり大事にしていかなくちゃいけないかなと思っています。

12月25日には、日本復帰記念式典を今年は泉 芳朗さんの銅像の前で、伊仙町としても何らかの形をつくらないといけないかなと思っていますので、そういうことも子どもたちの平和の大切さを教える一つの機会として、参加を呼びかけていきたいなと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。この年ですけれども、私も戦争は知りません。やはりいろんな形で見聞きして、そして、それで身に分かる部分というのがあると思いますので、積極的に子どもたちの参加というか、そういういたるものもすることも必要ではないかなというふうに思うところです。

次、123ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうもブックスタート事業ということで、去年も私はこちらのほうお話をさせていただきましたけれども、その後の形というものはこのままの形でやっているのか、これから何か変える方向があるのか教えていただけますか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

前回、井上議員から質問いただいたときに、一応、公民館のほうと打合せをしまして、やはり本離れ、活字離れが進んでいるということで、令和6年度に関しては、3、4か月健診時に絵本を配布しているところですけど、今度3歳児、4歳児健診のときに、そちらで配布できるようにしていこうと今検討しているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。いろんな形で、これが今こちらのほうに書いてあるように、3か月健診のほうの部分は、物すごく私は喜ばしいことだと、本を身近に感じて。ただ、3、4か月って子どもさんはどの状態だと思いますか。大体、皆さんヒントマークがいろいろ浮かんできているかと思うんですけども、3、4か月だと、人の顔がちょっと分かって、あれはけいけれんだというんですけれども、にこっと笑う、私を見て笑い出したわっていったのが大体3、4か月です。その頃に本を読ませてっていうような形の、こういうブックスタートっていうことであると思うんですけども、私、よくこれを昨日からずっと見ていまして思ったのが、これは母親に対してのブックスタートなんじゃないかなというふうに思うところです。3、4か月の健診のときに、「これからはお母さん、子どもたちに本を読み聞かせをしてくださいね」という形でお渡ししている部分なのかなという、お母さんに対してのブックスタートの部分と、本当に子どもたちに対してのブックスタートと、やはり二方ぐらいあって意味があるのかなというところで、私たちはどうしてもここに、こういういろんな既成概念じゃありませんけれども、もう、こういうふうになっているから、これをこのまま進めようというような形でするんではなくて、これは本当にこれでいいのか、これをもう少しこうしたらいいんじゃないかなというような、ヒントマークもやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思います。

3、4か月がどういう状態なのか、子どもさんが、赤ちゃんが3、4か月でブックスタートが本当にいいのか、本当の意味でブックスタートをするのであれば、次の健診である6から7か月、もしくは1歳から1歳6か月というんですか、その辺で本当に必要な時期に、必要なものをスタートされたほうがいいのかなというふうに思うところですので、もう一度、子育て支援課とか図書。一

番子育てがいいんじゃないかなとは思うんですけども、そういったところで子どもの状態とかをしながら、ブックスタートのほうをしていただいて、そして、これはお子さんの部分もありますけれども、お母さんの部分もあります。

そして、今よく言う語彙力につながっていく部分というのもありますので、前回のほうも言いました、1回だけじゃなくて、2回、3回、4回、その時期に合った本というのがあります。この時期にはこういった本、この時期にはこういった内容のものとかというような段階があると思いますので、そういった段階を教えるという意味でも、3、4か月、それから6、7か月、1歳半、そして3歳、4歳というような形で、それを、今、成長の段階の遅れであるとか、ここまではという部分があるかと思いますけども、そういったところも中にはあると思いますので、そういった段階によっての本の与え方というんですか、そういったのも必要じゃないのかなというふうに思います。

ありがとうございます。そうしましたら127ページ、こちらのほうはざっとという形になるかと思いますけれども、こちらのほう、前々回ですか、私のほうでも一般質問させていただきましたカミィヤキのほう、こういったもの等も、いろんなイベント等でもしていただいて、そして歴史等のお話とか、それから今、発掘っていうんですか、そういったもの等もしていただいて、伊仙町でも本当にいろんなものが出てきたり、いろんな形の宝物というか、そういったものがあるかと思いますけれども、そういったものを逆に、そういった体験をさせながら、伊仙町の特色をまたつくれると。それを続けることによって、それが伊仙町の特色という部分になるかと思いますので、こういったものをもっともっと続けていただきたいなというふうに思います。

もう一つお願いしますね、ちょっと待ってください。すみません、50ページお願いします。

私のほうで、何回かこちらもお話をさせていただきました。そして、いろんな形で皆様のほうでご尽力をしていただきました。50ページの8番になります。

指定難病者旅費助成金交付事業というところで、6年度は4名ということになっています。お話を私がさせていただいた令和4年度は7名でした。7名でたしか50人ぐらいが対象というか、そういった方がいらっしゃいますと。でも、まだ始めたばかりなので、なかなか告知等が行き届かずになんと少ない状況なんですっていった段階が7名です。で、次の年いろんな形で告知等、それから広報誌にも載せていただきました。それで令和5年度のほう9名になりました。そういったことをしていただいて、お話を来ていただいて、今回、6年度4名です。この理由というか、状況というか、そういったもの何かあれば教えていただけますか。

#### ○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

伊仙町指定難病旅費助成として指定難病受給者証を持っている方、それからその方に年2回航空運賃、徳之島・鹿児島の往復分、離島割適用額を助成しております。

実際にいろんな医療機関等からの証明書が必要であったり、各要件等がありますので、そちらを全部要件を満たしていない方々には対象にならない部分があったりすると思いますので、ちょっと

また周知、それから細かい制度の説明等をしっかり行って、昨年度は4名の申請しかなかったというふうに認識しております。

○1番（井上 和代議員）

今、対象になる方、先ほども言いましたけど50名ぐらいというようなお話をさせていただきましたけれども、この方でもそういった申請をしても該当にならないというような方もいらっしゃるわけですか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

すみません、ただいまの質問にお答えします。

今、50名過去にいたということで、現在の人数、それから要件、申請をしたけど該当にならなかつたのは、手持ちに資料がないので確認してまたお示ししたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

やはりこの離島ということで、ちょっと大変なわけですよね。私も今、薬をもらいに2か月に1回行っています。2か月に1回病院に行くのも、結局6回行くわけですよね。もう本当に病院で薬をもらうときに、最高で2か月しか薬はいただけません。ということは、この方たちも年間6回ぐらいやっぱり行かれるわけですか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

すみません、今の質問の件に関しても、ちょっと細かい個々の資料は手元に持ってはいないんですけど、個々のその年間での病院での受診回数、島外に出る回数等で違いは出てくると思ういますが、確かに上限があるので回数分しか助成はしておりません。

○1番（井上 和代議員）

町長にお伺いいたします。

この指定難病ということで、やはり治療方法も難しいよと、そして今の状態も難しいよと、いろいろ一概に症状が同じということではなく、10人いれば10人の症状があつたりとかということで、いろいろ難しいという状態の方がやっぱり多いかと思うんですね。そういう方たちに対しての助成として、助成金、手助けという形で年に2回往復ですけども、それで十分だと思われますでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

年に2回の助成で十分かというと、やっぱり先ほど議員がおっしゃったような、年6回通院している方に対しては不十分な措置だなと思っています。

ところが、これも含めて今、徳洲会のほうでは、島外で治療するのではなくて、なるべく島内で治療ができるようなシステムを構築していきたいというような取組をしているように聞いたことが

あります。なるべくでしたら島外のそういう旅費等も考えたときに、島内で全ての医療ができるような方向に持つていけないのか、ここも検討していきたいなと思います。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時14分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

先ほどの質問の人数に関して説明いたします。

令和7年3月末現在で、伊仙町で指定難病受給者証を持っている方が72名になります。先ほどの中では島外での医療、旅費助成という件でしたが、この72名の方全てが島外の病院を受診しなきやいけないということではなく、島内で薬をもらいに病院を受診したり、先ほどの旅費助成に関してもですが、一応、本人希望で島外のほうでの治療を受けている方という認識になりますので、上限として2回の助成になっております。

○1番（井上 和代議員）

そうしましたら、自分がもう2回しか行かないよみたいなことで、ということですか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

自分で2回とかの制限ではなく、治療に関して、私はこの病院で受診をしたいということで、病院を本人で選択していかれている場合は、そこに関して島外である場合は、2回までの現在は助成をしております。

指定難病だけでなく、腎機能障がいであったり、いろんな障がいを持っている方々がおられます。その中で、いろんな今、補助の要望等、いろんなのが出てきておりますが、町としても、予算の確保で一般財源からもいけるかどうか、いろんな面を検討して対応はしていきたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ちなみに離島関係でこの助成のほうをしているところが、徳之島町、天城町さんもやっていらっしゃるんですけども、大体何回ぐらい助成しているか分かりますか。

あと下のほうの沖永良部とか与論とかもありますけれども、そういったところとかも、もし分かるようであれば。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

全離島の市町村に対してちょっと確認を取ったわけではありませんが、島内両町に確認したところで、指定難病に関しては、徳之島町さんが年2回、船舶、飛行機全額と宿泊を3泊分を助成して

いると。天城町のほうでは指定難病に関してはしてないということでした。また別で、島外旅費助成として、天城町は20歳以上の方に年5回、船舶、飛行機の半額を助成しているということでした。

○1番（井上 和代議員）

天城町さんはそういう難病云々とかということではなくてということで、そういう決まりがなくて、病気でということで行かれる部分で年5回ということの形でよろしいわけですか。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

20歳以上の方に年5回助成を出しているということでしたが、こちらに関する制限であったり上限、島外でしか治療が受けられないとか、医者の診断書があるとか、ちょっと細かいところは確認できておりません。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。この指定難病ということの意味というのをもう一回捉えていただいて、やはり行かれるところというのは、鹿児島大学の病院であるとか、国立のほうの病院であるとか、そういった本当に一般の病院ではなくて、ちょっと紹介状云々かんぬんとかっていう、そういう形の部分が多いかと思うんですね。で、もう鹿児島に行かなくて、他のところ行かなくて、島のほうで完結というのが難しかったりとか、もう少し違うところでということで、やっぱり島外に出られる方というのが多いかと思うんですね。

で、この方たちの健康状態を考えてみてください。そうしたら本当に大変な思いをされている方のほうがやっぱり多いと思うんですね。そういった方に対して、私たちはどれだけのことが手助けができるのかということを考えていけば、2回だけじゃなくて、先ほども言いましたように、私でさえ年6回は行くわけです、薬をもらうだけでも。そういうことであれば、最低でも6回という形で補助ができたらいいのかなというふうに思ったりするところですけれども、こういう、もう本当に指定難病患者ということで、こちらのほうでうたわれているわけですけれども、原因が分からない、治療方法が確立されていないと。そして今までどれだけのことをされてきて、今現状どういった状態なのかということを考慮すれば、もう少しいろんな形で助成金を出していただきたいなというふうに思うところですので、こちらのほう、もう一回そちらのほうで検討をしていただきたいなというふうに思うところです。

この助成金のほうをしていただいているということで、回数とそれから手続のほうが、もうどの手続もそうだと思うんですけれども、簡素化をされているのか。もう少し、この書類この書類とかということではなくて、集められる書類は自分たちで集めていただいて、本当に先ほど言った何とか書というんですか、指定難病のそういったものを持ってきて、いろんなことは分かるわけですね、この役場の中での手續というか。そういうものが分かる部分というのはそちらのほうでしていただいて、簡単な手續で、そういうものが受けられるようなことをしていただきたいなというふうに思います。

大体私のほう、こちらのほうで終わりますけれども、こちらの指定難病者旅費助成交付事業、あ

りがたいことではあるんですけども、もう一歩二歩、こちらの支援のほうを大きくしていただきたいなというふうに思うところです。

以上で、私のほうは終わらせていただきます。ありがとうございます。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○3番（大河 善市議員）

令和6年一般会計歳入歳出決算、成果説明で質問したいと思います。

歳出の22ページ、総務課の一般管理事業、高圧電気管理委託料67万9,910円について、何か所をこの委託料として支払っているかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この委託料につきましては、役場庁舎の電気管理委託料でございます。

○3番（大河 善市議員）

この高圧電気管理委託料については、新庁舎はもとより、ほーらい館、それから体育館等もあると思いますが、この業者については、同一業者が委託管理をしているのかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

高圧電気管理については、同一業者の方にお願いをして委託をしていただいております。

○3番（大河 善市議員）

伊仙町が避難所として指定をしていますほーらい館、東部公民館、西部公民館及び各種学校、義名山体育館で設置をしてあります10kW以上の発電機の保守点検、整備状況についてを伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

10kW以上の発電機、本庁舎並びにほーらい館等につきましては、高圧電気管理委託ということで点検をしていただいております。それと義名山総合体育館につきましては、発電機等は設置はしてございません。

○3番（大河 善市議員）

今おっしゃったのは、本庁舎、ほーらい館ということでありましたが、事業等で導入をしました東部公民館及び西部公民館には、非常用発電機が設置されていると思いますが、これについては10kW以上の発電機が設置されていると思いますが、これについて保守、点検、整備状況を再度伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

電気事業法により、10kW以上のものにつきましては、確かに議員おっしゃるとおり法定検査等が必要になってくると規定されております。

東西公民館につきましては10kW未満ということで、法定検査の対象ではないというふうに認識をしております。ですが、災害時にちゃんと動くように、常に動作確認等は職員のほうで行っております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が答弁したのにおいては、設置してあるのは10kW未満ということで、資格を持っている方の検査等はしないという答弁でありましたが、これについてはやっぱり非常用でありますので、そして管理委託者に委託をして電気関係を見ていらっしゃっていますので、この中で私が言いたいのは、徳之島町のこの電気管理業者については、調査代とかそういうのと一緒に非常用発電の保守点検、整備等を同時に行っているという事例を聞いておりますので、こういう資格を持っている方、そして専門知識もありますので、今行っているようなことを非常用発電機もして、いざというときにちゃんと整備等をして使用等ができるような体制等ができないかということを、まず聞いてみたいということで今尋ねているところであります。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

東西両公民館に設置をしてございます非常用発電機については、先ほど申しましたように、電気事業法に係る法定検査等の対象ではないという認識ではございますが、今後、その法的な部分も含めて、資格者に点検をしていただく等が必要な場合には、もちろんそういった対応もしてまいりますし、先ほども答弁しましたように、その動作確認については、常に行ってているところではございますので、そこの辺りもまたご了承いただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

大河委員、質問をまとめてください。

○3番（大河 善市議員）

これについては以上でありますが、次、23ページ、総務課、一般管理事業、区長業務委託料1,066万5,100円についてですが、これについては、現在、町内での区長の業務手当だと思っておりますが、区長がいない集落が現在何集落ぐらいあるのかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、区長不在の集落については4集落ございましたが、先週になって、そのうち2集落が区長が決まった、あるいは決まりそうだというところで報告は受けております。今月中には、そちらのほうも区長のほうが決まるというふうに考えておりますので、2集落の区長不在が、現在存在する

ものと考えております。

○3番（大河 善市議員）

4集落のうち2集落が決まりそうだということではあります、町としては、区長が不在地区についてはどのような問題等があるのかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

区長の職、役割につきましては、行政事務連絡業務の委託に関する規則の中で定められております。区長会への出席、また町と町民相互の連絡調整を図る業務あるいは配布物の配布、周知等々規定がされてございます。

今現在、区長不在の集落につきましては、職員の中で集落担当職員がいらっしゃいますので、そちらのほうで配布物等につきましては、各集落に配布をしているところではございます。ですが、その集落からの声というものが届きにくいというところも一つ、区長不在の集落につきましてはデメリットとして存在するかとは考えております。

○3番（大河 善市議員）

この中で一つ問題なのが、町とか社会福祉協議会等が依頼をして、区長さん、公民館長さんを通じて徴収業務も行っていると思いますが、区長不在の集落について、徴収作業等はどのように行っているかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

区長さんに委託して社会福祉協議会、多分、民生委員協議会、民生委員のほうからだと思うんですけど、各集落、赤い羽とか共同募金関係、募金を回られているとは思うんですけど、それを区長さんに協力のお願いとかはしていると思うんですが、委託はしていないとは思われますが、募金関係なので個人が募金するしないの問題もあります。民生委員のほうが回るか、区長さんと協力して各お願いをして回っていると思いますので、区長さんに直接委託はしていないと認識しております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。総務課のほうでも、ぜひあと2集落ほど決まっていないところがあると、いろいろな支障等も出ますので、早期に区長さんの不在解消に向けて努めていただきたいと思いますが、未来創生課長に一つだけ、現在行われています空き家調査、公共ライドシェア事業の導入についても、各地区の内容等が分かっている区長さん等にも応援を求めていると思いますが、不在の集落等については、どういう体制を取っているのかお尋ねしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、空き家の調査に関しましては、議員おっしゃるとおり、区長さんがいない集落に関しては見込数とかが把握できておりませんので、今、業務委託をしている方に直接、数等を確認していた

だいております。見込数がなかなか把握し切れていないので、区長さんがいない集落に関しては、かなり日数がかかっている状況になっております。

また、公共ライドシェアに関しましても、今年度、実証実験を行ってまいりますが、説明する際に、区長さんを通して説明させていただいている集落もあるんですけれども、いない集落に関しては担当職員が直接出向いたりですとか、他の協力者の方にお願いをしながら進めている状況であります。

○3番（大河 善市議員）

課長のほうに、公共ライドシェアについては先月の町の広報誌等にも載っておりましたが、これについてもやっぱり高齢の方が利用するの多いと思いますので、もうちょっと深く、ただ文書を載せるだけでは高齢者の方々等については難しい面もあると思いますので、対処のほうよろしくお願いをしたいと思います。これについてはよろしいですので。

続いて、24ページ、財産管理事業、駐車場用地借り上げ料100万円について。これについて、場所と何か所がこの100万円の対象かを伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本駐車場用地借り上げ料につきましては、役場庁舎東側の駐車場用地の借り上げ料になっております。

○3番（大河 善市議員）

これについては、単年度契約で契約を結んでいるのか、また、契約を1年じゃなくて4、5年とかそういう複数年契約で結んでいるのかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

こちらにつきましては単年度契約でございます。

○3番（大河 善市議員）

これにつきましては、令和7年度の6月議会で新庁舎に工事が否決されたことにより、この駐車場借り上げが、令和8年度の予算でも同じように駐車場の契約手続を取っていくのかを伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本駐車場用地につきましては、職員駐車場あるいは公用車駐車場用地として、令和8年度についても借り上げを行う予定にしております。

○3番（大河 善市議員）

今おっしゃったことは、正面の駐車場等ができないために、令和8年度も同じように予算計上して契約を結ぶということでおよろしいか、再度伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

庁舎2期工事につきましては、庁舎北側、県道側に多目的ホールと来庁者駐車場を整備する計画にしております。そちらが整備された際には、来庁者につきましては北側、職員・公用車につきましては現在の南側駐車場に駐車をして、台数を確保できるというふうに考えております。

今現状、2期工事のめどが立っていないことから、駐車場用地につきましては、次年度においても借り上げを行わざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

続いて、35ページ、未来創生関連事業、きばらでえ伊仙応援基金、ふるさと納税寄附金について質問したいんですが、契約件数が2,257件、4,610万7,500円ということで、前年として3,700万円ほど寄附金が減少をしておりますが、これについて大きな要因等があれば説明等をよろしくお願いをいたしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ふるさと納税の落ち込みに関しましては、やはり夏場の果樹の不作というものが非常に大きく影響を受けたかなと考えております。また、ふるさとレストランという事業も、伊仙町のふるさと納税においては大きな割合を占めているんですけども、こちらも毎年寄附をしていただいて、翌年度1年間使うような仕組みで運用していたんですけども、こちらに関しましても運用の変更を行いまして、寄附をしていただいたその1年間しか使えないような形にしております。要するに使える期間が短くなってしまったというところが影響を受けまして、ふるさとレストランの寄附の落ち込みも大きく影響を受けております。

また、全体的に寄附額全体が落ちてきておりますので、引き続き特産品の開発ですかPRの方、こういったものを工夫しながら、ふるさと納税の拡大を狙っていきたいというふうに考えております。

○3番（大河 善市議員）

これについて、ふるさと納税の担当職員を配置し、専門的にふるさと納税をする職員等がいるのか伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

6年度に関しましても、専任の職員がいなくて、職員1名と会計任用職員3名で運用していただいたんですけども、ふるさと納税と兼務し、企業版ふるさと納税も対応されておりましたので、企業版ふるさと納税も昨年度までかなり件数が伸びてきているところで、そのほうにも業務の量を割かないといけないという現状がございました。また、今年度に関しましても職員1名いるんですけども、他の業務も兼ねておりますので、専任という職員は現在のところいない状況であります。

す。

○3番（大河 善市議員）

この問題については、執行部のほうで、ぜひ、ふるさと納税を伸ばす意味からも専用の職員を置いて、ふるさと納税等が集まるような工夫等も必要じゃないかと思うんですが、これについて町長はまだ就任してすぐですが、次年度以降、そういう職員等の配置等も考えられるのかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

企業版ふるさと納税も含めて、町の予算の少ないところを補充してもらうという形で検討していく、先日、茨城県の境町、企業版ふるさと納税またはふるさと納税についての成功例がある地域ですので、そちらを視察させていただいて、そして公社等の活用した取組等も参考にさせていただきました。ここら辺りも参考にしながら、町としてどういう形でふるさと納税について伸ばしていくかということを検討して、職員の配置についても検討していきたいなと思っています。

○3番（大河 善市議員）

よろしくお願いをしたいと思います。

成果説明書の成果及び問題点で、地場産を使ったレストランの食事券、青果物の減額を挙げておりますが、参加レストラン6店舗で、納税者の利用金額が前年と比べて1,200万ほど減額をしておりますが、これについて再度説明等をよろしくお願いをしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほども申し上げたんですけども、このふるさとレストラン事業に関しては、これまで寄附をしていただいた翌年1年間でチケットを使用していただくという運用をしていたんですけども、翌年度1年間としてしまいますと、納税者の方が使うことを忘れてしまったりとか、こちらでどれだけの方が使ったのかという管理がなかなかできない状況でした。このまま続けていくと、このふるさとレストラン事業自体の運用が難しくなるということから、昨年度、使う時期を寄附していただいたその1年間に限るということに変更したため、寄附者からしてみれば、利用できる期間がかなり減ってしまったということが大きく挙げられるかなと考えております。また、他の自治体も、ふるさとレストラン事業を活用される自治体も出てきておりますので、北海道ですか、そういう自治体も出てきているので、そういう競争も出てきている中で、このふるさとレストラン事業の減少が出てきたんじゃないかなというふうに考えております。

○3番（大河 善市議員）

この参加レストランについては、関東地方が主だと認識をしておりますが、これを関西地区とか他の地区に広げていく考え方等がないかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今まででは首都圏のレストランにお願いをしていたんですけども、今年度から関西圏のレストランも視野に入れておりまして、実際に京都のお店と神戸のお店、この2店舗に徳之島に視察に来ていただいておりまして、今年度から実際にこの2店舗もふるさとレストラン事業に参加していただく予定となっております。

○3番（大河 善市議員）

ふるさと納税については、多くの方が返礼品を目的としていることが多いと思いますが、現在、伊仙町で取り組んでいる返礼品等についてを伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町として取り組んでいるふるさと納税の返礼品等につきましては、経済課で主導しているDISCOVER TOKUNOSHIMAとか、あとはホテルオークラさんの加工品、こういったものを今年度から取り扱うことにしております。

また、PRに関しましても、なかなかできていない状況がありましたので、今年度は業務委託を結びながら、テレビですとかあとは書籍にふるさと納税の返礼品を取り扱っていただくように、今、事業を進めているところであります。

実際、いろんなテレビとかにも伊仙町のふるさと納税を扱っている商品を提案させていただいたりですとか、あとはいろんな書籍に関しましても、視聴者プレゼントという形でふるさと納税の返礼品を取り扱っていただくように、今、事業を行っているところであります。

○3番（大河 善市議員）

経済課で今取り組んでいる徳之島コーヒーについて、返礼品として活用することができるか、その辺についてを伺いたいと思います。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前1時49分

---

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

大河議員の質問にお答えいたします。

徳之島コーヒーにつきましては、数量限定という形で今取扱いをさせていただいているところであります。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。

経済課長に伺いたいと思いますが、伊仙町においては畜産関係も盛んに行われていますが、徳之島町の話を聞くと肥育も行っているということも聞いておりますが、経産牛の処理について、それを肥育して肉として返礼品の販売にも充てているということを聞いておりますが、伊仙町においても、この畜産において経産牛の処理について返礼品として利用等ができないか、そういう考え方等、また返礼品として活用等についての考え方をお聞きしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、牛肉につきましては、伊仙町生まれの肉ということで、ふるさと納税で出させていただいておりますが、経産牛につきましても、ちょうど話を伺ったところですので、鹿児島で再肥育されるということで、そちらへ訪問して話を詰めていければなと考えております。

○3番（大河 善市議員）

よろしくお願ひをしたいと思います。もう一点だけ、青果物について返礼品を町内の業者と契約していると思いますが、役場の担当者で返礼品の納税者に発送されたかどうかの確認等及びチェック体制について伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

基本的にはシステムのほうで管理をしているのと、あとは、ふるさと納税に関する業務に関しては、業者さんに業務委託をしているものでして、その業者さんで確認していただくという形になっております。仮に、商品の発送等が遅れれば業者さんから連絡がありまして、その対応に関しましては、職員のほうで対応させていただくという形を取っております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。

続いて、45ページ、戸籍住民基本台帳連携事務合同金婚式事業11万5,786円について、令和6年度に金婚式が19組の該当がいて、祝賀会には3組が参加しているというふうに載っておりますが、金婚式の祝賀会参加者が大体3名程度の参加者だと認識をしておりますが、参加者が少ない現状についてどのように考えているかを、担当課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○くらし支援課長（上木 博之君）

参加が少ない原因としては、やっぱりそういうところにまず出ていくのが嫌だという方もいらっしゃいますし、夫婦のどちらかが病気ということでそこに参加がかなわないとか、そういう理由があります。しかしながら、せっかくの機会ですので、今後は、いろいろな方向からアプローチして参加を促していくかと思っております。

○3番（大河 善市議員）

令和7年度の金婚式が案内がありましたが、11月6日に開催されるということですが、これについて現在、事業等を進めていると思いますが、現在、金婚式に参加予定の方はどのくらいいるかをお尋ねいたしたいと思います。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

今年度も20組近くの対象者がおりまして、ちょうど16日に参加意向の締切りがありまして、今5組の方が参加するということになりました。残りの方もまだ返事が来ておりませんので、今後、電話等で再度確認していきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

この参加申込み関係については、以前、防災無線等で案内等があったと思いますが、この何か月か前の町の広報誌等を見てみてもこれについて掲載等がないということですが、やっぱり防災無線も大事なんですが、案外、月に発行されている町の広報誌等にも2、3か月前にいつ金婚式がありますよということを掲載して、参加を募る必要もあると思いますが、これについて広報誌等になぜ掲載等できなかったかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

5月ぐらいに金婚式がありますよということで広報誌には載せております。それと対象者には全ての方に文書で送っておりますので、そこら辺は十分できているんじゃないかなと考えております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。

2、3日前の新聞等で和泊町のことが載っておりましたが、あれですが、9組ほど参加者があるということで、やっぱりこういう町もそういう行事を行うわけでありますので、参加者を増やす方策等もよろしくお願ひをいたしたいと思います。

続いて89ページ、地籍調査関係について、令和6年度地籍調査実績が1,146万という実績が載っておりますが、これについて成果及び問題点で地籍の進捗率が低いということが載っておりますが、これについて説明等をよろしくお願ひをしたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和6年度は地籍調査事業として、大字阿三、中山、面縄及び目手久地区、平米としましては $0.32\text{km}^2$ の測量業務委託を実施しております。

進捗率が遅いという原因につきましては、平成9年度から国土調査に基づき、土地、各筆の地番、地目、所有者を調べて、その境界及び面積を地籍図と地籍簿にまとめる地籍調査業務を実施しております。町全体の面積が $62.71\text{km}^2$ 、要調査面積は国有林野菜を除外した $57.17\text{km}^2$ になります。進

摺率につきましては6年度末で24.59%実施しております。

○3番（大河 善市議員）

これについて、以前担当している職員の方が辞められて、その後、職員の方1人が兼務をし、また嘱託職員の方が1名が、現場を担当しているということを聞きますが、この地積調査においても、やっぱり嘱託職員もですが、この人がずっと職員でいるわけでもありませんので、次年度の異動等のときには職員等を配置して、やっぱり嘱託職員の方がいる間にこういうことも勉強させてやる必要があるんじゃないかと思っておりますが、これについて総務課どのように考えているかを伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

地籍調査事務に係る職員については現在1名配置しております。次年度以降の人事ということについてでございますが、各課とのバランスも見ながら、また、地籍調査業務に関する職員については検討してまいりたいと思いますが、今現在1名配置しているところでございます。

嘱託職員のスキルノウハウについても、その方のノウハウを参考にしつつ、今後も地籍調査事務につきましては進めていくものだというふうに認識をしております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。それでは、107ページ、商工観光イベント事業情報発信施設管理運営業務なくさみ館についてでありますが、施設使用料142万円についてを伺いたいと思いますが、これについて令和6年度の歳入歳出決算で公有地の購入が824万円というふうに載っておりますが、これについて詳細に再度説明等をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

こちら824万円の土地の購入に関しましては、令和5年度の集落座談会等でも集落の方々から、闘牛開催時に路上駐車等の問題点を指摘され、こちらのほうから主催者のほうに交通整理員等配置等を行った関係で、また近隣の土地に100台弱の土地購入として824万円で3,433m<sup>2</sup>の土地を購入いたしました。

○3番（大河 善市議員）

これについては、以前その土地について住宅を建設予定をしていたところをこの事業によって公園整備に充てるという考え方を再度伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

駐車場でずっと使用していますと闘牛時ののみの使用になってしまうため、今後、闘牛が開催されないときでも集落の方々や、また、闘牛とふれあい体験等できるような形で、この土地を公園整備化したいと思い計画を立てております。

○3番（大河 善市議員）

これについては、今、土地を購入してありますが、事業を使って公園整備及び駐車場ということですが、これはいつ頃事業を使って建設等をやるのかを再度伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、令和8年度の奄振のほうに計画を立ておりまして、奄振のほうで通り次第、令和8年度に計画する予定でございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。ドーム闘牛場についてですが、令和8年5月に天城町が現在ドーム闘牛場を建設をして、5月にオープンを闘牛大会をするということを聞いておりますが、島内にドーム闘牛場が2か所となると目手久のなくさみ館の使用率も減ってくると思いますが、これについて現在、担当課では今おっしゃったような駐車場整備等もありますが、これ以外にその対策等についてどのように考えているかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、なくさみ館のほうを闘牛大会以外の利用で、6年度でしたら8回、この中にイベント等、あと観光客相手の闘牛とのふれあい体験ということで、観光業者の方々が借上げ等して利用しております。今後とも闘牛大会等、あとそういったふれあい体験で、また闘牛以外のイベントとして活用していただけるよう、またこちらから周知してまいりたいと思います。

○3番（大河 善市議員）

このなくさみ館の修復に関してですが、非常に雨等が降ると客席に雨が流れてきたり、天井には鳥等もいたりして、そういうなくさみ館自体の修復工事等の計画等がないかを再度伺いしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現在、修復等の計画はありませんが、そういったお声は結構聞いておりますので、今後どういった対策ができるか、また検討してまいりたいと思います。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

大河議員、まとめてください。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

最後に、建設課長のほうに伺って終わりたいと思いますが、先ほど公園整備で東目手久地区に土地購入をして整備をするということを聞きましたが、これと同じ時期に伊仙町過疎地域持続的発展計画令和3年間指定の計画で東目手久と上検福地区の住宅建設で土地購入が予定をされていました

が、これについては東目手久については他の事業を行うということを今聞いたわけですが、上検福についてはどのような……。以前、土地購入等の予算もついて整備をする計画になっていたんですが、上検福についてはどのように計画等があつて、住宅建設等はどういう計画になっているかを最後伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、令和6年度繰越予算において、検福団地建設予定地不動産鑑定評価業務委託を行っております。現在、候補地が2か所あります。協議を重ね検討していきたいと考えております。

住宅の整備につきましては、令和8年度に伊仙町公営住宅等長寿命化計画の策定更新業務が必要になりますので、この計画において住宅整備を明確化していきたいと考えております。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

令和6年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書37ページ、長寿と子宝のまちサテライトオフィス事業についてですけれども、説明があれば説明をお願いします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清委員、具体的にちょっと……。

○7番（清 平二議員）

37ページ、自動車運転実証事業や採算面や技術的な課題により撤退となるなど、事業継続と利用促進に問題が残ったとあります。これを撤退してその後どうするのか、この自動運転実証事業は完全に行われたのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、令和4年度からサテライトオフィスに入居していただいた企業様だとうふうに認識しております。その中で、自動運転に関しましては、旧農高跡地のグラウンドでその実証実験を行っていただきました。また、町道に出て実際の自動運転のレベル1というかレベル2、ちょっとどちらか忘れてしまったんですけれども、実際に道路で走っていただいたという形が残っております。

ただ、今後、町として実装という形になるとなかなか事業化が難しい、採算面でなかなか費用対効果を出せないということで、我々としても事業化できなかったというところで、令和6年度でこの企業様においては撤退をされたという形になっております。

○7番（清 平二議員）

今、撤退して、その後にサテライトオフィス事業は現在使われていますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

現在、既にもう退去されておりまして、こちらのほうにはいらっしゃいませんが、また沖縄のほうで実証実験をされているということで情報共有をしながら、また伊仙町のほうでも何かしら一緒に事業ができるのであれば、お互い協力して進めていけたらいいなというふうに考えております。

○7番（清 平二議員）

予算化をして伊仙町にこういうサテライトオフィス事業ということで期待したんだけども、何か中途半端で行ってしまって、あれですけども、ぜひこういう事業者を呼ぶのであれば、完成して伊仙町にもメリットがあるようにしていただきたいと思います。

それでは次に、成果説明書の67ページ、検診受診者数とありますけども、この受診率が分かれば教えていただきたいです。

○健康増進課長（大山 拳君）

清議員の質問にお答えします。

令和6年度受診率51.8%となっております。

○7番（清 平二議員）

各検診の受診率分からぬですか、全体じゃなくて、それぞれ。大腸がん検診、胃がん検診、腹部腸音波検診、肺がん検診、骨粗鬆症、胃がんリスク検診受診者、子宮がん検診、乳がん検診、この各検診の受診率はお手元にないですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

それについての受診率というのはこちらのほうでは算定していませんので、保健師ないし看護師のほうに確認をして出せるものであれば出すようにしたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

各種がん検診に関しては、例年受診率の低さが課題であり、受診率向上について検討していく必要があると思います。今後、どのような形で受診率の向上に努めるのか、その対策があれば教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

対策というのは、過去から継続しているんですけども、まずは声かけ、呼びかけ、案内ということを健康増進課の一丁目一番地として今後も推進していきたいというふうに考えております。

○7番（清 平二議員）

私はこの受診の個人負担金を調べたんですけども、歳入のページが分かれば教えていただきたいです。そして、またこの個人負担金の金額は幾らなのか教えていただきたいです。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

歳入としては、12款2項の2目のように歳入として入っております。ただし、これ歳入はそれぞれ合計として入っておりますので、それぞれについてはまた精査する必要はあると思います。

そして、その負担金についても、その内容によって金額はばらばらでございます。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清委員、4回目になりますので、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

ちゃんと答えてもらっていいですか。個人負担金総額で幾らになりますかと。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

こちらのほうは決算書のほうに明記しているんですけども、決算として261万5,800円となっております。

○7番（清 平二議員）

ついでに、国保の中で特定健診があると思いますが、この特定健診の負担は27万2,000円でよろしいですか。国保の66ページに載っているのかな。歳入の3、分担金及び負担金、項2歳入済額27万2,000円ということでおろしいでしょうか。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

特別会計の中で27万2,000円個人負担あつてあるということですので、関連して質問しました。

次に、令和6年度伊仙町歳入歳出決算審査の意見書についてお伺いします。

ページ、20ページ、中山間ふるさと・水と土保全基金1億円ありますけども、これ何年間ぐらいこれを基金としてそのまま残してあるでしょうか。（「1,000万円です」と呼ぶ者あり）1,000万円です。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

中山間ふるさと・水と土保全基金については、平成5年から平成9年度にかけて創設されております。（「5年から9年ですか」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

○7番（清 平二議員）

今後、これをどうする計画なのかをお尋ねします。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

監査の意見書にもありますように、今現在、活用されていない状況ですので、今後、条例の廃止等をしてこの基金を一般財源のほうに繰り入れて、いろいろ活用できるようにしたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

今後ということですけども、今年度中にできるのかどうか、いつまでできるのか。

○耕地課長（田中 勝也君）

一応、3月議会のほうに提案しようと考えております。

○7番（清 平二議員）

令和8年の3月議会のほうに提案するということですね。

それとその下に高齢者等肉用牛導入基金がありますけれども、これは平成28年以前のということはありますけども、これについて今後の計画。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

この高齢者等肉用牛導入基金の今後の計画ということですが、今後、本基金を動かしていく計画はございません。しかしながら、現在、滞納額が残っておりますので、その滞納整理等には取り組んでいるところでございます。

しかしながら、その下の伊仙町肉用牛導入基金と同様に、滞納額自体が農家さんからの申請、手上げ方式ということで時効の成立が困難であること等がございますので、大島郡、同様の事業を行っておりませんので、農政関係の課長会等で議題として現在持ち上げて解決に向けて協議しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

このように基金があるのにこれを活用しない、できないのかしないのか分からぬんですけども、こういう基金を置いておくよりも早めに取り崩して一般会計に回して、他の事業ができるようになると思いますので、なるべく早くこういうのを取り崩して一般会計のほうに回し、町民のそういう健康増進あるいは子どもたちの教育のために使っていただきたいと思います。

先ほどから、検診の受診率の向上ということを話していますけど、私個人から考えますと個人負担金261万5,800円、特定健診27万2,000円、両方合わせると約270万、261万4,000幾らかになりますけども、やっぱりこういう基金等を取り崩し、この個人負担金を負担させないで、やはり町民に受診勧奨のため、また、病気早期発見・早期治療のために、こういうのに使って受診率向上ができるのか、そういう計画等があるのか、あくまでも個人負担金をもらってやっていくか、その辺とこの基本的な考えはどうなのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時40分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

じゃあ、町長にお尋ねします。

町民の命、こういうものを守るためにだったら、個人負担金300万ぐらいはどうにかできると思うんです。さっき言った中山間ふるさと基金1,000万とかあるいは他の建設事業、道路とかそういうのも考慮して、やっぱり300万ぐらいは、町民に負担させないで町民の健康を守るという、町長はそういう意思というか、そういう考えがあるのかどうか、町長にお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

各種基金を取り崩す等々というお話もございますが、その基金を取り崩すにも、目的基金として条例を設置してございますので、その条例の廃止、また、その条例を廃止するにも、先ほど経済課長からもありましたが、いろいろな問題をクリアすることが必要になってくるかと思います。

そして、各種検診の個人負担金をなくすあるいは軽減するということでございますが、そちらにつきましても、他の事業とのバランスあるいはその個人負担金を完全になくすのがいいのか、その財源を捻出するために他の事業とのバランスを見ながらというところにもなりますので、そこら辺はまた今後、検討させていただきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

町長は。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

町長はなしです。

○町長（伊田 正則君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるような、本当、命は私たちの生活の中で一番大事にしなくちゃいけないことだと思っていますので、そういうところで、捻出できるのでしたら本当にそれにこしたことはないなと思います。

今、課長がお話があったように、いろんなバランスを考えながら、その部分だけではなくてまた他に健康を維持するために、また命を守るために環境を整える予算等が必要でしたら、またそこも考えていかなくちゃいけないと思っていますので、総合的にいろんなところを検討しながら進め

ていけるかと思います。

○7番（清 平二議員）

町長、これは、私は町長の政治判断ができると思いますので、ぜひその辺のところは各課いろいろと議論して、やはり伊仙町の町民一人一人それぞれの命を守るために、そのところきちんと政治判断をして、受診率の向上、そして町民の健診率を高めて、早期発見に努めていただきたいと思います。

ここで私ごとを言って大変恐縮ですけども、私も15年ほど前にがんと言われて、そのときちょうど厚生連健診を受けてそこで発見されて治療し、今現在に至っております。やはり、町民の方々が早期発見したら、やはり命を長寿命化になるわけですので、ぜひその辺のところは政治判断を間違わないようにして、受診率の向上に努め、町民の命を守っていただきたいと思います。

昨日の私の一般質問で、人工透析について配慮に欠け、ご不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ありませんでした。この場を借りましておわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

これにて私の質問を終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○13番（樺山 一議員）

令和6年度歳入歳出決算書について質疑をいたします。

成果説明書の12ページ、円グラフの人事費が載っていますけども、予算消化されていますが、これに関して、今、条例上、伊仙町の職員の定数は何名で、そして今現在何人採用されていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

条例定数につきましては150、現在、職員数としては138名でございます。

○13番（樺山 一議員）

条例定数で150名、138名。これを今138名でやはり行政運営しているわけですので、それでできているわけです。これ将来的に条例定数を、まあ何名か、それは分からぬんですけど。削減していく方向性はないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、条例定数は150名ですが、定員管理適正化計画というものを策定してございます。その中では、職員数は145で推移していくというところで計画してございます。145につきましては、多様化する町民からのニーズに応えるため、あるいは年々業務としてもPCパソコン等を使った業務が増えている一方、その内容につきましても難しい内容になってきたりしている部分もございます。また、先ほど申しましたように、町民からのニーズも多種多様化しているところであります。そういったニーズに応えるため、また住民サービスを低下させないためにも、145名というところで定

員管理適正化計画は策定しているところでございます。

先ほど議員からございました条例定数の削減というものにつきましては、現在のところそういう計画はございませんが、職員数につきましては145名を基準として推移を計画しているところでございます。

○13番（樺山一議員）

なぜ私がこういう質疑をするかといいますと、町民の方が、議会の定数をそろそろ考える時期に来ているんじゃないいか、ぜひ協議してくれないかということで要望を私は受けたんですよ。しかし、これを私一人で決めるわけにもいかないし、やはりそういう時期に、私、来ているんじゃないかなとは思っております。

今、人口減少が続く中に、やはり議員の定数の改正、それぞれ議会と相談をして議論をしていかなければいけない。そして、役場の職員に関しても、やはり執行部がどのような考えをしているのか、そして145人の適正化ということでおっしゃっているんだけども、それを条例化して固定して人数を定めるとか、そういう方向性ができれば、我々議会も含めて、今から人口増えることはないと私は思っております。今まで人口がこれ以上いらっしゃったときの定数じゃなくて、町民に、行政もそして議会も真剣に考えているんだということをするためにやはり必要だと思いますけど、そういう方向でぜひ検討してもらいたいんですが、前向きに考えることができないですか。

○総務課長（寶永英樹君）

お答えいたします。

現在の条例定数150ですが、それ以前はたしか160の職員定数条例だったと思います。時代に合わせてということではないかも知れないですが、職員定数のほうも150という形で現在10削減の条例定数となっております。

先ほど申しましたように、定員管理計画については145というふうに定めております。その理由につきましても先ほど申しましたように、住民サービスを低下させないというところが一番の目的でございます。また、現在、定年延長も導入されております。令和14年度までには完全移行となっておりますが、それまでは2年に一遍定年者が発生するという形になってございます。その中で、定年延長になると、なかなか新規採用も採用数が少なくなっていくというところもございます。そういった中でも、一定数の職員を確保するためにも145というところを念頭に置きながら、今後またその条例定数の削減については、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

○13番（樺山一議員）

ぜひ、前向きな方向で進めていただきたい。165名から150名に削減したときは、保育所の閉鎖、それから町の行政の閉鎖と大幅に人員が削減することができたからできたと思うんですよ。だから、鋭意努力してそうしていかないと、やはり町民の税金で職員の方々の給料を払っていくわけですので、ぜひそういうのも努力していただきたい。以上です。

それから、次に移ります。あと一点、質疑をしたいと思います。

監査意見書について、監査意見書の19ページ、4、主たる契約について。

今、監査委員のほうから意見が述べられていると思いますが、この件について執行部はどのように考えていますか。これ、読んであるんでしょう。お願ひします。18ページ、契約について。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この監査委員の意見書にもございますように、今後、指名委員会において公平に対応するよう要望するという記載がございます。

これまで、一般質問あるいはその他の質疑等で答弁させていただいておりますが、公平・公正を念頭に、今後も指名委員会を開催してまいりたいと思いますし、意見書の内容を真摯に受け止め、指名委員会また指名の在り方についても考えていきたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

公平・公正に指名委員会をしていきたいと。公平・公正にされていないから、こういう41社であった中でその7業社が指名に入っていないという状況が起こると私は思うんですが、そうは思わないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

ここにつきましても、これまで何度も何度か答弁をさせていただいておりますが、指名願が提出されている全業者につきまして、全て満遍なく工事が行き渡っているかと考えれば、そうでないとも認識はしております。ですので、今後も、先ほど申しましたように公平・公正を念頭に、指名委員会の在り方、指名の在り方というのも考えてまいりたいと思います。

また、この内容についても真摯に受け止めて実施していきたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、やはり同じ税金を払っているわけです。例えば、業者が滞納すれば役場からすぐ差押えされる。そして、税金を払わないと証明がもらえないで他の事業に影響する。しかし、業者が行政を訴えるには、やはり国家賠償法、金かかる。そういうのをやっぱり念頭に置いて、やはり公平・公正な指名、仕事をしていただきたい。公平・公正じゃないから7件の指名漏れがあるわけですよ。

町長、6月議会と派閥解消とかそういう意見で一般質問等出ていました。町長の答弁で、この業者の指名だけがそれは派閥解消じゃない、まさにこれだけが派閥解消じゃないんですよ。しかし、この業者の指名、これが派閥をつくる90%ですよ。業者の業者、伊仙町、過去から全て業者と役場職員の選挙ですよ。そこを解決できれば、確実に派閥解消できます。

他町村で、伊仙町と同じぐらい選挙が激しくて、一期一期町長が替わっていた町村が大島にあるんですよ。そこは、現在、今町長をしているんですけども、その方が一期当選して、その次は無投票ですよ。やはり建設業者関係、それをやっぱりこ入れして平等にしていった。そういう経緯がありますので、この指名だけがそれは派閥解消じゃないんだけど、これが90%占めていると、私、

思っています。

そして、役場の職員の、例えば昇給というのか、そういう関係、そういうところを解決できれば、いや派閥はすぐ解消できますよ。そういうところをどのようにしようと、今、私の意見を聞いてどう考えていますか。

○町長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございます。

私が以前にもこういうような同じような質問があったときにお答えしましたのは、この業者だけが派閥解消の割合を占めているというふうに私は感じていなくて、90%もその派閥解消の問題点として業者が占めているという考え方ではなくて、いろんな場面で、町民の意見が町政の運営の中で生かされないと、または参画しようとしてもなかなか参画できないような環境があるのではないかという思いで、その参画できるような環境をどうつくり出していくかと、いろんな声が町政に届くような部分はなぜ届きにくいのかと。子育てにしても教育にしても、それから福祉にしても農業にしても、もっともっと地域の方たちの声が届くような、これは業者だけではなくて、他の方たちの声が届くような、そういう環境があつてこそ参画できるようなまちづくりができるかなと思っていましたので、今の90%が解消すればというその割合については、ちょっと私の中ではありませんでした。

また、これについて、なかなか難しい時間のかかる問題でしたら、今、他町の成功例等も紹介していただきましたので、その他町の成功例等も参考しながら検討していって、半歩ずつでも進めることができたら、それにこしたことないなと思います。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、私の言っているのが100%正しいわけじゃないんですが、やはりそういう方向に行くためには一步踏み出す勇氣が必要ですので、ぜひ、これからそういう方向、いい伊仙町に導くための方向に頑張っていただきたいと思います。

ここで私の質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○5番（牧本 和英議員）

令和6年度歳入歳出決算で1点だけ、すみません。

先ほど清議員が言っていた監査書の基金のところで、中山間ふるさと・水と土保全基金の1,000万ですが、これ下のほうに当初の役割を終えたと書かれているので、これどういったものだったのかお聞きいたします。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

この基金の活用、事業内容ですけど、調査・研究事業、地域住民の活動の土地改良施設や農地の

強化に関する調査、土地改良施設や農地の機能保全に資する広報等の研究、あとは保全活動を実践するための組織の構想化、啓発・普及等を行う事業となっております。

○5番（牧本 和英議員）

こういう基金が、せっかく今まであったのを、ちょっと自分も見ていなかったんですが、こういうのでいえば、今問題になっているそういうスプリンクラーの工事、付け替えちゅうかそういうのとか、また客土事業とか、そういうのに使える基金ではなかったんですかね。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

これは中山間地域における活動を支援するということで、過去に、馬根小学校の生徒たちで、その集落のふるさと探検隊ということで集落を回って点検活動をするとか、あとは花を植えたり、そういう活動であって、その更新事業とか客土とかには使えないような基金となっております。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。そういう見たら土地改良の何かとか書かれておったもんで、ちょっとそういうのでこういう基金を使って、半額助成とかそういうのができないかなと思って質問でした。とにかく、置いとったって何もならないので、やっぱりちゃんと利用できるようなお金にしていただきたいと思います。以上です。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時03分

---

再開 午後 2時20分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○11番（福留 達也議員）

例年、この9月議会において決算審査が行われております。いろんな決算書を見ながら、事業成果の効果検証をしたり、本日もあるようにいろんな視点から助言なり改善してくれという要望なり、いろんな様々な指摘が行われております。で、伺いたいのは、こういった決算審査した後に、いつも議会側から作る決算審査委員長報告というのがあります。これの取扱いですね。役場の町長はじめ幹部の課長さんはじめ、職員みんながこれをどのように捉えているのか、課長さんたちがきちんと指摘されたことを、一回その審査報告に対して、どのような取組をしているのか。ただただこう報告書がありました、はい聞きました、それで終わりなのか、検討しているのか。そこの辺り。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今決算審査終了後に委員長報告ということで報告がございますが、その報告内容について、もちろんそれぞれの課において、指摘事項であったり、改善・要望等については、検討・協議なされているものと認識しております。また、その結果、まだ改善がされていない、あるいはまだ要望等に応えられていないという部分につきましては、改めて協議してまいりたいと思いますし、早急に対応できるものに関しては早急に対応、また時間を要するものに関しては、善処していくように対応してまいりたいというふうに考えております。

○11番（福留 達也議員）

今、総務課長の答弁で、「各課でされていると思います」ということありますから、じゃあ、課長会みたいなのでこういったのを検討して、今言ったように、すぐにできること、なかなか時間がかかること、そういった仕分けをしながら、言ってみれば、こういった決算の報告は次年度の当初予算の編成に生かしていくわけであります。言ってみれば、来年の3月に出される令和8年度の当初予算、それを出すときに、この議会から出た委員長報告を検証して、自分たちはこういうふうに改善しました、ここはなかなか厳しいのでちょっと時間がかかりますとか、そういった感じの委員長報告に対する、議会に対する報告書、そういうのがまた出せたらいいと思いますけれども、そういういた考えはどうですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本決算の委員長報告に限らず、いろんな課題に対しては、課長会の中でも協議をさせていただいているとおり、早急に対応できるものに関しては早急に対応、また予算を伴うものに関しては、課長会の中でも検討課題というふうになって残して、善処して対応してまいりたいというふうに協議を行っているところであります。

また、議員、今ご指摘のございました委員長報告に対する執行部側からの対応状況といいますか、そういう報告に関しては、今後、取りまとめて提出していけるような形で、また検討させていただきたいと思います。

○11番（福留 達也議員）

ぜひ、議会から出すこういった報告書はうるさい指摘もあるし、だけれども、全体的に眺めてみれば、こういったふうにしたらいいんじやないかとか、その改善のポイントとか、助言的な意味合いが多いわけですから、ぜひ今度の3月は、委員長報告に対する報告書みたいな感じで、一緒に出していただければ、より執行部と議会とのつながりというのかな、そういったのも密になってくると思いますので、ぜひそういった点、検討していただきたいと思います。

監査意見書の9ページ、いろんな特別会計に対して、一般会計からの繰入金というのがあります。例えば、国民健康保険、これは歳出総額が10億700万と、それに対して一般会計から1億400万ですか、繰り入れられている。介護保険に関しては、総事業費が8億9,000万だと、そのうち1億4,300万は一般会計からだと。後期高齢に関しては、1億9,900万のところ、1億4,800万を一般会計から

繰り入れていると。ほーらい館に関しては、1億3,000万の事業費のうち半分の7,300万を一般会計から繰り入れていると。

最初、これを見ながら、監査意見書の2ページです。2ページの審査結果というところで、いろいろ（2）の国民健康保険から介護保険までありますけれども、全て黒字となっているという報告であります。これ実際には、一般会計からこのように繰入れをした結果、黒字であって積立ても行わわれていると。これ、どうも見ていて不思議だなと思いながら、いろいろ調べてみたら、法定内繰入れ、法定外繰入れというのがあって、法定内繰入れというのは、法律や政令、条例等で義務づけられている繰入れだと。例えば、国民健康保険会計の繰入れ、これは財政調整交付金等の算定部分は繰り入れなきやいけない、繰り入れなきやいけない義務ということですね。これ僕は、また、任意の判断で入れられるのが法定内繰入れ、それ以外のものが法定外繰入れ、法定外繰入れというのがまずいことなのかなと思っていたら、法定内繰入れの範囲内で繰り入れているから、これはむしろ当たり前のことだということが分かりました。

一つ思うのが、ほーらい館へ繰り入れているのは、これ法定内繰入れという解釈でよろしいですか。国民健康保険なり、介護保険なり、後期高齢者、これは法定内だと思うんですけど、ほーらい館はどうですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの福留議員の質問にお答えします。

他の特別会計とはほーらい館は異なりまして、法定内の繰入れという認識ではないところが、一般会計から助成されているという認識で正解かなというふうに考えております。

○11番（福留 達也議員）

じゃあ、残りの国保、介護、後期高齢、これは全て法定内繰入れという解釈でよろしいですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

法定内繰入れ、近年、法定外繰入れを行った特別会計はないというふうに認識しております。法定外繰入れを行った場合、清議員から幾つか質問があったんですけども、以前はペナルティーというものがございましたけども、今は法定外を繰り入れないことでの加算、インセンティブがございます。

○11番（福留 達也議員）

この法定外繰入れというのは、そういった問題もあるんですけれども、また自治体独自に行政サービスの一環でするところもあると。これはまた必要な部分でもあると。だから、ここが難しいところが、法定外繰入れをし過ぎるのはもちろんまずいんだけど、必要な部分もあると、そういう解釈であると思います。そちら辺りのバランスを取りながら、本当に進めていっていただきたいと思っておりました。

決算監査意見書の4ページ、年度別収入未済額調べですね。これ何回か聞いたことがあって、こ

の住宅使用料と農林水産業分担金、ここはいつも指摘されるところで、住宅は、先日、建設課長が頑張ってちょっと伸びてきていると、今後もいろんな取組をしていくと言って頑張ってほしいと思うんですけども。これ、耕地課長も本当に大変だと思うんですけど、実際、これ、土地改良を行ったときに、その受益者負担分を払ってくれないというのが、これは大きな理由なんですか、これは。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

ここ最近の土地改良事業については、大体払ってくれるんですが、過去の分担金、昭和時代からのがありますて、その辺のあたりの分については、今、死亡者、相続関係もありますて、売買等もあります。そういう観点から、ちょっと徴収は今難しい状況になっております。

○11番（福留 達也議員）

これ、僕が思っていたのは、農林水産業分担金です。令和4年度が徴収率が9.4%、令和5年度が上がって25.7%も徴収できたと。で、令和6年度が18.2%とまた下がってきておる。これの大半を占めるのが土地改良のその受益者負担だと思っていたんですけども、それは大概徴収されないと。これじゃあ、こんなに低い原因は何ですか、これ。どこから取れてこない。

○耕地課長（田中 勝也君）

この令和5年度の徴収済み1,400万というのは、現年度分の畠かんの負担金の分も含まれての金額になっており、4年度と6年度は、この滞納分だけの徴収額となっております。

○11番（福留 達也議員）

ちょっと分かりづらいんだけどね。要するに、なぜ農林水産業分担金として、その調定額として4,500万を計上しながら、徴収にできたのは4,500万のうち800万しか徴収できなかつたと。徴収率として18.2%だと。この大部分を占めるのは何ですかちゅうことですよ。

○耕地課長（田中 勝也君）

基盤整備、土地改良の部分でございます。

○11番（福留 達也議員）

さっきは土地改良の分担金は、ほぼ回収できたというから、じゃあ何ですかち聞いたんですよ。

○耕地課長（田中 勝也君）

現在この残っている分、過年度の滞納額の分となっております。

○11番（福留 達也議員）

今期の分に関しては、ちゃんと徴収できていると。今までの分がこうなってきているということ。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時38分

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（福留 達也議員）

私のちょっと誤解していた部分があつて、あれでしたけれども。直近というか最近、今年度にやつた分のその受益者負担分に関しては、まあ100%ではないけど大概回収できてきていると。これを見て、今年の分の令和6年度分のそういう負担金もきちんと払われてない、こういったことが行われているその原因は何か。それは、受益者というか、そういう人たちがその工事に対する不満があつたりとか、そういうことがあってこういうことになっているんじやないか。それじゃあ、そういうことをきちんと改善していって、徴収率向上に努めてほしいと、そういう運びだったんですけど。もともとは、ちょっと勘違いしていたもんですから。

だけど、全体的に見て低いということは、まあ、変わりはないと思いますので、今後、やはりいろんな課、連携しながら、建設課もいろんな専門を頼むとか、そういうことをやっておりますので、財政規模が非常に零細で自主財源が乏しいこの伊仙町、こういった税とか手数料とかこういったのは、本当にきちんと獲得して、いろんな他の予算に回せるような、そういうまちづくりをしていただきたい。以上で終わります。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について質疑をします。

17ページ、監査委員意見書の17ページの下のほうです。監査委員より、毎年同じくだりの意見が書かれています。この意見を見て、真剣にやはりこの一般会計の繰入れ等について、真剣に考えて対策は練っていますか。前年と比較して、今年度は一般会計の繰入れが少々減ってはいるみたいなんですけども、これを見て、もう万策尽きてこれだけなのか、これからどうするのか、考え方を聞かせていただきたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

樺山議員の質問にお答えします。

樺山議員がおっしゃるとおり、繰入金は少々減額しております。同時に、歳入のほうも5年度、6年度比較した場合には、6年度のほうが歳入は上がっておりました。

縮減金額で言うとおよそ700万から800万円の縮減になっております。で、毎年、監査委員から指摘されるように繰入金を減らすような努力ということで、プールの時間等の変更等も考慮しながら、今後、また縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○13番（樺山 一議員）

もう、ほーらい館がちょうどできて17、18年ぐらい経過していると思いますけど、当初は一般会計からの繰入れ3,000万円ぐらいでしたよ。それがどんどん年数がたつにつれて、まあ、会員が減ったのか経費が上がったのか、それは私はちょっと理解はしてないんですけど、もう7,000万を超えております。そして、経営の縮減をすれば、ほーらい館の営業を短くすれば、もちろん経営は縮減できますよ。一番経費縮減するには、ほーらい館を閉めたほうがいいということですよ、結果は。だから、そういうことをしないで、どう売上げを伸ばして、そして売上げが伸ばせなかつたら、「あ、ほーらい館は残しておかなければいけない」というイメージづくり、私、必要じゃないかと

思います。これから先、今17、18年、20年、25年と経過していくれば、設備の故障等が出てまいります。その予算づけ、議会から賛成してもらえなくなりますよ。そういうことを考えて、これからどのようにしていくれば、この一般会計からの繰入れが圧縮できると思いますか。それとも、できなかったら、どういうふうにしたら、町民からの「あ、ほーらい館は金がかかっても残しておかなければいけない」という賛同が得られるのか、考えがあれば伺いたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

閉めることでということであるんですけども、運営をしながら、費用削減等を考慮しながら運営は続けていきたいというふうに考えております。

今後についても、先ほど来ありますけども、ほーらい館の大規模改修を予定しております。おっしゃったように、築17年、8年たっておりますので、いろんなところで改修が必要となっております。令和6年度において、施設の修繕費が不用額として大きな額が上がっていたんすけれども、改修ということがあったので修繕を控えたという部分もあります。そのために、今財源の確保ということで財務とも話をしながら、今後、町長とも話をしたんですけども、今後10年、20年存続していく施設、そして健康増進施設ということでもあるので、今年度より事業を取り入れて、健康に資する施設っていう立証ができるか、数字上でということを検証していきたいと考えておりますので、その事業も同時に進めて、今後の方向性に取り入れていきたいというふうに考えております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、鋭意努力していただきたい。そして、町民の改修費用が、ほーらい館の改修費用が認められるような形で、大規模改修が町民の賛同を得られるように頑張っていただきたい。そして、私、ほーらい館の会員になって、毎日7時半頃、大体週に4日間ぐらいはほーらい館行っています。もう全然いない。私一人がサウナのところに貸切りで入っている場合も多々ある。こういう、やはり人を呼び込まなければ、私、例えば、後期高齢者の方は、やはりサービスで入れてもいいんじゃないかなと思う。お金を取らなくても、そのほーらい館のにぎわいが取り戻せれば。そういう財源を、総務課長、過疎債とかそういうのをして、そういう方々に無料で入ってもらう、そういう財源は探せないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員ご指摘のように、後期高齢者に対するほーらい館の利用料無料という考え方もちろんあるかとはございますが、財源の乏しい本町におきましては、なかなか難しいというところも実情でございます。

また、そういったのに利用できるいろいろな事業債等があるかというご質問でございますが、ちらのほうも、今後、利用可能な事業も含めて検討する必要、余地はあるかとは思いますが、このほーらい館の利用について、まずはほーらい館の独自の運営努力で、さらなるレッスン教室等の充

実による魅力づくりというところも含めまして、まずは利用者を増やす、会員数を増やす、ほーらい館における自主財源を増やしていくという努力も必要かとは思いますので、そういったところも考えながら、今後また進めていきたいとは思います。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、後期高齢者の方々にただで入っていただいて、今現在、75歳の以上の方々が何人会員になってそして利用しているか、統計でも取って、幾らぐらい金がかかるか、そして例えば、無料になればやはり会員が増えると思います、入ると。そういう人たちの金額も計算して、幾らぐらいかかるのか、ぜひ、試算していただきたい。そうすれば、やはり今、伊仙町長寿子宝とうたっています。長寿の方々、年老いている方々にどういう恩恵があるのか、目立った恩恵が、私、あるのかないのか、最近分からんんですけど、そういう方々に優しいまちづくり、町長、していただきたい。

そしてこの間、ほーらい館がクーラーか何かの故障したときも、後期高齢の方、もちろん町外の方だったんですが、まあ修理代を出していただいたりという経緯もありますよね。だから、そういうやはり年寄りの方々に優しくすれば、確実にそういう方々が助けてくれます。ぜひ、そういう方向でも考えて、ぜひこのほーらい館を活況・盛況させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

次の会議は、9月19日に行います。日程は本会議です。お疲れさまでした。

この後、議会運営委員会を開きますので、運営委員の皆様は議長室にお集まりください。

散会 午後 2時55分

# **令和 7 年第 3 回伊仙町議会定例会**

**第 7 日**

**令和 7 年 9 月 19 日**



令和7年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和7年9月19日（金曜日） 午後2時02分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 認定第1号 令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員		

1. 欠席議員（1名）

14番 美島盛秀 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稻田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稻田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開会（開議） 午後 2時02分

○議長（前 徹志議員）

ただいまより本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 認定第1号 令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第2 認定第2号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第3 認定第3号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第4 認定第4号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第5 認定第5号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第6 認定第6号 令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前 徹志議員）

日程第1 認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3 認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（杉山 肇議員）

令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。去る令和7年9月9日に当特別委員会に付託されました令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算は、9月12日から9月18日までの4日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

まず、9月12日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む11名で令和6年度決算に係る主な箇所について現地調査を行い、町長をはじめ担当課長並びに担当職員から詳細な説明を受けました。

調査場所は、喜念小学校新校舎、喜念浜海浜公園、ミンツキ遺跡、義名山公園総合グラウンド、鹿浦小学校の仮校舎として使用している旧農業高校までの全5か所の調査を行いましたので、主な事項について報告と要望をいたします。

令和6年度において実施された喜念小学校屋外教育環境施設整備事業では、主にグラウンド、排水工事、外構工事が行われていますが、事業費の都合により、当初予定されていた旧幼稚園建屋の解体工事の中止、教職員専用の駐車場を含む一部通路が未舗装の状態であり、旧幼稚園は昭和62年に完成され築38年が経過、外壁は欠損し、床は腐食した状態でとても使用できる状態ではなく、台

風などによる二次被害も想定される危険な状態であると感じられたため、早急な対応を講じるとともに、子どもたちや教職員が安心・安全に過ごせる環境整備に取り組まれるよう要望します。

次に喜念浜海浜公園について、平成16年度から5か年計画により遊歩道、展望デッキ、ロッジ、駐車場、公衆トイレなどの整備が行われた当公園は、太平洋を一望できる町内有数の景勝地であり、またウミガメの産卵地としても知られる希少な観光資源となっていますが、整備から15年以上経過していることにより、遊歩道の亀裂や展望デッキの屋根部分の腐食、雑木による景観が損なわれている箇所などが見受けられるため、早急な対応が必要だと感じられました。

また、喜念浜は闘牛のトレーニング場所としても利用されていることから、ウミガメの産卵箇所の注意喚起徹底と海岸への入り口は、観光客と牛との降り口を分けて整備するよう要望するとともに、宿泊施設として指定管理を行っているロッジについて、今後の財産負担を鑑み、償還期限後は払下げなども検討されるよう申し添えます。

次に、町内遺跡発掘調査など事業についてミンツキ遺跡を視察しました。本町の高等教育フィールドワーク推進事業を活用し、熊本大学より教授と学生一行が研究の一環として発掘調査を行っておりました。1.5メートルほどの発掘先からは、昔の水田跡の土層やカムイヤキの破片も発見され、先人たちの生活様相や農業の痕跡など、今回の調査によって新たな発見もあったとのことありました。

また、9月6日には町内の子どもたちを対象に歴史や文化を学ぶ発掘調査体験も開催するなど、大学生と地域との交流を深めるすばらしい取組だと感じられましたので、今後も継続的に実施されるよう申し添えます。

最後に、鹿浦小学校が仮校舎として使用している旧農業高校跡地を視察しました。夏休み期間に引っ越し作業を行い、2学期より仮校舎での学校生活がスタートし、毎日往復1回のスクールバスで登下校も問題なく、子どもたちも楽しく過ごしているとの説明であり、教職員の先生方から指摘もあったように、音楽室、特別支援教室の照明が少し暗いように感じられましたので、基準に適した照度を確保し、快適な学校生活が送られるよう対応を求めます。

次に、9月16日から17日までの2日間、本議事堂で行われた令和6年度決算審査特別委員会の室内審査において、委員より指摘や要望のあった主な重点事項について報告いたします。

まず、歳入に関し、監査委員意見書にも指摘のとおり、限られた自主財源の本町にとって、町税収入などは町財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の観点からも一層の努力が求められると同時に、後年度以降の財政運営が非常に厳しいものになると予測されていることから、各種事業の峻別を行い、思い切った削減策を講じる必要性も感じられます。

また、徴収対策については本町にとって長年の課題となっている住宅使用料や農林水産業分担金滞納分について、弁護士などと協議を行い、早期解決に向け全力で取り組まれるよう要望します。

令和6年度のふるさと納税、ぎばらでえ伊仙応援寄附金について、納税実績として約4,600万円であり、前年度と比較しても大幅な減少となっています。減少要因について十分に検証し、他自治

体の成功例を参考に本町返礼品の課題や必要に応じた専任職員の配置などを検討し、より一層ふるさと納税の増額に努めること、また、これまで本町ふるさと納税の返礼品として人気であったふるさとレストラン食事券については、関東圏のみでなく、関西圏への展開も視野に検討すること。

次に、歳出に関し、起業支援補助金を活用し、阿権浜しぜん館を拠点に子育て世代への環境教育や島の魅力を発信するすばらしい取組が行われているとのことであります、町民への積極的な周知を行うよう要望します。

次に、指定難病者旅費助成事業について、令和6年度においては4名、8回の助成が実施されたとのことでありますが、本事業は1名に対し年間2回までの助成上限が定められているのが現状であります。

現在、本町には72名の該当者がいることを鑑みると、果たして十分に事業が浸透されているのか懸念が残ることから、周知方法や助成の制限について再度検討されること、また、当該事業のみならず、申請などの事務手続においては、できるだけ簡素化し、町民へ寄り添った事業遂行の在り方を検討されるよう要望します。

次に、健康増進事業について「長寿と子宝のまち」を掲げる本町にとって、特定健診は町民の命を守る上でも非常に重要な事業であります。広報誌や様々なイベントなどを活用するなど積極的な受診勧奨を行い、病気の早期発見、早期治療につなげられるよう努めていただきたいと思います。

次に、監査委員意見書において指摘のあった、契約に関する指摘事項については、これまで議会においても度々疑念を持たれている事案であります。高い落札率、安易な随意契約、指名入札の在り方など、職員は公務員としての責務を自覚し、常に公平かつ公正な姿勢で業務に遂行されるよう要望します。

次に、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計について、開館から17年が経過した同施設は、島内唯一の健康増進施設であり、町民の憩いの場としても非常に重要な役割を担っているものの、会員の減少や経年劣化による維持費負担の増大によって、一般会計からの繰出金は令和5年度に比べ、僅かに減少しているものの、今後施設の大規模改修なども見込まれていることから、経費の効率的な活用を図る意識が不可欠であります。

委員より、後期高齢者などへ対し、利用料助成を行うことで会員増加が見込めるのではないかとの意見があつたことなどを含め、検討されるよう要望します。

最後に、議会からの指摘事項や要望などは真摯に受け止め、本委員長報告の取扱いについては、課長会をはじめ全職員に共有し、改善を図るよう努めるとともに、よりよい財政計画の下、職員一人一人が常に危機意識を持ち、健全な財政運営に努めるよう要望します。

また、委員長報告に対する措置状況について議会への報告も行っていただくよう申し添えます。その他、詳細な質疑や指摘事項につきましては、皆様ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望・意見改善状況につきま

しては、今後、議会において検証いたします。執行部におかれましては、改善対応を要望いたします。令和6年度一般会計歳入歳出決算他5特別会計決算について、本委員会ではそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年9月19日、決算審査特別委員会委員長 杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和6年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第5号に対する委員長報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第6号に対する委員長報告は認定です。

認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和6年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

△　日程第7　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前　徹志議員）

日程第7　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日

程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △　日程第8　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前　徹志議員）

日程第8　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉　会　午後　2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長　前　徹　志

伊仙町議会議員　美　島　盛　秀

伊仙町議会議員　井　上　和　代